

国立精神衛生研究所編

精神衛生資料

第 12 号

昭和 40 年

特集 諸外国における
精神衛生に関する法令集

第 1 卷

精神衛生問題研究会

序 文

国立精神衛生研究所においては、昭和27年創設以来その研究活動の成果たる研究論文集「精神衛生研究」及び、精神衛生に関する内外の各種統計資料を収集した「精神衛生資料」を毎年刊行されておりますが、その頒布を希望する方が、年々増加し、予算の関係等でそのすべてに應ずることができないため、当研究会に対し実費頒布のことを依頼されました。今回はとりあえず「精神衛生研究14号、及び「精神衛生資料12号」を当研究会において増刷頒布することに致しましたが、既刊行分についても御希望がありますので、今後は、テーマごとに再編集して刊行するよう計画しております。皆様から御意見等をお寄せ下さるようお願い致します。

昭和41年10月1日

精神衛生問題研究会会長 井 村 恒 郎

まえがき

近年精神医学の進歩、治療法の変化にともない、精神障害者対策も大きな転換を示している。すなわち、欧米諸国においては、精神障害者の社会復帰、地域対策が法律により定められ、その上に立って行政的活動がすすめられている。

わが国においても、昨年6月精神衛生法の改正により、在宅精神障害者の訪問指導と通院患者の医療費の公費負担が決定された。これも世界の趨勢に従った改正の第一歩といえよう。また一部の精神病院では熱心に社会復帰活動が行われている。

しかし、諸外国の例でもわかるように、このような活動が十分な成果を挙げるためには、一貫した医療体系が確立するような、法律の抜本的な改正と、国家的な行政施策の強化及びそれに伴う必要な施設の整備と人材の確保が不可欠の条件である。

わが国の現状は法律的にも、行政的にも極めて不十分であり、その改善は緊急に行われなければならない。

このばあい、諸外国の法律、条令などに関する知識や、行政の概要を知っていることは非常に参考になるであろう。ところがそれらの法律は国会図書館、大学、厚生省その他に必ずしも整備されておらず、また邦訳されたものもない。

われわれは厚生省、日本精神神経学会、精神衛生審議会その他の御要望もあって、できうる限りの諸外国の法律を整備し、翻訳することとした。現在未だこの仕事にとりかかったばかりであるが、わが研究所の一事業として、今後一層努力するつもりである。

国立精神衛生研究所

精神衛生資料 第12号 目 次

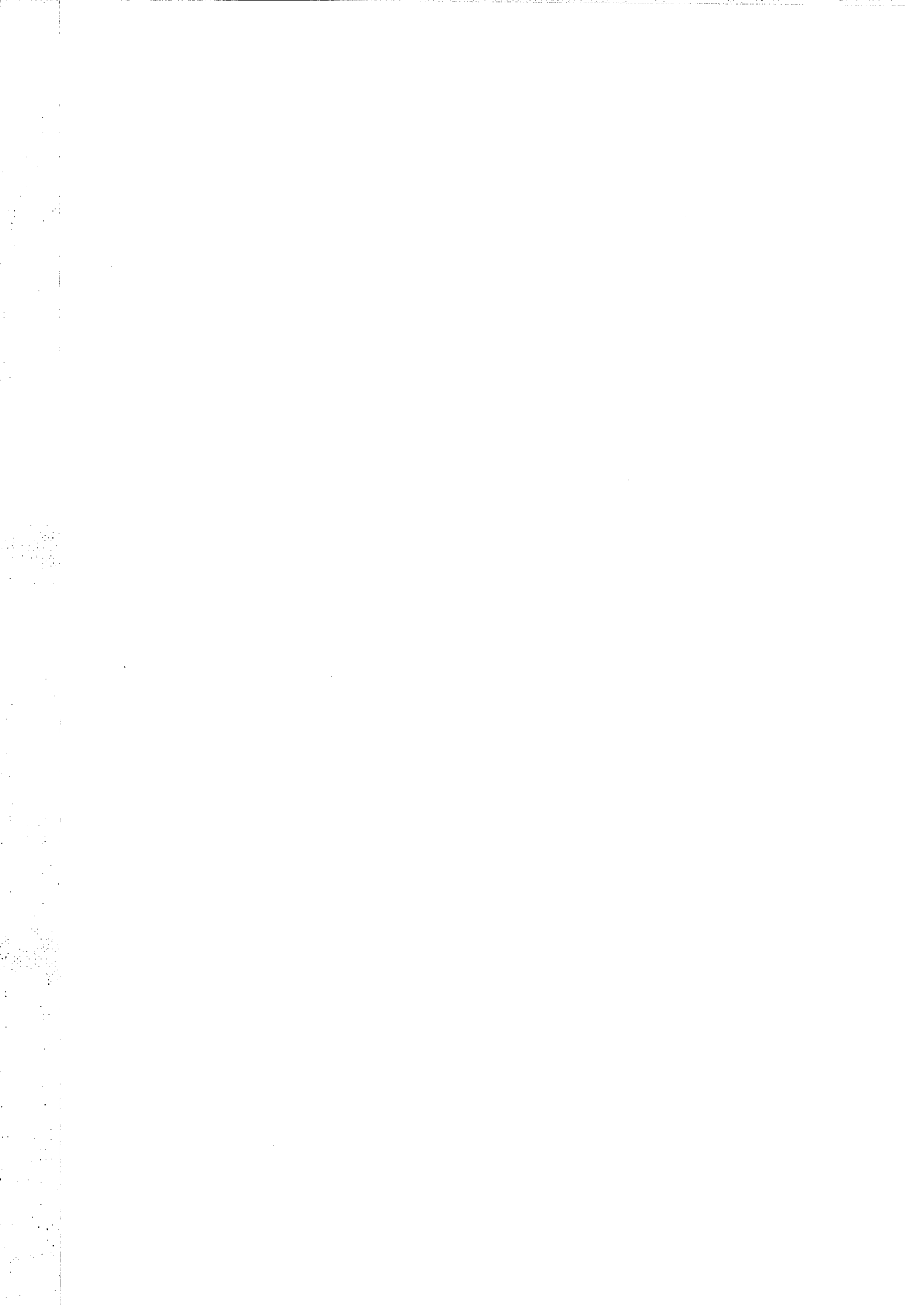
まえがき

ニューヨーク州精神衛生法及び一般命令..... 3

ノルウェー精神衛生法..... 201

フィンランド精神衛生法..... 217

あとがき 224



STATE OF NEW YORK
ニ ュ ー ヨ ー ク 州
DEPARTMENT OF MENTAL HYGIENE
精 神 衛 生 局

MENTAL HYGIENE LAW
精 神 衛 生 法

AND
及 び

GENERAL ORDERS
一 般 命 令

State Hospitals Press
州 立 病 院 印 刷 部

Utica, New York
ウ チ カ , ニ ュ ー ヨ ー ク

1965年2月1日

「精神衛生法、一般命令及び関係規則」の刊行は大部なので、2巻に分けた。1つは「精神衛生法及び一般命令」から成り、「精神衛生関係規則」は別冊になっており、いずれも索引がついている。

毎年全部を再印刷する手間を省くため、いずれもルーズリーフ形式で発行されている。変更及び追加ページは、毎年挿入ページの指示をつけて発行する。

目 次

章及び条

第 1 章 略称 ; 定義	13
第 1 条 略 称	13
第 2 条 定 義	13
第 2 章 精神衛生局	16
第 3 条 精神衛生局 ; 局長	17
第 3 - a 条 老人業務顧問 (consultant on services for the aged)	17
第 3 - b 条 精神衛生審議会 (mental hygiene council)	18
第 4 条 局 の 組 織	18
第 5 条 局 の 事 務 所 ; 職 員	19

第 6 条	局章の使用	19
第 7 条	局長及び局の一般的権能 (power) 及び義務 (duty)	19
第 8 条	精神科診療所 (psychiatric clinics) の許可	21
第 9 条	精神科診療所に関する局長及び局の権能及び義務	22
第10-a 条	患者の移送	23
第10-b 条	特別の内科的又は外科的治療のための医療センター (medical center for special medical or surgical treatment)	24
第 11 条	局の州立施設の管理	24
第11-a 条	矯正局に対する精神医学的及び心理学的サービス	25
第 12 条	州立施設に関する局及び局長の特定の権能	25
第 13 条	立入検査 (official visit)	27
第 14 条	定められた施設の立入検査	27
第 15 条	患者の通信に関する規則	28
第 16 条	年次報告書に入れるべき事項	28
第 17 条	施設の管区, 限定方法 (institutional districts ;how defined)	28
第 18 条	施設の管区の変更	28
第 20 条	患者及び収容者の記録	29
第 21 条	局に情報を提供すべき施設	29
第 22 条	将来精神病患者, てんかん患者及び精神薄弱者に必要なものを局で準備すること	29
第 23 条	外国人 (alien) 及び非居住者で精神障害のあるものの国外追放 (deportation) 及び退去 (removal); 局長の権能及び義務	30
第 24 条	保護, 扶養及び医療に関する親族の義務	31
第 25 条	施設への証明及び入院までの抑留に関する局の権能	33
第 26 条	局長又は局の権能及び義務, 実施法	34
第 27 条	精神科医の資格証明, 精神科試験審査会 (board of psychiatric examiners)	34
第 2-A 章	精神衛生事業に対する連邦援助	36
第 28 条	特定の連邦補助金 (federal-aid money) を執行するための州機関として指定された精神衛生局	36
第28-a 条	局長の権能	36
第28-b 条	基金の保管及び支払	36
第28-c 条	各機関に対する割当	37
第 2-B 章	精神衛生施設改善基金 (MENTAL HYGIENE FACILITIES IMPROVEMENT FUND)	38
第 29 条	定 義	38
第29-a 条	精神衛生施設改善基金	39

第29-b条	基金の目的	40
第29-c条	基金の一般的権能及び義務	41
第29-d条	精神衛生局との関係	42
第29-e条	基本建設計画	42
第29-f条	建設契約の締結	44
第29-g条	基金の財源	46
第29-h条	貸付協定	48
第20-i条	精神衛生施設の管轄；維持及び修理	49
第29-j条	基金による及び基金に対する訴え (actions by and against actions)	50
第29-k条	基金の金銭及び財産の免税	50
第29-l条	他の州機関からの協力及び援助	51
第29-m条	理事の年次報告	51
第29-n条	一部憲法に違反する又は無効であっても影響されない条項	51
第29-o条	他の法の矛盾した規定の排除	51
第 3 章 局の州立施設に適用される一般規定		
第 30 条	局の州立施設の監察委員 (visitors)；任期	52
第 31 条	監察委員の任免	53
第 32 条	監察委員会 (board of visitors) の権能及び義務	53
第 33 条	施設の長；出納役	54
第 34 条	施設の長の権能及び義務	55
第 35 条	四半期会議	59
第 36 条	職員の手給	60
第 37 条	経費の見積；非常予備金	60
第 38 条	出納役の権能及び義務	60
第 39 条	施設に帰すべき金銭を回収するための訴え (action)	62
第 40 条	返 済 (refund)	62
第 41 条	事務官 (business officer) の一般的権能及び義務	62
第 42 条	購入及び契約	63
第 43 条	宣 誓	63
第 44 条	精神衛生局長，州立施設の監察委員又は官吏に対する訴え (actions)	63
第 45 条	州立施設に対する州慈善援助監察委員 (state charities aid visitors)	63
第 46 条	購入又は指定による不動産の取得	64
第 47 条	局長の基本計画立案義務	67
第 49 条	施設の土地を通る街路及び鉄道	68
第 50 条	患者の動産の一時保管	68

第 50 条	患者の資金に対する利子積立	68
第51-a 条	補佐人 (committee) の任命を当然申請すべき財産の発見	68
第 52 条	施設への入院前の特定の者の診察費の支払	69
第 53 条	人を逮捕し、拘禁し、施設に移送する保安官 (peace officer) の権能及び義務	69
第 4 章	州立病院の管理及び業務に特に適用される規定	70
第 60 条	州立病院	70
第 63 条	Kings Park , Brooklyn , Manhattan 及び Central Islip 州立病院に引に続き 適用される特別の規定	71
第 64 条	Manhattan 州立病院; 財産の賃貸借	71
第 64a 条	Manhattan 州立病院; 波止場, 連絡船及び死体の除去	72
第 5 章	精神病者の証明, 拘束, 扶助及び退院 (CERTIFICATION, CUSTODY, MAINTENANCE AND DISCHARGE OF THE MENTALLY ILL)	73
第 70 条	入院手続	73
第 71 条	任意入院 (voluntary admission), 略式入院 (informal admission)	74
第 72 条	衛生官 (health officer) 又は地域精神衛生委員会事務局長 (director of community mental health service) の証明による入院	75
第 73 条	1 人の医師の証明書による入院	76
第73-a 条	2 人の医師の証明書による入院	76
第 74 条	裁判所の証明 (court certification) による入院	78
第 75 条	不完全な裁判所の命令による緊急入院 (emergency admission)	80
第 76 条	手続及び証明命令の再審 (review)	81
第 77 条	証明の費用	82
第 78 条	患者が正気であると分った場合又は証明されなかった場合の経費	82
第 79 条	公認の私立施設の保護及び医療に対する支払能力が十分でない精神病者の保護 及び扶助の責任	83
第 80 条	公認の私立施設の保護及び医療に対する支払能力が十分ある精神病者の保護 及び扶助の責任	83
第 81 条	精神病に関する地方官吏の義務	83
第 82 条	補佐人その他の者が精神病者を保護する義務; 危険な精神病者の逮捕及び監禁	87
第 85 条	局の州立病院の精神病患者のうち特定の危険なものを Manhattawan 州立病院 に証明するための手続	88
第 86 条	精神病者の保護及び医療に対する調査	90
第 87 条	患者の退院	90
第 88 条	退院又は仮退院 (convalescent status) を認められた患者に支給すべき衣服及び 金銭	92

第 87 条	精神病のインディアン	92
第 5-A 章	無能力者の補佐人 (COMMITTEE OF INCOMPETENT)	93
第 100 条	権 限	94
第 101 条	無能力の宣告手続及び補佐人の選任 (総則)	95
第 102 条	州立施設の患者に関する手続	97
第 103 条	補佐人が提供すべき保証 (security)	98
第 104 条	他州の補佐人	99
第 105 条	任命書; 手続を受取る書記の指定	99
第 106 条	補佐人の義務及び権能	99
第 107 条	金庫及び保護預り箱の検査及び棚おろし	100
第 108 条	無能力者の財産の発見	100
第 109 条	補佐人の報酬	100
第 110 条	補佐人の年次決算	101
第 111 条	年次決算の監査	101
第 112 条	補佐人の解任 (removal), 任務終了 (discharge), 辞任 (resignation) 及び任 務停止 (suspension)	102
第 113 条	中間及び最終決算	103
第 5-B 章	合衆国退役軍人保護院 (UNITED STATES VETERANS' ADMINISTRATION) の無能力の退役軍人及び未成年 (infant) の被後見 人 (wards) に関する手続	104
第 115 条	定 義	105
第115-a条	適 用	105
第115-b条	被後見人の数の制限	105
第115-c条	申請書 (petition); 内容	106
第115-d条	統一手続	106
第115-e条	未成年又は無能力の一応の証拠 (prima facie)	106
第115-f条	通 知	106
第115-g条	保証金 (bond); 保証人 (sureties)	106
第115-h条	決 算	107
第115-i条	決算不履行その他の理由による後見人の解任	108
第115-j条	後見人の報酬	108
第115-k条	後見人の投資	109
第115-l条	扶養及び扶助 (maintenance and support)	109
第115-m条	書類の整理保管及び記録並びに公記録の謄本の交付	109
第115-n条	無能力の退役軍人の収容	110

第115-o条	後見人の任務終了 (discharge)	110
第115-p条	自由解釈	110
第115-q条	解釈の統一	110
第115-r条	この章の一部の無効	110
第115-s条	退役軍人保護院を利害関係人とみなすこと	111
第115-t条	別個に保管すべき資金	111
第115-u条	手続係属の通知, 効果	111
第 6 章	精神薄弱者及び精神薄弱者施設に関する特別の規定	113
第 120 条	精神薄弱者 (mental defectives) のための州立施設	113
第 121 条	入所手続	114
第 122 条	任意入所	115
第 123 条	1人の医師又は1人の心理学者の証明書による入所	115
第 124 条	裁判所の証明による入所	116
第 125 条	手続の再審	118
第 126 条	証明の費用	119
第 127 条	コロニー (colonies)	120
第 128 条	精神薄弱者の保護及び扶助の責任	121
第 129 条	補佐人その他の者が精神薄弱者を保護する義務	121
第 131 条	精神薄弱者の保護及び医療の調査	122
第 132 条	仮退所 (convalescent status)	122
第 133 条	施設患者の退所及び経費の支払	122
第 134 条	退所又は仮退所 (community status) を認められた精神薄弱者に対する衣服及び金銭	123
第 135 条	特定の危険な精神薄弱者を矯正局 (department of correction) 管轄下の精薄非行者 (defective delinquents) 施設に証明するための手続	123
第 136 条	この章の適用	125
第 6-A 章	クレイグ・コロニー病院 (Craig Colony and Hospital) に関する特別の規定	132
第 150 条	コロニー病院の設置及び目的	132
第 151 条	入院手続	132
第 152 条	任意入院	133
第 153 条	1人の医師の証明書による入院	134
第 154 条	裁判所の証明による入院	134
第 155 条	手続及び証明命令の再審	136
第 156 条	証明の費用	137

第 157 条	患者がてんかんでないとわかった場合又は証明されなかった場合の費用	138
第 158 条	困窮者 (the poor and indigent) 以外のでんかん患者の保護及び扶助の責任	138
第 159 条	仮退院 (community status)	138
第 160 条	患者の退院及び移送	138
第 161 条	輸送費	139
第 162 条	退院又は仮退院 (community status) を認められた患者に対する衣服及び金銭	140
第 163 条	患者の財産	140
第 8 章	州立病院組織の職員退職 (RETIREMENT OF OFFICERS AND EMPLOYEES OF THE STATE HOSPITAL SYSTEM)	141
第 170 条	定義	141
第 171 条	退職基金 (retirement fund) の創設; 管理及び運営	141
第 172 条	職員の退職	142
第 173 条	退職の手續; 身体障害	142
第 174 条	負傷に起因する障害による退職	143
第174-a条	年金その他の給付の支払禁止	144
第174-b条	選 択	144
第 175 条	勤続期間; 計算方法	145
第 176 条	退職基金への拠出	146
第176-a条	組合員の拠出金の軽減; 死亡加算給与	146
第 177 条	職員の過失によらない退職の場合における払戻し; 死亡の場合における支払	147
第 178 条	拠出不履行による年金受給権の喪失	147
第 179 条	州出納役の退職基金への払込; 保険数理評価 (actuarial valuation)	147
第 180 条	退職審査会 (retirement board) の創設	148
第 181 条	診 察 医	148
第 182 条	申請用紙	148
第 183 条	運 営 費	148
第 185 条	州の監督	149
第 186 条	法律顧問	149
第 8-A 章	地域精神衛生事業法 (COMMUNITY MENTAL HEALTH SERVICE)	150
第 190 条	略称及び目的の宣言	150
第190-a条	地域精神衛生事業	150
第190-b条	地域精神衛生委員会 (community mental health board); 設置	151
第190-c条	地域精神衛生委員会; 権能及び義務	152
第190-d条	地域精神衛生委員会事務局長 (direction of community mental health service)	

	権能及び義務	152
第190-e条	地域精神衛生委員会事務局長；報酬，解任（removal）	153
第190-f条	市又は郡の責任	153
第190-g条	合同精神衛生事業	153
第190-h条	任命の資格	154
第190-i条	定 義	154
第 191 条	州の補償（state reimbursement）を受ける市又は郡の資格	154
第191-a条	州の補償の決定	155
第191-b条	手数料；地方衛生部の経営する相談所；保留条項	156
第 9 章	薬物嗜癖（DRUG ADDICTION）	157
第 200 条	目的の宣言	157
第 201 条	薬物嗜癖審議会（Council on drug addiction）	157
第 202 条	局の薬物嗜癖室（drug addiction unit）；局長の特別補佐	158
第 203 条	薬物嗜癖及び薬物嗜癖者に関する局長の権能及び義務	159
第 204 条	薬物嗜癖者のための特別の病院施設	160
第 205 条	薬物嗜癖者の特別施設への任意入院	160
第 206 条	裁判所の証明又は執行猶与（on probation）による薬物嗜癖者の入院	160
第 207 条	特定の薬物嗜癖者についての後保護（after care）及び監督	163
第 208 条	麻薬嗜癖逮捕者拘置法（The arrested addict commitment act）； 標題	163
第 209 条	定 義	164
第 210 条	抑 留（detention）	164
第 211 条	特定の麻薬犯罪（narcotic crimes）のため逮捕された被告人についての裁判前 の手續	165
第 212 条	非麻薬犯罪（non-narcotic crimes）のため逮捕された被告人についての裁判前 の手續	167
第 213 条	麻薬嗜癖者の拘置（commitment），後保護及び棄却（dismissal of charges）	168
第 214 条	決定は有罪宣告ではないこと（determination not a conviction）	170
第 215 条	適用年月日	170
第 216 条	分 離条項	170
第 10 章	雑 則	171
第 220 条	精神医学研究所（psychiatric Institute）	171
第 221 条	Syracuse 精神病院（rsychiatric Hospital）	172
第 222 条	精神薄弱研究所（pesearch institute for mental retardation）	172
第 223 条	アルコール中毒者（inebriates）の証明	173
第 224 条	私立施設の許可	175

第 225 条	人身保護の勧告	176
第 226 条	人身保護令状 (habeas corpus)	176
第 227 条	保護のため人を州内に不法に連れこむこと	176
第 228 条	精神衛生施設内患者の出産及び同施設内患者の子供の保護	177

一 般 命 令

番号	標 題	
1	施設の管区	179
2	任意患者	179
4	入院に際し患者に知らせるべき事項	180
5	略式入院	180
10	執行令状の送達	181
11	謄本の手数料	182
21	保護拘禁及び隔離 (protective restraint and seclusion)	183
22	患者の仮退院 (Convalescent Status, Community Status) 及び脱走	183
23	事故, 障害, 脱走, 自殺及び急死	185
24	患者の入院及び移送	186
25	患者への面会	188
26	患者の通信	188
27	被告人の検査のため局長が証明する病院	189
41	危険な患者の証明の申請	189
42	特別解放審査会 (special release committee)	190
51	精神病者, 精神薄弱者及び精神的無能のてんかん患者のための私立施設に対する許可及び規則	190
52	公認の私立施設に関する医療検査官 (medical inspector) の義務	191
53	すべての公認施設における火災予防	192
54	すべての公認施設における記録及び報告	193

付 録

精神疾患分類の集約表 (Condensed Form of Classification of Mental Diseases)	194
--	-----

精神衛生法

精神病患者、精神薄弱者及びてんかん患者に関する法律。統一法第27号となる。

- 第 1 章 略称；定義（第 1， 2 条）
- 第 2 章 精神衛生局（第 3 - 27 条）
- 第 2 - a 章 精神衛生事業に対する連邦援助（第 28 - 28 - c 条）
- 第 3 章 局の州立施設に適用される一般規定（第 30 - 53 条）
- 第 4 章 州立病院の管理及び業務に特に適用される規定（第 60 - 65 条）
- 第 5 章 精神病患者の証明、拘束、扶助及び退院（第 70 - 90 条）
- 第 6 章 精神薄弱者及び精神薄弱者施設に関する特別の規定（第 120 - 136 条）
- 第 6 - a 章 精神衛生における各州間の協力（第 141 - 145 条）
- 第 7 章 クレイグ・コロニー病院に関する特別の規定（第 150 - 164 条）
- 第 8 章 州立病院組織の職員の退職（第 170 - 186 条）
- 第 8 - a 章 地域精神衛生事業法（第 190 - 191 b 条）
- 第 9 章 雑則（第 200 - 206 条）

第 1 章

略 称 ・ 定 義

第 1 条 略称

第 2 条 定義

第 1 条 略 称

この法律は、「精神衛生法」と呼ぶ。

第 2 条 定 義

この法律中次に掲げる用語は、別段の定めのある場合、又は前後の関係若しくは問題の事柄から別の意味に解釈する必要がある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。

1. 「局（Department）」とは、精神衛生局をいう。
2. 「局長（Commissioner）」とは、精神衛生局長をいう。
3. 「施設の長（Director）」とは、局の施設の管理者をいい、この改正条項施行の際、現に施設の所長（superintendent）の職を保有している者を含む。この法律、又は他の法律、又はこの法律若しくは他の法律に基づいて作られ若しくは公布された規程、命令又は規則において、「所長 superintendent」その他管理者を指す名称が使用された場合は、「施設の長」と同意義とする。
4. 「施設（Institution）」とは、精神病患者、精神薄弱者又はてんかん患者の保護、医療又は拘束（custody）を行なうことを法律によって認められた病院、癲狂院（asylum）、学校、建物、家屋又は収容所（retreat）をいう。
5. 「患者（Patient）」とは、この法律の定めるところに従い、施設に証明され又は入院さ

せられた者をいう。

6. 「保護及び医療 (care and treatment)」とは、患者に給付される食物、衣類及び扶助 (maintenance)、並びに内科的治療、外科的処置、看護及び投薬をいう。

7. 「家族ケア (family care)」とは、州立施設の子精神病又は精神薄弱の患者自身の家族以外の家族が、施設の長の委託を受けて行なう患者の保護をいう。

8. 「精神病患者 (mentally ill person)」とは、精神疾患 (mental disease) におかされた者で、その程度が自身若しくは他人の福祉又は地域社会の福祉のために保護及び医療を必要とする程度のものをいう。

9. 「精神薄弱者 (mental defective)」とは、出生時又は幼児期から自身及び自己の用を処することができない程度まで精神的欠陥 (mental defectiveness) におかされた者で、自身若しくは他人の福祉又は地域社会の福祉のために監督 (supervision)、管理又は保護を必要とするものをいうが、この法律が定めるような精神病患者施設への保証を必要とする程度の精神病又は不健全な精神状態 (unsound mind) のものは含まない。

10. 「てんかん患者 (epileptic)」又はこの法律においててんかん患者としての対象にしている者は、医学用語でいうてんかんにおかされた者で、その程度が自身若しくは他人の福祉又は地域社会の福祉のために施設における保護及び医療を必要とする程度のものをいう。

14. 「居住者 (Resident)」

(a) 以下に詳記した条件のもとに、州内に引続き1年間居住する者 (18才未満の未成年者で、その未成年者の両親又は法律上の保護者が州内に引続き1年間居住していた者を含む) は、居住者とみなされる。上記によって取得した居住権は、その者が州を離れ、かつそれから1年間離れたままである時まで継続するものとする。ただし、何人も、合衆国商船に勤務している間又は合衆国軍隊附として勤務している間は、州から離れていることを理由に居住権を失うことはない。更に、その者の家族も、当該勤務及びそのための期間その者と同居し又は近くに住んでいる間は、州から離れていることを理由に居住権を失うことはない。

(b) 居住者となるために必要とする持続的居住には次の期間を含めない。

(1) その者が、精神病患者、精神薄弱者又はてんかん患者のための公立又は私立の病院又は施設の患者であった期間。

(2) 予備軍として居住していた期間

しかしながら、(1)及び(2)にあげた期間の直前及び直後の居住期間を合算したものが、必要な居住期間に等しいときは、その者は必要とする持続的居住をしていたものとみなされる。

ただし、第23条に定めるような相互協定が結ばれていない州の居住者の場合においては、この州において居住権を得るため必要な条件は、非居住者が前にいた州において居住権を取得するため要求されている条件以下であってはならない。

精神病患者、精神薄弱者若しくはてんかん患者の保護のための州立施設、又は矯正施設の患

者が、仮出獄 (on parole) 若しくは仮退院 (convalescent status) その他許可されて施設にいない間又は脱院している間にこの州で過した期間は、この州における居住権の取得には適用しない。

15. この法律若しくは他の法律において、又はこの法律若しくは他の法律に基づいて作られ若しくは公布された規程、命令若しくは規則において、又は患者の入院若しくは統計報告のため局が作成した印刷物において、「狂気の (insane)」、「狂気 (insanity)」、「瘋癲 (lunacy)」、「精神異常 (mental sick)」、「精神疾患 (mental disease)」、又は「精神障害 (mental disorder)」という用語が使われている時は、「精神病 (mentally ill)」という用語と同意義とする。

16. この法律若しくは他の法律において、又はこの法律若しくは他の法律に基づいて作られ若しくは公布された規程、命令若しくは規則において、又は患者の入院若しくは統計報告のため局が作成した印刷物において、この法律の定めるところにより所管の裁判所が施設に人を「証明する (certify)」、人の「証明 (certification)」又は「証明された (certified)」者という用語は、「拘置する (commit)」、人の「拘置(令状) (commitment)」又は「拘置された (committed)」者という用語と同意義とする。

17. この法律において、又は社会福祉法若しくは会員法人法 (membership corporation law) において使用されている「精神科診療所 (psychiatric clinic)」という用語は、名称の如何を問わず、精神病、精神薄弱、てんかん、又は行動障害若しくは情緒障害 (behavior or emotional disorders) におかされた者の、外来患者の扱い (out-patient basis) による、検査、診断、保護又は医療のために公共体、評議会、委員会、官吏又は会員法人が設置し、維持する精神衛生相談所 (mental hygiene clinic)、児童相談所 (child guidance clinic) その他の施設をいう。

18. この法律若しくは矯正法において、又はこの法律若しくは矯正法に基づいて作られ若しくは公布された規程、命令若しくは規則において、又は精神衛生局若しくは矯正局が作成した印刷物において使用されている「鑑定医 (examining physician)」という用語は、この州において開業の免許を有し信望ある医師で、その専門で少なくとも3年の実地経験があるものをいい、当該医師は、この法律及び矯正法に規定する鑑定を行なう権限を有する。

19. この法律若しくは矯正法において、又はこの法律若しくは矯正法に基づいて作られ若しくは公布された規程、命令若しくは規則において、又は精神衛生局若しくは矯正局が作成した印刷物において使用されている「公認心理技術者 (certified psychologist)」という用語は、教育法第153条の規定により免許を受けて登録された信望ある者をいい、その者は、この法律及び矯正法に規定する公認心理技術者としての検査を行なう権限を有する。

この法律又は精神薄弱者法 (mental deficiency law) の旧規定に基づいて、現在精神異常 (lunacy) 若しくは精神薄弱 (mental defect) の鑑定医又は公認心理技術者である者はそれぞれこの法律の定めるところによらないで、鑑定医又は公認心理技術者として存続する。

20. 「記録裁判所 (court of record)」とは、次の裁判所のみをいいこれを含む。

- (a) 控訴裁判所 (the court of appeals)
- (b) 最高裁判所の控訴部 (the appellate division of the supreme court)
- (c) 最高裁判所 (the supreme court)
- (d) 郡裁判所 (a county court)
- (e) 検認後見裁判所 (a surrogate's court)
- (f) 家庭裁判所 (the family court) の管轄下に入る者に限る。

「記録裁判所の判事 (judge of a court of record)」とは、これらの裁判所の判事 (judge)、最高裁判所判事 (justice) 又は検認後見判事 (surrogate) をいう。

第 2 章

精 神 衛 生 局

第 3 条 精神衛生局；局長

第 3-a 条 老人業務顧問 (consultant on services for the aged)

第 3-b 条 精神衛生審議会 (mental hygiene council)

第 4 条 局の組織

第 5 条 局の事務所；職員

第 6 条 局章の使用

第 7 条 局長及び局の一般的権能及び義務

第 8 条 精神科相談所 (psychiatric clinic) の認可

第 9 条 精神科相談所に関する局長及び局の権能及び義務

第 10-a 条 患者の移送

第 10-b 条 特別の内科的又は外科的治療のための医療センター

第 10-c 条 麻薬嗜癖患者 (person addicted to the use of narcotic drugs) の研究、保護、処遇 (treatment)、治療 (cure)、及びリハビリテーションのために設けるべき分離した病院、病棟又は病室

第 11 条 局の州立施設の管理

第 11-a 条 矯正局に対する精神医学的及び心理学的サービス

第 12 条 州立施設に関する局及び局長の特定の権能

第 13 条 立入検査

第 14 条 定められた施設の立入検査

第 15 条 規則及び様式

第 16 条 年次報告書に入れるべき事項

第 17 条 施設の管区；限定方法

第 18 条 施設の管区の変更

第 20 条 患者及び収容者の記録

- 第 21 条 局に情報を提供すべき施設
- 第 22 条 将来精神病患者、てんかん患者及び精神薄弱者に必要となるものを局で準備すること
- 第 23 条 特別審査局；権能及び義務
- 第 24 条 保護、扶養及び医療に関する親族の義務
- 第 25 条 施設への証明又は入院までの抑留に関する局の権能
- 第 26 条 局長又は局の権能及び義務、実施法
- 第 27 条 精神科医の資格証明；精神科試験審査会

第 3 条 精神衛生局；局長

州政府の中に精神衛生局を置く。

局長は、精神衛生局長とし、上院の助言及び同意を得て知事が任命し、その任期は指名した知事の任期の終りまでとする。ただし、局長の免職に関する公務員法の規定に従うものとする。局長は、ニューヨーク州において医業を行なう免許を有し信望ある医師で、もっぱら又はほとんど神経及び精神障害者の保護及び医療に限られた専門実務に少なくとも10年の経験を有し、かつそのうちの5年は、神経及び精神障害者の保護及び医療のための公立施設の管理者であったか又は同等類似の管理責任がある地位にあったものでなければならない。

第 3-a 条 老人業務顧問

1. 精神衛生局の中に局長の任命による老人業務の顧問を置く。
2. 老人業務顧問室には、局長が必要と認める人員を配置する。
3. 顧問は、この法律によって課せられた権能を実施し義務を遂行するため十分な教育訓練及び経験を有する者でなければならない。
4. 顧問は、局長の指揮を受け、次の事を行なう。
 - a. 局の施設の内外における精神科ナーシング・ホーム (psychiatric nursing home) コテージ式施設 (cottage-type facilities)、老人病棟 (geriatric wards)、老人農家 (old age homesteads)、老人ホームのような新しい型の施設における老年精神病患者 (senile psychotics) の保護に関する計画の開発。
 - b. 局の施設の内外における精神科ナーシング・ホーム、コテージ式施設、老人病専門の病室、老人農家、老人ホームのような新しい型の施設において精神病にならないうちに精神医学的な監督又は援助の措置をある程度必要とする老人の保護に関する計画の開発。
 - c. ナーシング・ホーム及び老人ホームについて精神医学的監督又は援助の措置をある程度必要とする害のない老人の保護において実験的予備計画を行なうための準備。
 - d. 公立又は私立の施設において精神医学的監督又は援助の措置をある程度必要とするが、適当な保護がありさえすれば現在は証明手続を必要としないような害のない老人の入院計画の開発。

e. 外来患者サービス (out-patient service)、デイ・ホスピタル・ケア (day hospital care) その他の新しい型の施設を通じて精神医学的監督又は援助の措置をある程度必要とする老人の保護に関する計画の開発。この計画では任意に入院することができ、このケアの費用は申請者又はその家族のうち最近親者が支払うことになる。

f. 地方自治体によるレストホーム (rest home)、精神科ナーシングホームなどの新しい型の施設の設置計画の開発。

g. 高令の市民の精神病の予防、阻止、治療、軽減を目的とした研究及び実証計画の立案及び監督。

h. 老年者のインテイク受理 (intake)、保護 (care)、退所 (release) 及び配置 (placement) の基準の改善に関する公立と私立の機関及び施設 (州衛生局及び州立ニューヨーク大学を含む)との協同計画。

第3-b条 精神衛生審議会

1. 精神衛生局に精神衛生審議会を置く。審議会は、局長及び知事の任命する10人の委員をもって組織する。委員のうち少なくとも6人は、医師でインターン後最少限5年の経験を有する者でなければならない。任命された医師のうち、2人は精神医学の実地、1人は病院管理の実地、1人は小児科の実地、1人は内科の実地、1人は公衆衛生教育の分野において熟練していなければならない。知事は、委員のうち1人を審議会の議長に、1人を副議長に指名する。

2. 任命された審議会の各委員の任期は6年間とする。ただし最初に任命された委員のうち、2人は1951年12月31日、2人は1952年12月31日、2人は1953年12月31日、2人は1954年12月31日、2人は1955年12月31日までを任期として任命する。欠員の場合は残された任期の任命をもって補充する。任命された委員は、任期が終了し後任者が任命され資格審査されるまで在任するものとする。

3. 審議会は、7月及び8月を除き毎月少なくとも1回開かれ、特別の場合は議長がこれを開く。精神衛生局長は、精神衛生局の職員の中から審議会の事務を行なうものを選ぶ。

4. 審議会の任命された委員は、毎年1,500ドルの俸給を受ける。各委員は公務遂行のため実際に要した必要経費の弁済を受ける。

5. 審議会は、何ら行政、管理、任命上の義務を有しない。審議会は、精神衛生局長の要請によって、州の精神衛生計画の改善に関する事項を審議し、局長に助言を行なうことができる。又、その要請によって、局長の義務の遂行に関する事項について助言を行なう。

第4条 局の組織

旧州立病院委員会 (state hospital commission) の事務局の組織は、精神衛生局の組織として存続する。ただし、この法に定める場合、及び法に基づいて変更され又は今後変更される

場合を除く。精神衛生局には、局長が定め、かつ、必要と認める部局を置く。すべての部局、局の職員の権能及び義務は、局長の指揮監督管理のもとにこれを実施及び遂行しなければならない。

第 5 条 局の事務所；職員

局の本部は、Albany 市に置く。総務部は、相応の建物及び造作を準備しなければならない。

局長は、局の有効な管理に必要と認められる職員を、法及び適用さるべき州人事委員会 (state civil service commission) の規則に従って、割り当てられた数の範囲内で任命することができる。

他の法律の規定にかかわらず、精神衛生局の管轄下にある施設、又はMatteawan州立病院若しくはDannemora 州立病院の副院長 (assistant director)、准院長 (associate director) 院長 (director) 及び首席院長 (senior director) の官職は、当該州の局の施設の職員の中で、州人事委員会の規定する昇任の最少限の資格を有するものを昇任によってあてなければならない。上記の官職についての昇任試験の結果による資格者名簿は、Matteawan州立病院及びDannemora 州立病院の職員が州の矯正局の管轄下にあるという事実にかかわらず、有資格者の所属する施設又は局単位に細分しないで、州の精神衛生局の管轄下にあるいかなる施設、又はMatteawan 州立病院及びDannemora 州立病院の当該官職の欠員を補充するための資格者総員名簿として確保されなければならない。この資格者名簿の氏名の登載順序は、その勤務する施設又は部局にかかわりなく、試験の最終成績によらなければならない。

第 6 条 局章の使用

局長又は局の名において発行し又は執行される令状、命令その他の文書は、局長又は局の規程によってそのため指名された局の官吏又は属官 (subordinate) が、局の公印の下に証明しなければならない。

第 7 条 局長及び局の一般的権能及び義務

1. 精神衛生局は、この法律の定めるところにより、精神病患者、精神薄弱者及びてんかん患者の拘束、保護及び医療に関する法を執行する任務を有する。

2. 局は、局長の指揮の下に次のことを行なう。

(a) 精神病患者、精神薄弱者及びてんかん患者を收容し、保護することを法によって認められた公立私立すべての施設を検査すること。

(b) 施設内の全員に対する管理・運営の方法を調査すること。

(c) 当該施設に関係あるすべての建物、土地その他の財産の状況及びその経営に関するすべてのものを検査すること。

3. 前記の目的のために、局長及び局の権限ある代表者 (authorized representative) は次の権限を有する。

(a) 当該施設の土地、建物並びにすべての書籍及び書類を自由に閲覧できること。

(b) 当該施設に関係のあるすべての者から局長又は当該代理者の要求する検査又は質問に対して情報及び資料を受けること。

4. 局長は、命令によって適任者を任命し、必要と認め、かつ、命令に明記された範囲内で施設の帳簿、書類及び会計、並びに一般的状态及び経営も検査させることができる。

5. 局長は、患者の幸福を確保し福祉を増進するために、法律の規定を実施する必要があると認めるときは、公立又は私立いずれもの当該施設の経営を規制する規程及び規則を採択することができる。

6. 局長は、精神病、精神薄弱及びてんかんの外国人及び非居住者をより効果的に移住させられるような法律を議会に制定してもらうように努力し、利用できる予算の中からそのため適当な金額を支出することができる。

7. 局長は、宗教上若しくは伝道上の法人又は協会に対して、局長の定める条件に従って、局の州立施設の敷地内に宗教上の儀式を行なうための建物を建設し、当該施設の患者及び職員に専用させることを許可することができる。

8. 局長又は局の権限ある代理者は、どの州立施設、公認若しくは非公認の私立施設若しくは療養所 (sanitarium)、又は公立若しくは私立の病院若しくは療養所の一部で精神病患者若しくは精神薄弱者が保護及び医療を受けている部分に対しても立入り、診察し、検査し、及び調査することができる。また、局長及び当該代理者は、この目的のために、証人を召喚し、その出席を強制し、証人に宣誓を行なわせ、宣誓下の証人を尋問し、及び当該質問又は調査に関連ありと認められる帳簿又は書類の提出を要求する権能を与えられる。本条によって発給された召喚状 (subpoena) は、民事慣習法規 (civil practice law and rules) の適用を受ける。

9. 局長の指名した1名若しくは複数の局次長 (assistant commissioner) 又はその他の局の代理者は、局長の指揮を受けて、局長の立入検査の対象となる局の州立施設、その他の施設の立入検査を行なわなければならない。これらの者は、局長の指示に従って、状況の許すかぎり、当該病院及び施設に監禁されている患者について検査しなければならない。特に前回の検査後に入院したものについては、その職員や看護人から離れて話ができるような適当な機会をつくるようにしなければならない。

10. 局長は、この法律の定めるところにより、

(a) すべての地域精神衛生委員会 (community mental health board) 及び同事務局長の仕事を審査し、その公務遂行について助言を与え、当該事業に関して州の財政援助の付与を規制する規則を制定し、及び

(b) 市及び郡による当該事業の設備、業務、人員及び運営の基準、並びに地域社会、地区及び州の精神衛生業務及び施設の統合 (地域精神衛生業務と州精神衛生局の業務及び施設との統合を含むが、これに限らない) のひな型を体系化しなければならない。

11. 局長は、次の権限を有する。

(a) 地域精神衛生事業若しくはその管理に関する法若しくは規則の規定、又は地域社会、地区及び州の精神衛生業務及び施設の統合計画に違反した場合、市又は郡からの弁済の全部又は一部を留保すること。

(b) 局長が承認した地方の計画に従って支払われた地域精神衛生事業に対する費用明細書を承認すること。

(c) この法律第8 - a章の規定の施行上適当であると思われる規則をつくること。

12. 局長は、大きな建造や改造を計画している施設の監察委員会 (board of visitors) に対して、検討審査のためその建造又は改造についての準備計画書の提出を求める。

13. 局長は、精神衛生の分野における研究、教育、予防及びリハビリテーションについて計画を発議し、開発し、制定し、調整し、及び指揮することができる。また、取得、譲与、贈与、不動産若しくは動産遺贈、又は州財政法第97 - f条に基いて設置された精神衛生基金からの予算によって利用できるようになった金額の範囲内で本条の目的及び対象を実行するのに必要な、望ましい若しくは適当な契約を結び、行為をなし、又は行為をさせるようにすることができる。

14. 局長は、局の職員の中から脱院患者捜査官 (escape officer) を指名することができる。その任務は、局長又は局の脱院患者捜査課の長もしくは局長の権限ある代理人の命令によってニューヨーク市内の施設の脱院患者を連れ戻すこと又はニューヨーク市内における逮捕を援助することにある。脱院患者捜査官としての職務を行なう当該職員はその公務遂行上保安官のすべての権能を保有する。

第 8 条 精神科診療所の認可

1. 第2項に定める場合を除き、州の精神衛生、社会福祉、衛生及び教育の各局又はその所轄の施設を除く公共の団体、部局、委員会又は官吏及びこれまでに設立され又は今後設立される法人は、精神衛生局長の認可を得なければ本章第2条第17項に定める精神科診療所を設立維持してはならない。認可を与えるときは、これに一定の期限を付すことができる。

2. これまでに公共の団体、部局、委員会若しくは官吏又は会員法人が設立した精神科診療所で州社会福祉委員会が社会福祉法の規定によって出した診療所認可 (dispensary license) を受けて本条施行の日にすでに運営されているものは、局長がその認可を出し、又は拒否するまで引き続き精神科診療所として運営することを許されるものとする。ただし、認可の申請は、本条施行の日から60日以内に局長の定める様式及び方式によって精神衛生局長に対して行なわなければならない。精神衛生局長は、現在の施設が使用目的に適合しており、かつ、人員も資格を有しており、認可を与えるべきであると確信したときは、申請書に認可を与えなければならない。認可には一定の期限を付すことができる。

3. (a) 精神科診療所の認可は、州社会福祉委員会が会員法人法第11項及び社会福祉法第35条によって法人設立の証明を承認しない限り今後設立される法人には出さない。州社会

福祉委員会は、法人設立の証明を承認したときは、その旨精神衛生局長に通知しなければならない。

(b) 精神科診療所の認可申請は、法人の設立準備人又は既存の法人の設立人ができるだけ州社会福祉委員会に対する法人設立証明の承認申請と同時に精神衛生局長に対して行わなければならない。申請書と共に精神衛生局長に提出すべき書類は、その場合に応じて法人設立予定の証明又は法人設立の証明の謄本のほか、当該診療所に使用する土地建物の計画、使用する設備の説明、給付する医療の形式の説明、診療所運営のため雇用する人員の説明その他局長が要求するところによる事項とし、局長の定める様式によるものとする。

精神衛生局長は、認可を与える前にできるだけ使用予定の土地建物設備及び運営に従事する予定の人員の検査を行ない、又は行なわせなければならない。局長は、予定施設が使用目的に適合しており、かつ、人員も資格を有しており、認可を与えるべきであると確信しない限り、認可を与えてはならない。局長は、使用又は雇用予定の土地、建物、設備及び人員の適不適についての結論及び認可を出す意思の有無について州社会福祉委員会に助言しなければならない。

4. 州の精神衛生、社会福祉、衛生及び教育の各局又はその所轄の施設を除く公共の団体部局、委員会若しくは官吏が精神科診療所を設立維持しようとするときは、局長の定める様式に所定の事項を記載して、精神衛生局長に精神科診療所の認可を申請しなければならない。精神衛生局長は、相当な調査の後、予定施設が使用目的に適合しており、かつ、人員も資格を有しており、認可を与えるべきであると確信したときは、当該申請者に認可を与えなければならない。認可には一定の期限を付すことができる。

5. 局長及び局の権限ある代理者は、精神病、精神薄弱、てんかん又は行動もしくは情緒障害にかかっているものが調査、診断、保護、又は医療を受けている当該精神科診療所に立入り、診察し、検査し及び調査することができる。又、局長及び当該代理者は、この目的のために証人を召喚し、その出席を強制し、証人に宣誓を行なわせ、宣誓下の証人を尋問し、及び当該質問又は調査に関連ありと認められる記録又は書類を提出することを要求する権能を与えられる。本条によって発給された召喚状は、民事慣習法規の適用を受ける。

6. 局長又はその代理者は、いついかなる場合でも、本条によって認可された精神科診療所が法及びこれに関する規則の規定に従って運営されているかどうかを決定するのに必要と思われる検査を行なうことができる。局長は、当該診療所がそのように運営されていないと信ずる理由があるときは、当該診療所に正式の通知を行ない、これに審理の機会を与え、当該審理の手続についての記録を作成した後、そのさい明白となり命令書に述べるべき正当、かつ妥当な事由があれば、命令によって認可を取り消すことができる。この命令は、認可取消命令が送達された後、局長が定める期間内に効力を発する。

第 9 条 精神科相談所に関する局長及び局の権能及び義務

1. 局は、局長の指揮を受けて、次の義務を有する。

(a) 精神病、精神薄弱、てんかん又は行動障害若しくは情緒障害にかかっている者の診察、診断、保護又は医療を与えることを、局長が認可したすべての精神科診療所を検査すること。

(b) 運営、経営、設備及び給養の方法並びにこれを運営維持する人員の適性を質問して判断すること。

(c) 当該精神科診療所の目的に関連し、又はその目的のため使用される建物、施設及び設備の状態を検査すること。

2. 局長及び局の権限ある代理者は、前記目的のために次の権限を有する。

(a) 当該精神科診療所の建物、施設及び設備に自由に立入り、その運営に関して保存されているすべての帳簿及び書類を審査し検査すること。

(b) 当該相談所の関係者から局長及び当該代理者が要求する情報及び検査又は質問に対する援助を受けること。

3. 局長は、当該診療所に関するこの法律の規定を実施し、その中の患者の適切な保護及び医療を確保するため局長が必要と認める公立又は私立いずれもの当該診療所の運営及び経営を取り締まる規程及び規則を彩択することができる。

第10-a条 患者の移送

1. この法律の規定によって施設に入れられた患者は、患者及び関係施設の利益になると認められるときは、局長の書面による正式の命令によって、州立施設又は公認の私立施設から局の他の施設若しくは公認の私立施設、又は退役軍人保護院若しくは合衆国公衆衛生部

(United States public health service) の所轄する精神病の医療施設へ移送することができる。任意申込 (voluntary application) によって入院した患者は、本人の同意又は18才以下の患者であるときは両親、法定後見人 (legal guardian) 若しくは最近親者 (next-of-kin) の同意がある場合に限り移送するものとする。公認の私立施設にはその管理者の同意がなければ移送を行なってはならない。退役軍人保護院又は合衆国公衆衛生部の施設にはそれぞれ、退役軍人保護院又は合衆国公衆衛生部の同意がなければ移送を行なってはならない。患者の委員会、責任のある親族、最も近い有効な友人又は公認の私立施設の管理者の要求による場合を除き、公認の私立施設からの移送を行なってはならない。

2. 前項により退役軍人保護院又は合衆国公衆衛生部に移送された患者は、それぞれ、移送された施設の規程及び規則に従わなければならない。当該施設の長又は管理者は、当該移送された者の拘束及び医療に関して、州立病院の長が本州内において精神病患者に関して有すると同様の権能を与えられるものとする。

3. 局の州立施設が定員超過となったか、又は建物の数が火災その他の災難若しくはその他の理由によって減少したときは、局長は、その判断においてそこから患者の移送を命じ、

又はそこへ送る必要のある患者を便宜的に収容することのできるような局の他の施設に向けての移送を命じ、又は患者の保護のために特別の応急臨時規程をつくることのできる。前記の移送においては、できるだけ、遠く離れた施設よりも最寄りの施設の方が好ましい。当該移送に要する経費は、州に請求できるものとし、この請求書は、局長の承認を得て、州の出納役（state treasury）が会計検査官（comptroller）の監査（audit）及び支払命令（warrant）を受けてから予算（appropriation）によってそのため利用できる金から支払う。

4. この法律の第6-a章の規定によって局の施設に移送され又は収容された患者は、送り出した州におけるその者の抑留に関する法の先例に従って、土曜、日曜及び休日を除き5日をこえない期間抑留することができる。

第10-b条 特別の内科的又は外科的治療のための医療センター

局長は、局の州立施設に収容された患者で特別の内科的又は外科的治療を必要とするものあるものに保護及び医療を給付するため医療センターを局の州立施設内に設置することができる。患者は、施設の長の要求及び局長の承認によって内科的又は外科的治療を受けるに必要な当該医療センターに移送することができる。患者が回復又は好転したときは、移送前の施設又は同種の施設に戻さなければならない。

第 11 条 局の州立施設の管理

1. 精神衛生局は、Matteawan及びDannemora州立病院を除き、精神病者の保護及び医療のため現在設立され又は今後設立される州立病院に対し、専門的管轄権、監督権及び管理権を有する。Matteawan及びDannemore州立病院に関しては、局の権能は、憲法、この法律の第20、21及び23条並びにこれらの病院に特に適用される規定のもとで矯正局長がその権能及び義務を行使するについてこれを援助することに限られる。精神衛生局長は、又、クレイグ・コロニー病院並びにこの法律に定められた精神薄弱者の保護及び医療のために現在設立され又は今後設立されるすべての州立学校の専門的管轄権、監督権及び管理権を有する。この法律においてはMatteawan及びDannemoraを除く上記の病院、クレイグ・コロニー病院、及び上記の学校を「局の州立施設（state institutions in the department）」という。この法律の他の条項において、施設に関して、一般的に列挙した局長又は特定の権能は、局の州立施設に関してここにいう専門的管轄権、監督権及び管理権を限定し、又は弱める作用をするものではない。

精神衛生施設改善基金は、この法律の第29条の定義による精神衛生施設のため保有するすべての不動産についての専属所有権、管轄権、監督権及び管理権並びに当該施設の患者の保護扶助及び医療のため要したすべての支払について権利を与えられる。ただし、基金の受託者は、すべての当該財産及びすべての当該施設を精神病者、精神薄弱者及びてんかん患者の保護

扶助及び医療に使用するため精神衛生局長並びに精神衛生局がこれを利用できるようにしなければならない。

2. 局は、当該施設の目的が実行されるよう取り計らい、そのため法に矛盾しないすべての必要な権能を有する。

3. 局長は、それぞれの施設のために任命された州立施設に関する監察委員会の権能及び義務を定める規程（法と矛盾しないもの）を採択することができる。当該規程は一般的なこともあり、又、特別の施設に適用されることもある。

第11-a条 矯正局に対する精神医学的及び心理学的サービス

1. 精神衛生局は、そのための予算の範囲内で、Matteawan及びDannemora 州立病院の在監者（prisoners）に関するものを除き、矯正局及び仮出獄部（division of parole）に対して、精神医学的及び心理学的サービスを提供する。かかるサービスには在監者及び仮出獄者（parolees）の精神医学的及び心理学的研究、調査、診断及び治療を含む。

2. 局長は、精神科診療所及び鑑別所（diagnostic clinics）を運営するため及び前項に定めるその他のサービスを提供するため矯正局に対し精神医学及び心理学の教育を受けた職員を配置しなければならない。局長は、前記の職員の研修課程（training course）を設け、精神科施設又はニューヨーク州内における研究に適当なその他の施設において犯罪行動（criminal behavior）の性質及び原因並びに当該行動の治療法（methods of therapy）の研究を行なうことができる。

3. 本条の目的のため、精神衛生局長及び本計画で要求されている精神医学的及び心理学的サービスにあたるような局長が指定した職員は、検査を受ける在監者に関する記録及び情報を自由に閲覧することができる。

第 12 条 州立施設に関する局及び局長の特定の権能

1. 精神衛生局は、局の州立施設の古い機械、ボイラー又は設備でその施設で不要となったものを他の施設で使えるところに移管し、又はこれらのもの若しくは金属廃物類を売り払い若しくは処分して売上金を州の出納役に払い込むことができる。

2. 精神衛生局長は、公共の利益になるときは、これまでにニューヨーク州、精神病局（commission in lunacy）、州立病院局長（state hospital commissioner）、州精神薄弱者局（state commission for defectives）、又は精神衛生局長若しくは局、現在局内に設立され若しくは今後設立される州立施設、又はその経営者（managers）若しくは監察委員に対して行なわれ、又は今後精神衛生局長若しくは精神衛生局、又は当該施設に対して行なわれる、当該施設内の1名若しくは複数の患者の扶助若しくは援助又は当該施設に関する合法的な目的のために、金銭又は財産の形による譲与（grant）、贈与（gift）、不動産又は動産遺贈（divise or bequest）を、州を代表して受け入れ、保管しなければならない。

い。局長は、これらの譲与、贈与、不動産又は動産遺贈を明確な基金として保管させ、これを現在又は今後立法される本州の州法で貯蓄銀行の預金を投資する際の安全保障に関するものに定められた方法によって投資することができる。局長は、その裁量によって、一人の者のため終身委託された基金を、信託の存続期間中信託会社又は貯蓄銀行に預金することができる。局長は、当該基金の預金、移管、引出に関する規程及び規則を採択しなければならない。局長は、信託を創立する文書に定めるところにより信託が終了した際は、当該文書に定められた方法によって基金を処分しなければならない。局の年次報告書には、前記により局長が取り扱った基金及びその現状についての報告を含めるものとする。

精神衛生局長は、数箇所の州立精神薄弱者施設の経営者委員会 (boards of managers) 及びクレイグ・コロニー病院の後継者として、当該施設、コロニー若しくはそれらの患者に対して与えられ、又はこれらの利益のために従前行なわれた贈与又は信託を履行し管理しなければならない。ただし、当該施設又はコロニーの監察委員会の要求があったときは、その裁量によって当該委員会及びその委員が責任を負っている施設若しくはその患者に対して与えられ、又はその利益のために行なわれた当該贈与の管理に関する機能を当該委員会に譲渡することができる。

3. 局長は、局の州立施設の長に対して当該施設の患者、面会及び職員用の公衆売店又は軽飲食店の経営のために、その建物の一部で施設の用途に反しないところを賃貸する権限を与えることができる。前記の賃貸は実施する前に、まず会計検査官の承認を得てその事務所に整理保管 (file) するものとする。

前記の賃貸によって当該施設の長が受け取った金は、公衆売店基金又は軽飲食店基金という特別の基金に預金して、州財政法第53条の規定に従うことを条件に、施設の一般の目的のために使用するものとする。

4. 局長は、必要に応じて局のすべての州立施設の職員の任命及び義務を規制する、及び同施設の内部管理規律及び経営のための内規 (by-law)、規程 (rule) 及び規則 (regulation) を制定しなければならない。現在有効な局の公式の規定及び規則は、ここに定めるところにより、局長が、今後これを改正又は廃止しない限り有効である。すべての州立施設若しくはすべての州立病院、又はすべての州立学校に統一的に適用されるこれらの正式の規程や規則を改正しようとするときは、局長は、その公布前に、第35条の規定による施設の長及び監察委員の四半期会議 (quarterly conference) に提出しなければならない。内規、規程及び規則は、この法律の規定又は公務員法 (civil service law) 及びこれに基づいて制定された規程及び規則の規定と矛盾したものであってはならない。本条は、施設の長が部内の規程や規則 (local rules or regulations) を採択することを妨げるものではないが、それは局長による廃止又は延期を受けることがあり、局長の規程及び規則と合致しなければならない。

5. 施設の公用の記録簿及び様式は統一し、局長の承認を受けなければならない。

第 13 条 立 入 検 査

第 7 条第 9 項に定める立入検査のほか、局長は、毎暦年ごとに少なくとも 2 回、局の各州立施設、及び法律によって精神病患者、精神薄弱者及びてんかん患者の保護、医療又は拘束を行なうことを認められたその他の公立又は私立の各施設の立入検査を行ない、又は医務部長 (medical director)、次長、若しくは正式に指名を受けた局の医務官 (medical officer)、のいずれかにこれを行なわせなければならない。前記の立入検査は、これを行なう局長、医務部長、次長、又は正式に指名を受けた局の医務官が選んだ日時、時間に行なうものとする。局長又は当該代理人 (representatives) は、局長が必要と認めるその他の立入検査を行なうことができる。立入検査は、必要と認められる最大限度までの各施設の各部分、及びこれに所属するか又はこれに関連して使用されるすべての土地建物の検査を含む。

局長は必要に応じて、管理の記録及び方法、食事の規定 (dietary)、倉庫並びに調達の方法並びに状況の許す限り、そこに収容されている全患者について検査を行ない又は行なわせなければならない。特に前回の検査後に入院したものについては、その職員や付添から離れて話ができるような適当な機会をつくるようにしなければならない。

局長又は当該代理人は、必要と認められる限り、当該施設の職員を検査し、それぞれの任務への適性を決定するような質問をしなければならない。当該立入検査後できるだけすみやかに当該施設のよりよい経営又は改良に関する勧告を付した報告書をつくらなければならない。当該勧告は当該施設が採用している特定の医学派の教義 (doctrine of particular school of medicine) に反対するものであってはならない。

局長は、少なくとも毎年 1 回、局長の指定する時に、各州立施設の監察委員、又はできるだけ多くの人を集めて会議を開き、施設の経営及び改善のあらゆる問題を詳細に検討しなければならない。又、局長は、監察委員とともに必要と認められる施設又はその一部を検査しなければならない。局長又はその代理人は、局長が必要若しくは望ましいと認める勧告、又は局の州立施設の場合は施設の経営及び改善に関する指示を文書にして施設の長又は管理者に送らなければならない。

第 14 条 定められた施設の立入検査

局長、医務部長、指名を受けた次長又は正式に指名を受けた局の医務官は、病気 (sick) 又は虚弱な (infirm) 者が収容され、保護又は医療を受けている療養所 (sanitarium) その他の施設に、許可なく又は法の規定に反して精神病、精神薄弱もしくはてんかんの者が監禁されているか否かを確かめる目的のために立入検査することができる。当該療養所又は施設の管理者又はその関係者はすべて、当該局長、医務部長、次長及び正式に権限を与えられた医務官に対し、そのどの場所にも自由に立入らせ、又立入検査を行なう当該官吏が要求する情報を提供し、又検査若しくは質問に便宜を供与しなければならない。

療養所又はその他の施設の当該立入検査に際して、当該局長、医務部長、次長及び正式に指

名を受けた医務官は、当該療養所又はその他の施設を調査する権限を有し、この目的のために証人を召喚し、その出席を強制し、証人に宣誓を行なわせ、宣誓下の証人を尋問し、及び質問に関連があるか又は重要と認められる帳簿又は書類の提出を要求する権限を与えられる。本条によって発給された召喚状は、民事慣習法規の適用を受ける。

第 15 条 患者の通信に関する規則

局長は、自から判断して患者のために役立つように施設内の患者の通信に関する規則を作らなければならない。各施設当局は、当該規程及び規則に従いこれを実施する義務がある。すべての施設の患者は、来る前にいた郡の郡判事 (county judge) 及び地方検事 (district attorney) と制限なく通信することを許されるものとする。

第 16 条 年次報告書に入れるべき事項

知事及び議会 (legislature) に対する局の年次報告書には、局長が知事及び議会の情報に必要であると認める精神病患者及び精神薄弱者並びにてんかん患者のための施設の経営に関する事実並びに州慈善援助協会 (State Charities Aid Association) 及び局の州立施設の監察委員会が局に提出した年次報告書の中で、局長が知事及び議会の検討を必要とすると認めるものを含めなければならない。局長は、必要に応じて、当該州立施設の各々の収容能力を決定し、この収容能力に関する報告書を当該年次報告書に編入しなければならない。

第 17 条 施設の管区；限定方法

局長は、州にあまねく管区を設け、数管区に所在する局の施設を、管区内居住者を受け入れる施設として指定しなければならない。管区は、施設の異なった種類又はグループによって異なった境界を有することができる。局長は、色々な施設において、精神病患者、てんかん患者及び精神薄弱者を更に便利に保護する必要があるときめるときは、当該管区の境界を変更することができる。局長は、新しい州立施設が局に設置された場合において、必要なときは、再び州を前記の管区に分けることができる。局長は、管区の変更又は再編成を行なう前に、これによって影響を受ける各施設の監察委員会に対して、通知書に明記した日時場所にそれに関して審議することを通報しなければならない。当該管区は、各管区内の患者数が、当該管区内の患者の保護、拘束又は医療のため州立施設が用意している又は用意することのできる収容能力と、できるだけ釣合のとれたものになるように定めなければならない。本条は、クレイグ・コロニーには適用しない。

第 18 条 施設の管区の変更

州立施設の管区の変更又は再編成が行なわれたとき、又は新しい管区がつけられたときは、局長は、それによって影響を受ける各管区内に含まれる郡を指定して、その報告書を作り、州

事務局 (department of state) の事務所に提出し、その謄本を当該変更によって影響を受ける各州立施設の監察委員及び施設の長、並びに記録裁判所の各判事、各郡の生活保護監督官 (county superintendent of the poor)、及び州の各郡の書記 (county clerk) へ提出して、その事務所に整理保管するようにならなければならない。

第 20 条 患者及び収容者の記録

精神衛生局は、局の施設又は公認の私立施設に入院した各患者の記録及び局の部局で行なったその他の患者の検査についての記録及び報告書を事務所に保管し、局長の同意又は記録裁判所の判事の命令による場合を除き、局長、医務部長その他局長が指名する局の本官及び属官に限って閲覧させるようにならなければならない。局の施設又は公認の私立施設に入院した各患者の記録には次の事項を示さなければならない。

1. 州内の精神病、てんかん及び精神薄弱者の保護及び医療のための数箇所の施設に拘束されている各患者の氏名、住所、性別、年齢、出生地、職業、身分及び入院月日。
2. 当該施設を退院した各患者の退院月日、治癒 (recovered)、著るしく軽快 (much improved)、軽快 (improved) 又は不変 (unimprovd) の区別及び担当者名。

第 21 条 局に情報を提供すべき施設

前条第 1 項に掲げる数箇所の施設当局は、同項に示された事実及び局が必要に応じてその義務の正当かつ妥当な遂行上要求することのあるこれに関して得られるその他の事実を要求されたときは、それについて施設の長の意見を付して局に提出しなければならない。前条の規定によって患者の記録を保管している公認の私立施設の長又は管理者は、患者の入院後 10 日以内に患者を収容する根拠になった申請書 (petition)、医師の証明書及び命令書の正本 (true copy)、任意患者の申込書 (application) の謄本、又は郡の衛生局長 (county commissioner of health)、衛生官、地域精神衛生委員会事務局長若しくはそのいずれかが正式に指定した鑑定医の要求書 (request) 及び証明書の謄本を作成して局に送付させなければならない。患者が退院し、移送され、又は施設内で死亡したときは、当該施設の長又は管理者は、規定及び規則に従い、かつ、局長の定める様式によって局長に情報を送らなければならない。

第 22 条 将来精神病者、てんかん患者及び精神薄弱者に必要となるものを局で準備すること

局は、将来州の精神病者、精神薄弱者及びてんかん患者に必要なると予測されるものに足りるだけの収容能力を局の施設に準備しなければならない。局長は、局の州立精神薄弱者施設が定員過剰になっていると判断したときは、5 才未満の精神薄弱者をその保護及び医療のため、これに必要な職員及び設備を有し、かつ、局長の承認を受けた指定病院又は施設に入れることができる。局長が前記の保護及び医療の経費明細書を会計検査管理局 (department of

audit and control) に提出し、予算部長 (director of budget) が当該明細書を承認する証明書を会計検査管理局に提出したときは、当該承認された前記の保護及び医療の経費は、予算によって利用できる金の中から会計検査官の監査及び支払命令にもとづき州出納役がこれを支払う。上記によって入院した患者、補佐人 (committee)、後見人 (guardian) 又は当該患者の援助のために設立された信託基金の受託者 (trustee) は、前記の保護及び医療のための当該経費を州に共同及び単独で返済する義務を負うものとする。当該患者の両親が十分な能力を有するときは、これに反する他の法規の規定にかかわらず、当該両親も当該経費を州に共同及び単独で返済する義務を負う。局長は、それによって実質的な公正が最もよく行なわれると思われる適当な場合には、その裁量によって、当該保護及び医療の経費に対し州が持っている請求権の全部又は一部を示談 (compromise) にし又は放棄 (waive) することができる。局の州立施設における過剰を防止するため局長は、最も必要としていると認める州の地方にその他の州立施設を設置することを知事及び議会に具申しなければならない。このほか、局長は、毎年知事及び議会に対して翌年 4 月 1 日に始まる 1 年間にそれぞれの州立施設において患者となる見込のある者の概数、及び他に別段の定めがない場合において、州の精神病患者、精神薄弱者及びてんかん患者の保護、拘束及び医療に関するこの法律の規定を実施するため必要とする建物の増築及び設備の追加があるときは、そのすべての費用の見積りを提出しなければならない。局長が承認した計画書又は設計書に基づく場合を除いて、建物の増築、又は局の州立施設の経常的でない修理若しくは改善に金を使ってはならない。

第 23 条 外国人及び非居住者で精神障害のあるものの国外追放及び退去；局長の権能及び義務

1. 局長又はその指揮のもとで各 1 又は複数の次長は、外国人及び非居住者で、州立、公立施設その他における精神病、精神薄弱又はてんかんのものについて調査し、これをそれぞれの国に追放し、又は居住地に退去させるように留意する責任がある。当該施設又はその他の場所の長又は管理者は、その管轄下に入る当該事例について局長に通報し、当該外国人の国外追放又は非居住者の退去に関するあらゆる援助及び情報を提供しなければならない。

2. 局長又はその代理者は、出入国管理法 (immigration law) の規定に従って国外追放に該当することが分った者についての同法の施行をつかさどる適当な当局者に通報しなければならない。

3. 局長は、他の州又はその下部行政区劃の精神病、てんかん、精神薄弱の居住者について適当な監督の下に敏速かつ懇切な送還を実施するため、当該州又はその下部行政区劃と相互協定を結ぶことができる。

4. 精神病、精神薄弱又はてんかんである非居住者の場合、局長又はその代理者は、その居住地の州に退去させなければならない。ただし、当該退去が患者に不当な苦難を与え、かつ、本州及び当該施設内の他の患者の利益が退去の延期によって実質的に損なわれない場合

には、当該退去を延期することができる。

5. 局長又はその代理者は、精神病者、精神薄弱者又はてんかん患者の要求により、又はその親族、法定代理人若しくは資格のある友人の書面による同意を得て、当該本人が正当に属する国、他の州又は場所に移すことができる。

6. 局長又はその代理者は、退去させられる患者が1人で安全に旅行できることが施設の長によって証明されない限り看護婦又は付添人を指名するか雇わなければならない。女性の患者には女性の看護婦又は付添を同伴させなければならない。

7. 局長又はその代理者は、ニューヨーク港における精神疾患、精神薄弱又はてんかんに対する入国者の検査の方法及び施設の当否を検査し、観察しなければならない。

8. 局長又はその代理者は、この目的のために、宣誓を執行し、口述書を取り、調査中の精神病者、精神薄弱者又はてんかん患者の居住地に関して情報を持っている証人を召喚し、出席を強制する権能を有する。本条によって発給された召喚状は、民事慣習法規の適用を受ける。

第 24 条 保護、扶養及び医療に関する親族の義務

1. 局の専門的管轄、監督及び管理の下にある施設は、州の精神病者、精神薄弱者及びてんかん患者の保護及び医療、並びにこの法律で定められ及び認められたその他の精神障害者及び関係のある目的のためにこれを維持し、役務を提供しなければならない。前記の者は、当該保護、扶助及び医療又は当該役務に対して局長の定める金額を即座に、かつ、定期的に支払うことを条件に、前記の施設又は家族ケアにおいて扶助及び医療を受けることができる。ただし、当該施設の入院、保護及び医療又は当該役務の提供については、精神病者、精神薄弱者、てんかん患者その他の精神障害者でその者の財産又はその者の扶養義務者（person or persons legally liable for his support）が公認の私立施設又は局以外のところで受けるその者の保護及び医療又は当該役務に対して支払う能力が十分ないものに優先権を与えなければならない。上記に定める金額は、局長の裁量によって実費弁償程度又はこれをこえて定めることができる。局長は、その裁量によって、当該役務に対して実費弁償程度以下の支払に応じることができるが、実費弁償程度以下の支払の受諾は、患者、その財産補佐人若しくは後見人、又はその援助のために設立された信託基金の実託者、又は患者のための若しくはこれに代っての基金の信託受託人（fiduciary）又は受取人（payee）に対して、定められた金額又は受諾し若しくは支払われた金額との差額及び完全な実費弁償額との差額を支払う責任を解除するものではない。

2. 保佐人、後見人若しくは患者を援助するために設立された信託基金の受託者、又は患者のため若しくはこれに代っての基金の信託受託人即ち受取人は、当該患者の入院の日から又は当該役務、保護、医療及び扶助が給付された日から、当該患者のため又はこれに代って受け取り又は保管している当該基金の範囲まで、前項に定める役務、保護、医療及び扶助に

対する支払いについて共同及び単独で責任を負わなければならない。当該患者の夫、妻、父、母及び子供が十分な能力を有するときは、これに反する他の法規の規定にかかわらず、当該近親者も当該支払いについて共同及び単独で責任を負わなければならない。

3. 施設内又は家族ケアにおける患者の当該保護、扶助又は医療に対する支払を拒否されたときは、局長は、正当な金額を回収する訴訟のため法務局 (department of law) に対し当該拒否について報告することができる。局長は、刑事訴訟法典 (code of criminal procedure) 第6部第8-a 表題に基づいて当該患者の扶養を強制する手続を制定することができる。局長は、公共の利益に反しないときは、患者の退院及び局内の公共施設から締め出しを命ずることができる。局長は、当該退院を命じ、未払いのままであるに対する訴訟 (suits) 又は手続をおこなうことができる。局長は、それによって実質的な公正が最もよく行なわれると思われる適当な場合には、その裁量によって、当該保護、扶助又は医療に対する請求権の全部又は一部を示談にし、又は放棄することができる。

4. 局長は、動産若しくは不動産を持っていることが発見された者、又は動産若しくは不動産を残して死んだものの側の遺言執行者 (executor)、遺産管理人 (administrator) 及び相続人 (successor) に対し、当該本人又は扶助の責任の対象になっていた者が局内の施設又は家族ケアにおいて保護、扶助又は医療を受けていたときは、法務局を通じて、これを相手どって訴訟をおこすことができ、当額財資の価額まで当該保護、扶助又は医料の料金を回収する権利を与えられる。

5. 局長又は局長が正式に権限を与えた局の代理者は、本条の目的のために、宣誓を執行し、証言をとり、召喚状を發して本条に定めるところにより扶助及び医療の支払を確保する義務に関連して重要かつ適切と認められる証人の出席及び帳簿、書類、記録及び文書の提出を強制する権能を有する。銀行、保険会社、仲立人 (brokers) 又は信託受託者は、局長又は局長が正式に権限を与えた局の代理者の要求があったときは、当該患者又は当該患者の扶養義務者の所得若しくは収入又はこれらの者の若しくはこれらの者に帰すべきに口座に預金された基金に関するすべての情報を、書面で正式に証明して提出しなければならない。証明された当該陳述書 (statement) は、当該患者の保護、扶助若しくは医療に対する支払を強制する訴 (action) 又は手続 (proceeding) の証拠として受け入れなければならない。又、当該陳述書の謄本が審理の3日以上前に支払者側に出されたときは、その中に述べられている事実の一応の証拠 (prima facie evidence) となる。

6. 異なった出訴期限又は異なった訴権発生の時期を定めた法の矛盾する規定にかかわらず、本条による保護、扶助及び医療の料金の支払い対する訴又は手続は、訴訟の原因が発生してから6年以内に、当該訴に対する抗弁 (defense) として当該出訴期限を利用する目的のためにのみ提起しなければならない。訴訟の原因は、その保護、扶養又は医療のために訴え又は手続がおこされている患者が死ぬか又は施設から退院するまで当該訴又は手続の被告 (defendant) に対して発生したものとみなしてはならない。局長は、民事慣習法規によつ

てかかる訴えについて規定された出訴期限にかかわらず、局の施設における患者の監禁の期間及びその一部の期間の患者の保護、扶助又は医療に対する料金の徴収のために、いかなるときでも、又は必要に応じていかなる者に対しても当該訴え又は手続を提起することができる。

7. 本条第1項に定める場合を除いて、局の専門的管轄、監督及び管理下にある数箇所の州立施設、役務並びに患者の保護、扶助及び医療に対して賦課すべき実費弁償の料金は、各会計年度の終りに精神衛生局長、予算部長及び社会福祉局長の合議によって決定し、次の会計年度において効力を有するものとする。当該実費弁償の料金はAldany市の精神衛生局の本部に整理保管しておかなければならない。

8. 局長は、患者の資力に関する情報を発見し、開発し、本条に規定する支払を負担する能力があるか又は負担することを望んでいる者から支払を確保することを任務とする代理者を任命することができる。当該代理者は、その任務を遂行するに際しての問題又は手続に関連して宣誓を執行し及び宣誓供述書をとることができる。本条による調査又は手続における事柄について故意に虚偽の証言を行なった者は、偽証罪（perjury）により罰せられる。

第 25 条 施設への証明又は入院までの抑留に関する局の権能

精神衛生局は、精神病患者、てんかん患者若しくは精神薄弱者、又は明らかに（apparently）精神病、てんかん若しくは精神薄弱者でその状態を検査中のもの、若しくは証明その他の手続が終るまで精神病患者、てんかん患者若しくは精神薄弱者のための施設に移送する前に抑留若しくは監禁されているものの抑留、保護及び治療に関する法を施行する義務を有する。局は、次の権能を有する。

1. 当該精神病患者、てんかん患者若しくは精神薄弱者又は明らかに精神病、てんかん若しくは精神薄弱である者の抑留、保護及び医療に関して遂行すべき任務を有する衛生官、地域精神衛生委員会事務局長その他の官吏に対して、当該任務の遂行に関し、及びこれらの者を抑留すべき場所の必要条件に関し、並びに一般にこれらの者の身体的及び精神的福祉の擁護及び増進に関して勧告又は助言を行なわなければならない。

2. 精神病患者、てんかん患者若しくは精神薄弱者、又は明らかに狂気（insane）、てんかん若しくは精神薄弱者で、その状態の検査を続行中で施設への移送前のものを、抑留又は監禁するため、法律の定めるところにより、市町村に恒久的に設立された建物、部屋その他の場所を立入検査し又は立入検査を行なわせること。

3. 精神病患者、てんかん患者若しくは精神薄弱者、又は明らかに精神病、てんかん若しくは精神薄弱者で、その検査、証明その他の手続き及び移送が終らないものの保護に、法律の定めるところにより従事している者の資格を審査し、当該従事者で局が不適格であると判定した者に対し、理由を文書にしたうえで、解任を勧告しなければならない。

4. 本条によって権限を与えられたところによって行なった検査の結果、精神病患者、てんかん患者若しくは精神薄弱者、又は明らかに精神病、てんかん若しくは精神薄弱者で、検査

及び証明その他の手続中で、かつ、移送前のものを抑留又は監禁するため市町村が設立し常時使用している建物、部屋その他の場所が、法の要件に合致しないか、又はその中に監禁されている者の保護及び医療が不適当であることが確認されたときは、局は、当該建物、部屋又は場所を設立して維持する義務を有する市町村の部局、又は官吏に対して、当該欠陥又は怠慢を指摘し、その是正方法を示した文書をもって勧告しなければならない。当該勧告に合致するように当該欠陥又は怠慢が是正されるようにするのは当該部局又は官吏の義務とする。当該欠陥又は怠慢が相当の日時に是正されないときは、精神衛生局長は、当該建物、部屋又は場所が所在する裁判区における州最高裁判所特別部門 (special term) の最高裁判所判事に対し、当該欠陥又は怠慢が命令されたように是正すべき旨指示する命令書を申請することができる。当該勧告が行なわれた部局又は官吏に対しては、当該申請について少なくとも10日前に通知を行なうものとする。当該申請を審理した結果、局の勧告がもっともでありかつ、法に合致しており、また履行されていないことが確認されたときは、当該部局又は官吏に対して、申請書に訴えられている建物、部屋、場所又は保護及び医療の方法について当該変更を行ない、又は当該代替を準備する旨を命じ、特に当該命令によって行なうべき変更及び代替を詳記した命令書が与えられるものとする。本条の規定を実施する目的をもって、局長又は局の正当な権限ある代理者は、精神病患者、てんかん患者若しくは精神薄弱者又は明らかに精神病、てんかん若しくは精神薄弱の者で、その状態に関し検査中で、かつ、施設への移送前であるものの抑留又は監禁のため設けられた建物、部屋及び場所に自由に立ち入ることができる。当該建物、部屋又は場所に関係あるすべての者は、局長、又は当該代理者が、希望する情報を与え、その立入検査に便宜を提供しなければならない。保安官 (peace officer) その他の市町の官吏が、精神病患者、てんかん患者若しくは精神薄弱者又は明らかに精神病、てんかん若しくは精神薄弱である者の抑留若しくは監禁、保護及び医療に関する法律に違反していることを、衛生官吏、地域精神衛生委員会事務局長又は州立施設の長が知ったときは、これを局に報告しなければならない。局はこれに関して適当と認める措置をとることができる。

第 26 条 局長又は局の権能及び義務；実施法

この法律によって局長又は局に与えられた権能又は課せられた義務は、局長又は局の官吏その他の者で局長が規程、命令又は指令によって当該権能及び義務の遂行を命じたものが、局長の指揮監督のもとに、実施し又は遂行すべき局の権能又は義務であるとみなされる。

第 27 条 精神科医の資格証明、精神科試験審査会。

1. 精神衛生局に精神科試験審査会を置く。審査会は、州精神衛生局長、州教育局長 (state commissioner of education) が任命するニューヨーク州の医科大学の精神科又は神経、精神科の部長、州矯正局長及びニューヨーク州の医師会の理事会 (council of the Medical Society of the state of New York) が選んだ医師をもって組織する。州精神衛生局長は

適当な精神科医を、又、矯正局長は局の適当な精神科医を代表として審査会の会合に出席させ、それぞれの権能及び義務を行なわせることができる。

2. 当該審査会の委員は、業務に対する報酬を受けないが、そのための予算から実費の弁償を受ける。

3. 審査会は、その手続を定めた及び本条の義務を遂行するために必要な内規及び規則をつくる権能を有する。

4. 審査会は、本項の要件をみたしている者に精神科医の証明を与えることができる。次の要件をみたさないものには証明を与えない。

(1) ニューヨーク州において開業する正式の免許を受けている医師であつて少なくとも5年の臨床経験を有すること。

(2) 精神障害にかかっている者の保護及び医療において審査会の認める5年の訓練と経験を有すること。

(3) その者が、法の規定によって審査会の証明書を保有する精神科医の業務を必要としている訴え又は手続において、精神科医としての任務を行なう資格を確認するため審査会が必要に応じて定める追加要件をみたすこと。

この法律によって改正された精神衛生法第27条第4項は、その項の改正が発効する以前に資格ある精神科医として承認されたいかなる個人の身分をも無効、き損その他の効果を及ぼすものと解釈してはならない。

5. 局は、証明された者の記録を保管し、当該者の名簿を毎年発行し、希望する者に配付しなければならない。

6. 証明書が事実誤認又は虚偽によって取得されたこと、又は法の規定によって証明された精神科医の業務を必要とする訴え又は手続において精神科医としての任務を行なうのに怠慢その他の理由で不適當又は不適當な者が証明書を持っていることが分つた場合においては、審査会は、相当な通知及び審理の機会を与えた後、当該証明書を取り消し、又は一定期間停止することができる。

第 2 - A 章

精神衛生事業に対する連邦援助

第 28 条 特定の連邦補助金を執行するための州機関として指定された精神衛生局

第28-a 条 州精神衛生局長の権能

第28-b 条 基金の保管及び支払

第28-c 条 各機関に対する割当

第 28 条 特定の連邦補助金を執行するための州機関として指定された精神衛生局

1. 連邦精神衛生法(federal mental health act) に基づいて認められた計画を執行するため、及びその執行の任務を持った正当に設立された連邦機関と協力するための州の機関として州精神衛生局を指定する。

2. 精神衛生局長は、精神衛生業務その他精神衛生事業に関連した連法議会制定法を条件とし若しくは条件とすべく、又はこれにより若しくはこれに従って財政上その他本州の人民のため利益と援助のすべてを得る目的に必要な、法に矛盾しない措置をとることを認められ及び機能を与えられる。

第28-a 条 局 長 の 権 能

局長は次の権能を有する。

1. 連邦精神衛生法、又は精神衛生事業のため各州に配分割当をするための連邦議会のその他の法により、又はこれに基づいて州に割り当てられた連邦補助金を受け取り配分すること。

2. 当該連邦議会制定法の目的を達成するため、これによって認められたすべての州又は地方の官吏及び機関と協力すること。

3. 当該利益及び援助を受ける又はこれに関する前提条件として必要な若しくは正当に設立された連邦政府の機関が要求する法に矛盾しない契約(contract)、協定(agreement)、捺印契約(covenants) 又は条件を、州を代表して作成し執行すること。

4. 当該連邦議会制定法によって供与される救済及び援助を州の人民に利用させるに必要な、法に矛盾しない規則又は規程を採択し、及びこれを必要に応じて修正し、又、そのような条件を定めること。

5. この章及びこれに従って採択される規程の規定のすべてを施行すること。

第28-b 条 基金の保管及び支払

税務財務局(department of taxation and finance)を、合衆国がこの章の目的のため州に割り当てたすべての連邦補助基金の管理者として指定する。当該基金は、州財政法第110項に規定されているように、局長の証明についての会計検査官の監査及び支払命令によってのみ支

払わなければならない。精神衛生局長の規程及び規則を条件として、当該基金は、当該連邦議会制定法の規定を実行するニューヨーク州内の州の機関 (agency)、州の内部部局 (subdivision) 又はその機関、施設 (institution)、協会 (association)、個人 (person) 又は公私法人 (public or private cooperation) に使用させるため、当該機関、内部部局、施設、協会、個人又は法人に割り当てることができる。当該局長は、法に矛盾しないかぎり、当該機関、内部部局、施設、協会、個人又は法人が当該連邦補助金の割当を受け取るために満たすべき条件及び要件並びに業務の基準を、定めることが認められ、権能を与えられる。

第28-0条 機関、内部部局、施設、協会又は法人に対する割当

一般、特別又は地方の法の規定にかかわらず、ニューヨーク州内の州の機関、州の内部部局又はその機関若しくは協会又は公私法人若しくは当局は、国家精神衛生法 (national mental health Act) に定めた目的のために局長がこれに与えた許可又は割当を受け入れる権限をその適当な官吏に与えることができる。

第 2 - B 章

精神衛生施設改善基金

(Mental Hygiene Facilities Improvement Fund)

第 29 条 定 義

- 第29-a 条 精神衛生施設改善基金
- 第29-b 条 基金の目的
- 第29-c 条 基金の一般的権能及び義務
- 第29-d 条 精神衛生局との関係
- 第29-e 条 基本建設計画
- 第29-f 条 建設契約の締結
- 第29-g 条 基金の財源
- 第29-h 条 貸付協定
- 第29-i 条 精神衛生施設の管轄、維持及び修理
- 第29-j 条 基金による及び基金に対する訴
- 第29-k 条 基金の金銭及び財産の免税
- 第29-l 条 他の州機関の協力及び援助
- 第29-m 条 理事の年次報告
- 第29-n 条 一部憲法違反又は無効であっても影響されない条項
- 第29-o 条 他の法の矛盾した規定の排除

第 29 条 定 義

この章で使用又は引用する次の用語は、前後の関係から明らかに他の意味に用いられている場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。

1. 「会計検査官」とは、州の会計検査官をいう。
2. 「連邦政府」とは、アメリカ合衆国及びその官吏、省(department)、庁(board)、委員会(commission)、官房(bureau)、局(division)、公法人(corporation) 機関(agency) 又は地方支分部局 (instrumentality) をいう。
3. 「基金(fund)」とは、この章の第29-a 条第 1 項によって創設された精神衛生施設改善基金をいう。
4. 「締結機関(Letting agency)」とは、(i)基金との協定によって、特殊の建設(construction)、再建(reconstruction)、修復(rehabilitation)又は改善(improvement)の計画(project)についての契約(contract)を与えるべき場合の公共事業局長(superintendent of public works)、又は(ii)本人(principal)として若しくは州住宅金融公庫の代理人(agency)として前記の契約を与えるべき場合の基金をいう。
5. 「精神衛生施設(mental hygiene facility)」とは、患者の保護及び医療ため又は職

員、職員の家族若しくは一般用のための建物、建物内の単位 (unit)、実験室 (laboratory)、教室 (classroom)、住宅の単位 (housing unit)、食堂、活動センター (activities center)、図書館、又はあらゆる種類の不動産の上の建造物 (structure) 若しくはその改良工事 (improvements) (当該建物、単位、建造物若しくは改良工事の構成要素 (integral part) である造作及び設備、歩道、車道若しくは駐車場 (parking lot) 並びに水道、下水 (sewer)、ガス、電気、電話、暖房、空気調節 (air conditioning) その他の付帯設備 (utility services) 若しくはその組み合わせ (combination) の改良及び連結 (connection) 工事を含む。) で、局の専門的管轄、監督及び管理の下に現在又は今後設立された州立病院、州立学校又は州立の精神科病院若しくは研究所に所在し又はこれに関連したものをいう。

6. 「精神障害者 (mentally disordered)」とは、この法律の第2条に定めるところによる精神病患者、精神薄弱者及びてんかん患者をいう。

7. 「不動産 (real property)」とは、土地、水、土地又は水の権利 (rights)、建造物、土地の特権 (franchises) 及び利権 (interests) (水面下の土地及び河岸所有権 (riparian rights) を含む。) その他すべての物及び権利で通常同じ定義に含まれるものをいい、永久的又は臨時的地役権 (easement)、通行権 (right-of-way)、使用権 (uses)、賃借権 (leases)、許可 (licenses) その他法上又は微平法上 (equitable) の、あらゆる不動産権、利権又は権利にあるすべての無体相続権 (incorporeal hereditaments) など完全な権原 (full title) 以下の財産のすべての利益関係も含む。

8. 「州」とは、ニューヨーク州をいう。

9. 「州機関 (State agency)」とは、州の官吏、省、庁、委員会、官房、局、公益法人 (public benefit corporation)、機関又は地方支分部局をいう。

10. 「州住宅金融公庫 (State housing finance agency)」とは、私立住宅金融法 (private housing finance law) 第3章によって設立されたニューヨーク州住宅金融公庫をいう。

第29-a 条 精神衛生施設改善基金

1. 「精神衛生施設改善基金」をここに創設する。基金は、公益法人を構成する公法人たる政府機関とする。基金は、法人の権能及び特権を有し、その法人名のもとでその事業のすべてを遂行し、すべての基金を投資し、すべての手形を振り出し、支払を行ない、すべての金銭及び証書並びにその他の動産を保管する。

2. 基金は、知事が上院 (senate) の助言と同意を得て任命する3人の理事 (trustees) によって管理される。最初に知事が任命した基金の理事は、それぞれ、1965年、1967年及び1969年12月31日に終る期間勤務し、その後任者として全期間任命された者は、前任者の期間が終了した翌年の1月1日から始めて各々6年間勤務する。死亡、辞職、その他によって理事の席に欠員を生じたときは、知事が当初の任命方法に準じて後任者を任命し、残任期間を勤務

させる。

3. 基金の理事は無報酬で勤務するものとするが、公務遂行の際実際に要した必要な費用の弁償及び当該委員として勤務したときは1日につき50ドルの手当 (fee) を受ける権利を有する。ただし、一会計年度において同一人の理事に支払うことのできる前記の日当の総計は2,500ドルをこえることはできない。

4. 基金の理事は、公務員法 (public officers law) 第73条及び第74条に定める制限を条件として、民間に雇用され、又は職業若しくは事業に従事することができる。

同条の適用については、基金を「政府機関」、基金の理事を「官吏」とする。

5. 一般、特別又は地方の法の矛盾する規定にかかわらず、州又は州の部局の職員は、基金の理事、役員又は代理人として任命を受けたことを理由にその地位を失ったものとみなされ、又は失うことはない。ただし、当該他の公務についている理事、役員又は代理人は、本条に従って与えられる業務に関し付加報酬、手当等を受けてはならないが、当該業務の遂行の際実際に要した必要な費用の弁償を受ける権利を有する。

6. 知事は、理事に問責状を渡し、10日以上予告のうえ、本人又は弁護人について審理の機会を与えたうえ、非能率 (inefficiency)、職務怠慢 (neglect of duty) 又は非行 (misconduct) の理由で理事を解任することができる。知事は、理事を解任したときは、理事に対する問責事項の完全な説明書、これについての所見を完全な処理記録とともに州の書記に提出しなければならない。

7. 基金の議長 (chairman) は、知事がこれを指名するものとし、基金の執行役員の長となる。議長は、理事のすべての会議を司会し、理事が指示するその他の義務を有するものとする。議長が欠席の場合に基金のすべての会議を司会し、理事が指示するその他の義務を有すべき副議長は、必要に応じて、理事の中から互選することができる。

8. 基金の機能は、在職する2名を下らない理事に与えられ執行される。基金は、理事が適当と認める権能及び義務を1人又は複数の理事、又は役員 (officer)、代理人若しくは職員 (employee) に委任することができる。ただし、予定価格1万ドル以上のすべての契約及びすべての貸貸借、転貸借又はこの章の第29-a条に基づいて締結するその他の契約は執行に先立って基金の2名を下らない理事の承認を得なければならない。

9. 基金は、基金が適当と認める役員、職員及び代理人を任命し、その義務を定め、その報酬を定めることができる。

10. 理事手続の議事録を担当する基金の書記その他の役員は、基金の理事会の後土曜、日曜及び休日を除いて3日以内に、知事の参考のため理事会の議事録の認証謄本を3部、Albanyの執務室 (executive chamber) 気付で知事に提出しなければならない。

第29-b条 基金の目的

基金の目的は、精神障害者の保護、扶助及び医療に関する研究及び訓練のため、並びに局の

州立施設の職員及び家族のために、精神衛生施設を供給すること、当該施設が必要とされてから実際に設備されるまでの時間のずれを少なくすること、当該施設の建設、取得、再建又は改良を促進すること、予見される必要性の観点から企図された目的のために当該施設を完成し、目的にかなうようにすること、前記の目的を遂行するためすべての精神衛生施設に対する専有、管轄管理及び監督を確保すること、並びに当該施設を精神衛生局長及び局が精神障害者の保管、扶助及び医療に利用できるようにすることある。

第29-0条 基金の一般的権能及び義務

基金は、この章の他の部分で特に与えられているもののほか次の権能を有する。

1. 訴えをおこし及びおこされること。
2. 印章を持ち、これを随時変更すること。
3. その組織及び内部運営に関して内規をつくりこれを変更すること。
4. 会計検査官の承認を得て、会計手続を定めること。
5. この章によるその法人権能の実施及び法人目的の達成を規制する規程及び規則を定めること。この規程及び規則は、行政法 (executive law) 第102条の定めるところにより州の書記に整理保管のため提出しなければならない。
6. この章の第29-i条にいう移管の日以後、精神衛生局長又は州住宅金融公庫との賃貸借、転貸借その他の契約の諸条件に従うことを条件として、法人として存続する限り基金により又は基金のために取得したすべての精神衛生施設並びにすべての動産及び不動産を所有すること。
7. 精神衛生局長及び予算局長の承認を得て、州の名において法人目的のため必要又は便利な不動産を購入すること。ただし、当該目的は、この章の第29-f条に基づいた立法又は予算措置に従って定めたものでなければならない。
8. 精神衛生施設がその事業を完成するのに必要な法人目的に必要、かつ、便利な動産(初年度造作、設備、器械及び器具を含む。)を州財政法第11章の要件に基づいて購入、受領、賃貸借その他取得すること、及び精神衛生局長、総務局長又は州住宅金融公庫との契約の諸条件に従って当該動産を移管、転貸その他局に利用させること。
9. この章の規定(第29-f条を含む。)に基づいて、精神衛生施設を設計、建造、取得、再建、修復及び改良し、又は当該施設を設計、建造、取得、再建、修復及び改良させること。
10. 当該設計、建造、取得、修復及び改良に関連して、水道、下水、ガス、電気、電話、暖房、空気調節その他の付帯設備及びその適当な連結工事を行ない又は行なわせること。
11. この章の第29-i条にいう移管の日以後、精神衛生局長又は州住宅金融公庫との賃貸借、転貸借その他の契約の諸条件に従うことを条件として、基金が保有する不動産及びこの章に従って建造、取得、再建、修復又は改良した施設を含むすべての精神衛生施設を維持、修理及び手入すること。

12. 州住宅金融公庫との賃貸借、転貸借その他の契約の諸条件、並びに当該不動産が現在及び予測される将来精神衛生施設として不必要であるとの精神衛生局長の決定に従って、基金の法人目的のためにこれが保有する不動産を、法の規定に基づくその他の公共利用、売却、転貸その他の処分が付するため、適当な州の官吏に引き渡すこと。

13. この章による基金の法人権能の実施及び法人目的の達成に必要若しくは便利な契約、賃貸借、転貸借その他すべての証書又は協定をつくりこれに署名すること。

14. 望ましいと認められる金額及び相手方によって、精神衛生施設に関する損失に対する保険を確保すること。

15. 精神衛生局長の同意を得て、局の代理人、職員及び施設を使用すること。

16. 契約の形で又は被雇用者として、専門的業務及び技術的援助並びに助言のため、建造、技術、建築学的、法律上又は財政上の顧問、測量士及び評価人の業務に従事すること。

17. 基金の法人目的を実行し、及び、この章において基金に与え許された権能を実施するため必要又は便利なすべてのあらゆることを行なうこと。

第29-d 条 精神衛生局との関係

基金の法人目的を最も有効に実行するため、基金は、精神衛生施設に関する土地の獲得及び主要計画についての責任に関する事項について精神衛生局長及び局を援助し、これと協力し、又その職員及び役務を充分利用させなければならない。精神衛生施設の建造、再建、修復及び改良の過程において、基金は、事業の進行につれて、スペースの要件用地計画、建築学的概念 (architectural concept)、その計画及び設計書における相当な変更に関する事項、並びに作業完了の上は精神衛生施設に借え付け及び取り付けする必要がある初度家具、設備、機械及び器具に関する事項について局の職員と相談しなければならない。精神衛生局長及び局はその立場から当該事項について基金を援助し、これと協力しなければならない。

第29-e 条 基本建設計画

1. 建設標準。精神衛生局長は、基金が行なった契約によって建築、再建、修復もしくは改良すべきすべての精神衛生施設又は精神衛生施設の等級についての標準案を、1963年11月1日以前は基金、公共事業局及び予算部の協力を得て、1964年1月1日以後は公共事業局長又は州住宅金融公庫の協力を得て準備させなければならない。標準案には、精神衛生局長の裁量によって、当該施設に使用すべき材料の品質規格に関する条項、安全、火災防止及び保健衛生に関する条項、並びに精神障害者の保護、扶助及び医療のため又は精神衛生施設の職員及びその家族の用に供するため精神衛生局長が望ましいと認める当該施設における造作、家具、設備、機械及び器具の取付に関する条項その他を含めることができる。標準案は、1963年11月1日までに知事に提出しなければならない。知事は1964年1月1日までに承認、不承認もしくは修正を行なう。標準案は、次の場合、それぞれ修正を受けたうえ又は修正な

しに承認されたものとする。(i) 知事の書面による承認か (ii) 精神衛生局長が知事に提出した標準案が受理された日から60日を経過するかいずれか早い日。当該標準は、1964年1月1日から有効とする。採択された当該標準は行政法第102条の定めるところにより精神衛生局長が州の書記に整理保管のため提出しなければならない。

前記のとおり採択された建設標準の変更は、必要に応じて、当初の標準の場合に準じて、成案、提案、承認、不承認もしくは修正、採択及び整理保管することができる。

2. 設計。 1964年1月1日以降、基金の理事は、そのため割り当てられた又はその他利用できる金額の範囲内で、今後建造、再建、修復若しくは改良すべき各精神衛生施設の建築学的概念を描いた建築計画、外部スケッチ又はモデル、及び遂行すべき当該建造、再建、修復若しくは改良工事に関する詳細な計画及び設計書を州住宅金融公庫に対して支給し又は支給させなければならない。これらはすべて個別に精神衛生局長の承認を得ることを条件とする。基金の理事は、この章の第29-e条に従って基金と公共事業局長との間に締結された契約の条件に基づいて公共事業局長の指示のもとに建築計画、スケッチ、モデル及び詳細計画並びに設計図を準備させることができる。

1964年1月1日以後に行なわれた契約によって遂行すべき当該工事に対する詳細計画及び設計図は、契約が行なわれたときに有効となっている建設標準に従わなければならない。

基金の理事は、この章の第29-f条によって基金と公共事業局長との間及び同条によって基金と州住宅金融公庫との間に締結された協定の条件の範囲内で必要に応じて当該詳細計画及び設計図を修正し又は修正を認めることができる。ただし、(i) 当該修正された計画及び設計図は、本条第1項によって採択された建設標準があり修正当時有効であるときは、建設標準に合致しなければならない。(ii) 当該修正が大巾なものであるときは、個別に精神衛生局長の承認を得て行なわなければならない。(iii) 精神衛生施設の建造、再建、修復及び改良の途中で行なわれたすべての修正について当時の州会計年度内に追加の費用を支払うため臨時費 (contingencies) が基金に割り当てられ又は先渡しされたときは、当該費用がこの章の第29-f条第1項にいう予算教書 (budget bill) に定めた施設の予定費用総額の5%より少ない限り、予算部長の承認を得ないで当該修正を当該会計年度内に行ない又は認めてはならない。当該費用に同一会計年度内に行ない又は認めたすべての修正の費用を加えたものが当該修正について割り当てられ又は先渡しされた臨時費を超過する場合においては、いかなるときでも当該年度内に当該修正を行ない又は認めてはならない。(iv) 当該修正について臨時費の割当又は先渡がないときは、予定費用が1万ドル以上の当該修正は、予算部長の事前承認を得ないで行ない又は認めてはならない。

3. 市の条例 (municipal regulations)。 郡、市、町又は村は、この章により建造、再建、修復若しくは改良されるべき精神衛生施設の計画若しくは設計図、又は問題の工事を完成するため必要な建築、配管、暖房、電灯などの附帯工事を修正又は変更する権能を有しない。又、当該工事を行なう要件として当該郡市、町又は村から何らかの他の又は追加の承

認又は許可を得ることを当該個人、商社 (firm), 又は法人に要求する権能も有しない。更にこの章によって行なわれている工事に関連して、当該郡市町村は、いかなる条件をも課す権能を有しない。当該工事は、それに関するスケッチ、計画、設計図及び契約に従って、監督する建築技師又は技術者のみがこれを管理するものとする。当該スケッチ、計画、設計図又は契約の条件に基づいて個人、商社又は法人が基金のために当該工事を行なうことは、当該契約に定めた責任又はその適切な実施に伴う偶発事は別として、何らかの民事上又は刑事上の責任又は刑罰を当該個人、商社又は法人に受けさせるものではない。

第 29 - f 条 建設契約の締結

1. この章の第 29 - i 条にいう移管の日以後は、基金は、州住宅金融公庫の代理人としてすべての精神衛生施設を建造、取得、再建、修復及び改良し、又はこれを建造、取得、再建、修復及び改良させなければならない。ただし、この権限を与える立法措置又は予算措置について i) 精神衛生局長が要求したこと、(ii) 建造、取得、再建、修復又は改良すべき精神衛生施設及び当該各施設に対する予定費用を明示した 1963 年 4 月 1 日以降に始まる州の会計年度に関する予算教書の中で知事が勧告したこと、及び、(iii) 当該会計年度について議会が承認したことを条件とする。1964 年 4 月 1 日以降に始まる州の会計年度に関しては、前記予算教書には、前記事項のほか、その中に言及している各精神衛生施設の建造、取得、再建、修復又は改良がいつ完了することが望ましいかという期日を含めなければならない。又、すべての当該工事は指定された期日までに、できるだけ、完了が確約されるような方法で遂行しなければならない。

2. 基金は、公共事業の長との協定による場合に限り、州住宅金融公庫の本人又は代理人として、精神衛生施設を建造、再建、修復及び改良することができる。ただし、次の場合には、基金は、基金自体の職員の手によって又は本条第 7 項により与えられる契約によって精神衛生施設を建造、再建、修復及び改良することができる。

(a) 公共事業の長が何らかの理由のため当該目的のため基金と協定を結ぶことを拒否した場合。

(b) 工事を遂行すべき基金の理事から通知を受け取った後 4、5 日以内に公共事業の長が当該目的のために基金と協定を結ぶことができなかつた場合、

(c) 当該工事遂行のため基金と協定を結んだ後 1 年以内に公共事業の長が入札公告をすることができなかつた場合、

(d) 当該工事の予定費用が 1 万ドル以下の場合、

3. 州公共事業の長が精神衛生施設の建造、再建、修復又は改良について基金と協定を結んだときは、要求される工事は、当該協定の条件に基づき又は本条第 4 項、第 5 項の規定に基づき、州公共事業局の職員によって又は公共建物法、公共事業法及び州財政法によって与えられた契約によって行なわなければならない。

4. 精神衛生施設の建造, 再建, 修復又は改良の契約は, この章の第29-i 条にいう移管の日以降は契約代理人によることは許されない。ただし次の場合を除く。(i)精神衛生局長が建造, 再建, 修復又は改良さるべき施設の建築学的概念, 詳細計画及び設計図を個別に承認しており, かつ, (ii) 基金の理事が, 州住宅金融公庫の本人又は代理人として, 施設の詳細計画及び設計図を含む当該契約の条項案を承認したとき。

5. 精神衛生施設の建造, 再建, 修復又は改良のための各契約は, 施設を設計した建築技師又は特に監督のために依頼若しくは雇用した建築技師若しくは技術者が完成まで行なわれる工事を監督すること, 並びに使用する材料又は行なわれる工事がそのスケッチ, 計画, 設計書及び契約書に従ったものであるように取り計らうことを条項に含めなければならない。

6. 基金が州住宅金融公庫の本人又は代理人としての締結機関である場合においては, 基金の理事は, 個別の設計図を準備し, 個別に単独の入札(bid)に付し, 州財政法第135条に詳細に定められた遂行すべき工事の細分について個別の契約を与えるべきであるが, 基金の理事は, その裁量によって, 特殊の精神衛生施設の契約が与えられる時に行うべき残りの工事に対する落札者(successful bidder)に監督のための当該契約を割り当てることができる。

7. この項によって与えられるべきすべての契約は, 州財政法第136条, 第139条又は第140条の矛盾する規定にもかかわらず, 次の規定に基づいて公開競争(public letting)で与えなければならない。ただし, 基金の理事の裁量によって, その予定費用が1万ドル以下のときは公開競争にしないで当該目的のため契約を結ぶことができる。

a. 契約が公開で行なわれるべきものであるときは, 基金の理事は, Albany 市で刊行されている新聞又はその他の新聞で要求する工事及び入札公告(invitation to bid)について契約者に適当な通知を最も良く達すると認めるものに入札案内を公告しなければならない。入札案内には, 基金の理事が適当と認める事項及び当該通知によって受け取ったすべての入札を公開し読み上げる時及び場所を含めなければならない。

b. 基金の理事は, 公開入札後に要求する工事を遂行する資格があり, かつ, 責任を持ち, 信頼できると思われる最低入札者以外に契約を与えてはならない。ただし, 基金の理事は, 公共の利益がそれによって増進されると信ずるときはいずれの又はすべての入札もこれを却下し, 再び入札を公告し, 又は入札における手続を撤回することができる。基金の理事は, 入札者の事務及び技術組織, 工場, 資源, 財政的見地又は事務経験を遂行すべき工事と比べて却下する方が正しいと判断したときは, いずれの入札も却下することができる。

c. 入札案内及び与えられる契約には, 基金の理事が望ましいと認めるその他の条件及び罰則を含めなければならない。

d. この項によって与えられた契約の書式は, 法務局長及び会計検査官の承認を得なければならない。又, 契約は利用できる金額の限度まで履行するものと認め, そのため利用できる金額以上は基金にも州にも責任はない旨の一節を入れなくてはならない。既に法務長官及び会計検査官の承認を得た契約の追加, 削除又は修正は, 当該追加, 削除又は修正が重要性

質のものであり、当初の契約に実質的に影響を与えるものである場合に限りその承認を受けるものとする。

e. 基金の理事は、公共の利益であり州及び州機関（基金を含む。）の保障に役立つと認めるときは、入札参加、契約締結及び工事遂行に関連して寄託(deposit)、債券(bonds)及び証券(security)を要求しなければならない。

8. 会計検査官は、基金の議長又はその業務のため正式に指定を受けた基金の役職員が支払のために提出された請求書(bills)又は見積書(estimated)を誤りがない旨正式に証明するまでは、この章の第29-i条にいう移管の日以降基金が締結し又はこれに代って締結された精神衛生施設の契約について州から割り当てられ又は先渡しされた金から支払ってはならない。

第29-g条 基金の財源

1. この章の規定の範囲内において、基金の理事は、1964年1月1日以降各精神衛生施設の患者の保護、扶助及び医療のためのすべての支払をその法人目的のために受領し、引受け、投資し、管理し、消費し及び支出しなければならない。又、基金の理事は、州の基本建設基金(capital construction fund)及び州目的基金(state purposes fund)からの割り当て又は前渡し金、その他ありとあらゆる財源から基金が利用ができた利用さるべき収入金等をその法人目的のために受領し、引受け、投資し、管理し、消費し及び支出することができる。この財源には次のものを含む。精神衛生施設の建造、取得、再建、修復及び改良のため、当該施設の維持修理のため、又は基金の人件費若しくは維持運営のため、連邦政府、州機関、郡、市、町、村又は民間の財団(foundation)、組織若しくは個人その他から受けた贈り物、補助金、貸付金及び支払。

2. この章に別段の定めがある場合を除いて州の割当及び先渡し以外の基金の金は、基金の代理人としての税務財務局長に払い込まなければならない。当該局長は、これを他の金と混同してはならない。この金は二つ以上の別々の銀行に預金しなければならない。その口座のうち一つは精神衛生施設における患者の保護、扶助及び医療のため1964年1月1日以降行なう支払、投資からのすべての収入、定期的にその口座のため受け取る又は受け取るべきすべての金を入れておく口座とし「精神衛生施設改善基金収入勘定(mental hygiene facilities improvement fund income account)」とする。口座からの払出しは、基金の議長又は基金が支払要求の権限を与えた基金の職員の要求に基づき税務財務局長の署名した小切手により行なう。当該金の口座は、税務財務局長又は基金の理事の要求があったときは、預金の金額と常時等しい市場価格(market value)に対して合衆国又は州の債務(obligations)によって保証される。すべての銀行及び信託会社は、当該預金に対する保証を与える権限を有する。

3. 基金が行なった賃貸借(lease)、転賃貸借(sublease)又は協定に従うことを条件として、

直ちに使用する必要のない基金の金は、基金の裁量によって、合衆国若しくは州の債務において又は合衆国若しくは州がその元利を保証する債務において税務財務局長が投資することができる。

4. 基金の議長は、毎年3月、6月、9月、12月の15日以前に、基金の理事を代表して、基金によって結ばれて証明の日現在有効な各貸借、転貸借その他の契約の条件により基金が負うべきすべての義務を完全に果たすため、引き続く次の12ヶ月間に基金が必要とする金の総額を記した証明書をつくって知事と予算部長に提出しなければならない。これには(i)当該年間に契約条件により使用料の支払をするため必要な金、及び(ii)当該年間に契約条件により積立金をおこして維持するため必要な金額を、契約条件の明細によって制限なく含めなければならない。

5. 基金の理事は、(i)基金によって結ばれて証明の日現在有効な各貸借、転貸借その他の契約の条件により基金が負うべきすべての義務を完全に果たすため引き続く次の12ヶ月間に基金が必要とするものとして、本条第4項によって基金の議長がつくった最近の四半期証明書に書いてある総金額に加えて(ii)本条第6項に述べる予算によって引き続く次の四半期に基金の運営費として必要な金額をこえる基金の金を、すべて、州財政法第27-f条によって設けられた精神衛生業務基金(mental hygiene services fund)に預託するため、毎四半期の最終日までに会計検査官に払い込まなければならない。

6. 基金の議長は、毎年12月1日までに、基金の理事に代って、引き続く次の州会計年度間基金の運営のための項目別予算(itemized budget)及び当該12月1日後に基金が結ぶ予定のすべての貸借、転貸借及び協定の条件により当該年度中に必要となる予定の基金の支払又は支払条件についての情報を作成して知事及び予算部長に提出しなければならない。基金が結んだ貸借、転貸借又は協定の条件により基金が負うべき支払又は支払条件以外の、当該州会計年度中の人件費、維持管理費は、税務財務局長が承諾しないものとする。ただし、その金額が(i)知事及び予算部長に提出した当該年度の予算に含まれており、かつ、(ii)提出されたとおり承認されたか、知事に代って予算部長が修正して書面に予算部長が署名し2月1日までに上院財政委員会委員長(chairman of the finance committee)、下院運営委員会委員長(chairman of the assembly ways and means committee)及び税務財務局長に寄託されたか、又は当該日付後に当該書面が修正され寄託された場合を除く。ただし、当該会計年度の初日までに当該書面が税務財務局長に寄託されない場合は、予算部長の承認は必要としない。

7. 会計検査官又は法的に権限を与えられたその代理人に対し、必要に応じて、基金の帳簿及び会計(基金の収入金、支出金、契約、準備金、投資その他基金の財政的立場に関係ある事項を含む。)を検査する権限及び権能を与える。会計検査官は、当該検査を少なくとも5年に1回行なわなければならない。ただし、会計検査官は、基金の理事の要求により、当該検査に代えて、帳簿及び会計の形式的検査(external examination)を引き受けることがで

きる。

第29-h条 貸付協定

1. 基金に対してここに州住宅金融公庫と賃貸借、転賃借その他の協定を結び、又、基金が心要又は望ましいと認めるその修正を行なう権限を付与し権能を与える。協定には次のことを定めなければならない。

(i) 一又は複数の精神衛生施設の建造、取得、再建、修復又は改良、及び工事完了のうへは当該施設において使用すべき初度造作、設備、機械及び器具の購入又は取得。

(ii) 一若しくは複数の現存する精神衛生施設及び若しくは複数の建造、取得、再建、修復若しくは改良さるべき精神衛生施設の全部分若しくは一部を、又は行なうべき工事に関連した不動産（この法律の第46条によって州の名において精神衛生局長が最初に取得した不動産を含む。）を州住宅金融公庫に貸付けること。

(iii) 建造、取得、再建、修復又は改良が完了したうへ基金が当該施設及び不動産を転賃借すること。当該協定、賃貸借及び転賃借は、期間の長さ、当該期間中の精神衛生施設の維持補修及び当該施設、不動産、造作、設備、機械及び器具の使用に対して1年に支払うべき賃貸料を含めて合意に達した約定及び条件によらなければならない。当該賃貸借、転賃借又は協定の約定によって必要な建造、取得、再建、修復又は改良工事のために、基金は、州住宅金融公庫の代理人としての役を果さなければならない。精神衛生局長は、局に代って当該賃貸借、転賃借もしくは協定を承認し、及びその一員となる。

2. 本条第1項によって州住宅金融公庫と結んだ賃貸借、転賃借又は協定により支払うべき又は支払うことになるべき使用料を確保するため、基金の理事は、精神衛生施設改善基金収入勘定 (mental hygiene facilities improvement fund revenue account) 及び本条第3項によって設けられる使用料準備金勘定 (rental reserve account) の金の一部若しくは全部、及び基金が受け取って将来いずれかの若しくは双方の勘定に入金する金の一部若しくは全部で、1年に支払うべき又は支払うことになるべき当該使用料と同額若しくはこれをこえるもの、並びに基金の権利、権限 (title) 及び利益の一部若しくは全部を、当該勘定の金又はこれに預金すべき金で保証し又はこれを指定することができる。

3. 基金は「使用料準備金勘定」と称する1個又は多数の別個の口座を創設することができる。この準備金勘定に入金することができるのは (i) この項に基づく当該準備金勘定のため州が割り当て支払った金、(ii) 基金が行なった賃貸借、転賃借その他の協定に基づいて基金の理事が当該準備金勘定に移管した精神衛生施設改善基金収入勘定の金、及び (iii) その他当該準備金勘定のために何らかの出所から基金が使用できるようになった金とする。この項によって設けられた使用料準備金勘定に預金された金は、以下に定める場合を除いて、本条第1項にいう1個又は多数の賃貸借、転賃借及び協定に基づいて支払うことになる使用料の支払のためにのみ使用しなければならない。ただし、当該口座の金は、基金の他の金が利用できな

い支払のため履行することになる使用料を支払う目的のためである場合を除いて、いかなる時でも、預金額が当該貸借、転貸借及び協定によって翌暦年に支払うことになる使用料の最大金額以下に減らされるような金額をこれから引き出してはならない。

本条第1項にいう貸借、転貸借又は協定の約定に従うことを条件に、直ちに使用又は支出する必要のない使用料準備金勘定は、合衆国若しくは州の債務において又は合衆国若しくは州が元本と利息を保証する債務において投資することができる。この項のために使用料準備金勘定の金額を計算する場合に、勘定の全部又は一部となっている証券は、計算の日以前7日間のうちの1日の市場価格又は基金にとっての原価のいずれか低い方で評価する。

州の会計年度末日現在で当該貸借契約に基づき翌暦年に支払うことになる使用料の最高金額をこえる使用料準備金の金額は、精神衛生改善基金収入勘定に移管し、基金がその口座から引き出して基金の法人目的に使用できるようにしなければならない。

更にこの項に基づいて設けられたすべての使用料準備金勘定において準備金勘定が関係している貸借、転貸借及び協定に従って翌暦年に支払うことになる使用料の最高金額と同じに金額を維持するために、基金の議長が知事及び予算部長に対し当該貸借、転貸借及び協定に従って翌暦年に支払うことになる使用料の最高金額と等しい金額にまで当該勘定を復旧するため必要であると証明するだけの金額があるときは、これを毎年当該使用料準備金勘定に預金するため基金に割り当て支払わなければならない。基金の議長は、前記金額まで使用料準備金勘定を復旧するため必要な金額があるときは、これを記載した証明書を作成して毎年12月1日までに知事及び予算部長に提出しなければならない。又、当該証明書に記載された金額は、その当時の州会計年度内に基金に割り当て支払わなければならない。

4. 知事が貸借、転貸借その他の協定の条項を承認しない場合は、基金は本条に基づいてこれを結んではならない。

5. 法務局長は、本条に基づいて締結した貸借、転貸借その他の協定の形式、能力及び実施の方法を決定しなければならない。又、法務長官の承認がないときは、これは有効とされない。

6. 州は、本条によって締結された貸借、転貸借又は協定の条項に基づいて基金が支払うべき使用料について義務を負わないものとし、当該貸借、転貸借その他の協定はその条項の中にこの旨を記載しなければならない。

第29-i条 精神衛生施設の管轄；維持及び修理

本条及びこの章において「移管の日(date of transfer)」とは、次の日をいう。

(i) 知事が選定し、知事の署名した書類に定め、かつ、精神衛生局長、税務財務局長、会計検査官、上院財政委員金の委員長及び下院運営委員会に提出した1963年4月以降のいずれかの月の初日、又は

(ii) 上記(i)の規定に従って知事があらかじめ選定した日がない場合は、1964年1月1日。

移管の日以後は、基金は、精神衛生目的のためそれ以前に取得され保有されている精神衛生施設を含むすべての不動産及びそれ以後建造されもしくは取得されたすべての精神衛生施設の専有、管轄、監督並びに管理、及び1964年1月1日以後は、当該精神衛生施設における患者の保護、扶助及び医療について行なわれたすべての支払について権限を与えられる。

移管の日以後は、基金の理事は、工事完成後できる限り速やかに、新しく建造、取得、再建、修復及び改良された施設を含むすべての当該不動産及び施設並びにその中の初度造作、設備、機械及び器具を、精神障害者の保護、扶助及び医療に使用するため精神衛生局長及び局に利用させなければならない。当該不動産の維持保存、当該施設の維持及び基本的修理並びに造作、設備、器具、機械の取替についての責任は、精神衛生局長及び局の責任とする。ただし、この章の第29-h条に基づいて基金と州住宅金融公庫の間に締結された賃貸借、転賃借又は協定の条項でそのようになっている場合は、当該責任は当該賃貸借、転賃借又は協定の期限が切れるまで基金の理事にあるものとする。

すべての精神衛生施設における精神障害者の保護、扶助及び医療は、この法律の定めるところにより、いつも精神衛生局長及び局の責任である。

本条の前記規定にかかわらず、精神衛生施設が所在するすべての不動産に対する権利は、法に従って譲渡されるまではずっと州の公共に帰属するものとする。

第29-j条 基金による又は基金に対する訴え

1. 州最高裁判所は、基金がおこし、若しくは基金に対する、又は基金が関係する訴え又は特別の訴訟手続について専属の管轄権を有する。基金に対しておこされる各種の訴えの裁判地(venue)は、Aldany郡におくものとする。

2. 損害(damage)、動産不動産の権利侵害(injuries)、若しくはその破壊(destruction)又は人身傷害(personal injuries)若しくは死亡についての基金に対する各訴えにおいては、訴状(complaint)に当該訴えのもとになった要求(demand)又は請求(claim)を基金の理事又は官吏に提出してから少なくとも30日が経過したこと及び当該提出後30日間に基金が精算又は支出を怠りもしくは拒否したという陳述を入れなければならない。

3. 損害、動産不動産の権利侵害、若しくはその破壊、又は人身傷害若しくは死亡を蒙ったという基金に対する訴えは、その訴の原因が起ってから1年と90日以上たってから開始してはならず、又、当該訴えをおこす意見があることの通知、又は損害、人身傷害若しくは死亡を蒙った日時、それに損害を受け若しくは破壊されたと申し立てる財産とその価額、又は傷害を受け若しくは死亡したと申し立てる本人及び相手方を詳細に示す立証された供述書が当該訴えの原因が発生した日から90日以内に基金本部事務所にいる理事又は官吏に提出されない限り訴えをおこすことはできない。

第29-k条 基金の金銭及び財産に対する免税

基金の金銭及び財産ならびにその運用については税を免除する。

第29-1条 他の州機関の協力及び援助

精神衛生局、公共事業局、州住宅金融公庫、予算部、総務部 (office of general services) その他の州機関は、その法人目的の達成及びこの章に基づくその法人権能の実施について基金に協力しこれを援助しなければならない。又、基金に対しそれぞれの機能に応じ、基金の理事が正当に要求するような役務を与えることができる。

第29-m条 理事の年次報告

基金の理事は、毎年10月1日までに、前年の3月31日までの活動及び運営の報告を、知事、精神衛生審議会、精神衛生局長、議会、上院財政委員会委員長及び下院運営委員会委員長に提出しなければならない。この報告書には、計画、建造、取得、再建、修復又は改良の過程における計画に関する詳細が含まれ、さらに計画が完成すると、知事が勧告し議会が承認した完成要望期日と予定費用に従って建造を完了するまでの理事の実施記録、契約に基づいて基金に雇用された建築技師、技術者その他個人の顧問及び当該契約に基づいて支払った及びまだ支払うべき並びに予定してまだ支払っていない総金額の明細書、各目標についての締結機関及び落札者、基金のため利用した金銭、州住宅金融機関と基金の理事が結んだ貸借、転貸借又は協定の詳細並びにそのために支払う必要がある年間の使用料、その他基金の理事が適切と考える基金の活動及び運営に関する情報の詳細が含まれる。

第29-n条 一部憲法に違反し又は無効であったとき、影響されない条項

この章のどの条、項、節、文又は規定の全部又は一部が憲法に違反し又は無効であっても、本章が憲法に違反しないか又は無効とならないかぎり有効であり、かつ、そのため他の条、項、節、文又は規定が無効と認められることはない。

第29-o条 他の法の矛盾した規定の排除

この章の規定がその他の一般又は特別の法の規定と矛盾する場合には、この章の規定が優先する。

第 3 章

局の州立施設に適用される一般規定

- 第 30 条 局の州立施設の監察委員 (visitors)
- 第 31 条 監察委員の任免
- 第 32 条 監察委員会の権能及び義務
- 第 33 条 施設の長；出納役
- 第 34 条 施設の長の権能及び義務
- 第 35 条 四半期会議
- 第 36 条 職員の手給
- 第 37 条 経費の見積；非常予備金 (emergency fund)
- 第 38 条 出納役の権能及び義務
- 第 39 条 施設に帰すべき金銭を回収するための措置
- 第 40 条 返済 (refund)
- 第 41 条 事務官 (business officer) の一般的権能及び義務
- 第 42 条 購入及び契約
- 第 43 条 宣誓
- 第 44 条 精神衛生局長，州立施設の監察委員又は官吏に対する訴え
- 第 45 条 州立施設に対する州慈善援助監察委員
- 第 46 条 登録及び指定による不動産の取得
(acquisition of real property by entry and appropriation)
- 第 47 条 局長の基本計画立案義務
- 第 48 条 局内建物の建設，変更，修理及び改良
- 第 49 条 施設の土地を通る街路及び鉄道
- 第 50 条 患者の動産の一時保管
- 第 51 条 患者の資金に対する利子積立
- 第 51-a 条 補佐人の任命を当然申請すべき財産の発見
- 第 52 条 施設への入院前の特定の者の診察費の支払
- 第 53 条 人を逮捕し，拘禁し，施設に移送する保安官の権能及び義務

第 30 条 局の州立施設の監察委員；任期

精神衛生局の各州立施設は，監察委員会を持ち，その委員は 7 人とする。ただし，Willowbrook 州立学校の監査委員は 8 人とする。州立病院の監察委員会のうち，婦人は 2 名を下ってはならない。委員会の委員の任期は 7 年とする。委員の任命に当たっては，各委員の任期が毎年 12 月 31 日に終るように定めるものとする。ただし，Willowbrook 州立学校の監察委員会の場合には，2 人の委員の任期が 1966 年 12 月 31 日及びその後 7 年ごとに終るよう定める。任期の終了以外に

欠員を生じたときは、当該欠員を補充する者の任命は、欠員となった者の残りの任期の間とする。

第 31 条 監察委員の任免

監察委員会の委員は、任期終了その他による欠員が生じた都度、州上院議員の勧告と同意を得て、知事が指名する。委員は、その後任者が任命され資格を得るまではそれぞれ在職する。知事は、委員に解任の理由を書面で通知して審理の機会を与えた後これを解任することができる。施設が管区を有する場合は、その監察委員は、最初の任命の資格があるためにはその管区に居住していなければならないが、住所又は管区境界の変更は、監査委員が施設の所在する局長が定める精神衛生地区に居住しつづける限り、その職を保持する適格性又は再任命の適格性に影響を及ぼすものではない。少なくとも Central Islip 州立病院及び Kings Park 州立病院及び Kings Park 州立病院の監察委員の大多数はニューヨーク市の居住者でなければならない。選挙による州の官吏又は議会の議員は、監察委員の職につき資格がない。当該監察委員が議会の議員又は選挙による州の官吏となったときは、監察委員としての職を失なうものとする。監察委員がその属する委員会の定期会合に 6 ヶ月間出席しないときは、委員会の書記は当該委員が提出した理由書を添えて欠席の旨を知事に通知しなければならない。委員会の書記は毎年 1 月に、委員会の会合における各委員の出欠記録、施設への立入検査の回数及び日時を示した報告書並びに当該委員が施設に対して遂行したその他の業務で、当該委員が知事に伝達することを要求するものについての報告書を、知事に送付しなければならない。

第 32 条 監察委員会の権能及び義務

監察委員会は、委員がそれぞれ任命された先の施設に関して、この法律により特別に与えられ又は課せられた権能及び義務、並びに局長の規程によって定められる、法と矛盾しない、その他の権能及び義務を有する。監察委員は、その業務に対して報酬を受けないが、実際に要した必要な旅費その他の経費については施設のその他の当座の経費と同じく監査の後に支払を受ける。各委員会は、毎年 10 月その委員の間で委員長及び書記を選出しなければならない。施設の長は、監察委員会の毎月の会合に、人口の変動、患者、職員健康、事故、自殺、異常な疾病、伝染病、患者の福祉及び従業員の訓練に関する重要な出来事、その他委員会が詳記する事項を示す報告書を自分で提出しなければならない。各委員は次のことを行なわなければならない。

1. 施設に対する有効な検査を続けること。このため、委員会又は委員の過半数は、少なくとも毎月 1 回施設の立入検査を行なうこと。各委員会は、各検査後 10 日以内に局及び知事に書面で報告すること。当該報告書は、検査を行なった各委員が署名すること。当該報告書には、施設及びその患者の状態、並びに委員会の意見で局又は知事の注意を促すべきであると思われるその運営及び業務に関するその他の事項を詳細に記載しなければならない。又、

施設又はその運営について改良する必要があると認められる勧告を含めることができる。

2. そのために用意した帳簿に、その行なったことについての公明正大、かつ、完全な記録を取って置くこと。この記録は、常に、知事又はこれを検査するため知事若しくは上下いずれかの議会が指名した者、並びに局長及び局から来た局長の代理者の検査に応じられるようにしておくこと。

3. 少なくとも毎月1回定期会合を開き、当該各会合後10日以内にその議事録をタイプさせ、これを当該委員会の各委員、局及び知事に一部ずつ送らせること。

4. そのため施設に保管されている帳簿に、各委員の立入検査ごとの日付を記入すること。

5. 毎年4月に、当該報告書の日付の前の3月31日に終る1年間の立入検査についての報告を、適当な提案及び局長が委員に要求するその他の事項とともに、局に対して行なうこと。当該報告書は、委員会の承認を前提として、委員会の小委員会で作成しなければならない。

6. 局長が委員会に提出した重要な建造及び変更に関するすべての予備計画を検討審査すること。当該計画を受理してから30日以内に、これに関する意見及び提案の文書を局長に提出することができる。

7. 施設の長に対して行なわれたすべての非難 (charge) の真相を調査、審理、確認し、当該非難に関して、召喚令状を発し、証言をとり及びこれを審理し、解任する権能を有する当局に対し、それについての勧告を行なうこと。当該委員会に出席した証人は、記録裁判所又はその判事の前に出席した証人と同じ報酬を受ける権利を有し、他の施設の費用と同様に支払われる。施設内居住官吏 (resident officer) は、当該監察委員に対し施設及びその建物の各部に立入ることを許し、その要求に応じて施設に属し又はその事業、経営、訓練若しくは取締に関するすべての帳簿、証書、計算書及び文書を供覧に付し、及び委員が要求するときはいつでも謄本、抜萃及び報告を提出しなければならない。

8. 局内の施設の監察委員会の委員は、直接間接を問わず、本人が委員となっている監察委員会の施設の保護及び医療のための調達又は設備に財政上の利害を有してはならない。

第 33 条 施設の長；出納役

1. 局の各施設に長を置く。施設の長は公務員の競争試験による官職 (competitive class of the civil service) とし、いつでも欠員があるときに、局長が任命する。局長は任命前に、書留便によって、監察委員会の委員に対し、任命しようとする者の氏名、住所をあげて任命しようとする旨を通知し、通知を郵送した日から10日を下らない日を指定しなければならない。委員会は、当該任命に反対の場合は、その旨をそれまでに局長に通知することができる。委員会が至急に承認した場合を除き、その日までは指名された者を任命してはならない。施設の長を局の他の施設から配置換する場合には、当該他の施設の監察委員会の

同意を得なければならない。局の施設の長となる者は充分教育を受けた医師で法人の医科大学を卒業し、精神病患者、精神薄弱者又はてんかん患者の保護及び医療のため施設において少なくとも5年の実地経験を有するものでなければならない。精神衛生局長は、以前、この州の州立病院、又は現在局の管理下にあるか若しくは将来局の管理の下に入るべきその他の施設の長として勤務したことがないものを、局の施設の長として任命することはできず、又、公務員昇格競争試験の結果としての任命することはできない。ここに修正される本条が有効となる時に在職している局の州立施設の長はすべて、本条に規定する方法により解任又は配置換えられるまで引き続きその職にある。施設の長の職に欠員を生じた場合には、局長は、局の他の州立施設の長が本条による当該地位を保持する資格があるときは、任命に関する前記の規定によって、これを欠員の生じた施設における当該官職に配置換することができる。局長は、書面に記載した理由によって、施設の長に審理の機会を与えた後、これを解任することができる。監察委員会は、当該審理について通知を受け、又その委員はそこで意見を述べる機会を与えられなければならない。施設の長に対する非難について局長又は監察委員会の調査及び解任の問題について局長の決定があるまで、局長は、施設の長を休職にする(suspend)ことができる。局長は、不当行為(misconduct)又は不適格(incompetency)として施設の長を監察委員会に申し出ることができる。監察委員会は、これに基づいて非難の真相を調査し、局長に対しこれについての委員会の勧告を行わなければならない。又、局長は自ら調査し、又は局長についてなされた同様の非難について次長に調査させることができ、又、局長又は次長は、この目的のために、証人を召喚し、証言をとり及び聞くことができる。

2. 局長は、局のすべての州立施設の出納役を勤めるべき者を局内から指名しなければならない。出納役は、この法律に定める権能を有し義務を果し、及び局長が課するその他の義務を果さなければならない。局の施設における個々の出納役事務所はここに閉鎖する。出納役に指名された者は、出納役としての義務の遂行に入る前に、当該出納役としての義務を忠実に履行するという意味の保証書(undertaking)を、法務局長の承認する形式で、かつ、局長の承認する金額の保証金(sureties)を添えて局の事務所に整理保管のために提出しなければならない。この規定は、局長が別に命令しない限り、現在州病院の出納役として勤務している者に対して新しく又は附加的に保証書を要求するものとみなしてはならない。その者は、その後任者が指名されるまでは、局のすべての州立施設の出納役とする。

第 34 条 施設の長の権能及び義務

局の州立施設の長はその行政官の長とする。その欠勤又は疾病の場合には、次長、補佐その他施設の長の指定する者が義務を遂行し、権能を行使し、施設の長の責任に帰属する。局長の法的権能(statutory power)及び規則、又は局長が承認した規則に従うことを条件として、施設の長は、施設の監督及び経営〔建物、庭(grounds)及び農場(farm)とともにその調度品、造作及び農具(stock)の管理並びに施設内のすべての人員の指揮管理その他を含む。〕を行な

う。施設の長は、局長の当該権能及び当該規則に従い、次のことを行なわなければならない。

1. 自ら施設のすべての部分について有効な監督及び検査を続け、患者の保護と医療を一般的に指示すること。このため、施設の長は、施設収容後5日以内に各患者の状態を検査し若しくは検査させ、又は施設に適用される規則が定める時期に患者の病室又は個室のすべてを定期的に検査すること。

2. 施設の有効な運営に必要と認められる職員を割り当てられた予算の範囲内で、かつ、法及び適用さるべき州公務員についての規則に基づいて任免すること。かかる解雇をしたときは、施設の長は、施設の帳簿の一つに適当な表題をつけ、その理由を付してその旨の記録を行なわなければならない。

本項に定める施設の長その他の官吏は、この章において別段の定めがある場合を除き、絶えず施設内又は構内に居住し、施設内居住官吏(resident officer)として指定される。各施設の幹部職員(staff)には少なくとも1人の婦人の医師を置かなければならない。

3. 前記解雇の後5日以内に、当該解雇及びその理由についての情報を、局及び監察委員会の議長あて、郵便で送付すること。局は、当該官吏又は雇員の氏名をその解雇に関する事実と共にその事務所の記録に整理保管しておかなければならない。

4. 看護人(attendants)その他雇員を特別の警務員(policemen)として指定すること。その任務は、施設の長の命令のもとに、施設から脱走した者を捕え、所属が証明された者を連れ戻すこと及び当該施設の安寧秩序を維持すること並びに敷地、建物及び患者を十分保護することにある。警務員として職を行なっている当該看護人及び雇員は、当該施設の敷地及び構内並びに敷地から1マイルまでの範囲まで保安官としてのすべての権能を有する。本項によって看護人及び雇員を特別の警務員として指定することは、当該施設の敷地及び構内において、当該施設が所在する管轄内の保安官の権限を停止するものではない。

5. 労働及び経費の各部門において良好な管理、忠実及び経済を確保するのに最も良いと認められるような命令及び指示を与えること。

6. 施設に雇用される者の有益な訓練を続け、施設の長の指示に厳格に従わせること及び施設のすべての規則及び規程に一樣に従わせることを励行させること。

7. そのため用意された帳簿に毎日定期的に、施設の全事業運営についての完全、かつ公明な会計記録を行なわせること。

8. すべての前記記録が毎年3月31日まで完全に出来上っているよう、又、重要な事実及び結果が、これについての施設の長の報告と共にそれから30日以内に監察委員会に提出されるよう取り計らうこと。監察委員会ではこれを局に対するその報告に取り入れなければならない。局長は、当該報告の様式及びその中に包含すべき事項を定めることができる。当該施設の長は、監察委員会又は局長の指示する時に、指示された方法で、指示された事項についての報告書を作成しなければならない。

9. 患者を収容したときに、その氏名、住所及び職業、並びに当該収容の日付、連れて来

た者の氏名、いかなる権限によるものか、証明及び収容は誰の申請書によるものか、並びにその者に附随するすべての命令書、令状(warrants)、要求書(request)、申請書(petition)、証明書その他の文書の抜萃を記入させた記録を保管すること。

施設の長は、患者の収容後3日以内に、当該症例の記述的記録(descriptive record)を作り又は作らせなければならない。施設の長は、又、当該患者がその保護のもとにある間の当該患者の精神状態、身体状態及び医療について必要に応じて記録し又は記録させ、その者が退院又は死亡した場合には、当該症例の記録にその状況を記述し、局長が要求する時に、その定める様式によってその他所要事項を記入しなければならない。当該記録は、局長の同意又は記録裁判所判事の命令がないときは、施設の長、その指定する施設の官吏及び属官、並びに局長及びその代理者以外にこれを閲覧させてはならない。

9-a. 16才以上の者を局内施設の患者としてこれに収容した場合において、その者の状態が許すときは、局長は、その写真をとらせ、指紋を2枚とらせること。このようにしてとった写真及び指紋の一枚は施設に保有し、局長の同意又は施設に対するしかるべき通報の後の記録裁判所の命令による以外は、何人にも利用させてはならない。当該指紋の副本はただちに、局のAldany事務所に送付し、局長若しくは中央指紋台帳(central finger print file)を維持するその他の州機関が定める規程に従って、そこに適当に整理保管しなければならない。

10. 局長の承認を前提として、施設の管区内に開設された一又は複数のコロニー、外来診療部又は精神衛生相談所を施設との関連において設置しこれを維持すること、当該コロニー、外来診療部又は精神衛生相談所に施設の医療幹部職員、看護婦その他の産員を配置すること、及び、局長の承認を前提として、そのため必要と認められる所要経費を支出すること。これらの施設は、施設の管区がある場合において、局長が管区内に保有又は経営することを認めたとときを除き、管区内に保有し又は経営しなければならない。

11. 施設の長は、その協定が公衆衛生の利益になり、かつ、施設又はその事業の利益を害しないと判断したときは、局長の承認を受けて、施設に隣接する町村又は郡若しくはその一部に施設の検査業務を利用させる協定を適当な町村又は郡の官吏その他と結ぶことができる。施設の長は、検査業務の公開(extension)及びその謝礼(in consideration)として充用すべき金銭を受領し、これを前記のように結んだ協定の条項に従って使用することができる。ただし、局長の定める手続規則に従わなければならない。

12. 局の施設の長は、局長の承認を得て、施設の患者の保護、扶助及び医療について適当な家族と協定を結び、家族ケアが有益であると認められる患者を、当該契約を結んだ家庭に寄宿させる(place at board)ことができる。当該家族ケアに付された患者は、積極的な精神病院の保護及び医療を必要とせず、地域社会内の家族と同居するのに適しているので、条件付退院の患者である。しかしこのように家族ケアに付された患者はいつでも施設の長の命によって帰院しなければならない。その者に関する施設の長の責任は、患者がこのようにして帰院し又は退院するまで続くものとする。施設の長は、局長の承認を前提として、患

者の寄宿及び家族ケアに必要な費用を出すことができる。ただし、社会福祉法による公費扶助及び保護 (public assistance and care) を受けている患者については当該経費を支出してはならない。

13. 施設の長又はその指定した官吏は、患者の医療及び保護、又は職員の行績、義務の履行不履行について調査する際には、証人を召喚し、その出席を強制し、証人に宣誓を行なわせ、宣誓下の証人を尋問し、及び当該質問又は調査に関連があるか又は重要と認められる帳簿又は書類の提出を求める権限を与えられる。本条によって発給された召喚状は、民事慣習法規の適用を受ける。

14. 局長は、局の州立施設の長が補佐人任命の手続をとらないで補佐人のいない患者が受け取るべき又はこれに属する基金その他の動産 (personal property) (宝石類を除く。) で2,500ドルをこえない金額又は価額までのものを受け取り又は入手し、補佐人の任務が終了した場合において当該補佐人の手許に残った収支残高が当該金額をこえないときで最終命令が定めた時は補佐人からもこれを受け取り又は入手することを認めることができる。金銭以外の宝石類を除く動産は、以下に定めるところにより売却するまでは、その者のため受け取った患者の利益のため施設の長が保有しなければならない。前記の受け取った当該基金及びその他の動産の売上代金は、受け取った患者の名義で預かり、施設の長の命令にもとづいて、当該患者の奢侈品、慰安品及び必需品 (生計費及び埋葬費を含む。) を供給するため支出しなければならない。局長は、施設の長が本号の規定に基づいて売上金を当該患者の名義に預金するため、領収書を出し、法若しくは裁判所命令によって必要な譲渡証書 (releases) その他の書類に署名し、小切手及び手形の裏書をし、適当な対価で宝石類を除く動産を換金し、売買契約書に署名し、又は患者にこれをさせることについて許可することができる。

この項の規定に基づいて、局長が施設の長に銀行その他の機関に預金してある患者に属する金を受け取ることを許可したときには、当該銀行その他の機関は当該患者に属する金を施設の長の書面による要求に応じていつでも当該施設の長に引き渡さなければならない。本項によって施設の長が受領した金は、すべて、会計検査官が指定する銀行又は信託会社に預金しなければならない。ただし、局長の裁量によって、そのうち局長が適当と認めるだけのものを合衆国政府又はその機関が発行する公債に投資することができる。

法に従って施設の長が受け取る患者に属する金は、当該施設の長としての公けの資格において受け取るものであって、当該受領は、本条によって正当に与えられた権能及び義務の行使又は遂行とみなされる。

15. 局の各施設の長は、局長の承認を得て、施設を管理する規則のもとで、看護人研修所 (training school for attendants), 並びに州立病院及びクレイグ・コロニー病院に看護婦養成所 (school of nursing) を設けて管理することができる。看護婦養成所を設けることを許可された施設の長は、当該研修の全部又は一部を行なうため他の看護婦養成所と協定を結ぶことができる。施設の看護婦養成所に入所した看護婦生徒には公務員法は適用されない。

16. 施設の長は、少なくとも毎週2回医療幹部職員の会合を開かせること。ここでは患者、特に最近入った患者の状態を検討し、医療業務事項を全般的に注意すること。施設の長は、各患者について完全な診療録 (clinical record) を作成させ、局長が指示するような様式、事項を保管させなければならない。

17. 火災その他の常災害時の相互援助計画の進歩及び運営に協力するため、施設の長は、局長の承認を得て、施設の消防署に対して施設の患者及び財産の安全には当然の注意を払って、火災その他非常災害の場合にはできるだけ施設の周辺地区に助力すること並びに前記相互援助計画の進歩及び運営に関する実地訓練計画に参加することを許可することができる。施設の長の要求があったときは、当該周辺地区の法的に組織された消防隊又は消防夫は火災その他の非常災害に助力を与えるため施設の敷地に入ることができる。

18. 局内の施設の長は、局長の承認を得て、無報酬で奉仕者 (volunteers) の奉仕を受けることができる。奉仕者は、その当てがわれた任務を遂行中の負傷の場合に労働者補償法 (workmen's compensation law) に基づく災害補償を受けるため非分類官職 (unclassified service) の州雇員とする。

19. (a) 局内の各施設の長は、局長の承認を得て、患者のリハビリテーションのために施設内に保護工場を設けて維持することができる。

(b) 労働者補償法、非雇用者保険法 (unemployment insurance law) の規定及び労働法 (labor law) 第13章、第19章、第20章の規定は、局が維持運営する施設の患者が保護工場 (sheltered workshop) 計画に参加していることに関してはその患者に適用されない。

20. 施設の長は、精神衛生施設改善基金の理事、役員、職員又は代理人に対し、施設の患者の保護、扶助及び医療の互解を最少限にするよう図られた適当な条件のもとで、施設の建物、病棟 (unit)、部屋、工作物、改良、歩道、車道、駐車場又は付帯設備の物質の状態を検査及び試験することを許すこと。施設の長、及び施設の職員は、当該理事、役員、職員又は代理人が施設における物質的な建造、再建、修復及び改良に必要な物を見積り、又、建造、再建、修復及び改良工事が完成のうちは精神衛生施設において使用すべき造作、設備、機械及び器具を手に入れるのについて十分に協力し、当該基金の指揮のもとに行われるすべての作業の実施について十分協力しなければならない。

第 35 条 四半期会議

局内の数個所の州立施設の長、又は、数個所の施設の長の指定したその他の官吏は、少なくとも年に4回、局長の招集によって、Albany の局の事務所又は局長が指定する別の場所において会合を開き、当該州立施設の管理及び運営に関する事項に関し、特に精神病患者、てんかん患者及び精神薄弱者の保護及び医療に関して局長と相談しなければならない。各監察委員会は、その裁量によって、当該会議に1名又は複数の委員を送ることができる。

第 36 条 職員の俸給

局の州立施設の居住職員 (resident officers and employees) の年俸は、公務員法の規定に基づいて一定のものでなければならない。俸給及び賃金は、局内の数個所の施設のその他の経費と同様予算に含め支払う。職員並びに施設の長の家族、及び次長又は補佐、臨床検査室 (clinical laboratories) の長、病理技術者 (pathologists) 及び事務官 (business of officers) の家族に対しては定められた割合で給食を行なう。又、施設の長の判断において、宿舍を利用できるときは、局長の承認を前提として、前記の給食は他の居住官吏 (resident officer) にも与えることができる。前記の家族は、当該官吏の妻及び小さい子供に限る。これらの正式に雇用された者以外は、局長の承認があった場合を除き、何人にも部屋及び給食を支給してはならない。施設の長の勧告及び局長の承認のうえ、局内の州立施設の官吏又は雇員は、当該施設外外に住むことを許可されることがある。

第 37 条 経費の見積り；非常予備金

局の各州立施設の長は、局長が定めるところにより、半年ごと、四半期ごと又は毎月、その次の半年、四半年又は月に施設が必要とする経費について、局長が要求するところにより詳細な見積りを 4 部準備させなければならない。半年ごと、四半期ごと又は毎月の見積りに含まれなかった追加の経費見積りは、施設の長が 4 部提出しなければならない。施設の長は、副署して 3 部を局に提出し他の 1 部を施設の事務所に整備保管しておかなければならない。局は、その他の経費の当該見積りをその品質、数量、予定価格について調査し、修正することができる。そして、当該見積りを調査した旨、及び局が承認し修正したとおり当該見積りに含まれている経費は実際に施設が使うのに必要である旨を証明し、それが設備、材料及び糧食に関する限り局の要求として当該見積り及び証明を 3 部総務部長に提出しなければならない。又、当該局長は、その権能及び義務を定めた州財政法の規定に従って、1 部を会計監査官へ、1 部を局へ送らなければならない。当該各見積りには、1,000 ドルを超えない、非常予備金と称する額を入れなければならない。これは作成当時こまかい細目説明は必要ない。局が正当に承認した見積りの中に項目がなければ、施設の会計から支出してはならない。

第 38 条 出納役の権能及び義務

局のすべての施設の出納役として局長が指名した者は、次のことを行なわなければならない。

1. 精神衛生局又はその内部部局に属するすべての債券、手形 (note)、抵当証書 (mortgage)、信託基金その他の証券及び証書類を受け取り清算のため会計検査官に引き渡すこと。ただし、1964 年 1 月 1 日以後、この法律の第 29 条に定める精神衛生施設での患者の保護、扶助及び医療の代金の支払のため又は支払として、当該局又はその内部部局の所有となったものを除く。この場合においては、当該証券証書類は、清算のため精神衛生施設改善基金の代理としての税務財務局長に引き渡さなければならない。税務財務局長は、局及びその内部の

州立施設の出納役として、すべての当該証券及び債務証券を譲渡すること及び局若しくはその施設又は精神衛生施設改善基金に代ってその履行及び放棄を実施することの権限を有する。

2. 弁償患者の保護及び医療その他歳入財源からのすべての金を受け取ること。ただし、局長は、施設の事務官を出納役代理として指名することができる。指名を受けた事務官は、それぞれの施設のすべての金を受け取り、これを毎週1回出納役に送り、送金した額を施設の長に報告しなければならない。

3. 州財政法第106条及び第121条の規定にかかわらず、1964年1月1日以後この法律の第29条に定める精神衛生施設における患者の保護、扶助及び医療のため受け取ったすべての金を、この法律の第40条に基づいてその勘定について行なわれる返済額を差し引いて、精神衛生施設改善基金の法人目的のために、当該基金の代理人としての税務財務局長に支払い、受け取ったその他のすべての金を出納役としての本人の名義で会計検査官が指定する銀行に預金すること。出納役は、毎月会計検査官、精神衛生局長及び精神衛生施設改善基金の理事に対して、当該施設において患者の保護、扶助及び医療のため受け取った金額、この法律の第40条に基づいてその勘定に返済した金額、及び税務財務局長に対して行なった当該支払の日付を示した計算書を提出しなければならない。当該計算書は、税務財務局長が証明しなければならない。出納役は、又、毎月会計検査官、精神衛生局長及び精神衛生施設改善基金の理事に対して、前記により受け取って会計検査官が指定する銀行に預金したその他の金全部、金を受け取った相手方と目的、当該金銭を預金した日付を示した別個の計算書を提出しなければならない。預金計算書はすべて、それに明記された預金を受け取った銀行の相当役員が証明しなければならない。出納役は、毎月、そのように税務財務局長に支払い及び当該銀行に預金した金額がどちらかの計算書に出てくる最終支払日又は、預金日までに出納役が施設の収入源から受け取った金の全部である旨の宣誓供述書を作成しなければならない。当該宣誓供述書は、会計検査官、精神衛生局長及び精神衛生施設改善基金に整理保管しなければならない。会計検査官が前記の預金を受け取るよう指定した銀行は、預金が行なわれる前に、預金される資金の安全のため、会計検査官が承認する額を、州の人民に対し保証書(bond)を出さなければならない。

4. すべての収支について完全かつ正確な計算書を保管すること。

5. 毎年3月末日で終る年間についてその帳簿のすべての勘定を締切って決算を行ない、その計算書と過去1年の収支の抜萃を作成して、これを30日以内に局の事務所及び州の会計検査官に提出すること。

6. 局長に要求されたときはいつでも、その管理している帳簿及び資金その他の資産の状態についての計算書を提出すること。

7. 支払があったときは、施設のために担保、判決確定債務(judgment)その他の質権(lien)又は金銭債務(dedt)の解除及び履行を行なうこと。

第 39 条 施設に帰すべき金銭を回収するための訴

局の州立施設の長又は出納役は、次の金額を施設で使用するため回収すべく、施設の名前で訴又は特別の訴訟手続に持ちこむことができる。

1. 施設に属しその手許にある手形又は公社債に基づく金額。
2. 施設内の患者の扶助に対する、又は必要な衣服及び旅費について患者のために行なった実費弁償に対する、並びに精神病患者、てんかん患者及び精神薄弱者の保護及び扶助のため法令によって定められた責任を遂行するためにかかった金額。患者を扶養する義務がある親族又は当該患者が保有する金銭若しくは財産に対するすべての権利請求において、州は優先債権者 (preferred creditor) とみなされるものとする。
3. 施設に発生した訴の事由に基づく場合。

第 40 条 返済

1. この法律に基づいてこれまで局が受け取り又は今後局が受け取るべき金は、次のことが局長に充分立証されたときは、それから6年以内に金を受け取った相手方に返済することができる。

- a. 当該金銭が、法に基づいて、相手方が賦課され又は受ける料金をこえていること。
- b. 当該金銭が、患者の保護、扶助及び医療の弁済として受け取ったものであり、当該患者の保護、扶助及び医療がまだ与えられていないこと。
- c. 当該金銭が、患者の保護、扶助及び医療の支払に利用すべきでない患者の資金から受け取ったものであること。

2. 州財政法第121条の規定にかかわらず、当該返済は、局長の承認を得て会計検査官の監査の後、局の州立施設における患者の保護、扶助及び医療の弁済として受け取った局の管理下にある金から支払わなければならない。

第 41 条 事務官 (business officer) の一般的権能及び義務

事務官又は事務官の職務を遂行する者は、施設の長の指揮のもとに、及び、施設に適用される規則に従って、施設のために備えられたすべての調度品、貯蔵品その他の物品を注意深く保管し、経済的に使用する責務を負わなければならない。事務官は、施設の長の指揮の下に、かつ、当該規則に従って、次のことを行なわなければならない。

1. 法に別段の定めがある場合を除き、施設のためのすべての購買を行ない、その完全、かつ、正確な計算をしておくこと。
2. 施設の給与簿 (pay-rolls) を作成すること。
3. 患者の保護及び医療の計算並びに患者のために発生した費用を帳簿につけ、要求に応じてその計算書を作成すること。
4. 局長から指名されたときは、施設の出納役代理を勤めること。

5. 局の管轄下の土地に農作物ができたときには、施設は、局長の承認を前提として、当該作物を同価値の食料品と交換することができる。

第 42 条 購入及び契約

事務官が行なう施設で使用する物資の購入は、すべて現金又は60日をこえない掛買としなければならない。各受取証は正当に記入してなければならない。又、支払った受取証の各摘要には受取証が適正に記入され金が支払われた旨の宣誓による証明がなければならない。見積りに関するこの法律の規定に合致しないときは、事務官は、当該施設のために、契約その他によって物資調達その他のために支出してはならない。局長、施設の監察委員又は官吏は、直接間接を問わず、施設で使用する材料、労働又は物資を供給することに利害関係を持ってはならない。又、当該監察委員又は官吏は、当該施設の弁護士又は顧問となってはならない。局の州立施設は、当該施設において使用する物資又は材料で、施設内で経済的にできているようなものを製ることができる。事務官が施設で使用するため購入する品物は、すべて、できる限り、製造業者又はその直接の代理店から購入しなければならない。契約をする場合には、すべて、見積りに関するこの章の規定を前提として、最も価格が低くかつ責任ある落札者に与えなければならない。局長又は局の州立施設の官吏、監察委員若しくは雇員は、施設で使用するのに適し又は必要な物資を取り扱う個人、商社、法人の何人からも本人又は施設のため贈り物又は謝礼を受け取ってはならない。

第 43 条 宣誓

各施設の長及び局の州立施設の事務官は、当該職務につく前に、職務についての憲法上の宣誓を行ない、これを州の書記の事務所に提出しなければならない。

第 44 条 精神衛生局長、州立施設の監察委員又は官吏に対する訴

最初に最高裁判所の最高裁判所判事の許可を得なければ、公務執行中の作為 (any act done) 又は不作為 (failure to perform any act) による損害の申立について、個人の資格における精神衛生局長、次長、局長補佐、監察委員会の委員、又は州立施設の職員に対する民事訴訟はいかなる裁判所にもおこすことはできない。当該訴において当該職員は、忠実に行動し、相当の注意を払い、かつ、相当な理由があるときは、損害に対する責任はない。

州が法的に責任を負うべき当該局長、官吏、監察委員又は雇員に対する損害の正当な請求は、州に対する請求として請求裁判所 (court of claims) に持ち込んで主張しなければならない。

第 45 条 州立施設に対する州慈善援助監察委員

最高裁判所の最高裁判所判事は、法の規定に従って、州慈善援助協会 (state charities aid association) を指名することにより、局の州立施設に対する州慈善援助監察委員を任命す

る権限を有するものとする。

第 46 条 購入又は指定による不動産の取得

1. 精神衛生局長は、議会がその指定を行なったときは、精神衛生施設改善基金のために、かつ、これに代って、州立施設のために必要と認められる不動産を以下に定める方法で購入又は指定によって取得することができる。その権限は、ニューヨーク州の人民の名において獲得し、市民に権利が与えられるものとする。ただし、その権限が法務局長によって承認されなければ、不動産を購入によって取得することはできない。

2. 精神衛生局長は、前記の如く指定により不動産を取得したときは、取得した財産若くはその中に又はそれについて地役権 (easement) を取得した財産の正確な測量に基づき正確な地図及び記事を州公共事業局に作成させなければならない。地役権の場合は、その特別の性質及び期間を明示しなければならない。精神衛生局長及び公共事業局長並びにそれぞれの正当に権限を委任された代理人は、当該測量を行なうために、当該不動産又は、必要あるときは、隣接の不動産の立入ることができる。

3. 精神衛生局長は、当該地図及び記事を承認したときは、記事及び当該地図の謄写原本 (original tracing) を公共事業局の事務所に提出し、公共事業局長又は正当に権限を与えられたその属官が認証したその謄本を州務局に提出し、そこに整理保管しなければならない。そこで、ニューヨーク州の人民、州の官吏及び代理人が当該不動産に立ち入り、取得の目的に従ってこれを所有することができることになる。

4. 精神衛生局長は、当該地図及び記事の謄本を当該財産又はその一部が所在する各郡の書記又は登記の事務所 (office of register) に提出しなければならない。そこで、当該記事及び地図に記載された財産の州による取得が完了したものとみなされ、当該財産に対する権限はニューヨーク州の人民に与えられるものとする。

5. 当該地図及び記事を郡の書記又は登記の事務所に提出する前に、精神衛生局長が、州務局の事務所に提出した地図及び記事の変更、代替又は修正を行なうべきであると決定したときは、公共事業局による修正地図及び記事の作成を指示しなければならない。精神衛生局長が当該修正地図及び記事を承認した後、最初の地図及び記事を提出したように、これを公共事業局の事務所に提出し、その認証謄本を州務局の事務所に提出しなければならない。これらがここに整理保管されたときは、修正された地図及び記事は、すべての観点から、又、すべての目的について、先に整理保管された地図及び記事に優先することになる。

6. 前記の如く当該地図及び記事謄本を郡の書記又は登記事務所に提出するに先立って、精神衛生局長が当該地図及び記事を撤回すべきであると決定したときは、局長は、州務局及び法務局の事務所に撤回の証明書を提出することができる。当該撤回証明書がここに整理保管されたときは、その対象となっている記事及び地図は取り消され、それに基づくすべての権利は、終結する。

7. 精神衛生局長は、当該地図及び記事の謄本を法務局長に引き渡さなければならない。法務局長は、当該地図及び記事に記載された不動産の所有者、当該不動産の中の若しくはこれに附随する権利、権原又は利権の所有者の氏名を精神衛生局長に知らせて証明する義務がある。精神衛生局長は、そのうえで、当該地図及び記事を公共事業局の事務所、州務局の事務所及び当該不動産又はその一部が所在する各郡の書記又は登記の事務所に整理保管する旨の通知書と共に、その謄本を一部法務局長が証明した所有者に送達させなければならない。

8. 送達すべき所有者が州内にいることが分かっているときは、当該送達は直接交付しなければならない。精神衛生局長が、交付送達(personal service)するため相当かつ適当であると認められる努力をした後、当該通知書を州内の所有者に交付送達し又は交付送達させることができなかつたときは、当該所有者に対する送達は、そのようにして取得した不動産若しくはその一部が所在する各郡の書記又は登記の事務所に当該通知書、地図及び記事を提出し、当該通知書を当該書記又は登記の事務所の証書の記録に使用されている帳簿に記録させることによって行なうことができる。当該通知書が当該書記又は登記所に提出されたときは、当該書記又は登記所は、当該書記又は登記の事務所の証書の記録に使用されている帳簿にこれを記録し、当該書記又は登記所が保管している譲与者索引に当該通知書が指定する所有者の名前ごとにこれを索引をつける義務がある。当該通知書の記録は、その正当な送達の推定証拠(presumptive evidence)となる。

9. 交付送達の場合には、精神衛生局長は、当該通知書の謄本一部を、当該所有者に対するその正当な送達の宣誓供述書とともに、提出整理保管により送達される通知書の記録及び索引を規定した上記と同じ方法で提出し、記録し、索引をつけさせなければならない。当該書記又は登記所は、これをそのように記録し索引をつける義務がある。又、当該通知書の記録並びに当該直接送達の証拠は、当該通知書の正当な送達の推定証拠となる。

10. 法務局長が当該地図及び記事に記載された不動産又は当該不動産の中の若しくは付属する権利、権原又は利益の所有者の氏名を確めて知らせ証明することができないとき、又は当該地図及び記事に記載された不動産が河底若しくは湖底、又は計画中の、現存の、若しくは廃止になった街路、道路、高速道路若しくは通行権であるときは、前記の如き当該地図及び記事の謄本並びにその提出の通知書の送達は、法務局長がその氏名を確かめ知らせ証明できない所有者に関して、又は当該河底、湖底、街路、道路、高速道路、又は通行権の形で不動産を所有している者に関しては、これを省略するが、精神衛生局長は、前述のとおり郡の書記又は登記の事務所に提出整理保管を完了した上、本条第3項及び第4項に定めるところによる当該地図及び記事の提出の通知書を、そのようにして指定された不動産の記事と共に、当該不動産が所在する郡で発行される新聞に1回公表させなければならない。又、前述の如く法務局長がその氏名を確かめ、知らせ、証明することができない当該所有者及び前述の如く指定された不動産を当該河底、湖底、街路、道路、高速道路、又は通行権の形で所有している者は、そのように指定された不動産の中にある又はこれに附随する権利、権原又は

利権について法務局長が納得するような証拠を提出しなければならない。当該取得した不動産又はその中にある権利、権原若しくは利権の価値についてその者と調停 (adjustment) の協定を行ない、又はその者に対して請求裁判所の判決を行なうことができる。

11. 本条第7項及び第8項に定めるところによる当該地図及び記事の謄本並びに通知書の送達、又は本条第10項の場合には通知書及び不動産の記事の公表から30日の満期後、精神衛生局長は、当該取得した不動産から所有者又は占有者 (occupant) を退去させる必要があると認めるときは、期限後も地主の許可なくそこにいる借地人 (tenant) の退去について現在法が規定する若しくは今後法が規定すると同じ方法により又は同じ裁判所若しくは同じ判事のもとにおける同じ訴訟手続によって、当該所有者又は占有者をそこから退去させ、その所有権を州の代理人としての局長に引き渡させることができる。ただし、次の点が異なる。すなわち、申立書より前に精神衛生局長による又はその名において10日の立のき予告を与え、当該予告を与えたことは申立書に申告する。前記の申告は、当該予告を正式に与えた推定証拠になる。訴は、州の代表として精神衛生局長の名においておこし、法務局長が訴訟手続における申立人を代表する。州又は精神衛生局長に対して訴訟費用の判決があっても強制執行はないが、それは不動産取得費用の一部として同じように支払われるものとする。訴訟手続は、当該不動産の1名もしくは複数の所有者又は占有者に対して個別におこすことができ、又は一つの訴訟を同一の裁判所又は判事の管轄権内にある当該不動産のいずれか又は全部の所有者又は占有者の全員又は数人によっておこすことができる。又はいかなる場合においても、出頭を怠り若しくは答弁を怠った者、又は答弁を撤回した者があったときはその者に対しては、判決又は、論争者 (contestant) がおこした争点があるときはその決定をまたずに、直ちに退去の判決を下すものとする。

12. 取得指定された不動産の価額について及び当該指定によって生じた損害賠償額についての請求は、請求が請求裁判所に提出されている場合であっても、その金額についてその所有者と折り合うことができるときは、精神衛生局長が調停することができる。請求の金額で折り合うことができなときは、精神衛生局長は、局長が当該請求額と決定する金額の60%に等しい金額を所有者に申し出ることができる。当該申出が受入れられたときは、局長は、当該支払金に、法によって許されるだけの利子あるときはこれをつけて準備し、所有者が当該請求を請求裁判所に請求する権利を留保し、請求が提出されているときは当該請求を強行する権利を留保して所有者と協定に入るものとする。請求裁判所において当該請求を提出する権利の留保は、請求裁判所法に定められた請求の提出についての日時を制限をいかなる形でも延長し又はこれに影響するものではない。当該申出 (offer) を所有者が拒絶し、又は局長が当該申出を書留郵便で通知した後90日以内に応じないときは、その申し出た請求金額の利息は、拒絶の日か前記の90日の期限切れかいずれか早い方の日から請求裁判所の裁判登録の日まで停止される。当該申出が拒絶され又は前記の90日以内に応じられなかったときは、申出は撤回されたものとし、局長の裁量によってのみ復活することができる。精神衛生局長

は、この項の規定により協定を結んだ上で、当該協定及びその不動産の当該指定のために当該所有者が受取るべき金額を書いた証明書を会計検査官に届けなければならない。又、前記の如く定められた金額は、会計検査官の監査後当該不動産取得のため指定された金の中から州出納役が支払うが、前記の合意に達した金額を請求する者が法的に権利を有するものである旨の法務局長の証明書を会計検査官のところに提出するまでは支払ってはならない。

13. 前記の如く指定された不動産の所有者は、指定された当該不動産の価額及び当該指定によって生じた損害賠償の請求を請求裁判所に請求を提出することについての法の規定に従って請求裁判所に提出することができる。請求裁判所の裁定 (awards) 及び判決 (judgement) は、一般の土地の取得についての裁判所の裁定及び判決と同じ方法で支払うものとし、会計検査官の監査後当該不動産の取得のため指定された金から州出納役が支払う。

14. 権原捜索 (title searches) , 通知書の送達及び公告、並びに不動産の取得に要した費用 (所有者又は占有者の退去手続に要した費用を含む。) は、当該不動産の取得費用の一部とみなされ、従って当該不動産取得のため指定された金から支払う。

15. 精神衛生局長は、不動産の中の一時的地役権の指定の後に当該地役権を取得した目的が達せられ当該地役権の行使がもはや必要ないと判断したときは、当該地役権の行使はもはや必要ない旨、及びそのため当該地役権は終結され、棄権され及び消滅された旨の証明書を作成しなければならない。精神衛生局長は、当該証明書を州務局の事務所に提出させるものとし、これが整理保管されたときは、当該不動産に州が取得したすべての権利は終結する。精神衛生局長は、法務局長が証明した関係不動産の所有者の住所が分かっているか又は相当の努力によって確かめられるときは、州務局の事務所にそのように提出した当該証明書の認証謄本を、当該所有者に郵送させなければならない。精神衛生局長は、更に当該証明書の認証謄本を関係不動産又はその一部が所在する各郡の登記官の事務所に提出させなければならない。当該登記事務所に当該証明書の認証謄本が提出されたときは、登記官は、これを証書記録簿に記録すること及びこれを譲与者としてニューヨーク州民の名に対して索引をつける義務がある。

16. 本条による不動産取得のため議会が割り当てた金が払い戻しを条件とするものであるときは、会計検査官は、毎年5月1日までに、前の州会計年度間に支払われた当該不動産の取得費用及びそれまでの全州会計年度間にそのように割り当てられた金から州出納役が支払った当該不動産取得の費用総額を、精神衛生施設改善基金の理事に証明しなければならない。

第 47 条 局長の基本計画立案義務

精神衛生局長は、そのため割り当てられた金額をもって、次のことを行なう権限を有し権能を与えられる。

(i) 州住宅金融公庫の本人又は代理人として、精神衛生施設改善基金の理事が行なう、この法律の第29条に定めるところによる土地取得、空間の必要性及び使用、並びに精神衛生施

設の建造，取得，再建，修復及び改善に対する一般的計画を作成して採用すること。

(i) 当該計画立案のため，局の主任技術者その他の者を利用すること。又は民間の建築技師，技術者，美術家及び製図家，若しくはその業者，又は提案された計画目標及び空間要求，費用見積，予算立証並びに建設基準のためのその他種々の雇問を依頼し又は雇うこと。

(ii) 上記の理事が建造し，再建し，修復し又は改善すべきすべての当該精神衛生施設に対する建築学的概念及び詳細な計画書並びに設計書を承認すること。

精神衛生局長は，当該精神衛生施設の実際の建造，取得，再建，修復及び改良について，並びに工事完了後当該施設に必要な初度調度品，設備，機械及び器具の取得について，精神衛生施設改善基金と協力してこれを援助しなければならない。

第 49 条 施設の土地を通る街路及び鉄道

議会が特別法によってそれに同意しない限り，公共の街路又は鉄道その他のための道路は，局の州立施設の土地を通り抜けるようにしてはならない。

第 50 条 患者の動産の一時保管

州立施設の長は，当該施設へ患者が収容された際，患者の動産の占有権を有する本人，施設又は病院に対して施設の長又は正当な権限を有するその代理人が受取証を与えたうえ，当該収容された本人の又はその他の者が占有している患者の動産を一時，かつ，直ちに保管する権能を有する。

第 51 条 患者の資金に対する利子積立

州財政法第53条の規定に基づいて，予算部長が承認の証明書を発行した際は，局長は，局の種々の施設の長がそれぞれの施設の患者に属する金から生じた又は生ずる利子を使うことを許可することができる。当該支出は，当該基金が預金され又は投資されて利子のついた施設に居住する患者の一般の利益，安楽及び娯楽のために行なわなければならない。局長は，特定の支出金額と同様に当該支出の目的を承認するものとする。

第51-a 条 補佐人の任命を当然申請すべき財産の発見

局の州立施設の患者が所有する財産で補佐人が任命されていない場合における当該患者の保護及び医療に対する等級の決定並びに支払の確保を当然とするものの発見のために，最高裁判所若しくはその最高裁判所判事又は郡裁判所若しくはその判事は，当該患者が監禁されている施設の長が当該裁判所若しくは判事の要求するような個人若しくは法人に通知をしないで又は通知をした上で正当に立証された申請を行ない，それによって銀行，信託会社，安全保管会社 (safe deposit company) その他の個人，商社若しくは法人が当該患者に属する書類を占有しているか若しくはその管理下に有している旨又は当該患者が安全保管箱 (safe deposit box)

を賃借している旨十分に示されている場合は、当額銀行、信託会社、安全保管会社その他の個人、商社若しくは法人に対して当該施設の長若しくは命令で指名された正当な権限を有する代理人が、当該書類を調査してその抜萃を作成すること並びに当該裁判所の官吏もしくは代理人又は法務局長の代理者、又はそのため任命された特別の後見人及び当該銀行、信託会社、安全保管会社その他の人、商社若しくは法人の役員又は代理者の前で当該安全保管箱の内容を開き、調査して目録を作成することを許可するよう指示した命令を行なうことができる。

安全保管箱が共同賃借人 (joint lessee) として患者及び他の者の名前で賃貸借されているときは、当該他の賃借人が出席する権利を放棄しない限り、当該他の賃借人の前でこれを開くよう命令にも指示しなければならない。

当該命令には、鍵若しくは組合せがないため当該安全保管箱を無理に開かなければならないときは、賃借人に生じた費用を弁済すべき旨指示しなければならない。当該命令にはまた新しい鍵を施設の長若しくは正当の権限あるその代理人及び/又は患者のために管理人 (custodian) として命令で指名された賃借人以外の者に渡すべき旨並びに当該指名された管理人はさらに裁判所の命令によるのでなければそのうえ近づくことはできない旨も指示しなければならない。

本条に基づいて行なわれた命令に従うことは賃借人に対しその理由による何らの責任を負わせるものではない。

第 52 条 施設へ入院前の特定の者の診察費の支払

この法律の第77条、第126条若しくは第156条又はその他の規定にかかわらず、局長が命令により州内に居所 (residence) を有するが一時州外に住所 (domicile) を有している者を局の州立施設に患者として引渡すことを許可したときは、診察又はその者の精神病、精神薄弱その他の無能力を決定するため及びその者の証明又は当該施設への入院を確実にするための手続に関する検査の費用及び経費は、州の負担とし、前記の者を受け入れることを認められた施設の援助に利用できる金から支払うものとする。ただし、本人の財産又は本人の扶養義務者が十分の能力をもっている者の場合には、当該費用及び経費は、前記の者の財産又は本人の扶養義務者の負担とする。

第 53 条 人を逮捕し、拘禁し、施設に移送する保安官の権能及び義務

局の管轄下の施設に拘置され、証明され又は入院させられた者で、そこから若しくは合法的拘束 (legal custody) から脱走したと報告されたもの、又は合法的拘束に抵抗し若しくはこれからのがれようとするものは、保安官が逮捕し、拘禁し、当該施設に移送し及びそこに連れ戻すことができる。又、施設の代理者の要求によって前記の者を拘束することについて当該代表者を援助するのは保安官の義務である。

第 4 章

州立病院の管理及び業務に特に適用される規定

第 60 条 州立病院

第 63 条 Kings Park , Brooklyn, Manhattan 及び Central Islip 州立病院に引き続き適用される特別の規定

第 64 条 Manhattan 州立病院 ; 財産の賃貸借

第 64-a 条 Manhattan 州立病院 ; 特定の財産の賃貸借

第 65 条 Manhattan 州立病院 ; 波止場, 連絡船, 及び死体の除去

第 60 条 州立病院

下記のとおり州立病院を置き, これを, 州の精神病者の保護及び治療のため並びにこの法律で定めたその他の精神障害者及び関係ある目的のための法人とする。ただし, 当該病院の入院, 保護及び医療については, 精神病者でその者の資力又はその者の扶養義務者が公認の私立施設におけるその者の保護及び医療に対する支払能力を十分有しないものに対して優先権を与える。

1. Binghamton 州立病院
2. Bronx 州立病院
3. Brooklyn 州立病院
4. Buffalo 州立病院
5. Central Islip 州立病院
6. Creedmoor 州立病院
7. Gowanda 州立病院
8. Harlem Valley 州立病院
9. Hudson River 州立病院
10. Kings Park 州立病院
11. Manhattan 州立病院
12. Marcy 州立病院
13. Middletown 州立病院
14. Pilgrim 州立病院
15. Rochester 州立病院
16. Rockland 州立病院
17. Saint Lawrence 州立病院
18. Utica 州立病院
19. Willard 州立病院

局の州立病院における保護及び医療は、本州の居住者に限られる。ただし、居所が決定できない者、又は居住権を有する州若しくは国に退去させるまで人道上の理由のために収容した者の場合を除く。

**第 63 条 Kings Park , Brooklyn, Manhattan 及び Central Islip 州立病院
に引き続き適用される特別の規定**

旧精神異常者法第46条に基づいて他の州立病院の分割によってつくられた Kings Park 州立病院, Brooklyn 州立病院, Manhattan 州立病院及び Central Islip 州立病院は、単独の独立した州立病院として存続する。

第 64 条 Manhattan 州立病院；財産の賃貸借

1896年法律第2号に基づいて行なわれた、旧ニューヨーク市癲狂院(New York City Asylum for the Insane)の施設のManhattan州立病院の管理への移管、並びに同章第2項に規定された賃貸借及び不動産譲渡をここに追認して確認する。Ward's 島といわれる島、それと共にそこにあるすべての建物及び改良並びにその島に所在する癲狂院のための設備、造作物及び調度品についての賃貸借は、これを州が権利放棄するか又はニューヨーク市が解除するかのいずれかまでは、完全な効果及び効力を有したまま続けられるものとする。当該賃貸借をニューヨーク市が解除したときは、市は州に対して、当該解除の際、解除された賃貸借の対象となった敷地に州が建設したすべての建物及び施工したすべての改良の価額を州に支払わなければならない。支払うべき金額は、資格のある、利害関係のない5人の評価によって決定する。5人中2人は知事が、2人はニューヨーク市長が指名し、5人目はそのように指名された4人が指名する。本条その他の規定に従い、当該賃貸借を権利放棄若しくは解除した場合には、関係施設の入院患者たるすべての精神異常者(insane person)の保護及び拘束に関して、州はその時から適当な規定をつくらなければならない。

第64-a条 Manhattan 州立病院；特定の財産の賃貸借

1. 局長は、知事の承認を前提として、1913年法律第696号により修正された1908年法律第139号の規定に基づいてニューヨーク市及びニューヨーク州との間に実施された賃貸借の延長についてニューヨーク市と協定を結ぶことを許される。延長の期間は、ニューヨーク市行政条令第H41-70条第d項によって当該病院の建物の居住者を立退かせるよう局が要求されており、特に、第1区画及び第2区画のように前記条令に記載されている土地を除いて、Ward's 島においてManhattan州立病院が現在占有若しくは使用している土地のいずれか若しくは全部に関して現在の終期から50年をこえないものとする。

2. 本条第1項の規定にかかわらず、局長は、知事の承認を前提として、当該賃貸借の条件及び条項の中に、下記のとおり境界を定められて、現在公園のため供されている、ニュー

ヨークの群，市及び州にある Ward's 島の土地のすべての追加区画を含めるようにして，前記第 1 項の規定に基づいて行なわれた 1953 年 12 月 11 日付の賃貸借協定の延長を修正することを，ニューヨーク州民のため又その名においてニューヨーク市と協定に入ることを認められる。

Scholer 街の南東への線と 1950 年 1 月 18 日付知事の同意によりニューヨーク市に解放された「第 1 A 区画」の北側境界線の東への延長線との交点から始まり，それから前記境界線を更に東へ延長した線に沿っておおむね東に走って Triborough 橋の路線の西側の線と交わる点，それからその西側の路線に沿っておおむね北の方に走って Morgan 通りの南側への線と交わる点，それから Morgan 通りの南西への線に沿って北西へ Scholer 街の南東への線と交わる点，それから Scholer 街の南東への線に沿って南西へここに述べられた区画の起点まで。

第 65 条 Manhattan 州立病院；波止場，連絡船及び死体の除去

Manhattan 州立病院の監察委員会に通知して審理の機会をこれに与えた後，局長は，ニューヨーク市にある Manhattan 州立病院が使用するため，利用できるような Ward's 島のほとんど真向いの地点に，病院の一般用の陸揚げ及び置場 (depot) のため適当な波止場 (dock) を購入又は賃借によって取得すること，並びに当該病院への患者及び補給品の往復輸送のため使用すべき適当な汽船を，一若しくは複数購入又は賃借することを認められる。

第 5 章

精神病者の証明，拘束，扶助及び退院

- 第 70 条 入院手続
- 第 71 条 任意入院；略式入院
- 第 72 条 衛生官又は地域精神衛生委員会事務局長の証明書による入院
- 第 73 条 1 人の医師の証明書による入院
- 第 73-a 条 2 人の医師の証明書による入院
- 第 74 条 裁判所の証明による入院
- 第 75 条 不完全な裁判所命令による緊急入院
- 第 76 条 手続及び証明命令の再審
- 第 77 条 証明の費用
- 第 78 条 患者が正気であると分った場合又は証明されなかった場合の経費
- 第 79 条 公認の私立施設の保護及び医療に対する支払能力が十分でない精神病者の保護及び扶助の責任
- 第 80 条 公認の私立施設の保護及び医療に対する支払能力が十分ある精神病者の保護及び扶助の責任
- 第 81 条 精神病者に関する地方官吏の義務
- 第 82 条 補佐人その他の者が精神病者を保護する義務；危険な精神病者の逮捕及び監禁
- 第 85 条 局の州立病院の精神病患者のうち特定の危険なものを Matteawan 州立病院に入院させるための証明手続
- 第 86 条 精神病者の保護及び医療に対する調査
- 第 87 条 患者の退院
- 第 88 条 退院又は仮退院 (convalescent status) を認められた患者に支給すべき衣服及び金銭
- 第 90 条 精神病のインディアン

第 70 条 入院手続

1. 施設保護を当然必要とする程度の精神病であると申し立てられた者で、刑法上の罪 (criminal charge) により監禁されていないものは、次の各号の入院手続の一に従って、これを州立病院施設、局長が指定した州立精神病院若しくは公認の私立施設に入院させて患者として収容留置し、又は局長が指定した施設に患者として収容留置するために裁判所の証明によってこれを局の所轄に入れることができる。

- (a) 任意の申込によるもの；略式入院
- (b) 衛生官又は地域精神衛生委員会事務局長の証明書によるもの
- (c) 1 人の医師の証明書によるもの

- (d) 2人の医師の証明書によるもの
- (e) 裁判所の証明によるもの
- (f) 緊急事態のため不完全な裁判所の証明によるもの

2. 精神衛生局長は、入院手続に使用する様式を定めて配布しなければならない。この様式による場合に限り入院させるものとする。精神病患者は、次項以下に定めるところに従って局長が指定した病院施設、裁判所の証明による局の所轄、正式に認可された精神病患者の施設 Matteawan 州立病院若しくは Dannemora 州立病院に限ってこれを入れ、又は親族若しくは補佐人の保護及び拘束に限ってこれを許すものとする。ただし、戦争、軍務若しくは探險から退役した軍人は、この法律の規定にかかわらず、退役軍人保護院に入れることができる。精神薄弱者は、その者が精神病でない限り州立病院に収容留置してはならない。

3. 鑑定医は、入院を申請する者若しくは精神病であると申し立てられた者の親族、又はその者を入院させようとする施設の経営者、理事、監察委員、施設の長、所有者、役員、株主、若しくは当該施設と直接間接に特別な利害関係を有する者、又は当該施設の住込医師 (resident physician) であってはならない。前記の規定にかかわらず、局の州立病院施設の長又は幹部職員の医師で、入院を申請する者又は精神病であると申し立てられた者の親族でないものは、当該精神病であると申し立てられた者をその者が幹部職員の医師となっている施設に入院させるための鑑定医の一員となることができる。

4. 第72条、第73条、第74条又は第75条に規定する証明書は、その者が精神病である旨、並びに2人の鑑定医が作成することを求められているときは、当該医師が命令許可の日を含めて直前10日以内及び命令を必要としないときは入院の日を含めて直前10日以内に精神病であると申し立てられた者を鑑定した旨を示したものでなければならない。証明書の日付は、当該鑑定の日としなければならない。鑑定が個別に行なわれたときは、前記に定める10日間は最初の診察の日から数える。すべての証明書には、医師の鑑定の根拠となった事実 (facts) 及び状況 (circumstances) を含め、かつ、鑑定を受けた者が精神病患者施設の保護及び医療を要する状態であることを明らかにしなければならない。

第 71 条 任意入院；略式入院

Matteawan 及び Dannemora 州立病院を除く精神病患者の保護及び医療のための局の州立病院施設又は公認の私立施設の長又は管理者は、局長の定める規程及び規則に基づき保護及び医療に適した者で局長の定める様式によって自発的に書面による入院申込を行なうものを患者としてこれに収容留置することができる。その者が18才未満であるときは、前記の書面による申込はその両親若しくは法定後見人 (legal guardian) 又は近親者 (next of kin) がこれを行なう。病院又は施設の長は、その裁量によって、当該保護及び医療のため15日をこえない期間、及びその後その者から当該病院又は施設を退院する意思又は希望について書面による通知を受け取ってから10日後までは前記の患者を抑留することができる。その者が18才未満であるときは、

入院申込を行なった者の前記の意思又は希望を述べた書面による通知を受け取ってから10日後までとする。局長の定める規程及び規則に基づき、局の州立病院施設の長又は管理に当たる医師は、保護及び医療に適した者で入院を求めるものを患者としてこれに収容することができる。前記の者は、正式のすなわち書面による入院申込を行なうことなく、これを患者として入院させることができ、当該患者は、当該入院後いつでも当該病院施設から自由に退院することができる。

施設の長又は管理に当たる医師は、前記の任意契約による又は前記の略式入院による患者の入院後10日以内に、この法律の第21条並びに今後定められる規則及び規定に従って、当該患者の記録を局の事務所に送付しなければならない。

局は、当該事例を審査して、任意入院又は略式入院に分類決定する義務があり、証明又は退院についての決定は当該施設の長又は管理に当たる医師により、直ちに下されなければならない。本条の要求に従わないときは、私立の施設に与えられた認可の取消についての十分な事由とみなされる。

第 72 条 郡の衛生部長、衛生官、地域精神衛生委員会事務局長、又はそのいずれかが指定した者の証明書による入院

1: (a) Matteawan 及び Dannemora 州立病院を除く精神病患者の保護及び医療のための州立病院又は公認の私立施設の長又は管理に当たる医師は、郡の衛生部長、衛生官、地域精神衛生委員会事務局長、又はそのいずれかが指定した鑑定医から要求された時は、その意見において、自身又は他人にとって危険であり、かつ、精神病のため直ちに保護及び医療を要する者を、要求の日を入れて60日をこえない期間患者として当該病院又は施設に収容保護することができる。前記の指定を受ける者の数は精神衛生局の承認を受け、その氏名を局に登録しなければならない。

(b) 前記の郡の衛生部長、衛生官、地域精神衛生委員会事務局長、又はそのいずれかが指定した者自身による診察に基づく患者の入院要求は書面によるものとし、その収容の際に当該病院又は施設の長又は管理に当たる医師に、局長が適当と認めるような情報を提供するため定めた様式による陳述書とともにこれを提出しなければならない。

(c) 患者がこの法律の第71条の規定による任意患者として留まりたい旨の要求書に署名しないときは、申請を行なった郡の衛生部長、衛生官、地域精神衛生委員会事務局長、又はそのいずれかが指定した者は、当該患者が施設内で継続保護及び医療の必要がある旨の施設の長又は管理に当たる医師の書面による勧告に基づき、当該患者を1人又は2人の鑑定医に診察させなければならない。精神病であることが分ったときは、当該患者をこの法律の第73、73-a 又は74条の規定によって入院させ、精神病でないことが分ったときは、当該患者を、直ちに、そこから退院させなければならない。

2. 郡の衛生部長、衛生官、地域精神衛生委員会事務局長、又はそのいずれかが指定した

者は、前記の者を拘束し、抑留し、移送し及び一時的に保護する権限及び権能を与えられる。郡の衛生部長、衛生官、地域精神衛生部長、又はそのいずれかが指定した者の書面による要求があったときは、この州の法律に基づいて組織された警察局を維持している町、村、郡及び市の保安官は、当該郡の衛生部長、衛生官、地域精神衛生委員会事務局長、又はそのいずれかが指定した者が要求し指示した前記の者を拘束する義務がある。

3. 患者の診察及び一時的保護並びに病院又は施設への往復移送のため、郡の衛生部長、衛生官、地域精神衛生委員会事務局長又はそのいずれかが指定した者が払った正当な経費は患者が入院前にいた郡の負担とし、当該目的に利用できる資金から支払うものとする。本項の規定に基づく観察のため患者を公認の私立施設に入院させた旨の報告書は、郡の衛生部長、衛生官、地域精神衛生委員会事務局長、又はそのいずれかが指定した者の陳述書の謄本と共に、当該入院後10日以内にこれを局に郵送しなければならない。

第 73 条 1 人の医師の証明書による入院

Matteawan 及び Dannemora 州立病院を除く精神病者の保護及び医療のための局の州立施設又は公認の私立施設の長又は管理に当たる医師は、局長の定める様式により、かつ、入院の日以前10日以内の日付で鑑定医が作成した証明書を添付して第74条の定めるところにより行なわれた申請に基づき、保護及び医療に適した者で入院に反対しないものを患者としてこれに収容留置することができる。前記の者は、施設の長の裁量によって、当該保護及び医療のために60日間、及びその後その者又はその代りの者から当該病院又は施設を退院する意思又は希望について書面による通知を受け取ってから15日後までこれを抑留することができる。その施設の長又は管理に当たる医師は、更に抑留の必要があると認めるときは、命令を求める申請の通知に関して第74条第3項に定めるところにより、当該申請について正式の通知を行ない又はこれを省略した後、記録裁判所の判事にその旨証明しなければならない。当該判事は、直ちに、その裁量によりその者を保護及び医療のための局長が指定した局の施設又は公認の私立施設に患者として収容留置するため局の所轄に証明するよう命令を発することができる。

第73-a条 2人の医師の証明書による入院

1. Matteawan 及び Dannemora 州立病院を除く精神病者の保護及び医療のための州立施設又は公認の私立施設の長又は管理に当たる医師は、以下に定める申請書に添えて、その者の入院の日を入れて直近10日以内に1人の鑑定医及びこの法律の第27条に基づく証明書を保有する有資格の精神科医又は2人の当該有資格の精神科医が実施して、その者が精神病者のための施設の保護及び医療を必要とする旨説明した証明書が提出されたときは、施設が受け持っている地区内に居住する者を患者としてそこに収容留置することができる。前記の有資格の精神科医は、入院を申請している者若しくは精神病であると申し立てられている者の親族、又はその者を入院させようとしている施設の経営者、理事、監察委員、施設の長、所有

者、役員、株主若しくは直接間接に特別な利害関係を有する者、又は住込医師（resident physician）であってはならない。申請書及び証明書は、局長の定める様式によらなければならない。その者の夫、妻、父、母、兄弟、姉妹、子その他の最近親者は、精神病と申し立てる根拠及び入院申請を行なう理由となった事実についての説明を含めた申請書を提出することによってその者の入院を申請することができる。前記の申請書には本項に定めるところにより1人の鑑定医及び1人の有資格の精神科医又は2人の有資格の精神科医による証明書を添付しなければならない。鑑定医及び有資格の精神科医又は2人の精神科医は、事情に応じて、共同で又は個別に診察を行ない、証明書は、その共同又は個別に診察した日の日付とする。診察が個別に行なわれる場合は、上記に定めた10日間の期間は最初の診察の日付から数える。その者が連れてこられた施設の長又は管理に当たる医師は、直ちに、その者を診察させ、保護及び医療の必要があると分ったときは、本項に定めるところによりその者を患者として施設に入院させることができる。施設の長又は管理に当たる医師は精神病と申し立てられた者を入院させてから3日以内に、その者に当該申請についての書面による通知を行なわなければならない。当該通知には、本条第2項によるその者の権利を説明しなければならない。上記の規定にかかわらず、精神病と申し立てられた者に書面による通知を行なうことは本人に無益又は有害である旨、鑑定医及び有資格の精神科医又は2人の有資格の精神科医が、事情に応じて、書面で述べたときは、前記の書面による通知は省略しなければならない。ただし、精神病と申し立てられた者に対する書面による通知の省略の有無にかかわらず、施設の長又は管理に当たる医師は、申請者以外の精神病と申し立てられた者の最近親者が分っているときはその者に、分らないときはその者がいるかもしれない町の公的福祉官、町若しくは市の吏員、又は市若しくは郡の公的福祉局長に、直接又は郵送によって前記の通知を交付しなければならない。施設の長又は管理に当たる医師は、さきに定めたところにより患者を入院させてから10日以内に、この法律の第21条又は定められる規程又は規則に従って、当該患者の記録を局に送付しなければならない。

2. 前記の患者又はその代りの者が当該施設を退院する本人の意思又は希望についていつでも書面によって通知し、その施設の長又は管理に当たる医師が当該患者はまだ保護及び医療の必要があると判定したときは、当該施設の長又は医師は、その旨証明して当該患者の入院の日から10日以内又は書面による通知を受け取ってから5日以内のいずれかの遅い期間内に、以下この法律の第74条に基づく命令について定めた方法によって記録裁判所の判事に対して申請しなければならない。退院する意思又は希望について前記の通知がなく、施設の長又は管理に当たる医師が当該患者は更に保護及び医療を受ける必要があると判定した場合において、当該患者が入院に適しているときは、当該施設の長又は医師は、当該患者の入院から60日の期限前のいつでも、この法律の第71条又は73条に定めるところにより、当該患者を局長が指定した局の施設又は精神病の保護及び医療のための公認の私立施設に入院させなければならない。当該患者が前二条のいずれかに基づく入院に適していないときは、当該施設の長

又は管理に当たる医師は、次項に定めるところにより記録裁判所に命令を申請しなければならない。

3. 前記の命令を求める申請は、施設の長又は管理に当たる医師が証明書に患者は継続して保護及び医療を必要とする旨の意見を述べ、当初の申請書及び診断書に基づいて適当な命令を出すことを判事に請求した証明書によって行なうものとする。前記の申請は、この法律に別段の定めのある場合を除いて、この法律の第74条に基づいて行なわれる申請とみなし、通知、審判 (hearing)、続審 (rehearing) 及び再審 (review) については同条及び第76条の規定を適用する。

第 74 条 裁判所の証明による入院

1. 精神病であると申し立てられた者で刑法上の罪によって監禁されていないものは、精神病と申し立てられた者が居住し又はいるかもしれない市若しくは郡の記録裁判所の判事 (judge of a court of record) 又は管轄区域の最高裁判所の判事 (justice of the supreme court) が行なった命令、若しくは2人の鑑定医が作成し入院の申請書 (petition) を添付した証明書に基づき、又は本条の定めるところにより前記の証明書及び申請書に基づき、かつ、審判 (hearing) の後にこれを精神病者の保護及び医療のための公認の私立施設に証明して入院させることができる。前記の者は、同様の方法でこれを局の所轄に証明し、局長が指定した局の施設に患者として収容留置することができる。

2. 精神病と申し立てられた者と同居し若しくは同一家屋にいるかもしれない者、その者の父、母、夫、妻、兄弟、姉妹若しくは子、最も近い親族若しくは適当な友人 (the nearest relative or friend available)、その者の補佐人、又はその者がいるかもしれない著名な慈善団体若しくは施設の役員、町の公的福祉官 (public welfare officer)、町若しくは市の吏員 (service officer)、若しくは市若しくは郡の公的福祉局長 (commissioner of public welfare) 若しくは地域精神衛生委員会事務局長 (director of community mental health service) は、精神病と申し立てる根拠及び命令を申請する理由となった事実についての陳述を含めた申請書を提出することによって、精神病と申し立てられた者は保護及び医療の必要がある旨を証明する命令を申請することができる。当該申請書には、第70条に規定する鑑定医の証明書を添付するものとする。

3. 以下に定める場合を除き、前項の申請についての通知は、当該申請を行なう少なくとも1日前に、精神病であると申し立てられた者に交付送達するものとする。上記の規定にかかわらず、申請を受けた判事は、手続上の書類に含まれた陳述、又は尋問から精神病と申し立てられた者に通知を交付送達することはその者に有害無益であると確信を得たときは、その裁量でこれを省略することができ、鑑定医が精神病と申し立てられた者に対する交付送達はその者に有害である旨の意見を書面で述べたときは、これを省略しなければならない。ただし、精神病と申し立てられた者に交付送達の有無の如何にかかわらず、前記の通知は、妻、

夫、父、母又は最も近い親族以外の者が申請を行なった場合においては、当該精神病と申し立てられた者の妻、夫、父、母又は最も近い親族が郡内にいることが分っているときは、その者、分っていないときは、当該被申立人と同居し若しくは同一家屋にいるかもしれない者、又はこれがないときは、当該被申立人の友人に送達し、当該者がいないときは、書面による当該送達は省略するものとする。

4. 精神病と申し立てられた者のための審判の申請が行なわれない場合において、精神病と申し立てられた者が精神的保護及び医療を必要とすると確信したときは、判事は、直ちにその者の観察及び医療のため60日をこえない期間、精神病患者の保護のための局長が指定した局の施設又は公認の私立施設患者として収容留置するためその者を局の所轄に入れる命令を発することができる。ただし、当該精神病患者が害をなさず、かつ、その親族又はその補佐人が施設以外の特定の場所においてその者を適当に保護する意思及び能力があることが明らかなきときは、判事は、その書面による同意を得て、その者を当該親族又は当該補佐人の保護及び拘束のもとに置くことを命令することができる。当該判事は、その裁量によって、申請書及び鑑定医の証明書のほかに他の証拠を要求することができる。

5. 判事は、当該精神病と申し立てられた者のために親族又は近友 (near friend) の請求 (demand) があつたときは、当該命令の日から5日以内に当該判事の前で当該申請の審判を命ずる命令を発しなければならない。判事は、職権によって前記の命令を発することができる。前記の命令書は、申請に利害関係のある当事者 (parties interested) 及び判事がその裁量で指定するその他の者に送達するものとする。判事は、当日又は手続が正式に延期されたときはその延期された日に、当事者の行なう証言を審理し、適当と認めるときは、裁判所の内外において精神病と申し立てられた者を鑑定し、前記の観察及び医療の要否について書面による決定 (decision) を下さなければならない。判事は、その者が観察及び医療を受ける必要があると決定したときは、直ちに、局長が指定した精神病患者の保護及び治療のため施設に患者として収容留置するために患者を局の所轄に入れる命令を発し、又は本条に定めるところによりその他の命令を行なわなければならない。当該判事は、申請を審理することができないときは、審判を命ずる命令書の中で仲裁人 (referee) を指名することができる。当該仲裁人は、証言を審理し、直ちに、その意見を付して当該判事に報告しなければならない。判事は、当該報告を納得したときは、そこで決定を下さなければならない。当該判事は、精神病と申し立てられた者が観察及び医療を受ける必要がある旨を証明する命令を発することを拒否したときは、証明書に書面による拒否の理由を述べてこれに署名しなければならない。申請書、鑑定医の証明書、本条の定めるところにより審理続行 (further hearing) を命ぜられたときはその命令書、判事の決定書若しくは仲裁人の意見書及び証明の命令書は、直ちに、その者が証明された先の局長が指定した局の州立施設の長又は公認の私立施設の長若しくは管理者に交付するものとする。当該施設の長若しくは管理者がこれを受け取ったとき、又は施設の長が精神病患者の保護及び医療を命じた上記の書類が正当に施行された旨通知

を受けたときは、直ちに、当該精神病患者を当該施設に移送して入院させる手配をしなければならない。

6. 申請書、鑑定医の証明書、本条に定めるところにより審理続行を命ぜられたときはその命令書、判事若しくは仲裁人の決定書、及び患者を公認の私立施設に証明する命令書の謄本は、当該公認私立施設の長又は管理者がこれを局の事務所に整理保管のため送付するものとする。州立又は公認の私立施設の長又は管理者は、当該謄本を精神病患者の居住する郡の書記の事務所に整理保管のため送付しなければならない。ただし、判事は、前記により郡の書記の事務所に整理保管されたすべての当該書類を封印し、かつ、裁判所の命令があったとき、手続の当事者又は当然利害関係を有する者に限り閲覧させるよう命令しなければならない。本条の条件によって精神病患者の保護及び医療を委ねられた親族又は補佐人は、直ちに、申請書、証明書及び命令書を当該命令が行なわれた郡の書記の事務所に提出し、認証謄本を入手して保管しなければならない。

7. 本条の定めるところにより行なわれた命令の日から60日を経過する前においては、患者が観察及び医療のため入院させられた施設の長若しくは管理に当たる医師若しくはそのいずれかが指定した医官、又は管理者は、当該患者が引き続き保護及び医療の必要があると分ったときは、その所見並びに当該患者の継続保護及び医療の必要を述べた証明書を郡の書記の事務所に提出することができる。当該証明書が提出されたときは、これより先に判事が行なった命令は、最終命令となり、当該患者は、その後この法律の規定によって退院するまで、当該施設又は移送されるかもしれない他の施設に残らなければならない。

8. 精神病患者の保護及び医療のための施設の長又は管理者は、提出を求められた書類が本条の規定に合致しないとき、若しくはその者がこの法律にいう精神病ではないと判定したときは、当該命令に基づく何人をも収容することを拒否し、又は前記の者が収容されたときはこれを退院させることができる。当該命令の日を含めて10日を経過した後は、その命令に基づいて何人をも当該施設に入院させることができない。

第 75 条 不完全な裁判所の命令による緊急入院

精神病と申し立てられた者は裁判所の命令により正規に入院させるという第74条の規定にかかわらず、即時保護及び医療を受けることがその者の利益であるような状態の者であるとき、その者の保護及び医療のため利用できる他の適当な場所がないとき、又は即時監禁することが公共の安全のために必要である程度の精神状態のために危険な者であるときは、直ちに、その者を法律によって精神病患者を保護することを認められた公認の私立施設に収容し、又は、直ちに、これを局長が指定した局の施設に患者として即時収容留置するため局の所轄に入れなければならない。この場合においては、当該精神病患者は、第74条に定めるところにより2人の鑑定医の診察後作成した証明書及び申請書に基づいてこれを前記の公認の私立施設又は局の施設に収容しなければならない。当該精神病患者は、前記の証明書及び申請書によって、これを、証

明の日を入れてその日から10日をこえない期間、前記の公認の私立施設又は局長が指定した局の施設に留置することができる。第71条又は第73条の規定によってその者を退院させ、又は入院させないときは、前記の期限が切れるまでに、第74条の定めるところにより保護及び医療のためその者を入院させる命令を得なければならない。前記の施設の長又は管理者は、証明書が十分でないか又は患者の状態が即時医療（immediate treatment）を受けることを必要とする程度でないと判断したときは、当該証明書及び申請書による当該精神病患者の収容を拒否することができる。

第 76 条 手続及び証明命令の再審

この法律に基づいて局の所轄又は施設に証明された者、又はその代理の親族若しくは友人はその者を証明した判事又は最高裁判所判事の最終命令に不服であるときは、当該命令が行なわれてから30日以内に、当該証明を行なった最高裁判所判事以外の最高裁判所の最高裁判所判事に対する申請書によって、すでに行なわれた手続及び当該証明について続審及び再審を得ることができる。最高裁判所判事は、精神病患者の補佐人を選任するに当って人の能力について生じた事実の争点（question）を陪審（jury）が審判する場合の手続に準じて陪審を招集し、当該手続に定める方式に準じてそのように証明された者の精神病の争点を審判しなければならない。続審及び再審に対する前記の申請を、そのように証明された者、又はその者の父、母、夫、妻若しくは子、又は当該証明の際その者と同居していた者若しくは当該続審若しくは再審が行なわれる前に同居を常としていた者以外の者が行なう場合においては、申請者は、当該続審又は再審が行なわれる前に、最高裁判所判事の承認する供託を行ない（make a deposit）又は保証を立て（give a bond）なければならない。これは、証明の命令が認められたときに、前記の如き陪審員による精神病の争点についての続審、再審及び決定の費用及び経費の支払にあてる。判事は、陪審員がその者は正気であると評決したときは、直ちに、これを退院させ、陪審員がその者は精神病であると評決したときは、その事実を証明し、原審理の場合に準じて再証明の命令を行なわなければならない。当該命令書は、当該精神病患者の再証明の際、精神病患者が証明された先の施設の長若しくは管理者、又はその者を患者として収容留置すべき局長が指定した局の州立施設にこれを提出し、そこに整理保管し、その謄本は、当該施設の長又は管理者が局に送付し、局の事務所に整理保管するものとする。命令に基づく手続は、その控訴の係属中（pending an appeal）停止されることはない。ただし、必要と認められる精神病と申し立てられた者の一時的保護又は監禁についての条項を付して、最高裁判所判事の命令によって、通知が行なわれ、かつ、審理の後に行なわれる場合を除く。判事又は最高裁判所判事が自身及び他人に危険であることが立証された精神病患者の証明を求める申請を認めることを拒否したり、放置しておいたりするときは（if at large）判事は、当該拒否の理由を書面で述べなければならない。これによって権利を害された（aggrieved）者は、証明の命令の場合に準じて精神病の争点について続審及び再審並びに決定を得ることができる。

第 77 条 証明の費用

この法律又は1874年法律第 446 号第26条によって人の精神病についての争点を決定する際に生じた必要な費用（証明を命令した判事又は最高裁判所判事が呼んだ鑑定医又は医学上の証人に対し当該判事又は最高裁判所判事が認めた手数料その他の必要経費を含む。）及びその者の州立病院入院を保障する際に生じた必要な費用並びに局長が採択した規程及び規則に従ってその者に対して適当な衣服及び適当な医療保護及び看護を給付するための経費は、郡又は郡の中の町若しくは市が証明を得たときは、当該郡の負担とする。ただし、二郡以上にまたがる市の場合においては、当該市の負担とする。又、二郡以上にまたがる市においては、その者の精神病についての争点を決定するため当該市の裁判所の判事が任命し又は呼んだ鑑定人及び医学上の証人の手数料でそれまでに支払われていなかったものは、すべて、まず第一に鑑定医を指定した判事若しくは最高裁判所判事又は当該市の会計検査官のいずれかの監査承認を受けることができ、会計検査官の支払命令に基づいて当該市の出納役が裁判所の基金から支払い、当該市内の適当な郡に請求するものとする。

被証明者又はその扶養義務者が、十分能力を有するときは、郡又は二郡以上にまたがる市が支払ったその者の精神病を決定して証明を確保するための手続の費用及び経費は、その者の財産又はその扶養義務者から郡又は市が回収することができる。これはその者の財産について請求し、又はこれをその扶養義務者が支払わなければならない。

この法律の定めるところにより、精神病者又は精神病と申し立てられた者の診察、監禁、保護及び医療に関して当該衛生官及び地域精神委員会事務局長が遂行した義務に対する報酬又は手数料及び費用は、証明を行ない又は申請を審判する判事又は最高裁判所判事がそれぞれの場合について決定承認するものとし、その者が居住し又はいるかもしれない郡の負担となる。

前記により決定承認された手数料及び費用が郡の負担であるときは、判事又は最高裁判所判事は、その金額及び支払先を明示した証明書を発給し、証明書は、郡の出納役に提出され、出納役は当該目的のため使用できる金から支出するものとする。郡の出納役は、当該手数料及び経費のために支払った金額を監理委員会に報告しなければならない。

郡の出納役は、当該料金及び経費の支払に利用できる金がないときは、地方財政法に従って、当該料金及び費用を支払うに足る額を郡の保証で借りる権限を与えられ、又、そのように指示されており、その負債の証明書を発給することができる。この元金及び6%をこえない利子は郡の負担とし、その他の郡の債務と同様に支払われるものとする。

第 78 条 患者が正気であると分った場合又は証明されなかった場合の経費

患者が正気であるとわかり若しくは精神病であるとわかり及び患者が証明され若しくは証明されなかったいずれの場合においても、前記第72、75、78及び79条によって生じたすべての費用、経費、報酬及び診断費又は医療費は、衛生官及び地域精神委員会事務局長の手数料とともに、前各条に定める方法によりこれを決定承認し、支払うものとする。

第 79 条 公認の私立施設の保護及び医療に対する支払能力が十分でない精神病者の
保護、扶助及び医療の責任

刑事訴訟手続 (criminal proceeding) により監禁されていないすべての精神病者でその者の財産又はその扶養義務者が公認の私立施設の保護及び医療に対して支払う能力が十分でないものは、不必要に遅れることなく、州立病院に移送しなければならない。患者を州立病院に移送するため必要な費用は州の負担とするが、局長は、患者の財産及び経費を肩代りする責任若しくは意思を有する親族又は友人から弁済を確保するよう努めることができる。刑事訴訟 (criminal action) 又は刑法 (penal law) 若しくは刑事訴訟法 (code of criminal procedure) 上の犯罪 (offense) に起因する裁判所命令によって、Matteawan 州立病院又は Dannemora 州立病院以外の州立施設に入れられた患者の扶助、保護及び医療は、入院患者が入院前にいた郡が支払う。

第 80 条 公認の私立施設の保護及び医療に対する支払能力が十分ある精神病者の保護
及び扶養の責任

精神病者の父、母、夫、妻及び子が十分な能力を有するときは、これらの者、並びにその者の財産がそのため十分にあるときは、その者の身体及び財産の補佐人若しくは後見人がその者に適当かつ相応な保護及び扶養を与えるようにしてやらなければならない。局長並びに当該精神病者がいる市町村の衛生官及び市、郡、郡の一部又は数郡合同の地域精神委員会事務局長、又はニューヨーク市の場合は病院局長、Albany 郡の場合は公的福祉局長は、その者が保護及び医療を受けている方法について調査することができ、本人が適当かつ相応に保護されていないと判断したときは、この章の規定によって本人を州立病院に証明すべき命令を出すよう記録裁判所に申し立て又は申立をさせることができる。ただし、前記の命令書は、当該親族若しくは補佐人が適当かつ相応に当該精神病者を保護していないこと、又は当該親族若しくは補佐人にその者を保護扶養させるのは公衆に危険であることを判事が認定して命令の中に証明しない限り当該命令を出してはならない。当該精神病者を州立病院に証明し移送するための費用及び手数料は、その者の補佐人、又は父、母、夫、妻若しくは子が支払わなければならない。その回収は、局長が人民の名において、又は当該精神病者が居住し若しくはいるかもしれない郡、市若しくは町の適当な官吏がその名において、又はニューヨーク市の場合は病院局長の名において、又は Albany 郡の場合は社会福祉局長の名において訴をおこして行なうものとする。

第 81 条 精神病に関する地方官吏の義務

すべて救貧に関して遂行すべき義務を有する郡の公的福祉局長、公的福祉官、衛生官、地域精神衛生委員会事務局長及びその他の市、町又は郡の当局は、それぞれの地域社会における精神病者で、その財産又はその扶養義務者が公認の私立施設におけるその者の保護及び医療に対して支払う能力を十分に有しないものは、すべて、本章によって与えられた必要な救恤を適時

に受けられるように取り計らう義務を負う。上記の公的福祉官又は当局は、次項に別段の定めがある場合を除き、当該市又は郡内にこの法律により与えられた救恤の必要があると認める当該精神病患者又は明らかに精神病の者について、市町村の衛生官、又は市、郡、郡の一部若しくは数郡合同の地域精神衛生部長に通報しなければならない。この通報があった時、又はその他によって当該事実を知らされた時は、当該精神病患者又は明らかに精神病の者がいるかもしれない市町村の衛生官、又は市、郡、郡の一部若しくは数郡合同の地域精神衛生委員会事務局長は、次項に別段の定めがある場合を除き、本人の精神状態の鑑定のため局長の指定する州立病院又は施設に患者として収容留置本人必要があるときは本人を局の所轄に証明するための訴訟手続がとられるように取り計らわなければならない。当該衛生官又は地域精神衛生委員会事務局長は、適当な公的福祉官に当該証明に対する申立書を作成することを命ずることができ、又鑑定医であるときは、必要な精神病患者の証明書の作成に加わることができる。当該公的福祉官は、当該衛生官又は地域精神衛生委員会事務局長から命ぜられた時は、当該証明に対する申立を行なう義務がある。この法律によって与えられた救恤の必要がある当該精神病患者又は明らかに精神病である者について通報があるか又は知らされた時は、当該衛生官又は地域精神衛生委員会事務局長は、その者の精神状態の鑑定及びその証明が済むまで並びにこの法律に定めるところにより、局長が指定した局の州立病院又は施設にその者を連れていくために送られた付添人に当該精神病患者を引き渡すまでは、この法律及び局の規則の定めるところにより、その者に適当な保護、医療及び保護を与えなければならない。ニューヨーク市においては、病院局長、Erie 郡においては Edward J. Meyer 記念病院の経営委員会、及び Albany 郡においては公的福祉局長は、それぞれの自治市又は郡における当該精神病患者又は明らかに精神病である者がすべて適当な保護及び医療を受けるように取り計らう義務がある。

2. (a) ニューヨーク市、Erie 郡その他州又はその行政上の内部部局が精神病、精神薄弱又はてんかんの者の一時的観察、診察、治療及び証明のための精神病院又は一般病院の中の精神病棟を設立して経営しているところにおいては、当該施設を管理する官吏は、上記の市又は郡その他当該施設の受け持っている地域内の者で、明らかに精神病としてその病院で観察され又は報告されたものの精神状態を鑑定するための手続がとられるように取り計らい、必要な時にはその者を精神病患者の医療のための施設に証明し又はその者を局長が指定した局の施設に患者として収容留置するため局の所轄下に証明する手続が開始されるように取り計らう義務がある。ただし、その報告が精神病と申し立てられた者と同居し若しくは同じ家にいるかもしれない者、又はその者の父、母、夫、妻、兄弟、姉妹若しくは子、又は適当な近親者、又は正式に免許を受けた医師、又は保安官、又は衛生官、又は慈善若しくは博愛事業 (philanthropic work) を行なっている協会法人 (incorporated society) の代表者による場合を除く。当該施設を管理する官吏が当該施設の受け持ち区域内に住んでいる明らかに精神病の者についてそのように知らされた時は、当該官吏はそれぞれの精神病棟付の看護婦若しくは鑑定医又はその双方を精神病と申し立てられた者が住んでいる又は見付かりそうな

場所へ送る義務がある。それぞれの精神科病院若しくは病棟の主任レジデント精神病医 (chief resident alienist) 又はこのように派遣された鑑定医が、その者は即時保護及び医療又はその精神状態を確めるための観察の必要があると判断したときは、その者を60日をこえない期間当該病院又は病棟に移し、当該官吏にあたる官吏がすぐに確められる範囲でその者の最も近い関係者にその旨を通知しなければならない。私立で管理経営されているそのような精神病院又は一般病院の中の精神病棟の管理を行なっている役員は、州又はその行政上の下部部局によって経営されている施設を管理する官吏に代って本項に定められたと同様の権能、機能及び義務を行使し又は遂行することができる。地方の下級判事は、この目的のために、そこに連れてこられた精神病患者又は明らかに精神病の者を、60日をこえない不定の期間、これを収容する意思のある精神病院又は病棟に証明することができる。医学校と連結し医学生を教えるために使用されている一般病院の精神科、又は州内の郡が維持している病院の精神科においては、患者を60日をこえる期間留めることができる。ただし、60日の期限が過ぎた後は、患者が退院の意思又は希望を書面で通知した日を入れて15日以上抑留してはならない。

(b) 本項前段の規定又はその他の法の規定にかかわらず、ニューヨーク市が設置して運営している精神病院又は精神病棟を管理する官吏は、正式に免許を受けた医師からその施設の受け持ち区域内に保護及び医療又は本人の精神状態を確かめるための観察の即時必要のある者がいる旨書面による通報を受けた時は、その者を当該施設に移すことを指示する義務がある。そこで本項前段(a)に規定した方法により取り扱わなければならない。ただし、当該施設の長、管理者又は入院鑑定医は、その者の状態が即時入院を必要とする性格のものではないと判断したときは、その者を精神病院又は病棟に入院させることを拒否することができる。

3. この法律の定めるところにより証明の命令が行なわれた時は、当該衛生官、地域精神衛生委員会事務局長、又はニューヨーク市、Erie郡若しくはAlbany郡においてはそれぞれの市若しくは郡の上記の当局は、当該精神病患者が州の病棟としてその保護及び医療のため準備された適当な施設に、不必要に遅れることなく、移送されるように取り計らわなければならない。これらの官吏は、その者を当該施設に送る前に、局長が定める規則に従って、その者の身体を清潔にし、適当又は新しい被服を気持よく着させるよう取り計らわなければならない。患者は、局長が指定した局の施設でその者が証明される前にいた郡を含む区域のところに送らなければならない。ただし、局長がその判断により別に指定する場合を除く。患者が送られてくる局の施設は、局長の作った規則により、かつ、その下で、患者を当該施設に連れていくため訓練された付添人を送らなければならない。精神病のため施設に証明された女性には、その父、兄弟、夫又は息子が同伴しない限り、女性の付添人が同伴しなければならない。局長は、付添人として不適当であると認める者を、当該付添人として雇用し又は仕事をさせないよう、命令によって指示することができる。患者が施設の適当な官吏に引き渡さ

れた後は、患者が送られる前にいた市町村の保護及び拘束は終るものとする。

4. 本条第2項に定める場合を除き、いかなる場合にも精神病患者を60日以上の間州立病院又は精神病患者のため正式に認可された施設以外の場所に監禁してはならず、又、その者を治安紊乱者 (disorderly person) として犯罪者のための刑務所 (prison)、拘置所 (jail) 又は留置場 (lock-up) に入れてはならない。ニューヨーク市、Erie郡及びAldany郡を除き、精神病患者又は精神病であると申し立てられた者がいるかもしれない市町村の衛生官、又は市、郡、郡の一部若しくは数郡合同の地域精神衛生委員会事務局長は、その者の精神病についての争点の決定をまってこの法律に定める精神病のための州立病院その他適当な施設に移送するまで、その者の快適、安全、かつ、人道的監禁に適した場所においてその者を保護するよう取り計らわなければならない。その者は、これを担当する付添人なしでそのような場所に監禁してはならず、上記の衛生官又は地域精神衛生委員会事務局長は、当該付添人として行動するに適した者を選任しなければならない。

5. 当該町、市又は郡の適当な当局は、すべての点において局の規則及び要求に合致する精神病患者又は精神病と申し立てられた者の収容並びに一時的監禁、保護及び看護のための恒久的場所を用意することができる。その者の精神状態の鑑定のため、又は州立病院への証明及び移送をまつまでの間その場所に収容された精神病患者で、その財産又はその扶養義務者がそれに対して支払う能力を十分有しないものは、すべて、当該町、市又は郡の費用で扶助しなければならない。明らかに精神病患者であり、かつ、正気の者からすれば異常な振舞をする者は何人でも、この法律の定めるところにより、保安官がこれを逮捕してその者の精神鑑定が決するまでどこか安全で快適な場所に監禁することができる。当該逮捕を行なった保安官は、直ちに、ニューヨーク市、Erie郡及びAlbany郡を除く町、村若しくは市の衛生官、又は市、郡、郡の一部若しくは数郡合同の地域精神衛生委員会事務局長に通報しなければならない。通報を受けた官吏は、直ちに、精神病のための施設への移送をまつ間、その者の精神鑑定及び本条に定めるような適当な保護及び医療のために適当な措置をとらなければならない。ニューヨーク州又はErie郡において、ある者が明らかに精神病である旨、刑事訴訟法の定めるところにより治安判事 (magistrate) に情報が提供された時はいつでも、情報があつた郡の執行官 (sheriff) 又はニューヨーク市若しくはErie郡の市の執行官 (marshal) 又は警察官に対し情報の内容を説明し、精神病と申し立てられた者を直ちに逮捕して令状 (warrant) を発給した治安判事の裁判所に連れてくるように命じた令状を発給しなければならない。起訴認否手続の際、そこに呼び出された者が明らかに精神病であると認めるときは、治安判事は、その明らかに精神病である者を病院局長の保護及び拘束に証明し、この法律の定めるところにより精神鑑定が終るまで安全で快適な場所で60日をこえない期間その中に置く義務がある。又、Erie郡においては当該治安判事は、その明らかに精神病である者を Edward J. Meyer 記念病院の経営委員会の保護に証明し、そこでは精神鑑定が終るまで安全で快適な場所で60日をこえない同期間そこに置かなければならない。ニューヨーク市又はErie郡にお

いて上記に定めるところにより明らかに精神病であると証明された者があつた時はいつでも、病院局長又は Edward J. Meyer 記念病院の経営委員は、それぞれ直ちに、その者の精神鑑定についての措置をとる義務がある。

6. 1923年法律第 144 号並びにその修正及び追加の規定に基づいて建造された Kings 公園の病院部の L 建物として知られている急性内科及び外科の建物は、その法の中で当該病院を世界大戦後合衆国軍隊から除隊になったニューヨーク出身者の保護及び医療のための使用にのみ限る旨の制限が規定されているにもかかわらず、合衆国軍隊の除隊者 (discharged members) の保護における改善がそれによって増進されたと局長が判断した時はいつでも、市民の患者による及びそのための使用を許すことができる。

7. 1923年法律第 144 号並びにその修正及び追加の規定に基づいて建造された Kings 公園の病院部は、Kings 公園退役軍人記念病院と称し、もっぱらニューヨーク出身で志願 (volunteered)、将校若しくは下士官任命 (commissioned or warranted)、又は徴募 (inducted) によって、すべての戦争で合衆国軍隊に勤務して除隊した者の保護及び医療に当たるものとする。

第 82 条 補佐人その他の者が精神病者を保護する義務；危険な精神病者の逮捕及び監禁

精神病者が自身を養うに十分な資力を有しているか、又はその父、母、夫、妻若しくは子がその者を扶養するに十分資力を有しており、かつその者の精神病が自身の身体又は他人の身体及び財産を危うくする程度である時は、その身体及びその財産の補佐人、又は当該父、母、夫、妻若しくは子は、その者の監禁に適した場所を準備し、その者が監禁されている市、町、又は村の衛生官又は市、郡、郡の一部若しくは数郡合同の地域精神衛生委員会事務局長が承認する方法によって、かつ、局長の規則に従って、その者をそこで扶養しなければならない。市町村の衛生官、市、郡、一部の郡及び数郡合同の地域精神衛生委員会事務局長、又はニューヨーク市では病院局長、Albany 郡では公共福祉局長は、本条の規定が最も人道的かつ迅速な方法で実施されるよう取り計らうことを要求されている。

精神病者の補佐人、後見人又は親族がこの法律の要求するところによりその者を監禁することを拒否し又は怠ったときは、本条に例示した官吏は、当該精神病者が居住し又は発見された市若しくは郡の記録裁判所の判事又は管轄区域の最高裁判所の最高裁判所判事に申し立て又は申立を行なわせなければならない。これを受けた判事は、適当な証拠に基づいてその者が危険な精神病であつて保護が不適當であるか又は放任されていると確信したときは、例示した官吏の 1 人又は複数に命令を出し、当該精神病者を逮捕して相当快適で安全な特定な場所に監禁することを命令しなければならない。当該精神病者を逮捕する当該官吏は、刑事訴訟手続 (criminal proceedings) の逮捕令状 (warrant of arrest) を執行する保安官のすべての権能を保有する。あらかじめ証明の命令が与えられていないときは、当該官吏は、直ちに、この法律

の与えた権限により、精神病者の保護、拘束及び医療のための適当な施設へその者を証明する適当な命令を求める申立を行ない又は行なわせなければならない。当該命令が与えられたときは、当該官吏は、当該施設にその者を移送するに必要な法的措置をとらなければならない。当該移送をまつ間、適当な市町村の衛生官、適当な市、郡、郡の一部又は数郡合同の地域精神衛生委員会事務局長、並びにニューヨーク市及びAlbany 郡においては前記の官吏は、当該精神病患者が相応な場所において保護され、かつ、適当な医療保護及び看護を受けるように取り計らわなければならない。本条に基づく義務の遂行において衛生官又は地域精神衛生委員会事務局長に生じた費用及び経費は、証明を命令した判事が認めた時は、この法律における精神病者の証明費用を負担すべき町、市又は郡の負担とし、この法律の第77条に定める方法によってこれを支払わなければならない。

第 85 条 局の州立病院の精神病患者のうち特定な危険なものをMatteawan 州立病院に証明するための手続

1. 州立病院の長は、局長の命令により、精神病患者として当該病院に正式に入院させた者又は病院の患者が正気の者が犯せば殺人罪 (homicide) 若しくは重罪の暴行罪 (felonious assault) を構成する行為を犯し若しくは犯すおそれがあること又は非常に危険な精神病患者であるためその者が当該病院にいることが病院の他の患者、病院の職員若しくは地域社会の安全に危険であることを確認したときは、直ちに、当該州立病院に關係のある医師以外の2人の鑑定医にその者の鑑定を行なわせるため、当該州立病院の所在する郡の記録裁判所若しくはその判事又は当該郡の所在する管轄区域の最高裁判所の最高裁判所判事に申請を行なわなければならない。前記の医師は、申請を受けた判事が指定する。当該医師は、直接診察を行なった後、当該患者は正気の者が犯せば殺人罪若しくは重罪の暴行罪を構成する行為を犯し若しくは犯すおそれがあること又は非常に危険な精神病患者であるためその者が当該病院にいることが病院の他の患者、病院の職員若しくは地域社会の安全に危険であることを確信したときは、その旨の証明書を作成しなければならない。

2. 前項により鑑定医の証明書が作成されたときは、これを施設の長又は他の管理に当たる官吏に交付するものとし、施設の長又は管理に当たる官吏は、直ちに、当該患者をMatteawan 州立病院に証明する命令を申請するため、当該証明書を添付して、記録裁判所の判事に申請書 (petition) を提出しなければならない。当該証明命令を求める申請の書面による通知は、申請書の謄本と共に少なくとも3日前に、これを危険な精神病と申し立てられた者に交付送達し、更に、当該通知及び申請書の謄本を、当該危険な精神病と申し立てられた者の妻、夫、父若しくは母、又はその他の親族が州内にいることが分かっているときは当該親族分っていないときは当該危険な精神病と申し立てられた者の州内の既知の友人に対して送達しなければならない。州内に当該既知の親族又は友人がないときは、当該通知の送達はこれを省略するが、この場合においては、証明を求める申請書に当該危険な精神病と申し立てら

れた者の親族又は友人に対する当該告知の送達が省略された理由を説明し、証明の命令には当該危険な精神病と申し立てられた者の親族又は友人に対する当該通知の送達省略された理由を説明しなければならない。

3. 危険な精神病と申し立てられた者の証明を求める前項の申請を受けた判事は、その者のために審判の請求が行なわれなるときは、前項の通知の返信日に、直ちに、そのものの危険な精神病についての争点を決定するための手続を進め、危険な精神病と申し立てられた者が危険な精神病であるとの確信を得たときは、当該危険な精神病と申し立てられた者をMatteawan 州立病院に証明する命令を即時発することができる。

4. 判事は、当該危険な精神病と申し立てられた者のために親族又は近友の審判請求 (demand for a hearing) があつたときは、当該命令の日から5日以内に当該判事の前で当該申請の審判を命ずる命令を発しなければならない。判事は、職権によって前記の命令を発することができる。前記の命令書は、申請に利害関係がある当事者及び判事がその裁量によって指定するその他の者に送達しなければならない。当該手続においては、弁護士 (counsel) が危険な精神病について調査を受ける本人の代理人になることができる。判事は、当日又は手続が正式に延期されたときはその延期された日に、当事者の行なう証言を審理し、適当と認めるときは、裁判所の内外において危険な精神病と申し立てられた者を鑑定し、その者の危険な精神病について書面による決定を下さなければならない。当該判事は、申立を審理することができないときは、審理を命ずる命令書の中で仲裁人を指名することができる。当該仲裁人は、証言を審理し、直ちに、その意見を付してこれを当該判事に報告しなければならない。判事は、当該報告を納得したときは、そこで決定を下さなければならない。判事は、その者が危険な精神病であると決定したときは、直ちに、その者をMatteawan 州立病院に拘置する命令を発しなければならない。当該施設の長その他管理に当たる官吏は、そこで当該危険な精神病者をMatteawan 州立病院の院長に引き渡すようにしなければならない。当該危険な精神病者は、これを当該病院に収容し、もはや安全に対する危険がなくなるまで留置しなければならない。危険がなくなったときは、矯正法の定めるところによりこれを釈放 (release) し、又は局長の命令によってこれを局の病院に移送することができる。当該施設の長又は管理者は、当該危険な精神病者を引き渡す前にその者の身体を清潔にするように取り計らわなければならない。当該判事が証明の命令を出すことを拒否したときは、当該拒否の理由を書面で証明しなければならない。

5. 本条に基づくMatteawan 州立病院への証明は、いずれの裁判所においてもこれを当該証明された者が犯罪を犯したこと (commission of a crime) の証拠として認め若しくは受け取り、又は当該証明を犯罪に対する刑罰 (punishment for a crime) としての証明と認め若しくは考慮してはならない。

6. 本条によってその者の危険な精神病を決定する際に生じた必要な費用 (鑑定医の手数料、医学上の証人の手数料その他判事が認める必要経費を含む。) は、その者が最初に証明さ

れた郡の負担とする。ただし、ニューヨーク市においては、判事は、会計検査官が当該費用を監査して裁判所の基金から支払い、市内の適当な郡に請求することを命ずるものとする。

7. 判事は、当該手続の係属中に、申請書並びに上記の者が監禁されている施設の長その他管理に当たる官吏が当該施設においてはその者を適当に保護することができない旨及びその者が即時医療の必要がある旨の2人の鑑定医の宣誓供述書によって、直ちに、その者をMatteawan州立病院に証明することができる。

8. 本条に定める通知は、危険な精神病と申し立てられた者以外の者で送達を要求されているものには書留郵便で送達することができる。

第 86 条 精神病患者の保護及び医療に対する調査

局長は、精神病であると申し立てられ又は決定された者が不当にその自由を奪われ、又は残酷、なげやり若しくは不当な取扱を受けており、又はすぐれた医療、適当な監督及び安全保持に対する規定が不適当であると信ずべき理由がある時は、事実を確かめ、又は局による事実調査を命ずることができる。局長又は手続を取り扱う局の代理人は、証人の出席及び書類の提出を求める強制令状 (compulsory process) を発し、最高裁判所の仲裁人に与えられる権能を行使することができる。局長は、適当と認めるときは、施設のいずれか又はすべてに命令を出し、その中に明記した医療を指示又は規定することができる。当該命令が公正妥当なものであり、最高裁判所判事の承認を得たときは、それが指示するいずれか又はすべての施設及び人を拘束し、当該命令に故意に違反することは刑事上の侮辱罪となりその刑罰を受けるものとする。最高裁判所判事は、当該承認を求める申請について与えられるべき通知を要求することができる。局長が精神病のための施設の一般的経営管理について調査を行なう時はいつでも、法務局長に当該調査について通知することができ、法務局長は、自ら又は次長が出頭して出席している証人を調査するものとする。局長又は局からのその代理人は、いつでも精神病患者がその中に入れられているかどうかを確認するため、郡又は市の公共ホームに立入り検査することができる。

第 87 条 患者の退院 (Discharge) , 条件付退院 (conditional release) 及び 仮退院 (convalescent status)

1. 州立病院の長は、局に書面による証明を提出した上、次の各号の一に該当する患者を退院させることができる。ただし、いかなる場合でも犯罪に起因する起訴 (action) 又は刑事訴訟手続 (proceeding) の刑事裁判権を有する裁判所又は判事の命令によって抑留されている者を除く。

a. 院長が回復した (recovered) と認めた患者。

b. 院長が精神病でないと認めた患者。

c. 院長が回復はしていないが、退院させても公共の福祉に害を及ぼし (detrimental) 又は自身を傷つける (injurious) おそれがないと認める患者

d. 施設の長が要求に基づいて回復していない患者の退院を証明することを望まず、その理由を書面で証明した時は、病院が所在する管轄区域の記録裁判所の判事は、当該証明書に基づき施設の長にその審理の機会を与えた上、判事に提出されたその他の証拠に基づいて、患者の素行（good behavior）及び扶養に関し判事が要求するような保障が州の人民に与えられるときは、命令によって当該患者の退院を命ずることができる。証明書及び証拠並びにこれに基づいて与えられた命令書は、病院が所在する郡の書記の事務所に提出し、命令書の認証謄本は患者を退院させた病院に整理保管するものとする。施設の長は、局長の定める規則に従って、患者に仮退院を認めることができる。患者に仮退院を認めた病院は、当該仮退院の期間中の患者の経費を負担しない。当該負担は、当該仮退院の期間患者の保護を託された親族、補佐人その他の者、又は入院の時期に居住していた町若しくは郡の適当な社会福祉官に委ねるものとする。

e. 局長は、いずれの施設にでも不当に抑留されていると認める患者を命令によって退院させることができる。精神病ではなく白痴（idiot）若しくはもうろく（botard）、又は精神病ではなくてんかんであるという理由、又はその者がこの法律でいう医療の適当な症例ではないという理由で、施設の長が退院させた貧窮患者（poor and indigent patient）は、その者が証明された郡における公共福祉官その他同様の権能を有する当局が収容保護するものとする。ただし、精神薄弱及びてんかんの証明、保護、拘束及び医療に関する法令の規定に従うことを条件とする。

2. 公認施設からの患者の退院。公認の私立施設の管理者は、局に書面による証明書を提出した上、患者で回復したもの又は回復はしていないが退院させても公共の福祉に害を及ぼし若しくは自身を傷つけるおそれがないものを退院させることができる。当該施設の管理者は、局長の承認を得て、患者の退院が公共の福祉に害を及ぼし又は患者を傷つけるおそれがあるときは、当該退院を拒否することができ、当該患者の補佐人又は親族がその保護及び医療を適当に給付することを拒否したときは、患者を州立病院に移送することを局長に申請することができる。ただし、移送しようとする患者が移送予定先の州立病院が所在する地区の正規の居住者でなければならない。

公認の私立施設の管理者は、局長の定める規則に従って患者に仮退院（convalescent status）を認めることができる。

3. 矯正法によって入れられた患者の退院。局長は、矯正法第 384 条によってその拘束下に拘置された者で、回復したと認められるものを退院させなければならない。局長は、前記の患者で回復はしていないが、退院させても公共の安全若しくは福祉に害を及ぼし又は自身を傷つけるおそれがないと認めるものを退院させなければならない。局長が要求に基づいて矯正法第 384 条によりその拘束下に入った患者の退院を証明することを望まず、その理由を書面で証明したときは、当該患者は、その者が置かれている施設の管轄区域を有する記録裁判所に退院申請を行なうことができる。申請に理があると信ずべき相当の理由がある旨裁判

所が書面により認定したときは、裁判所は、利害関係のない精神科医を2人任命して、当該患者を診察させ、その精神状態に関する意見を60日又はそのため裁判所が必要であると認めるそれ以上の期間内に報告させることができる。裁判所は、申請書の適当な処置に必要と思われる書面、又は口答によるその他の証拠の提出を求めることができる。当該精神科医の報告及び当該他の証拠に基づいて、裁判所が当該患者の退院又は条件付退院は公共の安全若しくは福祉に害を及ぼし又は患者を傷つけるおそれがないことを確信したときは、裁判所は、その退院又は必要と認められる条件を付した退院を命令しなければならない。裁判所は、当該患者の条件付退院後5年以内に、当該患者の安全又はその他の者の安全のためにその条件付退院を取り消すことを決定したときは、直ちに、その者を再び精神衛生局長の拘束下に再拘置することを命じなければならない。当該再拘置は、矯正法第384条による精神衛生局長への拘置とみなされる。本項による退院又は条件付退院に適した患者はすべて局長が定める規則に従って仮退院を認めることができる。

第 88 条 退院、条件付退院又は仮退院を認められた患者に支給すべき衣服及び金銭

患者の退院又は仮退院の季節に合った適当な衣服を支給しないで、患者を州立病院から退院させ若しくは仮退院させ、又はこの法律の第87条第3項に基づいて局長の拘束から退院、条件付退院若しくは仮退院させてはならない。衣服を入手することができないときは、事務官（business officer）又は同様の任務を有する官吏は、施設の長又は局長の命令により、場合に応じて、衣服及びその者がその親族若しくは友人の所に到達し又は生計を得るため勤め先を見付けることができるまでの経費をまかなうため50ドルをこえない金を支給しなければならない。

第 90 条 精神病のインディアン

本州又は本州内のインディアン保護地に住んでいる精神病のインディアンは、他の精神病患者と同様の諸規則に従い同じ方法によって局内の州立施設に証明し、監禁し、そこから退院させるものとする。又この法律のすべての規定は他の者と同様に本州内に居住するインディアンに適用する。ただし、局長が採択した諸規則に従ってインディアンの精神病患者又は精神薄弱者が施設に入院する前に生じた必要経費を含め、精神鑑定に関する法に基づいてその者の精神鑑定により生じた必要な費用及び経費は、州の負担とし、局長が承認した領収書についての会計検査官の監査及び支払命令に基づいて出納役が支払う。

第 5 - A 章
COMMITTEE OF INCOMPETENT
無能力者の補佐人

- 第 100 条 権 限 (jurisdiction)
- (1) 無能力者の管理 (custody) 及び保護 (care)
 - (2) 無能力者の契約の特殊な履行
- 第 101 条 無能力の宣告 (declaration) 手続及び補佐人の選任 (appointment) (総則)
- (1) 申立人 (petitioner) ; 生活保護監督官 (superintendent of poor) の義務
 - (2) 裁 判 地
 - (3) 申立書 (petition) の内容
 - (4) 申立の通知 (notice of petition)
 - (5) 無能力の争点 (issue) についての審判 (trial)
 - (6) 差止命令 (injunction) ; 暫定的収益管理人 (temporary receiver)
 - (7) 係属通知 (notice of pendency)
 - (8) 費 用
- 第 102 条 州立施設の患者に関する手続
- (1) 申 立 人
 - (2) 申 立 書
 - (3) 通 知
 - (4) 命 令
- 第 103 条 補佐人が供すべき担保 (security)
- (1) 保 証 (undertaking)
 - (2) 証券寄託後の保証
 - (3) 保証を減らす特別の方法
- 第 104 条 他州の補佐人
- 第 105 条 任命書 (commission) ; 手続を受け取る書記の指定
- (1) 承諾 (consent) ; 書記の指定
 - (2) 補佐人任命書
- 第 106 条 補佐人の義務及び権能
- (1) 裁判所の管理に服すべき補佐人
 - (2) 必需品 (necessaries) の経費
 - (3) 補佐人の投資
 - (4) 補佐人の不動産処分

- (5) 民事訴訟手続 (civil judicial proceedings)
- (6) 不動産の場合の通知
- 第 107 条 金庫及び保護預り箱の検査及び棚おろし
- 第 108 条 無能力者の財産の発見
- 第 109 条 補佐人の報酬 (compensation)
 - (1) 財産の補佐人 ; 追加報酬
 - (2) 身体の補佐人 (committee of the person)
 - (3) 補佐人による口銭 (commissions) の保留
- 第 110 条 補佐人の年次決算 (annual accounting)
 - (1) 年次決算書の提出
 - (2) 決算書の整理保管場所
 - (3) 無能力者の労務を使用した場合の計算
- 第 111 条 年次決算の監査 (examination)
 - (1) 年次監査 ; 監査実施者
 - (2) 決算不履行又は不十分な決算
 - (3) 決算監査人の証言聴取及び報告の義務
 - (4) 監 査 の 経 費
- 第 112 条 補佐人の解任 (removal), 任務終了 (discharge), 辞任 (resignation) 及び任務停止 (suspension)
 - (1) 補佐人を解任することができる場合 ; 解任の手続
 - (2) 補佐人の任務を終了させることができる場合 ; 死亡した無能力者の埋葬 ; 無能力者への財産の返還 (restoration)
 - (3) 補佐人の辞任又は任務停止
 - (4) 従軍中の補佐人の権能の停止
 - (5) 裁判所による欠員の補充
- 第 113 条 中間及び最終決算
 - (1) 中 間 決 算
 - (2) 最終決算を行なう場合 ; これを省略する場合
 - (3) 決 算 手 続

第 100 条 権 限 (jurisdiction)

- (1) 無能力者の管理及び保護。 最高裁判所及びニューヨーク市外の郡裁判所は, 老令, 酩酊, 精神病その他の原因で自己を制し自分の用を処する能力がない者があるときは, その者の身体 (person) 及び財産 (property) を管理する権限を有する。裁判所は, 無能力と宣告した

者の財産が浪費(waste)及び滅失(destruction)されないようにし、その売上げの中から本人の負債の支払を準備し、必要な時には無能力者及びその家族の保護、援助及び扶養並びに教育を与えなければならない。裁判所は、前記の管理を行なうため、身体の補佐人又は財産の補佐人を選任することができるが、これは同一人でも異なった者でもよい。

(2) 無能力者の契約の特殊な履行。最高裁判所は、無能力者が契約を結ぶことができた時にその者が行なった何らかの合意(agreement)及びその者の名義で尊族(predecessor)が行なった土地に関する契約の特殊な履行を命じて強行させる権限を有する。

第 101 条 無能力の宣告手続及び補佐人の選任(総則)

(1) 申立人；生活保護監督官の義務。何人も人の無能力宣告及び無能力者の補佐人選任の特別手続を始めることができる。何人もその財産がその者の無能力のために危うくされており、かつ、何らの手続もとられていないときは、その者が居住している場所の生活保護監督(superintendent of the poor)の職務を果している官吏が手続をとらなければならない。その費用は他の公費と同様に監査を受けて支払われる。

(2) 裁判地。手続は、無能力と申し立てられた者が居住する管轄区域内の最高裁判所若しくは最高裁判所判事又は郡裁判所若しくは郡裁判所判事に提起する。本人が州立精神施設の入院患者であるときは、その施設の所在地又は本人が入院患者になる前に居住していた場所とする。無能力者が州外に居住しているか又はその居所を確かめることができないときは、その者の財産の一部が所在する場所をその者の住所とみなす。

(3) 申立書の内容。申立書は、立証されたものであって相当入念に確められる範囲内で無能力であることを示す事実(申立当時の無能力者の配偶者(spouse)、同居人及び分っている遺産分配者(distributee)の氏名及び住所並びに無能力と申し立てられた期間に譲られた財産、譲与者及びその対価)を申述したものでなければならない。

(4) 申立の通知。裁判所が別段の命令をしない限り、申立の通知は、無能力と申し立てられた者及びその配偶者又はこれを申立人が知らない場合において申立当時の遺産分配者が分っているときは遺産分配者、分らないときは本人の同居人に送達しなければならない。無能力であると申し立てられた者が州立施設の入院患者であるときは、施設の管理者にも通知しなければならない。裁判所は、適当と認めるときはこの外に通知することを命ずるものとする。

(5) 無能力の争点についての審判。裁判所は、その自由裁量を行使して、手続は却下(dismiss)すべきであると決定しない限り、無能力の争点について陪審(jury)による審判を命ずるものとする。裁判所は、特別陪審員の召集を命ずることができる。この代りに、裁判所は、委員会(commission)によって無能力の争点について調査することを命ずることができ、この場合は、本条第6項の規定によって行なう。裁判所は、当該委員会の報告書又は陪審員の評決の提出に基づいて、新たに審判を命ずるか、若しくは新しい委員会をつくるか、

又は申立に基づいて判事が要求する最終命令を行わなければならない。

(6) 委員の前で陪審による審判の手續。委員会は委員に対し陪審を確保し、申立書に示された事項、無能力と申し立てられた者の動産及び不動産の価額並びにその収入金額を陪審に調査 (inguire) させること指示しなければならない。その中には、規則に従って裁判所が捜入すべきことを指示するような調査の主題又は委員会の実行法方に関するその他の指示を含めることができる。

委員又はその過半数は、直ちに郡の執行官 (sheriff) に指令 (precept) を出し、郡の書記又は陪審員部長 (commissioners of jurors) に、陪審員を勤める資格があり当該裁判所の裁判陪審員 (trial jurors) を勤めることを除斥されていない (not exempt from serving) 者を、場合に応じて、12人を下らず24人をこえない人数選んで召集し、指定した日時及び場所に委員の前に出頭させ、委員会の指揮するところにより調査を行なわせるよう指示させなければならない。陪審員部長又は郡の書記は、それに従って陪審員を選んで招集し、命令書と通知した者の氏名を指示された日時及び場所に委員に報告しなければならない。委員又はその過半数は、陪審員に対する忌避 (challenge) を決定しなければならない。正当に通知された陪審員が裁判の開延期 (trial term of the court) に出席しなかった場合に準じてその出席を強制することができ、侮辱罪 (contempt) として裁判所が罰することもできる。委員は、通知されても出席しない陪審員又は除斥され若しくは解任された者の代りに出席すべきことを法によって定められた追加の陪審員を選んで召集することを陪審員部長又は郡の書記に指示するよう執行官に要求することができる。ただし、召集された者のうち少なくとも12人が出頭し宣誓したときは、追加の陪審員を出席させる必要はない。

委員全員が審理に出席して司会しなければならない。又、全員又は過半数は、審理手續に関して裁判の開延期を管理する裁判所の判事のすべての権能及び権限を有する。ただし、委員会に含まれた指示に従うことを条件とする。委員のいずれでも陪審員に対する宣誓を執行することができる。答申 (finding) には少なくとも12人の陪審員の一致がなければならない。12人の意見が一致しないときは、陪審員はその不同意を委員に報告し、委員は、そこでこれを解任して他の陪審を確保しなければならない。

事実調書 (inquisition) は、意見が一致した陪審員及び委員又はその過半数が署名して任命書の附属書とする。任命書及び事実調書は、委員が報告して書記が整理保管しなければならない。

申立人は、委員及び執行官の報酬を支払わなければならない。陪審員の報酬は、同一裁判所において訴訟の争点についての裁判の際陪審員への支払について法が定める方法によって郡が支払う。

(7) 差止命令 (injunction) ; 暫定的収益管理人 (temporary receiver) 無能力と申し立てられた者からその無能力と申立てられた時期に何らかの財産を適当な対価なしで取得した者が申立書及び宣誓供述書 (affidavit) によって十分明らかにされたときは、

裁判所は、その者に対して担保 (security) を出させ又は担保を出させなげで、以下の手続が係属中、当該財産の売却、譲渡若しくは処分又は当該財産に先取特権 (lien) ができることになる決定を認めることを禁じることができる。補佐人選任の通知は、裁判所が定める方法で差止される者にこれを行わなければならない。裁判所は、無能力宣告までの無能力と申し立てられた者の財産を保護するため暫定的収益管理人を選任することができる。

(8) 係属の通知 この章に基づくすべての手続において不動産又はその中の利益がおかされ又はおかされるおそれがあるときは、申立人は、最終決定に先立って、係属の通知を整理保管のため提出しなければならない。

(9) 費用 申立を却下する決定があったときは、裁判所は、申立人が無能力と申し立てられたものに支払うべき50ドル及び訴訟必要費 (disbursement) をこえない費用などの一定金額を裁定することができる。申立が認められたときは、裁判所は、申立人の訴訟必要費並びにその者の費用及び妥当な弁護士謝金 (counsel fee) を無能力者の資金から支払うことを命ずるものとする。裁判所は、その裁量において、50ドル及び訴訟必要費をこえない金額を宣告に反対する者の弁護士に支払うことを補佐人に命ずることができる。

第 102 条 州立施設の患者に関する手続

(1) 申立人 州立精神施設又は矯正局の精神異常 (insane) 若しくは精神薄弱のための施設に合法的に拘置され又は入院させられた在監者 (inmate) 又は患者の場合、身体若しくは財産又は双方の補佐人を選任する特別の手続は、その者が監禁されている施設の特別管轄権を有する州の官吏又は施設を管理する官吏により州に代って提起することができる。

(2) 申立書 申立書には当該在監者又は患者が合法的に施設に拘置され又は入院させられたものであり、現にその施設の在監者又は患者であること、拘置され又は入院させた施設名及び日付、本人の最後の分っている居住の場所、分っているときはその配偶者の氏名及び居所、分らないときは在監者又は患者が最後に同居した者若しくは遺産分配者の氏名及び居所、在監者又は患者の財産の性質、十分入念に確かめられるだけの収入及び推定価額、及び当該在監者又は患者がその身の廻り又は仕事 (personal or business affair) を適当に処理できない旨説明しなければならない。

(3) 通知 裁判所が他に別段の命令をしないときは、申立の通知は在監者又は患者、その配偶者、又はないときは申立当時の遺産分配者、及び施設を管理する官吏に送達しなければならない。裁判所は、この外適当と認める通知を行なうよう命ずることができる。

(4) 命令 裁判所が申立書に申述された事実を真実であると確信したときは、裁判 (trial) によらないで補佐人を選任し又は更に訴訟手続のため事件 (matter) を保留することができる。補佐人を選任する命令には、任命書の発給 (issuance of commission) の規定を定め又は命令自体に任命書の内容 (substance) を取り入れることができる。後者の場においては、当該命令は、命令に定める保証 (bond) 及び指定 (designation) が受理されたとき (upon the

filing)に補佐人の任命書となる。裁判所又は最高裁判所判事は、申立書(petition)の提出及び補佐人の選任があつたときには、訴訟必要費(necessary disbursement)に25ドルを加えた額の費用を在監者(inmate)又は患者の資産から申立人に支払うよう裁定し、これを取り消す(set aside)申請(application)が否認(denial)されたときは、費用は申請者(motion)の負担とすることができる。

第 103 条 補佐人が供すべき担保 (security)

(1) 保証(undertaking)。 身体又は財産の補佐人は、その職務に従事する前に、選任を受けた裁判所の書記に整理保管のため、その者に託された責務(trust)を忠実に果し、責務に関する裁判所のすべての指示に従い、かつ、裁判所の要求があつたときはいつでもその者が受け取ったすべての財産及びその運用(application)並びにその者の責務を遂行するための行為について真実の報告書(true account)を作成提出する旨の保証を提出しなければならない。保証の金額は、裁判所が定める。財産の補佐人の場合には、それは無能力者の資産及びに2年間に動産及び不動産からその者が受け取ることのできる推定賃貸料(rents)、収益(profits)及び収入(income)の合計を下ることができない。2人以上が補佐人に選任されたときは、裁判所は、共同の保証の提出を認めることができる。補佐人が後から取得した財産で保証金(bond)がこれに達しないものを受け取ったときは、直ちに、裁判所の承認を得て更に保証を提出しなければならない。

(2) 証券寄託後の保証。 資産の価値が非常に大きいか、又は第(1)項に規定する額の担保(security)を要求することが不適當であるような他に十分な理由があるときには、裁判所は、無能力者の資産に属する担保物件(securities)を裁判所に引き渡すか又は裁判所が副署した補佐人の命令に従って銀行若しくは信託会社に供託する(deposit)ことを指示することができる。当該供託が行なわれた後、裁判所は、資産及びそれから生ずる収入の残額に基づく保証金(bond)の額を定めることができる。当該担保物件は、受託者(depository)の保管(custody)から引き出してはならず、郡出納役又は受託者の適当な役員以外の何人も裁判所の特別命令によらないでそのために保護(secured)してある元本(principal)からいくらかでも受け取り又は徴収してはならないが補佐人は当該命令によらないで利息又は収入を受け取り又は徴収することができる。補佐人が引き出すことを許可する命令は、追加の保証を立てさせた場合又は資産が非常に減ったため当初の保証が引き出した担保を十分につぐなえるという証拠(proof)がある場合に限り行なうことができる。

(3) 保証を減らす特別の方法。 裁判所は、検認後見裁判所法(surrogate's court act)第180条及び第181条に定められた条件の下に、無能力者を未成年者とみなし、補佐人を後見人とみなし、補佐人委任状を後見人委任状とみなして、第(1)項に定めるより少ない保証を定めることができる。

第 104 条 他州の補佐人

無能力と申し立てられた者が州の外に居住しており、その財産の補佐人が、名称はどのようにあれ、その無能力と申し立てられた者が居住する他の州、准州(territory)又は郡の法に基づいて正当に選任されたときは、裁判所は、その裁量によって、裁判所が適当と認める保証を出させた上その無能力と申し立てられた者の財産の全部又は一部で本州内のものについての補佐人に他州の補佐人を選任する命令を行なうことができる。

第 105 条 任命書；手続を受け取る書記の指定

(1) 承諾；書記の指定 適当な努力をしても州内において補佐人に手続を送達できない時はいつでも、補佐人に交付送達する場合と同様な方法で、かつ、同様の趣旨で送達が行なわれる者として裁判所の書記を指定することができる。補佐人が署名して承認した証書が当該裁判所の書記又はその後任者に整理保管のため提出されるまで任命は生じない。

(2) 補佐人任命書 補佐人が選任され、第(1)項の指定が整理保管のため提出され、かつ、保証を与えた後、裁判所の書記は、任命書を発給する。これには次のことを述べなければならない。

(a) 手続の表題並びに無能力者及び補佐人の氏名及び居所。

(b) 無能力が宣告された(adjudicated)日付。

第 106 条 補佐人の義務及び権能

(1) 裁判所の管理に服すべき補佐人 身体又は財産のいずれかの補佐人は、その義務の遂行に関して任命を受けた裁判所の指示及び管理に服さなければならない。又、ここに定める場合を除き、裁判所の認可に基づかないときは、無能力者の財産に関して行為をする権能を有しない。

(2) 必需品の経費 財産の補佐人は、あらかじめ認可を受けないで、無能力者に必需品を供給し又は無能力者の財産を保全するため妥当な経費を支出することができる。

(3) 補佐人の投資 裁判所から反対の指示がないときは、財産の補佐人は、あらかじめ裁判所の認可を得ないで、信託資金の投資に関する法律によって認められた投資に余剰資金を投資し、かつ、その行なった投資を処分し及び収入金を認可されたところにより再投資することができる。ここに定める場合を除き、補佐人は、当該投資を認可する裁判所の命令に基づく以外他に投資を行なってはならない。本項の規定は、裁判所の認可を受けないで行なった投資を承認し、又は無能力者の財産の処分又はその資金の投資若しくは再投資を管理し、又はいつでも投資に関する新しい命令をつくる裁判所の権能を制限するものとみなしてはならない。

(4) 補佐人の不動産処分 財産の管理人は、不動産訴訟手続法(real property actions and proceedings law)の定めるところによりその目的のために提起した訴訟手続に基づく

裁判所の特別の指示を得ないで、譲渡 (alien) 抵当、賃貸その他不動産の処分を行なつてはならない。ただし、補佐人は、前記の手続を開始することなく、裁判所の承認を得て5年をこえない期間不動産を賃貸することができる。

(5) 民事訴訟手続。財産の補佐人は、あらかじめ裁判所の認可を受けることなく、無能力者が能力者であつたらとつたと思われる民事裁判手続を補佐人自身の名前及び公式の資格 (official title) においてとることができる。

(6) 不動産の場合の通知。補佐人は、無能力者が所有する不動産を証明し、無能力の宣告の日付並びに補佐人の氏名、住所及び保証を記載した登記申告書 (acknowledged statement) を無能力者が不動産を所有する郡の登記官吏 (recording officer) に提出し、無能力者の名前で登記し見出しをつけさせなければならない。

第 107 条 金庫及び保護預り箱の検査及び棚おろし

その財産の補佐人が任命された無能力者が自身の名前で又は指名賃借人 (point lessee) として自身及び他の者の名前で賃借した金庫又は保護預り箱があるときは、裁判所は、裁判所の官吏若しくは代理人 (agent), 又は法務局長の代理者 (representative), 法人組織の保証人 (corporate surety) その他裁判所がこの目的のため特別に指名した者及び共同賃借人がいるときは当該賃借人が立ち会う権利を放棄しない限りその者又はその代理者の立会のもとに補佐人がそれを開いてすべての内容の棚おろしを行なうことを命ずることができる。当該財産目録 (inventory) は、補佐人及び棚おろしに立ち合った共同賃借人以外の者が正確であることを証明しなければならない。補佐人は、第110条に定める決算書 (account) に当該目録及び証明書の謄本を添付しなければならない。補佐人は、その委任によって、無能力者に帰属する内容を所有して管理する権限を有する。

第 108 条 無能力者の財産の発見

補佐人の申立があつたときは、裁判所が指示する通知に基づいて、裁判所は、無能力者が利権を有し又は無能力者が負うべき債務があると思われる財産に関する情報について何人にもこれを摘発 (disclosure) することを命ずることができる。

第 109 条 補佐人の報酬

(1) 財産の補佐人；追加報酬。財産の補佐人の報酬は、遺言執行者 (executor) 又は遺産管理人 (administrator) の報酬と同率とする。特別の場合において、補佐人の業務が遺言執行者又は遺産管理人の業務をこえるときは、裁判所が正当と認めるまでの追加報酬を支給することができる。

(2) 身体の補佐人。身体の補佐人の報酬は、裁判所がこれを定め、財産の補佐人があるときは、その手許にある資金からこれを支払う。

(3) 補佐人による口銭の保留 (retention of commissions) 補佐人は、その年次報告書を提出した上、資産の本体 (corpous) からとその他の財源からとを問わずそれから生じた収入として補佐人が受け取った資金の額からその口銭を取っておき、収入からと資産の本体からとを問わず補佐人が毎年始まる当該報告書に係る期間中にこれから支払った資金の額の最初の項目にあげておくことができる。

第 110 条 補佐人の年次決算

(1) 年次決算書の提出。 退役軍人保護院無能力者病棟 (incompetent word of the veteran's administration) の補佐人以外の各財産補佐人は、毎年1月に財産目録、決算書及び、宣誓口述書を提出しなければならない。未成年者の財産の一般後見人の年次決算の場合提出すべき書類の様式を定めた検認後見裁判所法の規定は、無能力者を未成年者とみなし、補佐人を後見人とみなして、補佐人の決算書に適用する。

(2) 決算書の整理保管場所。 財産目録、決算書及び宣誓口述書は、無能力者が宣告当時ニューヨーク市の居住者であったときは、無能力者の宣告を受ける前最後に居住していた郡の書記の事務所に整理保管しなければならない。無能力者が当時ニューヨーク市の居住者でなかったときは、補佐人を選任した裁判所の書記の事務所に整理保管しなければならない。無能力者が州立施設の在監者であるときは、補佐人は、当該財産目録、決算書及び宣誓口述書の謄本を当該施設の管理者に提出しなければならない。

(3) 無能力者の労務 (service) を使用した場合の計算。 補佐人が無能力者の労務を使用し若しくは雇用したとき、又は当該無能力者の代りに金を稼ぎ若しくは受け取ったときは、補佐人は、当該労役から得た又はこれから生じた金を計算しなければならない。

第 111 条 年次決算の監査

(1) 年次監査；監査実施者。 身体及び財産補佐人の提出した前年の2月1日以降の年次決算書及び財産目録は、毎年2月以降できるだけすみやかにこれを監査しなければならない。第1及び第2司法局 (the first and second judicial departments) においては、控訴部 (appellate division) の首席判事 (presiding justice) 若しくは最高裁判所の最高裁判所判事、又は首席判事の要求によって局の控訴部の最高裁判所判事の過半数が指名する正式の仲裁人が当該決算及び財産目録を監査し、又は首席判事若しくは最高裁判所判事が仲裁人として指名した者にこれを監査させなければならない。第3及び第4司法局においては、財産補佐人を選任した裁判所の首席判事又は最高裁判所が選任したときは任命命令が登記された郡の郡判事が当該決算書を監査し、又はこれが仲裁人として指名した者に監査させなければならない。

(2) 決算不履行又は不十分な決算。 財産の補佐人が年次決算書、財産目録若しくは宣誓口述書を提出しないとき、又は決算を監査する権限を有する者がさらに完全な又は十分な決

算書又は財産目録を提出すべきであるという意見であるときは、補佐人に不十分な点を補うよう命令し、かつ、命令を補佐人に送達する経費を補佐人が自分で支払うよう要求することができる。当該命令は、最高裁判所の命令として登記し、これに従わないときは当該裁判所の命令の場合と同様に罰せられるものとする。

(3) 決算監査人の証言聴取及び報告の義務。 決算を監査する者は、補佐人及びその他の宣誓下の証人を調査してその証言を書面にさせ、かつ、当該調査の結果を報告し、無能力者に最も利益とするように勧告を行なうことができる。

(4) 監査の経費。 監査の経費は、監査した資産の額が5,000ドル以上のときはその中から支払い、資産の額がこの金額以下のときは郡の郡出納官、又はニューヨーク市内ではニューヨーク市の会計検査官が手許の裁判資金から支払う。

第 112 条 補佐人の解任 (removal) , 任務終了 (discharge) , 辞任 (resignation) 及び任務停止 (suspension)

(1) 補佐人を解任することができる場合 ; 解任の手續。 補佐人を選任した裁判所は、補佐人が命令に従わないか、非行その他裁判所が正当と認める原因で有責のときは、申立に基づいて補佐人を解任することができる。申立の通知は、補佐人及び補佐人選任申立の通知を受け取る権利がある者に送達しなければならない。申立は、第110条により年次決算を監査する者若しくは利害関係者は何人も行なうことができ、裁判所は職権 (own motion) によって手續をとることができる。裁判所は、訴訟のための後見人 (guardian ad litem) 又は職権申立を執行する者の報酬を定めることができる。裁判所は、職権申立が認められたときは、職権申立の費用を補佐人が自分で支払うよう強制することができる。

(2) 補佐人の任務を終了させることができる場合 ; 死亡した無能力者の埋葬 ; 無能力者への財産の返還 (restoration)。 補佐人を選任した裁判所は、無能力者が死亡し又は能力者と宣告されたとき、又は無能力者の資産が皆無となったとき、又は他の理由で補佐人がもはや必要ないことが、補佐人、無能力者若しくは精神衛生局の申立に基づいて、裁判所に明らかにされたときは、当該補佐人の任務を終了させることができる。無能力者が死亡したときは、補佐人は、当該無能力者の埋葬を行わなければならない。死亡した無能力者の財産は、その後補佐人が選任されなかった場合と同様に管理及び処分しなければならない。無能力者が能力者と宣告されたときは、裁判所は、補佐人に手許に残っている財産をその者に返還するよう命じなければならない。

(3) 補佐人の辞任又は任務停止。 裁判所は、補佐人の辞任を許し、又は補佐人の権能を停止することができる。

(4) 従軍中 (in war service) の補佐人の権能の停止

(a) 補佐人が検認後見裁判所法第103— a 条の定義による戦時従軍中であるときは、裁判所は、補佐人その他の者の申立により、かつ、裁判所が命ずる通知を行なった上、裁判所か

ら追って命令するまで補佐人の権能を停止することができる。任務停止によって補佐人の職務を行なうことがないときは、後任者の選任の申立を願ひ出なければならない。裁判所は、後任の補佐人を選任することができる。後任の補佐人は、この章の規定に従い、検認後見裁判所法第103— a 条に基づいて任命された後任受託者と同様の報酬を受ける権利を与えられる。

(b) 任務停止中の補佐人が勤務できるようになったときは、裁判所は、申立及び裁判所が命ずる通知に基づいてこれを復帰させることができる。任務停止中の補佐人が復帰したときは、裁判所は、そこで後任者の任務を終了させるものとし、これに決算することを要求しその他最高裁判所判事が要求する命令を行なうことができる。

(5) 裁判所による欠員補充 補佐人の死亡、解任、任務停止又は辞任による欠員は、裁判所が補充することができる。

第 113 条 中間及び最終決算

(1) 中間決算。財産の補佐人は、無能力者の財産に影響するその者の手続のすべてについてこれを提出する日までの法的な中間決算書の提出を許す命令の申立をすることができる。裁判所は、当該決算書を裁判所が定める日までに裁判所の書記に整理保管のため提出するよう命令することができる。

(2) 最終決算を行なう場合；これを省略する場合。補佐人が死亡し、解任され、任務が終了し又は辞職を承認されたときは、裁判所は、無能力者の財産に影響するその者の手続のすべてについての最終決算を命令しなければならない。当該決算が補佐人を解任する手続の途中で行なわれたときは、裁判所は、その後の決算を省略することができる。

(3) 決算手続。本条による決算提出の通知は、裁判所が命ずるところにより補佐人選任の申立の通知を受ける権利を与えられた者に送達しなければならない。裁判所は、当該決算に関して無能力者の権利及び利益を保護するため無能力者の訴訟のための後見人を任命することができる。裁判所は、当該決算を取り上げて表にし、その中の事項を裁判所に報告する仲裁人を任命することができる。仲裁人の報告確認の申立に基づい、又は決算書が裁判所に出されたときは裁判所の決定に基づいて、決算書は法的に決定し、整理保管されるものとする。裁判所は、仲裁人及び訴訟のための後見人の報酬を定め、これを無能力者の資産から支払う。

第 5 - B 章

合衆国退役軍人保護院の無能力の退役軍人及び未成年 (infant) の被後見人に関する手続

- 第 115 条 定 義
- 第 115 - a 条 適 用
- 第 115 - b 条 被後見人の数の制限
- 第 115 - c 条 申立書 ; 内容
- 第 115 - d 条 統 一 手 続
- 第 115 - e 条 未成年又は無能力の一応の証処 (prima facie)
- 第 115 - f 条 通 知
- 第 115 - g 条 保証金 (bond) ; 保証人 (sureties)
- 第 115 - h 条 決 算
- 第 115 - i 条 決算不履行その他の理由による後見人の解任
- 第 115 - j 条 後見人の報酬
- 第 115 - k 条 後見人の投資
- 第 115 - l 条 扶養及び援助
- 第 115 - m 条 書類の整理保管及び記録並びに公記録の謄本の交付
- 第 115 - n 条 無能力の退役軍人の収容
- 第 115 - o 条 後見人の任務終了
- 第 115 - p 条 自 由 解 釈
- 第 115 - q 条 解 釈 の 統
- 第 115 - r 条 この章の一部の無効
- 第 115 - s 条 退役軍人保護院を利害関係者とみなすこと
- 第 115 - t 条 別個に保管すべき資金
- 第 115 - u 条 手続係属の通知 ; 効果

第 115 条 定 義

この章においては、次の意味に用いる。

「人」又は「者」(person)には、組合、法人又は団体を含む。

「院」(administration)とは、合衆国退役軍人保護院又はこれに取って代るものをいう。

「資産」(estate)及び「収入」(income)には、院から後見人が受け取った金銭並びにこれから生じたすべての所得、利子及び利益のみを含むものとする。

「給付金」(benefits)とは、合衆国が院を通じて支払うすべての金銭を指すものとする。

「院長」(director)とは、合衆国退役軍人保護院長又はこれに取って代るものをいう。

「被後見人」(ward)とは、院の給付を受ける者をいう。

「後見人」(guardian)とは、ここでは被後見人のため受託者(fiduciary)としての職務を行なう者を指すものとする。

第115-a条 適用

院長が、合衆国の法律又は院の規則に基づいて、給付金の支払に先立って、後見人が選任されることを要求する場合には、当該任命は、以下に定める方法によって行なわれる。この章の規定は、院の被後見人に対して及び当該被後見人に関してのみこれを適用する。他に別段の定めがない限り、無能力者又は未成年者に関する法律の規定が矛盾する場合には、この章の規定が、優先する。

第115-b条 被後見人の数の制限

以下に定める場合を除き、何人も後見人の選任当時5人の被後見人のため後見人としての職務を行なっているときに、これを引き受けることは違法(unlawful)である。後見人が5人以上の被後見人のため受託者の資格で職務を行なっている旨申し立てて、その理由によりこれを解任することを要求する申立書が、本条に基づいて院の代理人から提出されたときは、裁判所は、申立を立証する証拠に基づいて、直ちに、当該後見人に最終決算を要求し、前記の場合に該当する後見人を解任しなければならない。

この章の制限は、後見人が銀行若しくは信託会社である場合には適用しない。個人は、被後見人が同一家族の全員であるときは、5人以上の被後見人の後見人となることができる。

第115-c条 申立書；内容

無能力の被後見人に対する後見人の申立書は、州の法律によって当該申立書を整理保管する資格がある者、又はこれに代る者が、州の法律によって与えられた管轄権に従って最高裁判所又は郡裁判所に整理保管することができる。未成年の被後見人に対する後見人選任の申立書は、検認後見裁判所法の規定に基づき当該申立書を整理保管する資格がある者、又はこれに代る者が、検認後見裁判所法において与えられた管轄権に従って検認後見裁判所に整理保管することができる。

精神的無能力者又は未成年者とを問わず、後見人選任の申立書には、被後見人の氏名、年令、居住地、既知の最も近い親族があるときはその氏名及び居住地、及び当該後見人が院から又は院を通じて支払われる金銭を受け取る権利を有する事実を示し、その時当然支払われるべき金額及び将来の見込金額を示さなければならない。

申立書には、被後見人を実際に管理している者又は施設があるときは、その氏名・名称又は住所を示さなければならない。

精神的無能力の被後見人の場合においては、申立書には、当該被後見人は、院を管理する法令に従い院が検査した結果無能力とみなされた旨を示さなければならない。

第115-d条 統一手続

後見人選任の申し立に対して、裁判所は、退役軍人保護院からの給付金及び当該給付金から収入のみならず、後見人が受け取る資格がある被後見人のその他の財産、及び無能力者の場合は精神衛生法第5-A章の規定に基づいて選任された保佐人又は未成年者の場合は検認後見裁判所法の規定に基づいて選任された後見人が当時はまだ管理していない財産も受け取るべき後見人を選任することができる。ただし、被後見人又はこれに代る者から当該後見人の選任に反対があったときは、当該選任は、無能力者の場合は精神衛生法又は未成年者の場合は検認後見裁判所法の当該規定に基づかない限り、これを行なうことができない。

第115-e条 未成年又は無能力の一応の証拠 (prima facie)

1. 未成年の被後見人の後見人選任の申立書が提出された場合においては、院の記録によって示された当該未成年者の年齢、及び後見人の選任が院から未成年者が当然受け取るべき金銭の支払の停止条件であるという事実を述べた院長又はその代理者の証明書は、院からの給付金及び当該給付金からの収入を受け取るべき後見人の選任を必要とする一応の証拠になるものとする。

2. 精神的無能力の被後見人の後見人選任の申立書が提出された場合において、その者が、保護院を規定する法令に基づく検査の結果院において無能力者とみなされた旨、及び後見人の選任が院からその者が当然受け取るべき金銭の支払の停止条件である旨の事実を述べた院長又はその代理者の証明書は、院からの給付金及び当該給付金からの収入を受け取るべき後見人の選任を必要とする一応の証拠になるものとする。

第115-f条 通知

1. この文章の定めるところにより後見人選任の申立書が提出されたときは、裁判所は、無能力者に対する選任が行なわれている時は精神衛生法、未成年者に対してこれが行なわれている時は検認後見裁判所法で要求している通知を行なわせなければならない。

2. 院の請求者 (claimant) が、後見人を通じて院からの支払を受けている場合において、前記の請求者の資産に係る手続については、適当かつ適時の通知を院に対して行なわなければならない。

第115-g条 保証金 (bond) ; 保証人 (sureties)

裁判所は、この章の規定によって選任を行なう前に、選任しようとする後見人が、選任するにふさわしく、かつ、適当な者であることを確信しなければならない。後見人は、選任された場合において、院からの給付金及び当該給付金からの収入のみを受け取るべきものであるときは、選任当時受け取るべき金額及び翌年支払われることになるべき予定額を下らない金額で裁判所が承認すべき保証金を整理保管のため提出しなければならない。後見人が、被後見人の他

の財産も受け取るべきものであるときは、無能力の被後見人の場合精神衛生法第5-A章により選任された補佐人について要求される保証金の金額だけ、又、未成年の被後見人の場合検認後見裁判所法により選任される後見人について要求される保証の金額だけ、当該保証金の最低額を増額しなければならない。又は、後見人は、適用される身分(status)によって要求される金額の保証金を整理保管のため提出しなければならない。当該保証金は、無能力の被後見人の場合精神衛生法第5-A章、未成年の被後見人の場合検認後見裁判所が選任する後見人について要求される様式及び条件によるものとする。裁判所は、必要に応じて、後見人に追加の保証金を提出するよう求める権能を有する。銀行又は信託会社が後見人の職務を行なう時にこれに保証金を与えることを求めることが必要なことは、銀行法第100-a条第5項に定めてある。

後見人が、保証として個人の保証人(sureties)を立てた場合においては、当該保証人は、所有する不動産及び動産並びにその各々が保証の違約金として保証金に指定された金額だけの価値があり、かつ、すべての金銭債務(debts)及び債務(liabilities)以上であり、なおかつ、強制執行(execution)を受けない財産に専属するものである旨の宣誓による証明書を裁判所に整理保管のため提出しなければならない。

第115-h条 決 算

1. この章によると本州の他の法律によるとを問わず、被後見人のために院からの金又はその金からの収入を受け取り又は受け取った各後見人又は補佐人は、毎年、その選任を受けた裁判所に対して、選任の日から1年目に、裁判所の要求するところによるその他の決算のほかに、その者の受け取ったすべての金銭又は収入及びそれからしたすべての支出、並びに当該決算の日に手許にあるその残高及び投資方法についての、宣誓による完全、真実、かつ、正確な決算書を提出しなければならない。裁判所に提出した当該決算書の謄本(本条により要求されるすべての証明書及び宣誓供述書の謄本を含む。)は、当該裁判所が所在する区域の管轄権を有する退役軍人保護院の事務所に、後見人がこれを送付しなければならない。又、後見人が選任された無能力者が、州立施設に収容されてその入院患者であるときは、後見人は、裁判所に提出された当該決算書の認証謄本を無能力者が監禁されている施設の特別管轄権を有する局長その他の官吏にも提出しなければならない。

2. 当該決算書は、無能力者の場合、精神衛生法第111条、又は未成年の被後見人の資産に関する決算のときは、検認後見裁判所法第192条に定める方法によって、これを検査し若しくは検査させ、承認し若しくは承認せず、又は処理するものとする。当該検査の経費は、無能力者の場合、精神衛生法第111条、未成年の被後見人の場合、検認後見裁判所法第193条に定める方法によって、これを支払う。

3. 後見人が、退役軍人保護院から受け取る給付金及び当該給付金からの収入以外の財産を保有するときは、後見人は、精神衛生法第5-A章及び検認後見裁判所法に定められたその他の財産に対する決算を行わなければならない。ただし、当該決算書は、後見人任命の

日から1年目に行なわなければならない。当該他の財産の決算書は、本条第2項の規定に基づいて提出する決算書と兼ねることができる。

4. 本条によって提出を求められる1年目の決算書は、精神衛生法第110条に定めるところにより未成年者の財産の一般後見人の年次決算について検認後見裁判所法が定める様式による。当該1年目の決算書においては、証券及び投資を一覧にして説明した明細表には、当該明細表に記載された証券及び投資は、当該決算期の締切日において、保証人及び保佐人又は後見人が直接管理又は共同管理していた旨を証明する、保佐人の保証に立つ保証人の宣誓供述書を添付し、又は附属書としなければならない。証券又は投資が、保証人の直接間接いずれもの管理にないときは、当該保証人の証明書に、証券が、1年目の日又は当該決算の締切日若しくはそれから30日以内に、当該保証人に呈示された旨、又は保証人に呈示されなかったときは、その理由を、説明しなければならない。本条によって保証人に要求される宣誓供述書には、説明の明細表におけるいかなる相違又は省略をも註記しなければならない。証券が、精神衛生法第103条第2項に基づいて与えられた命令によって保管者(dpository)に保管されているときは、当該1年目の決算書の中で証券を記載した明細表には、証券は、1年目の日又は当該決算の締切日には当該保管者が保有していた旨の証明書を添付し又は附属書とし、当該証明書には、証券を記載した当該決算書明細表におけるいかなる相違又は省略をも註記し説明しなければならない。無能力の退役軍人の資産のうちの金銭が預金されている銀行の、1年目の決算の締切日における残高証明書は、決算書が、その退役軍人の共同後見人又は補佐人が選任された当時、廃兵が居住していた郡の郡書記の事務所に整理保管のため提出される前に、本来の決算書の附属書としてその一部としなければならない。

5. 精神衛生法第113条に定める中間及び最終決算書の規定は、無能力の退役軍人の後見人又は補佐人の中間又は最終決算書にもこれを適用する。ただし、当該中間又は最終決算書の整理保管に対する許可申請の通知は、利害関係人として退役軍人保護院の事務所に与えられるものとする。

第115- i 条 決算不履行その他の理由による後見人の解任

後見人が、裁判所又は院のいずれからか要求された後30日以内に、その被後見人のために院から後見人が受け取った金の決算を提出しないか、又はこの章に要求しているところによりその決算書の謄本を局に提出しないときは、この不履行は解任の根拠になるものとする。判事は、解任の事由が充分であると信すべき理由がある時も、後見人を解任することができる。

番115- j 条 後見人の報酬 (compensation)

1. 後見人が、院からの給付金及び給付金からの収入のみを受け取った場合には、被後見人の資産の管理に対して後見人に支払うべき報酬は、被後見人の年間収入の5%をこえない範囲で、裁判所が定めることができる。当該後見人が行なった臨時の業務の場合には、裁判

所は、申立及びこれについての審理に基づいてこれに対する追加の報酬を被後見人の資産から支払うことを認めることができる。当該申立及び審理の通知は、第138条に定めるところにより院の適当な事務所に行なわなければならない。前の後見人から受け取った資産の主体財産(corpus)については報酬を認められない。後見人は、その保証について後見人が法人の保証人に支払った保証の金額に対し1年につき1%をこえない妥当な割増金(premiums)をその被後見人の資産から支払を受けることができる。

2. 後見人が、給付金及びこれからの収入以外に被後見人の財産の収益も受け取った場合においては、無能力の被後見人のときは精神衛生法第5-A章の規定、未成年の被後見人のときは検認後見裁判所の規定により、追加の報酬を得ることができる。

第115-k条 後見人の投資

1. 後見人が収益を管理することのできる未成年者の地所及びその他の財産のいずれもの資金を投資している未成年の被後見人の後見人は、保証として保証人を立てた未成年者の後見人が行なう投資を規制する法律の適用を受ける。

2. 後見人が収益を管理することのできる無能力者の地所及びその他の財産のいずれもの資金を投資している無能力の被後見人の後見人は、無能力者の保佐人が行なう投資を規制する法律の適用を受ける。

第115-l条 扶養及び援助

後見人は、第338条に定めるところにより院の適当な事務所へ通知を行なった審判の後見裁判所が命令する場合を除き、その被後見人の財産のいかなる部分をも、その被後見人以外の者の援助及び扶養に当ててはならない。未成年の被後見人の場合においては、その援助及び教育のために財産をあてることについては、検認後見裁判所法第194条の適用を受ける。

第115-m条 書類の整理保管及び記録並びに公記録の謄本の交付

整理保管及び記録のための公記録を受け取る職責を有する官吏は、退役軍人保護院が後見人の任命、任務終了又は解任を求めた場合において、院の請求者の後見人の選任、任務終了又は解任に関する当該公記録を受け取って整理保管し、及び必要な時には請求者又はその財産から無料でこれを記録し、並びに、たまたま訴訟がおこった場合においては、同様に書類(被後見人又はその被扶養者の援助及び扶養のための経費に対する裁判所の命令、及びその認証謄本を含む。)を受け取って整理保管し、及び必要な時には無料で記録しなければならない。ある者について給付金を受ける資格の有無を院が決定するために公記録の謄本を院が要求している時は、当該公記録の保管担当官は、当該給付金の申請者若しくはその代りを勤める者又は院の代表者に対して、無料で、当該記録の認証謄本を交付しなければならない。

第 115-n 条 無能力者の退役軍人の収容

戦争、軍務 (military occupation) 又は探険 (expedition) の退役軍人が合衆国退役軍人の保護院の治療を受ける資格があること、又は海員 (seaman) その他の者が合衆国公衆衛生部の病院の医療を受ける資格があることが明らかとなり、当該退役軍人、海員その他の者を当該病院に収容して適当な保護及び医療を与える必要がある場合においては、この州の裁判所は、利用できる施設及び資格に関して当該病院を管理する官吏と交渉する権限を与えられ、当該病院を管理する官吏から裁判所あての資格についての証明書を受け取ったときは、当該退役軍人の当該合衆国退役軍人保護院への収容、又は当該海員その他の者の合衆国公衆衛生部病院への収容を命ずることができる。その後、当該退役軍人、海員その他の者は、収容された上、当該病院の諸規程の適用を受けるものとし、当該病院の官吏は、このように収容された退役軍人、海員その他の者の身柄留置に関して、この州における精神病の州立病院の管理者が現在行使していると同じ権能を与えられる。当該係属訴訟の通知は、収容すべき者に送られ、これが出頭して弁護する権利は否定されないものとする。

第 115-o 条 後見人の任務終了

1. この章又はこの州の他の法律の規定に基づいてその後見人が選任された未成年者の被後見人が成年に達した時、又は無能力者が院及び裁判所によって能力ありと宣告されたとき、並びに未成年でない無能力者が院及び裁判所によって能力ありと宣告されたときは、後見人は、満足すべき決算書を作成した上、そのために提出された申立書に基づいて、その任務を終了する。ただし、後見人が、院からの給付金及び当該給付金からの収入以外の財産の収益を管理している場合において、無能力者の被後見人のときは無能力者の保佐人の任務終了を定めた法律、未成年者の被後見人のときは未成年者の後見人の任務終了を定めた法律の適用を受ける。

第 115-p 条 自由解釈

この章は、給付金の意図及びその目的を確保するために自由に解釈しなければならない。

第 115-q 条 統一解釈

この章は、法律を制定する諸州の法律を画一的にするという一般目的を果すように、解釈して読まなければならない。

第 115-r 条 この章の一部の無効

この章の一部が無効となった場合においても、当該部分がなくとも有効とされるその他の部分は、これによって影響されない。

第 115— s 条 退役軍人保護院を利害関係者とみなすこと

1. 院からの給付金はそれからの収入に関しては、合衆国退役軍人保護院長又は訴訟 (action) を提起し若しくは院から給付金を受ける院の被後見人に代って出頭するため院長が正当に権限を付与した弁護士 (attorney) は、利害関係者とみなされ、当事のすべての権利及び特権を与えられる。

2. 法律によって宣誓を執行する権限がある官吏のほか、合衆国退役軍人保護院が雇用した弁護士又は専門代理人 (field representative) は、第 1 項定めるところにより院が利害関係者となっている裁判の訴訟手続において要求される宣誓を執行する権限を有する。本条の権限に基づいて合衆国退役軍人保護院の当該弁護士又は専門代理人が行なった宣誓に関する宣誓供述書、証書若しくは書類に書く証明は、院における当該弁護士若しくは専門代理人の公称又は雇用についての陳述を含めなければならない。

第 115— t 条 別個に保管すべき資金

後見人がその資格において受け取った資金は、後見人自身の個人的な資金及び財産とは別個に区分して保管しなければならない。後見人は、銀行法に基づき事業を行なっている者、団体若しくは法人、又は他の人若しくは施設に、後見人自身の名において、当該資金を投資し又はこれを預けてはならない。ただし、未成年者の後見人については検認後見裁判所法第 231 条及び無能力者の財産の保佐人については動産法 (personal property law) 第 25 条に定める場合を除く。後見人が行なうすべての取引 (transaction) は、当該後見人としてのその者の名によってこれを行わなければならない。本条の規定のいずれかに違反する者は、何人でも軽罪について有罪とする。

第 115— u 条 手続係属の通知；効果

この章によって行なわれるすべて手続において、不動産又はその中の権利が影響を受けるときは、申立人は、財産が所在する各郡の書記の事務所の前記手続について係属の通知を整理保管のため提出しなければならない。当該通知には、手続の一般的な性質及び対象、並びにこれによって影響されるその郡内の不動産の簡潔な記事を説明し、この通知は、申立と同時に又はその後手続の最終決定の前に、これを提出しなければならない。書記は、無能力と申し立てられた者の名前前で当該通知の見出をつけるものとする。手続の係属は、通知提出の日から、通知に見出をつけることを指示されたその無能力と申し立てられた者から、手続によって影響される財産を購入した者又は無能力と申し立てられた者に対しその財産について第三者の権利を有する者 (incumbrancer) に対してのみ推定通知 (constructive notice) となる。通知の提出後、不動産譲渡又は第三者の権利が行使され、又はこれが記録された者は、手続の当該者と同じ限度まで、通知後行なわれたすべての手続によって拘束される。ただし、この規定は、適当な手続における陪審が、十分な証拠に基づいて、それ以前無能力と申し立てられた者が執行した不

動産譲渡又は第三者の権利を一応無効にするため、当該不動産譲渡又は第三者の権利に優先する評決を下すことを妨げるものではない。

第 6 章

精神薄弱者及び精神薄弱者施設に関する特別の規定

- 第 120 条 精神薄弱者のための州立施設
- 第 121 条 入所手続
- 第 122 条 任意入所 (voluntary admission)
- 第 123 条 1 人の医師又は 1 人の心理学者の証明に基づく入所
- 第 124 条 裁判所の証明に基づく入所
- 第 125 条 手続の再審
- 第 126 条 証明の費用
- 第 127 条 コロニー
- 第 128 条 精神薄弱者の保護及び扶助の責任
- 第 129 条 補佐人その他の者が精神薄弱者を保護する義務
- 第 131 条 精神薄弱者の保護及び医療の調査
- 第 132 条 仮退所 (Convalescent status)
- 第 133 条 施設患者の退所及び経費の支払
- 第 134 条 退所又は仮退所 (convalescent status) を認められた精神薄弱者に対する衣服及び金銭
- 第 134-a 条 特定の危険な精神薄弱者を精薄非行者 (defective delinquents) 施設に証明するための手続
- 第 136 条 のこ章の適用

第 120 条 精神薄弱者のための州立施設

1. 下記のとおり州立学校を置き、これを州の精神薄弱者の保護、医療、訓練及び教育のための法人とする。ただし、当該学校の入所、保護、医療、訓練及び教育については、精神薄弱者でその者の資力又はその者の扶養義務者が、公認の私立施設におけるその者の保護、医療、訓練及び教育に対する支払能力を十分有しないものに対して優先権を与える。

1. Letchworth 村
2. Newark 州立学校
3. Rome 州立学校
4. Suffolk 州立学校
5. Syracuse 州立学校
6. Wassaic 州立学校
7. West Seneca 州立学校

8. Willowbrook 州立学校

局の州立学校における保護、医療、訓練及び教育は、この州の居住者に限られる。ただし、居所が決定できない者、又は居住権を有する州若しくは国に退去させるまで人道上の理由のために収容した者の場合を除く。

Syracuse 州立学校の施設は、できる限り、教育を受けることができる学令期 (school age) の児童の保護、訓練及び管理に限らなければならない。

局は、局長が決定する日に、Syracuse 市内に所在する Syracuse 州立学校の施設の使用を中止することができる。Fairmont に所在する児童の保護、訓練及び管理のための現在の施設は、局長が決定する日に、精神病の児童の保護及び医療のための施設に転換し、局が要求するところに従って、継続し、拡張し、及び改善することができる。

局長は、局の精神薄弱者のための州立学校内の患者総数が、その収容定員をこえ、患者に給付すべき相当の保護及び医療を行なうことができない程度に至った時は、その学校への入所を延期することができる。

第 121 条 入 所 手 続

1. 精神薄弱であると申し立てられ又は証明され、かつ、施設医療の必要がある者で、刑法上の罪により監禁され (be confined on a criminal charge) ていないものは、次の各号の入所手続の一に従って、これを局長が指定した精神薄弱者のための局の州立施設に入所させて患者として収容留置し (be received and retained)、又は局長が指定した局の施設若しくは公認の私立施設に患者として収容留置するため裁判所の証明によってこれを局の所轄 (jurisdiction) に入れることができる。

- (a) 任意の申込によるもの
- (b) 1 人の医師又は 1 人の心理学者の証明書によるもの
- (c) 裁判所の証明によるもの

精神衛生局長は、入所手続に使用する様式を定めて配付しなければならない。この様式による場合に限り入所させるものとする。精神薄弱者は、次項以下に定める場合に限り、州立学校、裁判所の証明による局の所轄、局長の指定する局の精神薄弱者施設若しくは正式に認可された精神薄弱者施設にこれを入れ、又はこれを親族若しくは補佐人の保護及び拘束に委ねるものとする。

2. 鑑定医又は公認心理士は、入所を申請する者若しくは精神薄弱であると申し立てられた者の親族若しくは補佐人、又はその者を入所せよとする施設の経営者、理事、監察委員、施設の長、所有者、役員、株主 (storekholder)、若しくは当該施設と直接、間接に特別な利害関係を有する者、又は当該施設の住込医師 (resident physician) 若しくは住込の心理学者 (resident psychologist) であってはならない。前記の規定にかかわらず、局の施設の長又は幹部職員 (staff) の医師若しくは心理学者で入所を申請する者又は精神薄弱であると

申し立てられた者の親族でないものは、当該精神薄弱者であると申し立てられた者をその者が施設の長、又は幹部職員の医師若しくは心理学者となっている施設に入所させるため、それぞれ、鑑定医又は公認心理士となることができる。

3. 第123条又は第124条に規定する証明書は、その者が精神薄弱である旨を示し、かつ、命令付与の日を含めて直前6ヶ月以内、命令を必要としないときは入所の日を含めて直前6ヶ月以内に、精神薄弱であると申し立てられた者について行なわれた鑑定に基づいたものでなければならない。証明書の日付は、最後の当該鑑定の日としなければならない。鑑定が、2人の鑑定医によって行なわれ、かつ、個別に行なわれたときは、6ヶ月の期間は、最初の診察の日から数える。すべての証明書には、鑑定者の鑑定の根拠となった事実(facts)及び状況(circumstances)を含め、かつ、鑑定を受けた者が施設の保護及び医療を必要とする状態であることを明らかにしなければならない。

第 122 条 任 意 入 所

Napanochの男子精薄非行者施設及びAlbion州立訓練所を除く精神薄弱者の保護及び医療のための局の州立学校若しくは施設又は公認の私立施設の長又は管理者は、局長の定める規程及び規則に基づき、保護及び医療に適した者で局長の定める様式によって自発的に書面による入所申込を行なうものを患者としてこれに収容留置することができる。その者が18才未満であるときは、前記の書面による申込は、その両親若しくは法定後見人(legal guardian)又は近親者(next of kin)が行なう。学校又は施設の長は、その裁量によって、当該保護及び医療のため60日をこえない期間、及びその後その者から当該学校又は施設を退所する意志(intention)又は希望(desire)につき書面による通知を受け取ってから15日後までは抑留する(be detained)することができる。その者が18才未満であるときは、入所申込を行なった者の前記の意思又は希望を述べた書面による通知を受け取ってから15日までとする。施設の長又は管理に当たる医師は、当該任意契約による患者の入所後10日以内に、この法律の第21条並びに今後定められる規程及び規則の規定に従って、当該患者の記録を局の事務所に送付しなければならない。

局は、当該事例を調査して、上記の如く入所させた者が任意患者として引続き抑留するのに適しているか否かを決定する義務があり、当該施設の長又は管理に当たる医師は、直ちに、証明又は退院についての決定に従わなければならない。

第 123 条 1人の医師又は1人の心理学者の証明書による入所

Napanochの男子精薄非行者の施設及びAlbion州立訓練所(State Training School)を除く、精神薄弱者の保護及び医療のための局の州立学校若しくは施設又は公認の私立施設の長又は管理に当たる医師は、局長の定める様式により、かつ、入所の日以前6箇月以内の日付で鑑定医又は公認心理士が作成した証明書を添付して第124条の定めるところにより行なわれた申請に基づき、保護及び医療に適した者で入所に反対しないものを患者としてこれに収容留置す

ることができる。前記の者は、施設の長の裁量によって、当該保護及び医療のため60日間、及びその日その者又はその代理の者から当該学校又は施設を退所する意思又は希望について書面による通知を受け取ってから15日後までこれを抑留する (be detained) ことができる。当該施設の長又は管理に当たる医師は、更に抑留の必要があると認めるときは、命令を求める申請の通知に関して第124条第3項に定めることにより、当該申請について正式の通知を行ない又はこれを省略した後、記録裁判所の判事にその旨証明しなければならない。当該判事は、直ちに、その裁量によって、その者を保護し拘束 (custody) 及び医療のための前記施設に証明する命令を発することができる。

第124条 裁判所の証明による入所

1. 精神薄弱であると申し立てられた者で刑法上の罪によって監禁されていないものは、精神薄弱と申し立てられた者が居住し又はいるかもしれない市若しくは郡の記録裁判所若しくは児童裁判所の判事 (judge) 又は管轄区域の最高裁判所の最高裁判所判事 (justice) が行なった命令、若しくは2人の鑑定医若しくは1人の鑑定医及び1人の公認心理士が作成し入所の申請書 (petition) を添付した証明書に基づき、又は本条の定めるところにより前記の証明書及び申請書に基づき、かつ、審判 (hearing) の前に、これを精神薄弱者の拘束及び医療のための公認の私立施設に証明して監禁することができる。前記の者は、同様の方法で、これを局の所轄に証明し、局長が指定した局の施設に患者として収容留置することができる。

2. 精神薄弱と申し立てられた者と同じ若しくは同一家屋にいるかもしれない者、その者の父、母、夫、妻、兄弟、姉妹若しくは子、有効な最も近い親族若しくは友人、その者の補佐人、又はその者がいるかも知れない著名な慈善団体若しくは施設の役員、市若しくは郡公共福祉区の福祉局長、若しくは市の奉仕官、及びニューヨーク市においては病院局長は、精神薄弱と申し立てる根拠及び命令を申請する理由となった事実についての陳述を含めた申請書を提出することによって、精神薄弱と申し立てられた者は、保護及び医療の必要がある旨を証明する命令を申請することができる。当該申請書には、第121条に規定する鑑定医又は鑑定医及び公認心理士の証明書を添付するものとする。

3. 以下に定める場合を除き、前項の申請についての通知は、当該申請を行なう少なくとも1日前に、精神薄弱であると申し立てられた者に交付送達 (be served personally) するものとする。上記の規定にかかわらず、申請を受けた判事は、手続の書類に含まれている陳述又は尋問から、精神薄弱と申し立てられた者に通知を交付送達することはその者に有害無益である (be ineffective or detrimental) と確信を得たときは、その裁量で、これを省略することができる。鑑定医又は鑑定医及び公認心理士が精神薄弱と申し立てられた者に対する交付送達は、その者に有害である旨の意見を書面で述べたときは、これを省略しなければならない。ただし、精神薄弱と申し立てられた者に対する交付送達の有無にかかわらず、前記の通知は、(a) 精神薄弱者の申し立てられた者が18才未満の未成年者である場合において、当該

精神薄弱者と申し立てられた者の両親が生きておりその1人が申請を行なったときは、これを他の1人に交付送達又はその最後に分っている住所あてに郵便送達し (be served by mail), (b) 父, 母, 夫, 妻その他最も近い親族以外の者が申請を行なった場合において, 当該精神薄弱と申し立てられた者の父及び母の双方, 夫, 妻又は最も近い親族が州内にいることが分っているときは, その者, 分っていないときは, 当該精神薄弱と申し立てられた者と同居し若しくは同一家屋にいるかも知れない者, 又はこれがないときは, 当該精神薄弱と申し立てられた者の友人に送達し, 当該者がないときは, 書面による当該送達は, 省略する。

4. 精神薄弱と申し立てられた者のための審判の申請が行なわれない場合において, 精神薄弱者と申し立てられた者が保護及び医療を必要とすると確信したときは, 判事は, 直ちに, その者の観察 (observation) 及び医療のために, 60日をこえない期間, 精神薄弱者の保護のための局長が指定した局の施設又は公認の私立施設に患者として収容留置するためその者を局の所轄に入れることを命ずる命令を発することができる。ただし, その者が害をなさず, かつ, その親族又は補佐人が, 施設以外の特定の場所において, その者を適当に保護する意思及び能力を有していることが明らかなきときは, 判事は, その書面による同意を得て, その者を当該親族又は当該保佐人の保護及び拘束のもとに置くことを命令することができる。当該判事は, その裁量によって, 申請書及び診察の証明書のほかには他の証拠を要求することができる。女性は, その父, 兄弟又は息子が付添う場合のほか, 婦人の付添えなしでこれを施設に連れて行ってはならない。

5. 判事は, 当該精神薄弱と申し立てられた者のために親族又は近友の請求があったときは, 当該命令の日から5日以内に当該判事の前で当該申請の審判を命ずる命令を発しなければならない。判事は, 職権によって (upon his own motion) 前記の命令書を発給することができる。前記の命令書は, 申請に利害関係がある当事者及び判事がその裁量によって指定するその他の者に送達するものとする。判事は, 当日又は手続が正式に延期されたときはその延期された日に, 当事者の行なう証言を審理し, 適当と認めるときは, 裁判所の内外において, 精神薄弱と申し立てられた者を鑑定し, 当該観察及び医療の要否について書面による決定を下さなければならない。判事は, その者が観察及び医療を受ける必要があると決定したときは, 直ちに, 精神病弱者の保護及び医療のための局長が指定した施設に患者を入れることを命じた命令を発し又は本条に定めるところによりその他の命令を行なわなければならない。当該判事は, 申請を審理することができないときは, 審判を命ずる命令書の中で仲裁人を指定することができる。当該仲裁人は, 証言を審理し, 直ちに, その意見を付して, これを当該判事に報告しなければならない。判事は, 当該報告を納得したときは, そこで決定を下さなければならない。当該判事は, 精神薄弱と申し立てられた者は観察及び医療を受ける必要がある旨を証明する命令を出すことを拒否したときは, 証明書に書面による拒否の理由を述べ, これに署名しなければならない。

6. 申請者 (applicant) の申請書, 鑑定医若しくは鑑定医及び公認心理士の証明書, 本条

に定めるところにより審理続行が命じられたときはその命令書、判事若しくは仲裁人の決定書 (decision)、及び証明の命令書は、患者の入所の際精神薄弱者が証明された先の施設の長又は管理者に提出するものとする。精神薄弱者が公認の私立施設に証明されたときは、当該公認の私立施設の長又は管理者は、逐語的謄本 (verbatim copies)を局の事務所に整理保管のため送付し、州立又は公認の私立施設の長又は管理者は、当該謄本を、精神薄弱者の居住する郡の書記の事務所に整理保管のため送付しなければならない。ただし、判事は、前記により郡の書記の事務所に整理保管されたすべての当該書類を封印し、かつ、裁判所の命令があったとき、手続の当事者又は当然利害関係を有する者に限り閲覧させるよう命令しなければならない。本条の条件によって、精神薄弱者の保護及び拘束を委ねられた親族又は保佐人は、直ちに、申請書、証明書及び命令書を、当該命令が行なわれた郡の書記の事務所に提出し、認証謄本を入手して保管しなければならない。

7. 本条の定めるところにより入所させた日から60日を経過する前においては、患者が観察及び治療のため入れられた施設の長又はその指定した医官は、当該患者が引き続き保護及び医療の必要があると分ったときは、その所見並びに当該患者の継続保護及び医療の必要を述べた証明書を郡の書記の事務所に提出することができる。当該証明者が提出されたときは、これより先に判事が行なった命令は、最終命令となり、当該患者は、その後、この法律の規定によって退所するまで、当該施設又は移送されるかも知れない他の施設に残らなければならない。

8. 精神薄弱者の保護及び医療のための施設の長又は管理者は、提出を求められた書類が本条の規定に合致しないとき、若しくはその者がこの法律にいう精神薄弱者ではないと判定したときは、当該命令に基づく何人をも収容することを拒否し、又は前記の者が収容されたときは、これを退所させることができる。精神薄弱者ではないとして入所を拒否し、又は退所させたときは、この後、申請書に署名した者又は命令を行なった裁判官に対して、通知を送らなければならない。当該命令の日を含めて6ヶ月を経過した後は、その命令に基づいて何人をも当該施設に入れることはできない。

第 125 条 手続の再審 (review)

この章に基づいて、施設に証明された者又はその代理の親族若しくは友人は、その者を証明した判事又は最高裁判所判事の最終命令に不服であるときは、当該命令が行なわれてから30日以内に、当該証明を行なった最高裁判所判事以外の最高裁判所の最高裁判所判事に対する申請書によってすでに行なわれた手続又は当該証明書について再審を得ることができる。最高裁判所判事は、精神病患者の補佐人を選任するに当たって人の能力について生じた事実の争点 (question) を陪審 (jury) が審判する場合の手続に準じて陪審を招集し、当該手続に定める方式に準じてそのように証明された者の精神薄弱の争点を審判しなければならない。続審 (rehearing) 及び再審に対する前記の申立を、そのように証明された者、又はその者の父、母、夫、妻若し

くは子、又は当該証明の際、その者と同居していた者若しくは当該続審若しくは再審が行なわれる前に同居を常としていた者以外の者が行なう場合においては申請書は、当該続審又は再審が行なわれる前に、最高裁判所判事の承認する供託を行ない (make a deposit) 又は保証を立て (give a bond) なければならない。これは、証明の命令が認められたときに、前記の如き陪審による精神薄弱の争点 (question) についての続審、再審及び決定の費用及び経費の支払にあてて。判事は、陪審員がその者は精神薄弱ではないと評決したときは、直ちに、これを退所させ、陪審員がその者は精神薄弱者であると評決したときは、その事実を証明し、原審理の場合に準じて、再証明の命令を行なわなければならない。当該命令書は、当該精神薄弱者の再証明の際、精神薄弱者が証明された先の施設の長又は管理者にこれを提出し、そこに整理保管しその謄本は、当該施設の長又は管理者が局に送付し、局の事務所に整理保管するものとする。命令に基づく手続は、その控訴の係属中 (pending an appeal) 停止されることはない。ただし、必要と認められる精神薄弱者と申し立てられた者の一時的保護又は監禁 (confinement) についての条項を付して、最高裁判所判事の命令によって、通知が行なわれ、かつ、審理の後行なわれる場合を除く。放置しておくときは (if at large) 自身又は他人に危険であることが立証された精神薄弱者の証明の命令を求める申立を認めることを拒否した場合においては、判事は、当該拒否の理由を書面で述べなければならない。これによって権利を害された者は、何人でも、証明の命令に対する場合に準じて、精神薄弱の争点についての続審及び再審並びに決定を得ることができる。

第 126 条 証明の費用

この法律によって人の精神薄弱についての争点を決定する際に生じた必要な費用 (証明を命令した判事又は最高裁判所判事が呼んだ鑑定医若しくは公認心理士又は医学上の証人に対し当該判事が認めた手数料その他の必要経費を含む。) 及びその者の州立学校入所を保障する際に生じた必要な経費、並びに局長が採択した規程及び規則に従ってその者に対して適当な衣服並びに適当な医療保護及び看護 (medical care and nursing) を給付するための経費は、郡又は郡内の町若しくは市が証明を得たときは、当該郡の負担とする。ただし、2郡以上にまたがる市の場合においては、当該市の負担とする。2郡以上にまたがる市においては、その者の精神薄弱についての争点を決定するため当該市の裁判所の判事が任命し又は呼んだ鑑定人及び医学上の証人の手数料でそれまでに支払われていなかったものは、すべて、まず第一に鑑定医若しくは公認心理士を指定した判事若しくは最高裁判所判事又は当該市の会計検査官のいずれかの監査承認を受けづことができ、会計検査官の支払命令に基づいて、当該市の出納役が裁判所の基金から支払い、当該市内の適当な郡に請求するものとする。被証明者又はその扶養義務者が、十分能力を有するときは、郡又は二郡以上にまたがる市が支払ったその者の精神薄弱を決定して証明を確保するための手続の費用及び経費は、その者の財産又はその扶養義務者から、郡又は市が回収することができる。これはその者の財産について請求し、又はこれを扶養義務者が

支払わなければならない。

第 127 条 コロニー

1. 精神薄弱者のための州立施設の長が、当該施設の外にその患者達のグループの集落をつくって住ませた (colonization) 方が、患者及び州立施設の双方の利益によりよく役立つような性質の患者達のグループが当該施設内にいると判断した場合において、当該コロニーが、個人の財産を損ない、又は公共の福祉を害することなく建設できるときには、局長は、これらの事実注目し、これを是認したときは、施設の長にこのようなコロニーを建設することを認可することがづきる。施設の長は、当該コロニーの運営費、その収支、患者の賃金その他患者に直接支払った報酬、及び当該コロニーのすべての会計取引について厳密な経理を行なわせなければならない。当該会計は、州の会計検査官が定め又は承認する方法で行なうべきである。州以外の財源から患者に直接支払った報酬以外に各コロニーが受け取った金は、すべて、毎月5日以前に、州の州立施設の出納役に払い込み、出納役は、これをその日までに州の出納役に払い込まなければならない。出納役は、毎月15日までに、州の会計監査官が定め又は承認する様式によって、各コロニーのすべての収支についての証拠によって証明した詳細な計算書を提出しなければならない。各コロニーの患者は賃金所得その他の直接報酬は、施設の代理出納役に払い込み、代理出納役は、普通資金の形でこの経理を行ない、領収した金を、少なくとも毎週、税務財政局長及び州の会計監査官が指定する銀行に、当該資金の受託者としてのその名儀により、利子付きの預金として預けなければならない。当該代理出納役は、当該コロニーの各患者のすべての所得について厳密な経理を行なわなければならない。局長は、当該所得の処分に関して、並びに維持補償として州に支払うものがあればその割合、及び当該賃金若しくは報酬を受ける患者に支払い又は当該患者の使用若しくは利益のために取っておくものがあればその割合、及び患者が属している施設若しくはコロニーの患者の共通の利益のために使用できるものがあればその割合に関して、必要に応じて規準を作らなければならない。受け取るべき所得の差額を有する患者が施設を退所したときは、施設の長は、当該差額を、直ちに、当該患者若しくはその後見人に支払うか、又は当該差額若しくはその一部をその患者若しくはその後見人に支払うことが最も本人の利益に役立つと施設の長が判断し、かつ、局長が承認するときまで、代理出納役 (deputy treasurer) が信託財産として保管しておくかのいずれかを決定しなければならない。すべへの当該コロニーは、局長及び局からのその代理者の検査のため公開され、当該コロニーの会計経理及び用度に関する限り、州の会計検査官及びその事務所又は精神衛生局の代神者の検査に対して公開されなければならない。施設の長は、局長が要求するだけ頻繁かつ十分に、局長が命令するような施設に関係したコロニーに関する事実を、局長に報告しなければならない。施設の長は、局長の指示に基づいて、当該コロニーを建設し、又はこれを廃止するものとする。

2. 局は、1908年法律第467号によって創始された婦人のための州立農場 (state farm

for women) を経営管理する。当該農場は、局長が必要に応じて指定するところにより、精神薄弱、てんかん又は精神病のための州立施設コロニーとしてこれを使用する。局長は、いつでも局の事務所に命令を整理保管し、その謄本を会計検査官の事務所に提出することにより、その対象及び目的を表現する当該農場の名称を採用し又はそのような名称に変えることができる。

第 128 条 精神薄弱者の保護及び扶助の責任

精神薄弱者の父、母、夫、妻及び子が十分な能力を有するときは、これらの者、並びにその者の財産がそのため十分あるときは、その者の身体及び財産の補佐人若しくは後見人が、その者に相応な保護及び扶養を与えるようにしてやらなければならない。このような精神薄弱者は精神病者を州立病院に証明するため第80条に定めるところによる条件及び方法に従って、状況によりこれを州立学校に証明することができる。手続、官吏の義務、費用及び請求に関する同条の規定は、精神薄弱者を州立学校に証明して移管する際にこれを準用する。

第 129 条 補佐人その他の者が精神薄弱者を保護する義務

精神薄弱者が自身を養うに十分な資力を有しているか、又はその父、母、夫、妻若しくは子はその者を扶養するに十分な能力があり、かつ、その者の精神薄弱が自身の身体又は他人の身体及び財産を危うくする程度である時は、その身体及び財産の補佐人、又は当該父、母、夫、妻若しくは子は、その者の監禁 (confinement) に適した場所を準備しその者が監禁されている市若しくは郡の公的福祉区の局長が承認するような方法で、かつ、局長の規則に従って、その者をそこで扶養しなければならない。精神薄弱者の補佐人、後見人又は親族が、この法律の要求するところによりその者を監禁することを拒否し又は怠ったときは、本条に例示した官吏は、当該精神薄弱者が居住し又は発見された市若しくは郡の記録裁判所の判事又は管轄区域の最高裁判所の判事に申し立て又は申立を行なわせなければならない。これを受けた判事は、適当な証拠に基づいてその者は危険であり、かつ、保護が不適當であるか又は放置されていると確信したときは、例示した官吏の 1 人又は複数に命令を出し、その者を逮捕して相当快適で安全な特定の場所に監禁することを命令しなければならない。その者を逮捕する当該官吏は、刑事訴訟手続 (criminal proceedings) の逮捕令状 (warrant) を執行する保安官のすべての権能を保有する。あらかじめ証明の命令が与えられていないときは、当該官吏は、直ちに、この法律の与えた権限により、精神薄弱の保護、拘束及び医療のための適当な施設にその者を証明する適当な命令を求める申請 (application) を行ない又は行なわせなければならない。当該命令が与えられたときは、当該官吏は、その者を当該施設に移送するに必要な法的措置をとらなければならない。当該移送を待つ間、市又は郡公共福祉区 (public welfare district) の部長は、当該精神薄弱者が相応な場所において保護され、かつ、適当な保護及び看護を受けられるように取り計らわなければならない。

第 131 条 精神薄弱者の保護及び医療の調査

局長は、精神薄弱であると申立てられ又は決定された者が、不当にその自由を奪われ、又は残酷 (cruelly)、なげやり (negligently) 若しくは不当 (improperly) な取扱を受けており、又はすぐれた医療、適当な監督及び安全保持に対する規定が不相当であると信ずべき理由がある時には、事実を確かめ、又は局による事実調査を命ずることができる。このために、局長又は局の権限ある代理者は、精神病に関して第86条に定める権能を有するものとし、これを行することができる。同条の規定は、すべて、精神病に関する調査の際と同様、当該質問及び調査又はその補助、公務員の義務、人及び施設に適用される。前記の場合においては、同条の「精神病患者」及び「精神病患者のための施設」は、「精神薄弱者」及び「精神薄弱者のための施設」と読み替えるものとする。

第 132 条 仮退所 (Community status)

施設の長又は管理者は、局長の定める規則に従って患者に仮退所を認めることができる。施設の長又は管理者は、精神薄弱者施設の患者に当該仮退所期間中施設を離れて両親、親族、法的後見人その他の保護下に留まることを許可することができる。患者が、仮退所期間中、以前患者の扶養義務者でなかった者に委ねられた (be entrusted) 場合において、精神薄弱者が児童であるときは、その者は、雇用主 (employer) を除き、精神薄弱者の両親と同じ宗教を信仰する (same religious faith) ものでなければならない。仮退所期間中いつでも、施設の長若しくは管理者又は局長が仮退所を終らせるべきであると確定する証拠があるときは、当該患者を施設に戻さなければならない。当該仮退所期間中その者を委ねられた者は、施設の長又は管理者が要求する回数だけ及び要求されるだけ十分に、かつ、局長が定めるべき諸規則に従って、患者の身体的、道徳的及び精神状態について、直接又は文書で施設の長及び管理者に報告しなければならない。要求に基づいてこのように報告することを怠ったときは、患者を施設に戻ることができる。患者は、施設の代理者に面会させなければならない。患者に仮退所を認めた施設は、当該仮退所期間中その者を扶養する責任を負わない。当該責任は、両親、法定後見人、補佐人又は当該仮退所期間中患者の保護を委託された者その他の扶養義務者にゆだねるものとする。入所当時その者が居住していた町、市又は郡の公共福祉官は、社会福祉法の規定による要扶助保護者 (person in need of relief and care) の場合に準じて、患者で仮退所期間中生活を維持することのできないものに対して扶助及び保護を給付する責任を有する。

第 133 条 施設患者の退所及び経費の支払

1. 精神薄弱者施設からの患者の退所

施設の長は、精神衛生局長の定める規程に従って精神薄弱者施設から患者を退所させることができる。施設の長は、当該退所の事実を、その理由並びに患者の身体的、精神的及び道徳的状态についての陳述書とともに局に報告しなければならない。施設の長は、患者を当該

施設から退所させる時、これを送ってきた市又は郡の公共福祉区に戻すことができ、当該公共福祉局長は、当該送還について実際に要した妥当な経費を監査して支払わなければならない。町、郡又は人が当該患者の扶助について法的義務があるときは、当該経費は、当該公共福祉局長が、適当な市又は郡の名における訴訟によってこれを回収することができる。当該官吏が要求に基づいて当該経費を支払うことを怠り又はこぼんだときは、施設の代理出納役がこれを支払って当該金額を郡又は市の公共福祉区に請求することができる。当該郡又は市の公共福祉区に管轄権を有する財務官 (fiscal officer) は、他に指定されていない手許の資金から30日後に利子をつけてこれを支払わなければならない。監理委員会 (supervisors) は、郡の他の請求と同様に当該支払金額を徴収しなければならない。

施設の長が要求に基づいて精神薄弱患者の退所を証明することを望まず、その理由を書面で証明したときは、施設が所在する管轄区域の記録裁判所の判事は、当該証明書に基づき施設の長に審理の機会を与えた上、判事に提出されたその他の証拠に基づいて、患者の素行及び扶養に関し判事が要求するような保障が州の人民に与えられるときは、命令によって当該患者の退所を命ずることができる。証明書及び証拠並びにこれに基づいて与えられた命令書は、学校が所在する郡の書記の事務所に提出し、命令書の認証謄本は、患者を退所させた学校に整理保管するものとする。

2. 公認の私立施設からの患者の退所

精神薄弱者のための公認の私立施設の管理者は、局に書面による証明書を提出した上、回復した患者、若しくは回復はしていないが退所させても公共の福祉に害を及ぼし (detrimental) 又は自身を傷ける (injurious) おそれがない者を退所させることができる。当該施設の管理者は、局長の承認を前提として、患者の退所が公共の福祉に害を及ぼし又は患者を傷つけるおそれがあると認めるときは、当該患者の退所を拒否することができる。当該患者の補佐人又は親族がその保護及び医療を適当に給付することを拒否したときは、当該施設の管理者は、患者を州立精神薄弱者施設に移送することを局長に申請することができる。ただし、移送しようとする患者が移送予定先の州立精神薄弱者施設が所在する地区の正規の居住者でなければならない。

第 134 条 退所又は仮退所 (community status) を認められた精神薄弱者に対する衣服及び金銭

精神薄弱者のための州立学校から退所又は仮退所させる患者には、州立病院の患者に関し第 88 条に定める限度まで同条に定める方法によって衣服及び金銭を支給しなければならない。

第 135 条 特定の危険な精神薄弱者を矯正局管轄下の精薄非行者施設 (Institutions for defective delinquents) に証明するための手続

1. 州立学校の長は、局長の命令により、精神薄弱者として当該学校に正式に入所させた

者又は学校の患者が正気の者が犯せば殺人罪 (homicide) 若しくは重罪の暴行罪 (felonious assault) を構成する行為を犯し若しくは犯すおそれがあること又は非常に危険な精神薄弱若しくは精神病であるためその者が当該学校にいたることが学校の他の患者、学校の職員若しくは地域社会の安全に危険であることを確認したときは、直ちに、当該州立学校に關係のある医師以外の2人の鑑定医にその者の鑑定を行なわせるため、当該州立学校の所在する郡の記録裁判所の判事又は当該郡の所在する管轄区域の最高裁判所の最高裁判所判事に申請を行なわなければならない。前記の医師は、申請を受けた判事が指定する。当該医師は、直接診察を行なった後、その者は正気の者が犯せば殺人罪若しくは重罪の暴行罪を構成する行為を犯し若しくは犯すおそれがあること又は非常に危険な精神薄弱であるためその者が当該学校にいたることが学校の他の患者、学校の職員若しくは地域社会の安全に危険であることを確信したときは、その旨の証明書を作成しなければならない。

2. 前項により鑑定医の証明書が作成されたときは、これを施設の長その他管理に当たる官吏に交付し、施設の長その他管理に当たる官吏は、直ちに、当該患者を矯正局の管轄下の適当な州立施設に証明する命令を申請するため、当該証明書を添付して、記録裁判所の判事に申請書を提出しなければならない。当該証明命令を求める申請の書面による通知は、申請書の謄本と共に少なくとも3日前に、これを危険な精神薄弱と申し立てられた者に交付送達し、更に、当該通知及び申請書の謄本を、当該危険な精神薄弱と申し立てられた者の妻、夫、父若しくは母、又はその他の親族が州内にいることが分っているときは当該親族、分っていないときは当該危険な精神薄弱と申し立てられた者の州内の既知の友人に対して送達しなければならない。州内に当該既知の親族又は友人がないときは、当該通知の送達はこれを省略するが (be dispensed with)、この場合においては、証明を求める申請書に当該危険な精神薄弱と申し立てられた者の親族又は友人に対する当該通知の送達が省略された理由を証明し、証明の命令には当該危険な精神薄弱と申し立てられた者の親族又は友人に対する当該通知の送達が省略された理由を説明しなければならない。

3. 危険な精神薄弱と申し立てられた者の証明を求める前項の申請を受けた判事は、その者のために審判の請求が行なわれないときは、前項の通知の返信日 (return date) に、直ちに、その者の危険な精神薄弱又は危険な精神病についての争点を決定するための手続を進め、その者が危険な精神薄弱又は危険な精神病であるとの確信を得たときは、その者を矯正局管轄の適当な施設に証明する命令を即時発することができる。

4. 判事は、当該危険な精神薄弱と申し立てられた者のために親族又は友人の審判の請求 (demand for hearing) があつたときは、当該命令の日から10日以内に当該判事の前で当該申請の審判を命ずる命令を発しなければならない。判事は、職権によって前記の命令を発することができる。前記の命令書は、申請に利害關係がある当事者その他判事がその裁量によって指定する者に送達しなければならない。当該訴訟手続においては、弁護士が危険な精神薄弱について調査を受ける本人の代理人になることができる。判事は、当日又は手続が正式

に延期されたときはその延期された日に、当事者の行なう証言を審理し、適当と認めるときは、裁判所の内外において危険な精神薄弱と申し立てられた者を鑑定し、その者の危険な精神薄弱について書面による決定を下さなければならない。当該判事は、申請を審理することができないときは、審判を命ずる命令書の中で仲裁人を指名することができる。当該仲裁人は、証言を審理し、直ちに、その意見を付してこれを当該判事に報告しなければならない。判事は、当該報告を納得したときは、そこで決定を下さなければならない。判事は、その者が危険な精神病であると決定したときは、直ちに、その者を、矯正局管轄の適当な施設に証明する命令を発しなければならない。当該施設の長その他管理に当たる官吏は、そこでその者を矯正局管轄の当該施設の長又は管理に当たる官吏に引き渡すようにしなければならない。その者は、これを当該施設に収容し、もはや安全に対する危険がなくなるまで留置しなければならない。危険でなくなったときは、矯正法の定めるところによりこれを釈放し、又は局長の命令によってこれを局の州立学校に移送することができる。当該施設の長又は管理者は、その者を引き渡す前にその者の身体を清潔にするように取り計らわなければならない。当該判事が証明の命令を出すことに拒否したときは、当該拒否の理由を書面で証明しなければならない。

5. 本条に基づく矯正局管轄の適当な州立施設への証明は、いずれの裁判所においてもこれを当該証明された者が犯罪を犯した証拠として認め若しくは受け取り、又はこれを犯罪に対する刑罰の証明と認め若しくは考慮してはならない。

6. 本条によってその者の危険な精神状態を決定する際に生じた必要な費用（鑑定医の手数料、医学上の証人の手数料その他判事が認める必要経費を含む。）は、その者が最初に証明された郡の負担とする。ただし、ニューヨーク市においては、判事は、会計検査官が当該費用を監査して裁判所の基金から支払い、市内の適当な郡に請求することができるものとする。

7. 判事は、当該手続の係属中に、申請者並びに上記の者が監禁されている施設の長その他管理に当たる官吏が当該施設においてはその者を適当に保護することができない旨及びその者を矯正局の適当な州立施設に証明することができる。

8. 本条に定める通知は、危険な精神薄弱と申し立てられた者以外の者で送達を要求されているものには書留郵便で送達する (be served registered mail) ことができる。

第 136 条 この章の適用

この章の規定は、第134 - a条の規定を除き、Napanochの精薄非行者施設若しくはAlbion州立訓練所、及び、定めのある場合を除き、これへの拘置 (commitments) 又はこれからの退院、移送若しくは仮釈放には適用しない。

註：第134 - a条は1963年の法律によって、第135条となった。

第 6 一 A 章

精神衛生に関する各州間の協力

- 第 141 条 協約の制定
- 第 142 条 協約執行官 (compact administrator)
- 第 143 条 補足協定
- 第 144 条 財政負担の支払
- 第 145 条 協約の伝達

第 141 条 協約の制定

精神衛生に関する各州間協約を、これに正式に加盟した他の州と共に、この州においてここに法律として次のとおり制定する。

精神衛生に関する各州間の協約

締約州 (contracting states) は、厳粛に次のことを協定する。

第 I 条

当事州 (party states) は、精神病及び精神薄弱の適切かつ迅速な治療を、患者、その家族及び全体社会の利益となるよう、協同作業によって促進することができることを認める。更に、当事州は、当該保護及び医療を給付する必要性並びにこれに対する希望が患者の居所又は市民権と第一義的關係を持つものではなく、これと反対に、社域社会の安全及び博愛主義を支配する要因がこれを必要とするすべての者が施設及び役務を利用できることを要求するものであることを認める。従って、患者の福祉の恒久的重要性を認める体系のもとに精神病及び精神薄弱の施設への収容その他適切な保護及び医療に対する必要な法的根拠を与えること並びに当該福祉の見地から当事州の責任を確立することが、この協約の目的である。

第 II 条

この協約における用語の定義。

(a) 「送り出し州 (Sending state)」とは、協約の規定に従って患者が輸送され、又は輸送される予定の出発地の当事州をいう。

(b) 「受け入れ州 (Receiving state)」とは、協約に従って患者が輸送され、又は輸送される予定の到着地の当事州をいう。

(c) 「施設 (Institution)」とは、精神病又は精神薄弱の保護及び医療のため当事州又は州の内部部局が維持する病院その他の施設をいう。

(d) 「患者 (Patient)」とは、この協約の規定に基づく施設への収容その他の保護、医療若しくは管理に付すべき者又はこれを受ける資格ありと送り出し州の法律によって判定

された者をいう。

(e) 「後保護 (Aftercare)」とは、この協約に定めるところにより仮退院 (Convalescent status) 又は条件付退院の患者に給付される保護、医療及び役務をいう。

(f) 「精神病 (Mental illness)」とは、これにかかった者が、本人自身の福祉又は他人若しくは地域社会の福祉のために保護及び医療を必要とする程度の精神疾患 (mental disease) をいう。

(g) 「精神薄弱 (Mental deficiency)」とは、この障害を有する者が、本人及び身の廻りのことをすることができない程度であると適当な臨床当局者が認めた精神欠陥 (Mental deficiency) をいい、本条に定める精神病を含まない。

(h) 「州 (State)」とは、合衆国の州、準州 (territory) 又は領有地 (possession)、コロンビア地区及びプエル・トリコ連合州をいう。

第 III 条

(a) 当事州に物理的に存在する (physically present) 者が、精神病又は精神薄弱の理由によって施設への収容を必要とする時は、いつも、その者の居住、居留又は市民の資格如何にかかわらず、その州における施設において保護及び医療を受ける資格を有する。

(b) 本条第 (a) 項のこれに反する規定にかかわらず、患者は、移送によって当該患者の保護及び医療が促進され又は改善される旨指摘した臨床上の診断 (clinical determinations) に基づく要因があるときは、これを他の州に移送することができる。当該施設への収容は、保護及び医療の全期間又はその一部の期間とすることができる。本項に言及した要因には、患者の家族の所在、病気の性質及びその予想期間に対する正当な配慮と共に患者の完全な記録並びに適当と認めるその他の要因を含む。

(c) 送り出し州があらかじめ患者を送る旨の通知を行ない、患者についてのできる限りすべての医学的その他関連ある記録を送付し、受け入れ側が希望するときは、受け入れ州の有資格の医師その他の臨床当局者 (clinical authorities) に患者を診察する機会を与えないとき、及び受け入れ州が患者を受け入れることに同意しないときは、いずれの州も、本条第 (b) 項の規定に従って、いかなる患者をも受け入れる義務を負うことはいけなない。

(d) 受け入れ州の法律が患者の入院について優先順位の制度を定めている場合においては、この協約により各州間の患者は、その州の患者と同様の優先権を与えられ、その州の患者であったとしたら受けられると同じ順位で同じ時期にこれを受け入れなければならない。

(e) 本協約に基づいて、患者の施設への収容のための適当な場所に関する決定の審理及び患者のその後の移送は、患者の最善の利益となるようにこれを行なわなければならない。

第 IV 条

(a) 患者が物理的に存在する州の法律に基づいて、患者が後保後又は監督 (supervision)

を受ける旨決定した時は、いつでも、当該保護又は監督は、受け入れ州において与えなければならない。送り出し州における患者の保護及び医療に関する責任を有する医学的その他の適当な臨床当局者が、他の州において後保護が患者の最善の利益となり、かつ、公共安全を危うくしないと信ずべき理由を有するときは、受け入れ州における適当な当局者に対して、当該受け入れ州において患者に当該後保護を与えることが望ましいかを調査するよう要求するものとし、当該調査は、できるだけすみやかに行なわれなければならない。調査依頼には、患者の居住地及び患者収容予定先の管理者の身元についての完全な情報、患者の完全な病歴並びに関連性があるその他の書類を添付しなければならない。

(b) 送り出し州において患者の保護及び医療の責任を有する医学的その他適当な臨床当局者及び受け入れ州の適当な当局者が、それによって患者の最善の利益が図られ、かつ、公共安全がそれによって危うくされない旨を認めたときは、その患者は、受け入れ州において後保護又は監督を受けることができる。

(c) 本条の定義に基づく後保護中の患者の監督、処遇 (treating) 又は保護に当たって、受け入れ州は、類似の州の患者のために採用するものと同じ立入検査、診察、保護及び医療の若準を採用しなければならない。

第 V 条

危険又は危険の可能性のある患者が当事州の施設から脱走した時は、その州は、直ちに、その脱走者の敏速な逮捕を促進するよう合理的に計画された方法でその管轄権内外のすべての適当な当局者に脱走について通報しなければならない。当該危険な又は危険の可能性のある患者を逮捕し、これを同一人であると証明したときは、直ちに、法律に従って処置するまで発見した州に抑留しなければならない。

第 VI 条

本協約の当事州の正当に任命された官吏は、その権限が定められ、患者が証明されたときは、妨害を受けることなく、この協約に従って移動すべき患者をいずれもの当事州を通過して輸送することを許される。

第 VII 条

(a) 何人も、いかなる時点においても、これを二以上の施設の患者と認めてはならない。受け入れ州における施設への患者の移送の完了は、その者を受け入れ州の施設の患者とする効果を有する。

(b) 送り出し州は、本協約に基づく患者の移送及びこれに付随するすべての費用を支払わなければならない。ただし、二以上の当事州間の特別の協定により、その州の間で、費用について異なった分担を取り極めることができる。

(c) 本協約のいかなる規定も、費用の支払及びこれに対する責任に関し、当事州の政府の部局 (departments)、機関 (agencies)、及び官吏の間、又は当事州及びその内部部局 (subdivision) 間の内部関係を変え又はこれに影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(d) 本協約の何物も、当事州又はその内部部局がこの協約の規定に基づいて責任を有する費用に関して、当事州又はその内部部局がいかなる人、機関その他の実在物に対してその権利を主張することを妨げるものと解釈してはならない。

(e) この本協約の何物も、精神病若しくは精神薄弱の施設収容、保護若しくは医療に関して当事州及び非当事州間の互志協定又は当該協定に基づく法定の権限を無効にするものと解釈してはならない。

第 VIII 条

(a) この協約の何物も、患者の後見人の本人自身のための若しくはその者が勤める患者に関する権利、義務及び責任を奪い、減じ又はいかなる方法でもこれをそこなうものと解釈してはならない。ただし、患者を他の管轄権に移すことによって追加の若しくは代りの後見人を選任すること (supplemental or substitute appointment) が適当と思われるときは、受け入れ州において管轄権を有する裁判所が、当該追加の若しくは代りの選任を行なうことができ、前任の後見人を選任した裁判所は、新しい選任について正当に通知を受け、当該裁判所が法律によって要求する決算その他の行為が十分完了したときは、状況に応じて適当と認められる範囲まで前任後見人の権能及び義務を解除しなければならない。ただし、送り出し州に居留地を有する患者の場合においては、送り出し州において管轄権を有する裁判所が、その選任した後見人を解任するか、又はその権能及び責任を続けさせるか、いずれか適当と思われるようにする単独の裁量権 (sole discretion) を有する。受け入れ州の裁判所は、その裁量によって、追加若しくは代りの任命を行なう代りに送り出し州の後見人として前に勤めた者を確認又は再任することができる。

(b) 本条第 (a) 項にいう「後見人 (guardian)」には、いかなる方法でも指名された後見人、受託者 (trustee)、法定補佐人 (legal committee)、財産管理人その他の人又は機関で患者の身体及び財産のために行為をなし又はこれに対して責任を有するものを含む。

第 IX 条

(a) 第 V 条を除き、この協約のいかなる条項も、宣告を受けて刑罰若しくは矯正の施設 (penal or correctional institution) に収容され (institutionalized) 若しくは刑法上の罪で裁判 (trial on a criminal charge) にかけるため収容されている者、又は精神病若しくは精神薄弱でないときは、刑罰若しくは矯正の施設に収監 (incarceration) されるべき犯行をおかしたため施設に収容されている者にはこれを適用しない。

(b) この協約の当事州である州は、できる限り、患者を刑務所 (hrison)、拘置所 (jail)

又は留置場（lock up）に置き又は抑留しないで、これを迅速に精神病又は精神薄弱のための適当な施設に収容することを、その政策としなければならない。

第 X 条

（a）各当事州は、その州を代表してその州において協約に基づく活動と総括的調整者としての役割を行ない、送り出し州若しくは受け入れ州としての資格においてその州が協約に基づいて処理した患者に関するあらゆる報告、文書その他の書類の写を受け取るべき「協約執行官（compact administrator）」を任命しなければならない。協約執行官又はこれが正式に指定した代理者は、他の当事州が協約に関する事項若しくはこれに基づいて処理した患者についてこれと交渉すべき官吏とする。

（b）協約執行官は、この協約の定義及び規定を一層効果的に遂行するため適当な諸規則を制定する権能を有する。

第 XI 条

二以上の当事州の正規に組織された行政当局は、関係州が協定を結ぶことによって精神病若しくは精神薄弱の分野における役務、施設、又は施設の保護及び医療を改善することができる」と認めた時は、合同若しくは共同の基礎の上に役務若しくは施設の給付又は施設の維持について補足の協定を結ぶことができる。当該補足協定は、いかなる当事州に対しても、協定がなければこの協約の他の規定に基づいて有する義務を解除するものと解釈してはならない。

第 XII 条

この協約は、州がこれを法律化し、当該州が正式にこれに加入しているいずれもの州と共にその当該州となった時、その州に関して完全に実施され有効となる。

第 XIII 条

（a）この協約の当事者となっている州は、これを廃止する法律を制定することによりこれから脱退することができる。当該脱退は、その通知が他のすべての当事州の知事及び協定約執行官に公式に文書で通知されてから1年後に有効となる。ただし、州の脱退は、協約の規定に従って当該州に送られ又はこれから送り出された患者の地位を変えているものではない。

（b）第VII条（b）によって認められた費用に関する協定又は第XI条に基づく補足協定からの脱退は、当該協定の定めるところに従わなければならない。

第 XIV 条

この協約は、その目的を果すために関しては自由に解釈しなければならない。この協約の規定は、分離できるものであり、この協約の章、節、句、若しくは条項が、いずれかの当事州若

しくは合衆国の憲法に違反していると宣言され、又はいずれかの政府、機関、人若しくは状況に対するその適用が無効とされた場合においても、この協約の残りの部分の効力及びいずれの政府、機関、人若しくは状況に対するその適用は、それによって影響されることはない。この協約が、その当事者たるいずれか州の憲法に違反しているとされたときでも、協約は、残りの州に関しては完全に実施され有効のままであり、すべての分割できる事項については当該州に関して完全に実施され有効である。

第 142 条 協約執行官

上記の協約に基づいて、知事は、協約執行官として、他の当事州の同様な官吏と共同して、この協約の約定を一層効果的に遂行するため諸規則を制定する権能を有する官吏を指定する権限及び権力を与えられる。当該協定執行官は知事の意を受けて職務を行なわなければならない。協約執行官は、ここに、協約又はこれに基づきこの州が締結した協定の適当な執行を促進する上で、州の政府及びその内部部局のすべての局、機関及び官吏と協力する権能を有し、これを指示されるものとする。

第 143 条 補足の協定

協約執行官は、ここに、協約条7条及び第11条に基づいて他の州の適当な官吏と補足の協定を結ぶ権限及び権能を与えられる。当該補足協定が、この州の施設若しくは機関の使用を要求し若しくは企図し、又はこの州による役務（service）の給付を要求し若しくは企図している場合においては、当該協定は、当該施設若しくは機関を管轄する部局若しくは庁、又は当該役務の提供を行なう職責を有する部局若しくは庁の長が承認するまで実施されず若しくは効力を有しない。

第 144 条 財政負担（financial obligation）の支払

協約執行官は、会計検査官の承認を前提として、協約若しくはこれに基づいて締結した協定によってこの州に課せられた財政負担を果すため必要な支払を行ない又はこれを手配することができる。

第 145 条 協約の伝達（transmission）

この法律の正式の認証謄本は、州務局長（secretary of state）の承認を得たうえ、州務局長がこれを各州の知事、合衆国の法務長官（attorney general）及び国務長官（secretary of state）、並びに州知事会議に伝達しなければならない。

第 7 章

(Craig Colony and Hospital)

クレイグ・コロニー病院に関する特別の規定

- 第 150 条 コロニー病院の設置及び目的
- 第 151 条 入院手続
- 第 152 条 任意入院 (voluntary admission)
- 第 153 条 一人の医師の証明書による入院
- 第 154 条 裁判所の証明による入院
- 第 155 条 手続及び証明命令の再審 (review)
- 第 156 条 証明の費用
- 第 157 条 患者がてんかんでないと分った場合又は証明されなかった場合の費用
- 第 158 条 困窮者 (the poor and indigent) 以外のてんかん患者の保護及び扶助の責任
- 第 159 条 仮退院 (Community status)
- 第 160 条 患者の退院
- 第 161 条 経費の支払
- 第 162 条 退院又は仮退院を認められた患者に対する衣服及び金銭
- 第 163 条 患者の財産

第 150 条 コロニー病院の設置及び目的

Livingston 郡の Sonyea に建設されたてんかんのためのコロニーは、これまで法人であったが、今後も存続し、New York の Rochester の故 Oscar Craig を記念してクレイグ・コロニー病院と称する。州は、オスカー氏が、てんかん及び要保護の不幸な人達のために有効かつ無償の社会奉仕を行なったことをたたえてその名を付けるものである。この施設の目的は、精神病のてんかんを除くてんかんについて的人道的、医療的、科学的及び経済的保護及びに医療を確保することにある。ニューヨークに居住するてんかんの者で、この法律の第 2 条の定義による「居住者」であり、かつ、精神病について第 4 章第 60 条において対象とする範囲であるものは、第 151 条の規定によってクレイグ・コロニー病院にこれを収容して抑留 (detain) することができる。

第 151 条 入院手続

1. 施設保護を当然必要とする程度のとんかんでであると申し立てられた者で、刑法上の罪により監禁され (in confinement on a criminal charge) ていないか又は精薄非行者 (ctefactive delinguent) でないものは、次の各号の入院手続の一に従って、これをクレイグ・コロニー病院又は公認の私立施設に入院させて監禁することができる。

- (a) 任意の申込によるもの
- (b) 一人の医師の証明書によるもの
- (c) 裁判所の証明によるもの

精神衛生局長は、入院手続に使用する様式を定めて配付しなければならない。この様式による場合に限り入院させるものとする。てんかん患者は、次項以下に定める場合に限り、これをクレイグ・コロニー病院又は公認の私立施設に入院させるものとする。

2. 鑑定医は、入院を申請する者若しくはてんかんであると申し立てられた者の親族、又はその者を入院させようとする施設の経営者、理事、監察委員、所有者、施設の長、役員、株主、若しくは当該施設と直接間接に特別な利害関係を有する者、又は当該施設の住込医師 (resident physician) であってはならない。前記の規定にかかわらず、クレイグ・コロニー病院の長又は幹部職員の医師で入院を申請する者又はてんかんであると申し立てられた者の親族でないものは、てんかんであると申し立てられた者をクレイグ・コロニー病院へ入院させるための鑑定医の一員となることができる。

3. 第 153 条及び第 154 条に規定する証明書は、その者がてんかんである旨、並びに 2 人の鑑定医が作成することを求められているときは当該医師が命令付与の日を含めて直前 60 日以内及び命令を必要としないときは、入院の日を含めて直前 60 日以内にてんかんであると申し立てられた者を鑑定した旨を示したものでなければならない。証明書の日付は、当該鑑定の日としなければならない。鑑定が個別に行なわれたときは、前記に定める 60 日間は最初の診察の日から数える。すべての証明書には、医師の鑑定の根拠となった事実 (fact) 及び状況 (circumstances) を含め、かつ、鑑定を受けた者が施設保護を当然必要とする程度であることを明らかにしなければならない。クレイグ・コロニー病院又は公認の私立施設の長又は管理に当たる医師には、てんかんであると申し立てられた者の入院の準備が行なわれる前に、これに関する証明書及び書類を交付しなければならない。

第 152 条 任意入院

クレイグ・コロニー病院又は公認の私立施設の長又は管理に当たる医師は、局長の定める規程又は規則に基づき、医学慣例でいうてんかんと認められる症状を示す者で、局長の定める様式によって自発的に書面による入院申込を行なうものを保護及び医療のために患者としてこれに收容留置することができる。その者が 18 才未満であるときは、前記の書面による申込は、その両親若しくは法定後見人又は近親者 (next - of - kin) がこれを行なう。クレイグ・コロニー病院又は公認の私立施設の長又は管理に当たる医師は、その裁量によって、当該保護及び医療のために 60 日をこえない期間、及びその後その者から施設を退院する意思又は希望について書面による通知を受け取ってから 15 日後まではその者を抑留する (detain) ことができる。その者が 18 才未満であるときは、入院申込を行なった者の前記の意思又は希望を述べた書面による通知を受け取ってから 15 日後までとする。施設の長又は管理に当たる医師は、前記の任意

契約による患者の入院後10日以内に、この法律の第21条並びに今後定められる規程及び規則の規定に従って、当該患者の記録を局の事務所に送付しなければならない。局は、当該事例を審査して、任意入院に該当するか否かを決定する義務があり、当該施設の長又は管理に当たる医師は、直ちに、証明又は退院についての決定に従わなければならない。

第 153 条 一人の医師の証明書による入院

クレイグ・コロニー病院又は公認の私立施設の長又は管理に当たる医師は、局長の定める様式により、かつ、入院の日以前60日以内の日付で鑑定医が作成した証明書を添付して第154条の定めるところにより行なわれた申請に基づき、保護及び医療に適した者で入院に反対しないものを患者として収容留置することができる。前記によりクレイグ・コロニー病院又は公認の私立施設に収容された者は、当該保護及び医療のために60日間、その後その者又はその代理の者からクレイグ・コロニー病院又は公認の私立施設を退院する意思又は希望について書面による通知を受け取ってから15日後までこれを抑留することができる。前記の施設の長又は管理に当たる医師は、更に抑留の必要があると認めるときは、命令を求める申請の通知に関して第154条に定めるところにより、当該申請について正式の通知を行ない又はこれを省略した後、記録裁判所の判事にその旨を証明しなければならない。当該判事は、直ちに、その裁量によりその者をクレイグ・コロニー病院又は保護、拘束（custody）及び医療のための公認の私立施設に証明する命令を発することができる。

第 154 条 裁判所の証明による入院

1. てんかんであると申し立てられた者は、てんかんと申し立てられた者が居住し又はいるかもしれない市若しくは郡の記録裁判所の判事又は管轄区域の児童裁判所（children's court）の判事若しくは最高裁判所の最高裁判所判事が行なった命令、若しくは2人の鑑定医が作成し入院の申請書を添付した証明書に基づき、又は本条の定めるところにより前記の証明書及び証明書に基づき、かつ、審判の後に、これをクレイグ・コロニー病院又は公認の私立施設に証明して監禁することができる。

2. てんかんと申し立てられた者と同居し若しくは同一家屋にいるかも知れない者、その者の父、母、夫、妻、兄弟、姉妹若しくは子、有効な最も近い親族若しくは友人（the nearest relative or friend available）、その者の補佐人、又はその者がいるかもしれない著名な慈善団体若しくは施設の役員、町の公共福祉官、市若しくは郡の公共福祉局長、若しくは町若しくは市の福祉奉仕官（welfare service officer）は、申立の根拠及び命令を申請する理由となった事実についての陳述を含めた申請書を提出することによって、てんかんと申し立てられた者は施設保護を当然必要とする程度でてんかんである旨を証明する命令を申請することができる。当該申請書には、鑑定医の証明書を添付しなければならない。

3. 以下に定める場合を除き、前項の申請についての通知は、当該申請を行なうと少なくとも

も3日前に、てんかんであると申し立てられた者に交付送達しなければならない。上記の規定にかかわらず、申請を受けた判事が手続上の書類に含まれた陳述又は尋問からてんかんと申し立てられた者に通知を送達することはその者に有害無益であると確信を得たときはその裁量でこれを省略することができ、鑑定医がてんかんと申し立てられた者に対する交付送達はその者に有害である旨の意見を書面で述べたときは、判事は、これを省略しなければならない。ただし、てんかんと申し立てられた者に対する交付送達の有無の如何にかかわらず、前記の通知は、妻、夫、父、母又は最も近い親族以外の者が申請を行なった場合において、当該てんかんと申し立てられた者の妻、夫、父、母又は最も近い親族が郡内にいることが分っているときは、その者、分っていないときは、当該てんかんと申し立てられた者と同居し若しくは同一家屋にいるかもしれない者、又はこれがないときは、当該てんかんと申し立てられた者の友人に送達し、当該者がいないときは、書面による当該送達は省略するものとする。

4. 判事は、そのてんかんと申し立てられた者のために親族又は友人の請求があったときは、当該命令の日から5日以内に当該判事の前で当該申請の審判を命ずる命令を発しなければならない。判事は、職権によって (upon his own motion) 前記の命令を発することができる。前記の命令書は、申請に利害関係のある当事者 (parties interested) 及び判事がその裁量で指定するその他の者に送達しなければならない。判事は、その当日又は手続が正式に延期されたときはその延期された日に、当該者の行なう証言を審理し、適当と認めるときは、裁判所の内外において、てんかんと申し立てられた者を鑑定し、当該てんかんと申し立てられた者が施設保護を当然必要とする程度でてんかんであるか否かについて書面による決定を下さなければならない。当該判事は、申請を審理することができないときは、審判を命ずる命令書の中で仲裁人を指名することができる。当該仲裁人は、証言を審理し、直ちに、その意見を付してこれを当該判事に報告しなければならない。判事は、当該報告を納得したときは、そこで決定を下さなければならない。判事は、その者が施設保護を当然必要とする程度でてんかんであると決定したときは、直ちに、患者をクレイグ・コロニー病院又は公認の私立施設に入院させることを命じた命令書を発しなければならない。

5. てんかんと申し立てられた者又はこれに代る者から審判の申請 (application) が行なわれなかった場合において、てんかんと申し立てられた者が施設保護を当然必要とする程度でてんかんであると確信したときは、判事は、直ちに、その者をクレイグ・コロニー病院又は公認の私立施設に入院させることができた命令を発することができる。当該判事は、その裁量で申請書及び鑑定医の証明書のほかに他の証拠を要求することができる。

6. 申請書 (petition)、鑑定医の証明書、本条に定めるところにより審理続行 (further hearing) を命ぜられたときはその命令書、判事の決定書 (decision)、仲裁人の報告及び意見があるときは、その報告書及び意見書、及びその者を公認の私立施設に証明する命令書の謄本は、当該公認の私立施設の長若しくは管理に当たる医師がこれを局の事務所に

整理保管のため送付し、クレイグ・コロニー病院は公認の私立施設の長又は管理者は、当該謄本をてんかん者の居住する郡の書記の事務所に整理保管のため送付しなければならない。ただし、判事は、前記により郡の書記の事務所に整理保管されたすべての当該書類を封印し、かつ、裁判所の命令があつたとき、手続の当事者又は当然利害関係を有する者（someone properly interested）に限り閲覧させるよう命令しなければならない。

7. クレイグ・コロニー病院又は公認の私立施設の長又は管理に当たる医師は、提出を求められた書類が本条の規定に合致しないとき、若しくはその者がこの法律にいうてんかんでないと判定したときは、当該命令に基づく何人をも収容することを拒否し、又は前記の者が収容されたときはこれを退院させることができる。当該命令の日を含めて60日を経過した後は、その命令に基づいて何人をもクレイグ・コロニー病院又は公認の私立施設に入院させることができない。

8. すべて市の公共福祉当局（public welfare authority）郡の公共福祉局長並びに町及び市の奉仕官は、証明に該当するてんかん患者がいることを知ったときは、収容の余裕があり次第これをクレイグ・コロニー病院に入れるように努める義務を有する。てんかん者の財産又はその扶養義務者が公認の私立施設におけるその者の保護及び医療に対して十分な支払能力がないときは、その者に優先権を与えなければならない。このことは、同様に前記クレイグ・コロニー病院の義務であり、そのために、病院には、法律の規定並びに病院の規定及び規則に従つてこれに正式に証明されたすべてのてんかん者を病院長が又は最高裁判所の命令によって退院させるまで抑留すること（病院から脱走したものを逮捕して連れ戻すことを含む）をここに与えるものとする。

第 155 条 手続及び証明命令の再審

この法律に基づいて、クレイグ・コロニー病院又は公認の私立施設に証明された者、又はその代理の親族若しくは友人は、その者を代明した判事又は最高裁判所判事の最終命令に不服であるときは、当該命令が行なわれた後30日以内に、当該証明を行なった最高裁判所判事以外の最高裁判所の最高裁判所判事に対する申請書（petition）によって、すでに行なわれた手続及び当該証明について続審及び再審理を得ることができる。最高裁判所判事は、補佐人を選任するに当って人の能力について生じた事実の争点（question）陪審（jury）が審判する。合の手続に準じて陪審を招集し、当該手続に定められた方式に準じてそのように証明された者のてんかんの争点を審判しなければならない。続審及び再審に対する前記の申請を、そのように証明された者、又はその者の父、母、夫、妻若しくは子、又は当該証明の際、その者と同居していた者若しくは当該続審若しくは再審が行なわれる前に同居を常としていた者以外の者が行なう場合においては、申請者は、当該続審又は再審が行なわれる前に、最高裁判所判事の承認する供託を行ない。（make a deposit）又は保証を立て（give a bond）なければならない。これは、証明の命令が認められたときに、前記の如き陪審員によるてんかんの争点に

ついでに続審、再審及び決定の費用及び支払にあてる。判事は、陪審員がその者はてんかんではないと評決したときは、直ちにこれを退院させ、陪審員がその者はてんかんであると評決したときは、その事実を証明し、原審理の場合に準じて再証明の命令を行わなければならない。当該命令書は、当該てんかん者の再証明の際、クレイグ・コロニー病院又は公認の私立施設の長又は管理に当たる医師はこれを提出し、そこに整理保管し、局に送付し、当該施設の長又は管理に当たる医師が局に送付し局の事務所に整理保管するものとする。命令に基づく訴訟手続は控訴の係属中（pending an appeal）停止されることはない。ただし、必要と認められてんかんと申し立てられた者の一時的保護及び監禁についての条項を付して、最高裁判所判事の命令によって通知が行なわれ、かつ、審理の後に行なわれる控訴の場合を除く。放置しておくときは（if at large）自身又は他人に危険であることが立証されたてんかん者の証明の命令を求める申請を認めることを拒否した場合においては、判事は、当該拒否の理由を書面で述べなければならない。これによって権利を害された者は、何人でも、証明の命令に対する場合に準じて、続審並びに前記の陪審決定を得ることができる。

第 156 条 証明の費用

この法律によって、施設保護を当然必要とする程度のでんかんであるか否かの争点を決定する際に生じた必要な費用（証明を命令した判事又は最高裁判所判事が呼んだ鑑定医又は医学上の証人に対し当該判事が認めた手数料その他の必要経費を含む。及びその者のクレイグ・コロニー病院入院を保障する際に生じた必要な費用、並びに局長が採択した規定及び規則に従ってその者に適当な衣服及び適当な医療保護を給付するための経費は郡又は郡の中の町若しくは市が証明を得た時は、当該郡の負担とする。ただし、二郡以上にまたがる市の場合においては、当該市の負担とする。又、二郡以上にまたがる市においては、当該決定のため当該市の裁判所の判事が任命し又は呼んだ鑑定医及び医学上の証人の手数料で、それまで支払われていなかったものは、すべて、まず第一に鑑定医を指定した判事若しくは最高裁判所判事又は当該市の会計検査官のいずれかの監査承認を受けることができ、会計検査官の支払命令に基づいて当該市の出納役が裁判所の基金から支払い、当該市内の適当な郡に請求するものとする。

被証明者又はその扶養義務者が十分能力を有するときは、郡又は二郡以上にまたがる市が支払った手続の費用及び経費は、その者の財産又はその扶養義務者から、郡又は市が回収することができる。これは、その者の財産について請求し、又はその扶養義務者が支払わなければならない。

この法律の定めるところにより、てんかん患者又はてんかんと申し立てられた者の診察、監禁、保護及び手数に関して鑑定医が遂行した義務に対する報酬又は手数料及び経費は、証明を行ない、又は申請を審理する判事又は最高裁判所が、それぞれの場合について決定承認するものとし、その者が居住し又はいるかもしれない郡の負担とする。

前記により決定承認された手数料及び経費が郡の負担であるときは、判事又は最高裁判所

判事は、その金額及び支払先を明示した証明書を発給し、証明書は郡の出納役に提出され、出納役は当該目的のため利用できる金から支出するものとする。郡の出納役は、当該手数料及び経費のため支払った金額を、監理委員会に報告しなければならない。

第 157 条 患者がてんかんでないと分った場合又は証明されなかった場合の費用

患者がてんかんであるとわかり若しくはてんかんでないとわかり及び患者が証明され若しくは証明されなかった場合のいずれの場合においても、前記第 154 条及び第 155 条によって生じたすべての費用、経費、報酬及び鑑定料又は医学上の手数料は、第 156 条に明記した方法によってこれを決定承認し、支払うものとする。

第 158 条 てんかん者の保護及び扶助の責任

てんかん患者の父、母、夫、妻及び子が十分の能力を有しているときは、これらの者、並びにその者の財産がそのため十分あり若しくは十分になるときは、その身体及び財産の補佐人 (committee) 若しくは後見人 (guardian) 又は財産の受託者 (trustee) が、その者に適当かつ相応な保護及び扶養を与えるようにしてやらなければならない。当該てんかん患者をクレイグ・コロニー病院に証明するための費用及び手数料は、その者の補佐人、後見人若しくは受託者又は父、母、夫、妻若しくは子が支払わなければならない。その回収は、局長が人民の名において又は当該てんかん患者が居住し若しくはいるかもしれない郡の適当な官吏が郡の名において、又は二郡以上にまたがる市の場合は病院局長の名において、又は Albany 郡の場合は公共福祉局長の名において訴訟をおこして行なうものとする。

第 159 条 仮退院 (Community status)

クレイグ・コロニー病院又は公認の私立施設の長又は管理に当たる医師は、局長の定める規則に従って患者に仮退院を認めることができる。クレイグ・コロニー病院は、患者に仮退院を認めた期間中、その者を扶養する責任を負わない。当該責任は、両親、法定後見人、補佐人、又は患者の保護を委託された者その他の扶養義務者にゆだねるものとする。入院当時その者が居住していた町、市若しくは郡の公共福祉官、又は町若しくは市の奉仕官は、社会福祉法の規定による要扶助保護者 (person in need of assistance and care) に準じて、患者で仮退院期間中生活を維持することのできないものに対して扶助及び保護を給付する責任を有する。

第 160 条 患者の退院及び移送

1. クレイグ・コロニー病院からの患者の退院。クレイグ・コロニー病院長は、局長の規程に従って、患者で回復したと認めるもの又は回復はしていないが退院させても公共の福祉に害を及ぼし (detrimental) 若しくは自身を傷つける (injurious) おそれがないものを退院させることができる。ただし、院長は、当該退院の前に、患者の友人又は親族が退院後

の患者を受け入れて適当に保護することを望んでおりかつそれだけの資力があることを十分な証拠によって確かめなければならない。てんかん患者は、公共福祉局長を通じないで直接公共の寮（public home）に戻してはならない。当該施設の長又は管理に当たる医師は、当該退院の事実を、その理由並びに患者の身体的、精神的及び道徳的状态についての陳述書とともに、局に報告しなければならない。

クレイグ・コロニー病院長が要求に基づいて患者の退院を証明することを望まず、その理由を書面で証明したときは、クレイグ・コロニー病院が所在する管轄区域の記録裁判所の判事は、当該証明書に基づき院長にその審理の機会を与えた上、判事に提出されたその他の証拠に基づいて、患者の素行（good behavior）及び扶養に関し判事が要求するような保障が州の入民に与えられるときは、命令によって当該患者の退院を命ずることができる。証明書及び証拠並びにこれに基づいて与えられた命令書は、クレイグ・コロニー病院が所在する郡の書記の事務所に提出し、命令書の認証謄本は、クレイグ・コロニー病院に整理保管するものとする。

2. 公認の私立施設からの患者の退院。公認の私立施設の長又は管理に当たる医師は、局に書面による証明書を提出した上、てんかん患者で回復したもの又は回復はしていないが退院させても公共の福祉に害を及ぼし若しくは自身を傷つけるおそれがないものを退院させることができる。当該施設の長又は管理に当たる医師は、局長の承認を得て、患者の退院が公共の福祉に害を及ぼし又は患者を傷つけるおそれがあると認めるときは、当該退院を拒否することができ、当該患者の親族がその保護及び医療を適当に給付することを拒否したときは、患者をクレイグ・コロニー病院に移送することを局長に申請することができる。

万一てんかんが精神病になったときは、法律の定める方式により、当該患者を局長が指定した州立病院に送るものとする。てんかん患者が精神病のための病院又は施設の官吏又は職員に引き渡された後は、クレイグ・コロニー病院の官吏のその者に対する保護及び拘束は終るものとする。

第 161 条 輸送費

クレイグ・コロニー病院長は、患者を病院から退院させる時、これを送ってきた郡に戻すことができ、当該送還について実際に要した妥当な経費は当該郡の負担となる。ただし、二郡以上にまたがる市においては、当該経費は、当該市の負担とし、これらの経費は、当該市の会計検査官が監査承認し、当該市の出納役が会計検査の支払命令に基づいて裁判所の基金から支払い、当該市内の適当な郡に請求するものとする。当該官吏が要求に基づいて当該経費を支払うことを怠り又はこぼんだときは、施設の代理出納役がこれを支払って当該経費を適当な郡又は市に請求することができる。当該郡又は市を管轄する財務官（fiscal officer）は、当該目的のため割り当てられた手許の金の中から30日後に利子をつけてこれを支払わなければならない。

誤診（mistaken diagnosis）その他の原因によって、てんかんでない患者がクレイグ・コロ

ニー病院に送られそこに収容された場合は、当該患者は戻すものとし、これを戻すための旅費は、その者をクレイグ・コロニー病院に送った者が支払うものとする。州立病院へ往復する患者の輸送中に生じた妥当な経費に対する請求書は、局長が書面で承認した後、割当によってこれに使用することができる金の中から、支払を受けるものとする。

第 162 条 退院又は仮退院を認められた患者に対する衣服及び金銭

患者の退院又は仮退院の季節に合った適当な衣服を支給しないで、患者をクレイグ・コロニー病院から退院又は仮退院させてはならない。衣服を入手することができないときは、事務官は、施設の長の命令によって、衣服及びその患者がその親族若しくは友人の所に到達し又は生計を得るため勤め先を見付けることができるまでの経費をまかなうため25ドルをこえない金を支給しなければならない。

第 163 条 患者の財産

精神病患者の動産の一時的管理に関する第3章第50条の規定は、クレイグ・コロニー病院に適用する。

第 8 章

州立病院組織の職員の退職

- 第 170 条 定 義
- 第 171 条 退職基金の創設；管理及び運営
- 第 172 条 職員の退職
- 第 173 条 退職の手續；身体障害
- 第 174 条 負傷に起因する障害による退職
- 第174-a 条 年金その他の給付の支払禁止
- 第174-b 条 選 択
- 第 175 条 勤続期間；計算方法
- 第 176 条 退職基金への拠出
- 第176-a 条 組合員の拠出金の軽減；死亡加算給付
- 第 177 条 職員の過失によらない退職の場合における払戻し；死亡の場合における支払
- 第 178 条 拠出不履行による年金受給権の喪失
- 第 179 条 州出納役の退職基金への払込；保険数理評価
- 第 180 条 退職審査会の創設
- 第 181 条 診 察 医
- 第 182 条 申請用紙
- 第 183 条 運 営 費
- 第 184 条 年金の減額又は停止
- 第 185 条 州の監督
- 第 186 条 法律顧問

第 170 条 定 義

この法律において州立病院組織 (state hospital system) というときは、 Dannemora 及び Matteawan 州立病院を含むすべての州立病院の職員 (officers and employees) ; 以前ニューヨーク州立病院に勤務したことのある精神衛生局長及び医療検査官 (medical inspector) 並びに精神衛生局の職員、精神衛生局の管轄下にある施設、特別検査局 (bureau of special examination) 及び精神医学研究所 (Psychiatric Institute) の職員を含む。この章は、1926年7月1日以後州立病院に採用又は再採用される者には適用しない。

第 171 条 退職基金の創設；管理及び運営

ニューヨーク州が雇用している精神病のためのニューヨーク州立病院組織の職員の年金の支払のため、ここに恒久的な基金を創設する。当該基金は、後段に規定する如く本条の規定の給付を受ける資格がある者が払い込む金、寄附、贈与及び遺贈を受けた金、並びにその他の資金

源からの金をもって構成する。当該基金の一部としてここに布告した金を集め又は受け取る州の出納役又はその他の州立病院組織の局の官吏は、これを税務財務局（department of taxation and finance）に払い込み、同局はこれを基金に払込み、会計検査官が定める時期に、当該支払について会計検査官に報告しなければならない。当該基金の金は、会計検査官の命令に従うものとし、会計検査官がこれを投資する。基金による利子として受け取った金は、当該基金に払込み又はその貸方に記入する。ここに定める基金のすべての金は、税務財務局の管理下に置く。ただし、この章に定めるすべての年金その他の給付の即時支払のため75,000ドルをこえない金額は、これを会計検査官の直接手許に保有し、会計検査官の支払命令により税務財務局が時々補填する。この章に定める退職審査会（retirement board）は、会計検査官による運営及び投資が基金の永続性を確実にするよう、これに関する相応な諸規則を必要に応じて制定する。会計検査官は、毎会計年度ごとに当該基金の状況を詳細に退職審査会に報告しなければならない。報告には、会計検査官が命令又は証明した収支のすべての項目をあげ、これに関する勧告を行なうものとする。この報告は、精神衛生局の年報と共にその一部として刊行する。

第 172 条 職 員 の 退 職

受刑狂人（criminal insane）のためのMatteawan及びDannemora州立病院を含めて、精神病患者の保護のためのニューヨーク州立病院組織の職員で、この章の規定を利用する意思を明らかにしたもの、並びに当該州立病院、又は精神衛生局若しくはかつて市若しくは郡の癲狂院（asylum）で現在は精神病患者のための州立病院の一つ又はそれ以上に、又はその各々にいくらかつつ、25年間忠実公正に勤務して辞職したものは、勤続中又は勤務を離れてから90日以内に、退職審議会に申請書を提出することによって退職年金を受ける資格が得られる。本条の規定によって退職した者は、従来は州立病院委員会、今後は精神衛生局長の定めるところにより、又は法令の定めるところにより、退職基金から退職申請の直前1年間に受けていた賃金又は報酬（扶養手当を含む）の半額に相当する金額の裁定、支給、支払を受ける。ただし、退職の当時、病院又は局に勤務していない組合員は、病院又は局勤務俸給の前後の年のベースで退職金を受ける。ただし、賃金からの差引若しくは分担金によって完全にその年金の50%に等しい額を払い込むまではその年金の支給を受けられない。又25年勤続後、等級、俸給、賃金若しくは報酬が下った者は、その選択によって、25年の勤務期間中又はその後に受けた賃金及び扶養手当の率で退職金を受けることができる。当該年金は、これに関する退職審査会の最終決定の日付の直後の月の初日又はそれから60日の期間内に有効となり、その者に終身毎月分割して支払われ、州又は市の税を免除されるものとし、かつ、取り消し、廃止し、減額し又は債権者の請求対象とすることができない。

第 173 条 退職の手續；身体障害

退職審査会は、職権により又は退職基金の給付を受ける資格を有する者の書面による申請に基づいて、受刑狂人のための Matteawan 及び Dannemora 州立病院を含む州立病院組織の各部署、若しくはもとの市若しくは郡の頓狂院で現在の州立病院、又はその各々を通じて25年間忠実かつ公正に勤務した後辞職した者、又は当該職務を15年以上忠実かつ公正に勤務した者で事故又は疾病によって精神障害又は精神障害者となったものを退職させることができる。ただし、審査会の予定している処置について審査会又はその一員が、書面による適当な通知を退職させようとする者に与え、当該審査会が最終処置をとる前にその者に聴聞の機会を与え、審査会が当該退職の理由を書面で証明しなければならず、又それが公共の最上の利益となるものでなければならない。当該決定を補助するため、審査会は、退職予定者を以下定める診察医に診察させるようにしなければならない。本条の規定によって退職した者は、退職基金から勤務した年限に応じて1年につき退職申請直前の年に受けていた賃金若しくは報酬(扶養手当を含む)の半分の $\frac{1}{25}$ に相当する年額の裁定、支給、支払を受ける。ただし、その者の初年度の年金の50%に相当する金額を、その賃金若しくは俸給からの差引又は負担金によって当該基金に全額払い込むまでは、当該年金を受けることはできない。当該年金は、退職審査会の最終処置若しくは決定の日の直後の月の初日から、又はそれから90日以内に有効となり、毎月分割支払われ、州若しくは市の税金を免除されるものとし、かつ、廃止若しくは債権者の請求対象とすることはできない。本条の規定によって障害のために退職した職員は、退職審査会が任命する診察医若しくは診査委員会、又は退職審査会自身の検査を受けなければならない。退職した職員が再び実務につくことができるようになった場合においては、当該退職した職員は、再び職務を遂行することができる旨の退職審査会の証明に基づいて局長その他の任命権者がこれを復職させることができ、当該年金は、当該復職の日に終るものとする。

第 174 条 負傷に起因する障害による退職

精神病患者のためのニューヨーク州立病院組織の職員でこの章の規定を利用する意思を明らかにしたもの及び任務遂行中又は受刑狂人のための Matteawan 及び Dannemora 州立病院を含む精神病のためのニューヨーク州立病院の患者の手にかかって受けた負傷のためまったくの障害者となり、その任務を遂行することができなくなった者について退職審査会に対する後段規定の診察医による報告があったときは、その者は、勤務年限にかかわらず状態に応じて退職審査会が適当と認める手当を付してこれを退職させるものとする。前記の手当(扶養手当を含む)は、賃金の半額の $\frac{10}{25}$ を下ることができない。ただし、以下定めるところによってその者の初年度の年金の50%に相当する金額を賃金からの差引又は負担金によって当該基金に払い込むまでは当該年金を受け取ることはできない。当該年金は、退職審査会の最終処置若しくは決定の日の直後の月の初日から、又はそれから90日以内に有効となり、毎月分割支払され、州若しくは市の税金を負除されるものとし、かつ、廃止し若しくは債権者の請求対象にすることができない。本条の規定に基づいて障害のために退職した職員は、退職審査会の任命する診察医若しく

は診査委員会、又は退職審査会自身の検査を受けなければならない。退職した職員が再び実務につくことができるようになった場合においては、当該職員は、再び職務を遂行することができる旨の退職審査会の証明に基づいて局長その他の任命権者がこれを復職させることができ、当該年金は、当該復職の日に終るものとする。

第174— a 条 年金その他の給付の支払禁止

労働者災害補償法（workmen's compensation law）の適用を受ける州立病院組織における従業員に関する任務の遂行中発生した事故死又は事故による障害のために、この章の規定する退職基金からの給付を請求する者は、当該退職基金による完全な給付を裁定してもらう前に、労働者災害補償法に基づく州産業審議会からその症例の裁定を得なければならない。ただし、いかなる場合においても、労働者災害補償法による最大限の支払額が当該退職基金による完全給付よりも少ないときは、会計検査官は、州産業審議会が当該裁定を下すまで当該超過分の全部又は一部の支払を許可することができる。当該退職基金の給付に対する負担金を支払っているか若しくはこれを受ける資格がある者、又はその者の被扶養者に対して、障害又は死亡の理由で、労働者災害補償法の規定によって支払った又は支払うべき金額は、当該障害又は死亡の理由でその者のためにこの章の規定によりニューヨーク州が全額負担する資金の中から支払うべき給付と相殺し、その代りに支払われるものとする。ただし、労働者災害補償法第13条に規定する負傷した従業員の医療及び看護の費用は、この章の規定により退職手当その他の給付から差し引いてはならない。前記の減額は、償還又は調整するものとする。この章によりニューヨーク州が全額負担する資金から支払うものとした場合におけるその支払うべき給付の年金引当金より労働者災害補償法による代替給付の総額の現価が、少ないときは、労働者災害補償法による代替支払の現価を当該年金引当金から減じ、その減額された年金引当金から支給される当額給付は、この章の規定に従って支払うものとする。

第174— b 条 選 択

a. 組合員、又はその者が無能力者であるときはその配偶者若しくはその財産の補佐人は、35年間正当に勤務を果たした後、終身支払の減額年金及び次の各号の選択権の一の形で、その退職当時の年金と保険数理的に同額の年金を受けるように選択することができる。

選択権 I その者の退職当時までに負担した金額と同額の支払を受ける前に死亡したときは、その者の財産又は本条の定めるところにより指名された受取人に支払う。

選択権 II その者の退職当時におけるその者の年金と同額の支払を受ける前に死亡したときは、その差額は、その者の財産又はその指名する受取人に支払う。

選択権 III 死亡したとき、その者に支払っていたと同額の年金をその指名する受取人に終身支払う。

選択権 IV 死亡したとき、その者に支払っていた額の半額の年金をその指名する受取人に終

身支払う。

選択権 V 退職審査会が承認するその他の選択的給付で退職当時のその者の年金の額と保険数理的に同額のもの。

組合員が正当に35年間勤務を果すまでは、その者は、減額年金の終身支払と上記選択権 I の形でその者の年金と保険数理的に同額の年金を受けることを選択することができるが当該勤務を35年完了するまでは、上記の選択権 II, III, IV 又は V を選ぶことは認められない。

b. 本条による選択は、すべてこのため退職審査会が配付する用紙によって行なわなければならない。当該選択は、組合員の退職が効力を発した日から30日以内ならいつでも、これを行なうことができる。ただし、この章の第173項及び第174項に規定するところにより障害のために退職する場合においては、組合員の年金のための最初の支払前ならば、いつでも行なうことができる。組合員が次の各号の一に該当して死亡したときは、選択権の選択は、効力を発しない。

1. その者の退職が効力を発する前。

2. その者の退職申請書が退職審査会に提出されてから30日以内。当該選択を行なうため第 b 項に定められた期間内であるときは、選択権の選択を撤回し、又は新しい選択権を選択することができる。選択権の選択が有効とならない場合は、すべて、退職は選択権がないものとする。

c. 組合員の生命保険金の受取人は、当該組合員又は本条によりその代りに選択を行なうことを許された者が、これをここに定める選択権のいずれかの受取人として指名することができる。当該指名は次の各号の一によらなければならない。

1. このため退職審査会が定める様式に記入して行なうこと。

2. これを退職審査会に提出するまでは無効であること。

3. 次の限度まで取り消すことができること。

(a) 「選択権 I 及び II」の新しい受取人は、いつでも指名できること。

(b) その他の選択権による新しい受取人は、本条に基づいて選択を行なうため定められた期間内はいつでも指名できること。

第 175 条 勤続期間；計算方法

精神病者のためのニューヨーク州立病院組織の職員の勤務期間は、受刑狂人のための Mat-teawan 及び Dannemora 州立病院、又は市若しくは郡の顛狂院で現在精神病者のニューヨーク州立病院を含めた州立病院組織の給与簿にその者がのせられた時によって計算する。第177条に定める所により職員に負担金が払戻される期間は、職員が勤務に復帰した場合において、退職金を計算する期間に数え、又は考慮することができない。ただし、当該払戻しの金額は、職員に払戻す時から4%の割で利息を付して基金に払込むものとする。

第 176 条 退職基金への拠出

精神病者のためのニューヨーク州立病院組織の職員でこの章の規定を利用する意思を明らかにしたものは、当該基金に拠出しなければならない。前記に定める州立病院組織の出納役その他の官吏は、ここに修正する本条が有効となった後最初の丸1ヶ月の末日に、その者の賃金及び扶養手当から毎月差し引いて置き、税務財務局に払込み、税務財務局は、当該基金の貸方に記帳する。病院又は局に勤務していない組合員は、当該勤務を離れてから毎月、当該勤務についているとしたら拠出すべき額を個人小切手で拠出すべき時に拠出しなければならない。この場合、当該勤務中最後に受けていた俸給（扶養手当を含む。）及び勤務を離れてから当該勤務に実際についているとしたら受けるべき州の勤務に対する債権を当該算定の基礎とする。当該拠出は、その者がこの章の規定によって退職した時に終る。この章の適用を受ける者で、この章を利用する意思を明らかにして、この章が有効となった後も精神病者のためのニューヨーク州立病院組織で勤務を続けるものは、ここに定められて行なわれる差引を承知し同意し、毎月その他の時に支払われる賃金、給料又は報酬を完全に受け取るものとみなされ、当該支払は、この章が適用されるニューヨーク州の公務に雇用される者の賃金、給料又は報酬に影響を及ぼす他のいかなる法令の規定にもかかわらず、当該支払に係わる期間中のその者が提供した労務に対する名称の如何を問わずすべての請求又は要求を十分かつ完全に免責又は免除するものとする。1926年7月1日以後ニューヨーク州立病院組織に勤務する職員で何らかの理由によりこの章の給付から除外されていないものは、賃金（扶養手当を含む。）の $5\frac{55}{100}\%$ の割合を退職基金に拠出し、拠出し続けなければならない。1929年1月2日以後退職基金に加入するすべての職員は、この法律の規定に基づいて、州立病院組織に留まっている間加入していなければならない。15年以上勤務していた元組合員が、最後の勤務終了の日から1年の期限内に州立病院組織の勤務に復帰したときは、この組織の組合員の資格を再取得することができる。この組織の組合員で25年目又は翌年の勤務中に賃金又は扶養手当が減額になったものは、24年目の勤務後の最高の収入を基礎として拠出を続けなければならない。

第176— a 条 組合員の拠出金の軽減；死亡加算給付

1 a. 1960年4月1日に最も近い日から始まる給与期間から1965年4月1日に最も近い日に始まる給与期間の直前の給与期間までは、州の職員がこの章の第176条に定めるところによりニューヨーク州立病院組織に支払うべき拠出金は、当該職員に支払うべき賃金又は報酬（扶養手当を含む。）の5%を軽減する。

b. 1964年4月1日に最も近い日から始まる給与期間から1965年4月1日に最も近い日から始まる給与期間の直前の給与期間までは、州の職員がこの章の第176条に定めるところによりニューヨーク州立病院組織に支払うべき拠出金は、当該職員に支払うべき賃金又は報酬（扶養手当を含む。）を3%加算することによって軽減する。

c. 組合員の拠出率が本項第 a 号及び b 号によって拠出金が軽減される百分比より少ない場合においては、当該拠出率は、これを中止する。

2. 職員がニューヨーク州立病院組織に拠出する金額を、その者の死亡によって、この章の第177条によってその財産又はその指名する者に支払う場合においては、当該支払金額に手取り給与増加準備金 (reserve - for - increased - take - home - pay) を加算する。

3. 本条で使用する「手取り給与増加準備金」とは、本条第1項第 a 号によって拠出金が軽減された期間中職員に州が支払った報酬の5%に本条第1項第 b 号によってその拠出金が軽減された期間中に州が職員に支払った報酬の増額3%を加えた額に相当する額をニューヨーク州が準備した準備金をいう。

第 177 条 職員の過失によらない退職の場合における払戻し；死亡の場合における支払
定員削減又は州立病院組織当局の行為に基づく何らかの変更の理由により、かつ、本人自身の怠慢又は非行によることなくその職を失なった者で、退職給与の資格を得られないものは、退職給与を支払うべき基金に対するその拠出金の合計額を退職の時に受ける資格を有し、そのほかはこの章に基づく給付を受ける資格を有しない。年金受給者が死亡した場合においては、死亡の日に生じた年金額は、死亡した年金受給者の財産、又はその者が正式に作成して退職審議会に提出した書面による指名によって指名された者に支払うものとする。当該金額は、退職基金に対抗する名称を問わずすべての請求又は要求の免責又は免除として認められる。少なくとも2回の支払を行なった職員が死亡した場合においては、その財産、又はその者が正式に作成して退職審議会に提出した書面による指名によって指名された者に対して、本人が拠出した金額を支払うものとする。

第 178 条 拠出不履行による年金受給権の喪失

この章の規定によって退職金を裁定されたが、当該退職金の通知後90日以内にこの章に定める必要なすべての拠出を行なわない職員は、当該年金の受給権を失ない、退職審査会に再申請しない限り、退職金を受ける資格を持つことができない。

第 179 条 州出納役の退職基金への払込み；保険数理評価

州立病院退職組織の保険数理人は、1927年4月1日以前、及びその後毎年、前年12月31日現在における州立病院退職基金の評価を行なわなければならない。州出納役は、1927年4月1日及びそれ以後毎年、会計検査官の監査及び支払命令に基づいて、そのため割り当てられた金から、1926年12月31日現在で行なわれた評価によって明らかになった当該基金の保険数理上の不足額の6%に相当する金額を当該基金に払込まなければならない。ただし、前記により行なわれた評価によって当該基金が実際に支払える状態にあることが明らかになったときは、前記の6%の払込は行なわないものとする。

第 180 条 退職審査会の創設

前各項にいう退職審査会は、ニューヨーク州の会計検査官、精神衛生局長、並びに施設の長と局長との四半期定期会合において選出される官吏の代表、及び退職基金に拠出している雇員の多数投票によって選出される雇員の代表をもって組織し、この章の規定によって生ずることがあるすべての争点の一般的管轄権及びこれを審査する権限を有する。審査会は、全員一致で採択した決議によって、その決議に列挙した事柄のいずれか又はすべてについて、審査会の措置又は決定を求められることがあるものを、会計検査官及び精神衛生局長のみが出席している審査会の定例の会合において、両者が協力してこれを審査し決定を下すことができる旨定めることができる。ただし、(a) 前記会合のいずれについてもとった措置の通知をそれから3日以内に他の委員の勤務先に書留使で郵送しなければならない。(b) 前記の審査会がとった措置は、当該措置をとった会合の日から10日を経て、かつ、通知を送った審査会の委員から前記のとった措置に反対する旨書面で精神衛生局長に提出されなかった場合にはじめてその最終的かつ決定的措置と認められる。(c) 争点又はこれに含まれる事項について前記の書面による反対があったときは、後の会合において審査会の全員についての多数投票によって決定しなければならない。(d) 少なくとも6月に1回の会合における審査会全員の多数投票がその時審査会にかけられた事項又は争点の決定に必要である。会計検査官及び精神衛生局長を除き、本条に規定する退職審査会の委員は、1920年11月に始まって2年ごとに、本条の定めるところにより、選出又は選挙するものとする。本項により組織する前記の審査会は、新たな審議会ではなく、現在の退職審査会の継続とみなす。

第 181 条 診 察 医

退職審査会は、前各項にいう診察医の診査委員会を一つ以上任命することができる。各診査委員会は、診察を行なったためニューヨーク州立病院組織と関係がある3人を下らない医師をもって構成する。

第 182 条 申 請 用 紙

退職の申請は、すべてそのため配布された用紙によって退職審査会に対して行なうものとし、当該審査会は、これを受け取ってから90日以内にその受け取った申請のために措置をこうじなければならない。

第 183 条 運 営 費

基金の管理及び運営で関係各病院が行なわないものに要する費用(審査会が必要と認める官職に対する俸給を含む。)は、退職審査会の証明書及び会計検査官の監査に基づいて退職基金から支払うものとする。

第 185 条 州 の 監 督

退職制度は、保険法が適用され、かつ、この章の規定と矛盾しない限りの範囲で、保険法の規定により保険局長（superintendent of insurance）の監督を受けるものとする。

第 186 条 法 律 顧 問

ニューヨーク州の法務局長は、この退職制度の法律顧問となる。

第 8 — A 章

地域精神衛生事業法 (Community mental health service)

第 190 条 略称及び目的の宣言

第190— a 条 地域精神衛生事業

第190— b 条 地域精神衛生委員会 (Community mental health board) ; 設置

第190— c 条 地域精神衛生委員会 ; 権能及び義務

第190— d 条 地域精神衛生委員会事務局長 (Director of community mental health service) ; 権能及び義務

第190— e 条 地域精神衛生委員会事務局長 ; 報酬 ; 解任

第190— f 条 市又は郡の責任

第190— g 条 合同精神衛生事業

第190— h 条 任命の資格

第190— i 条 定 義

第 191 条 州の補償を受ける市又は郡の資格

第191— a 条 州の補償の決定

第191— b 条 手数料 ; 地方衛生部の運営する相談所 ; 保留条項

第 190 条 略称及び目的の宣言

1. この章は、地域精神衛生事業法と呼ぶものとする。

2. 精神科施設における保護及び医療を必要とする精神障害者の数は、増加してきている。この高価な病気によって受ける人間の苦悩及び社会的経済的損失は、州民にとって重大関心事である。この法律は、新しい地域精神衛生計画を通じて予防、リハビリテーション及び治療事業を発展させ、精神病、精神薄弱、てんかん及び行動若しくは情緒障害の分野における現存の地域活動を改善拡張し、地域社会、地方及び州の精神衛生事業及び施設の統合を助長することを目的とする。

第190— a 条 地域精神衛生事業

市及び郡は、下記の通りこの章の規定に従って地域精神衛生事業を行なう権限を有する。

1. 人口5万人以上の市は、市の条令によって市精神衛生委員会を置くことができる。

2. ニューヨーク市外の郡は、郡の条令によって、郡の全域を包含する郡精神衛生委員会を置くことができる。ただし、

(a) 6以上の市を含む郡においては、市が条令によってこれに同意しない限り、市は、これに含まれないものとする。

(b) 人口5万以上の市を2以上含む郡においては、当該市外の郡部を代表する監督官 (supervisors) の過半数がこれに同意しない限り、当該市は、郡精神衛生委員会の管轄下を含む

まれないものとする。

3. (a)人口5万以上の市を2以上含み、かつ、(b)当該市外に人口5万以上を有する郡は、条令によって当該市外の郡部を包含する郡部精神衛生委員会を置くことができる。人口5万以下の市は、市が条令によってこれに同意しない限りこれに含まれないものとする。

4. ニューヨーク市外の郡の行政機関は、他の当該郡の行政機関との協定によって、本条第2項及び第3項の規定に従うことを条件として、合同郡精神衛生委員会(joint county mental health board)を置くことができる。

第190—b条 地域精神衛生委員会 (Community mental health board) ; 設置

1. 地域精神衛生委員会の委員は9人とし、そのうち7人は、市の委員会の場合は市の行政官吏の首長(chief executive officer)が任命し、郡又は郡部の委員会の場合は郡の行政機関の議長(chairman of the governing body)が任命する。任命すべき委員のうち、少なくとも2人は、実際に個人開業している医師とする。前記の委員会は、地域社会における利害関係団体の代表とし、任命する官吏の裁量によって、市若しくは郡の行政機関の職員、市若しくは郡内の学区の官吏若しくは雇員、刑事管轄権の裁判所若しくは児童裁判所の実地に習熟した者、及び特志保健、福祉若しくは精神衛生団体の職員若しくは雇員を含めることができる。

2. 委員会の各委員の任期は、4年とする。ただし、最初に任命された委員のうち、2人は2年、2人は3年、3人は4年の任期とする。任期は、すべて、任命の年の初日から起算する。欠員を生じたときの補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 市又は郡の公共福祉部長及び衛生部長は、それぞれ、職権上委員となる。郡の衛生部長がないときは、行政機関の議長は、郡内の町若しくは村の衛生官(health officer)、郡若しくは郡部委員会に含まれる市の衛生官若しくは衛生局長、又は郡公衆衛生委員会(county public health committee)の医師たる委員をその代りに任命することができる。

4. 任命された委員会の委員は、義務怠慢、事務上の非行又は違法行為のかどにより、非違について書面による陳述を行ない、それについての聴聞の機会を与えた上、任命した官吏がこれを免職することができる。

5. 委員会の委員は、地方予算によってこれに充てる旨定められた日当の報酬を受けることができる。このほか、実際に要した必要経費は、当該委員会の他の経費と同様に監査し、支払うことを認める。

6. 委員会は、市又は郡の政府機関であり、当該機関に関する法律及び必要要件の適用を受ける。

7. 委員会又はその委員に課せられた任務を遂行する上において委員会が要した費用は、それぞれ、市又は郡の他の費用と同様に、監査し、賦課し、徴収し、支払うものとする。ただし、郡委員会の管轄権が郡の一部を含む場合においては、当該経費を支払うための税は、郡の当該一部にのみ賦課するものとする。

第190—c条 地域精神衛生委員会；権能及び義務

この法律及び局長の規則の規定に従うことを条件として、各委員会は次の権能を有する。

- (a) 地域精神衛生事業及び施設を調査し評価すること。
- (b) 地域精神衛生事業及び施設の計画を任命者及び行政機関に提出すること。
- (c) そのための予算額の範囲内で、上記の計画を実施し、当該予算において認められた上記の事業及び施設を維持すること。
- (d) 人頭割その他を基礎として事業及び施設の実施又は運営に関する契約を結ぶこと。
- (e) 行政機関、ニューヨーク市の場合は予算委員会の承認を得て市又は郡の他の機関による事業の実施及び施設の運営について取り極めること。
- (f) その指導監督下の事業及び施設の実施又は運営に関する諸規則をつくること。
- (g) 局長の定める基準に合致する資格を有する精神科医を、地域精神衛生委員会事務局長に任命すること。
- (h) 前号の事務局長の義務を定め、その義務の遂行を審査すること。
- (i) 局及びその代表者並びに局の施設及びその代表者との相互協定によって、精神病、精神薄弱又はてんかんを有する者の入院前の選別及び退院後の保護について協力すること。
- (j) その議長又はこれが指名した委員が、局長の任命によって地方精神衛生審議会 (regional mental health advisory committee) に加わること。
- (k) 局長の命令に従って、この章の目的を達成するため必要又は適当と認められるその他の行為を遂行すること。

第190—d条 地域精神衛生委員会事務局長；権能及び義務

1. 事務局長は、適法に課せられるその他の義務のほか、この章及び局長の規則に従うことを条件として、次の権能及び義務を有する。

- (a) 委員会の行政官吏の長として勤務すること。
- (b) 委員会が実施し、運営し又は援助する精神衛生事業及び施設の一般的な監督を行なうこと。
- (c) 委員会により又は委員会の指示のもとに実施され又は維持される事業及び施設における患者の医療について一般的な監督を行なうこと。
- (d) 事業の準備、施設の建設、そのための契約、及びこの章の目的を達成するため必要な又は望ましいその他の事項を委員会に具申すること。
- (e) 精神病、精神薄弱、てんかん及び行動障害又は情緒障害の分野における予防、リハビリテーション及び医療計画の発展及び拡張を助長すること。
- (f) その指揮下にある計画（会計決算を含む。）について委員会に年次報告を提出すること。
- (g) 任務の遂行又は精神衛生若しくは精神障害者予防の向上のため適当と思われる研究を行

なうこと。

(h) 局長の任命によって地方のため地方精神衛生審議会の委員の職務を行なうこと。

2. 事務局長は、委員会の業務に必要な官吏、雇員及び顧問を任免し、そのため予算に割り当てられ委員会の承認を得た金額の範囲内でその報酬を定めることができる。

第190—e条 地域精神衛生委員会事務局長；報酬；解任

1. 事務局長の報酬は、委員会がそのため割り当てられた予算の金額の範囲内でこれを定める。事務局長は、前記の報酬のほか、その公務遂行に必要な実費の支給を受ける。

2. 委員会は、書面により問責し、正当な通知に基づいて聴聞の機会を与えた後、事務局長を事故免職することができる。

第190—f条 市又は郡の責任

地域精神衛生事業を行なう市又は郡は、委員会の委員、その官吏及び雇員が偶発事故によって他人に危害又は傷害を加えたことから職務怠慢その他の行為を申し立てられたための請求、要求、訴訟又は決定の結果生ずる経済的損失を蒙らないよう悪意のないものを救わなければならない。たゞし、当該委員会、官吏又は雇員が、事故又は傷害の当時、この章による雇用の範囲内の任務を遂行中であった場合に限り。前記の市、郡、委員会委員、官吏又は雇員に対する本条の訴訟は、一般自治法第50—e条により請求の通知を作成して送達しない限りおこなうことができない。

第190—g条 合同精神衛生事業

1. 第190—a条に基づく合同精神衛生事業協定には、各加盟郡が分担すべき当該合同事業の按分費用を定め、加盟郡のうちの一郡の出納役が当該合同事業のための経費に使用できる金の保管者となる旨及び当該出納役が当該郡の適当な監査官又は監査機関の監査を受けた上当該目的のためその金から支払うことができる旨を定めなければならない。この協定には次の条項を定めることができる。

(a) 事業及び施設の共催若しくは共同運用、又は契約に基づく一加盟郡の他の加盟郡に対する事業及び施設の実施又は運用

(b) 加盟郡の間における委員会委員の任命の割当

(c) 特別の目的のためには、合同委員会の官吏及び雇員は一加盟郡のみの官吏及び雇員であるとみなすこと。

(d) この章の目的を達成するため必要又は適当なその他の事項

2. 他に別段の定めがなく、前後の関係から別に要求されていない限り、一般に地域精神衛生事業に関するこの法律の規定（局長、行政機関並びに地域精神衛生委員会及び同事務局長の権能及び義務、並びに地域精神衛生委員会委員及び同事務局長の任命に関する規定を含む）がこ

れに限らない。)は、合同精神衛生委員会に適用する。

第190—h条 任命の資格

一般法、特別法又は地域法の矛盾した規定にかかわらず、何人も、その者がいかなる他の公職、公務又は公共信託を有していてもこの章の中の又はこの章に基づく審議会の委員又は事務局長として任命される資格に欠けることはない。又、何人も、この章による当該任命を理由としていかなる公職、公務又は公共信託の資格を欠き又はこれに対する権利を失なうことはない。

第190—i条 定義

この章における用語の定義。

1. 「行政機関 (Governing body)」とは、
 - (a) ニューヨーク市外の郡の場合には、郡委員会 (county board of supervisor) その他の選挙による行政機関、
 - (b) 市の場合、市自治法第10条の定義にいうその「地方立法部 (local legislative)」をいう。
2. 「精神障害 (Psychiatric disorders)」とは、精神病、精神薄弱、てんかん、又は行動障害若しくは情緒障害をいう。
3. 「精神科診療所 (Psychiatric clinics)」又は「精神科業務 (psychiatric services)」若しくは「精神科施設 (psychiatric facilities)」には、精神障害者又は精神障害を有する者のための診療所、業務、又は施設を含む。
4. 「委員会 (Board)」とは、市、郡又は郡部の地域精神衛生委員会をいう。
5. 「事務局長 (Director)」とは、地域精神衛生委員会事務局長をいう。
6. 郡の「行政機関の議長 (chairman of the governing body)」とは、当該機関の議長をいう。ただし、郡に郡行政官 (county executive) 又は郡管理官 (county manager) があるときは、当該行政官又は管理官をいう。
7. 市の「行政官吏の首長 (chief executive officer)」とは、当該市の市長 (mayor) をいう。ただし、市に市管理官 (city manager) があるときは、当該管理官をいう。

第 191 条 州の補償を受ける市又は郡の資格

1. 市及び郡が局長の規則によって行なった地域精神衛生委員会の経費は、この章の定めるところにより州の補償を受けるものとする。前記の補償は、当該委員会を設置し、そのための予定経費について局長に計画を提出し、当該計画についてその承認を得た後、次の施設及び業務のいずれか又はすべてを設置運営した市及び郡に対して行なう。

- a. 外来精神科診療所 (outpatient psychiatric clinics)。
- b. 一般病院及び非営利公認私立施設における精神科入院患者業務 (inpatient psychi-

atric services)。

c. 精神障害者に対する精神科リハビリテーション業務（仮退院した（ released on convalescent status or community status ）患者又は当該施設の元患者に対する当該業務を含むがこれに限定されない）。

d. 委員会の管轄及び監督の下に精神衛生の有資格者が学校、裁判所、保健及び福祉機関その他適当な機関に対して行なう相談業務及び教育的業務

2. 地域精神衛生委員会の経費は、当該施設の直接若しくは合同運営によって生じたか、契約の条項によって生じたか、又はこの章の規定に基づくその他の協定によって生じたかにより、局長の規定に従って、補償を受けるものとする。

第191-a条 州の補償の決定

1. 州は、第191条に基づいて、各市又は郡に補償すべき経費として、市又は郡の会計年度中に支出した額の50%を支払う。ただし、局長は、市、郡又は郡部の人口1人について1ドル50セントに等しい額をこえる予想額の州補償を含む市、郡又は郡部の会計年度予算を承認するにあたっては、その場合に応じて、当該市、郡又は郡部が少なくとも前会計年度の総経費の1人当りのドル額に等しい額まで総経費の1人当りのドル額を維持する旨の合意並びに当該市、郡又は郡部が州の地方精神衛生事業のための局長の全州に亘る計画に従って前会計年度の計画を拡張展開その他改善する旨の合意に基づいてその事前承認を条件とすることができる。

2. 合同郡精神衛生事業を行なう郡に関しては、補償すべき経費は、当該合同事業を行なう協定に定められた郡の割当経費とする。

3. a. 補償すべき経費には、資格があり必要な人員の俸給、契約を通して供与される承認された施設及び事業、運営、維持及び事業費用、地方精神衛生審議会が主催する計画その他の活動に出席又は参加するため要する費用、及び第191条によって局長の承認するその他の経費を含む。これには資本追加又は改善の費用、委員会の委員の報酬（公務遂行中に生じた必要な実費を除く）又は他の法律の条項によって州の補償を求めている目的のための経費を含まない。

b. 私立施設保護に対し経済的に支払うことができる患者に対して与えた給付に対する経費については、補償を行なわない。給付の費用からは、患者から受け取った手数料、及び合同精神衛生事業協定に基づいて、一つの郡が他の郡から受け取った収入を差し引くものとする。

c. 専ら学校に関連し、又は裁判所の依頼（ court referral ）に限定されて運営される精神衛生相談所その他の業務に対する経費は、当該業務が委員会の管轄下であり、かつ、その指揮監督を受けるものでない限り、補償を行なわない。

d. 公立学校に通う児童が利用でき、又はこのため設けられた精神衛生相談所その他の業務で、この章の定めるところにより補償が行なわれるものは、公立学校以外当局者の要求に基づいて、これらの学校に通学する児童にも利用させ、又はこれを設けなければならない。

4. a. 州の補償の請求は、局長の定めるところによる様式及び方式により、その定める時

に、その定める期間について行なう。

b. 局長が証明した時は、州の補償は、会計検査官の監査及び支払命令に基づき、そのため利用できる資金から州の出納役が支払う。

5. 本条及び第191条において、郡が行なった地域精神衛生経費には、郡部の計画のために郡が行なった当該経費を含む。

6. この章に関する市、郡又は郡部の人口についての決定は、州財政法第54条に定められた方式によって州の会計検査官が行なう。ただし、当該郡又は郡部の人口には、第190-a条第2項、第3項又は第4項に定めるところにより当該郡又は郡部の地域精神衛生事業に含まれない市の人口を含まないものとする。

第191-b条 手数料；地方衛生部の運営する相談所；保留条項

1. 局長の承認した地方計画に従って給付された精神衛生事業に対しては、局長の規則によって手数料を課すことができる。ただし、何人に対しても支払能力がないことを理由として給付を拒んではならない。

2. 以前地方衛生部（local health departments）が運営していた精神衛生相談所（mental hygiene clinic）は、関係市又は郡の行政機関が決定するところにより、委員会の指揮下に置き、又は、地方衛生部の指揮下に存続することができる。

3. この法律は、州の補償を受けない既存の精神衛生事業若しくは施設の存続、及び新しい事業及び施設の開設を妨げるものと解釈してはならない。

第 9 条

薬物嗜癖 (Drug Addiction)

- 第 200 条 目的の宣言
- 第 201 条 薬物嗜癖審議会 (Council on drug addiction)
- 第 202 条 局の薬物嗜癖室 (Drug addiction unit) ; 局長の特別補佐
- 第 203 条 薬物嗜癖及び薬物嗜癖者に関する局長の権能及び義務
- 第 204 条 薬物嗜癖者のための特別の病院施設
- 第 205 条 薬物嗜癖者の特別施設への任意入院
- 第 206 条 裁判所の証明又は執行猶予 (probation) による薬物嗜癖者の入院
- 第 207 条 特定の薬物嗜癖者の後保護 (aftercare) 及び監督 (supervision)
- 第 208 条 麻薬嗜癖逮捕者拘置法 (The arrested narcotic addict commitment law) ;
標題
- 第 209 条 定 義
- 第 210 条 抑 留
- 第 211 条 特定の麻薬犯罪のため逮捕された被告人についての裁判前の手続
- 第 212 条 非麻薬犯罪のため逮捕された被告人についての裁判前の手続
- 第 213 条 麻薬嗜癖者の拘置, 後保護及び棄却
- 第 214 条 決定は有罪宣告ではないこと
- 第 215 条 適用年月日
- 第 216 条 分離条項

第 200 条 目的の宣言

薬物嗜癖の疾病に起因する人間の苦悩及び社会的並びに経済的損失は、州民の重大関心事である。薬物嗜癖の疾病に直接間接に起因する警察、刑事及び医療のための費用は膨大なものであり、薬物嗜癖の疾病の影響と戦うべき広範な計画を連邦、州、地域社会及び個人並びに私立機関の相関結合した努力を通じて発展させ成就することが緊要である。この章の目的は、前記の計画及び示された目的に向っての努力の結果をはかることにある。この法律の逮捕された嗜癖者を取り扱った部分は、これらの逮捕された嗜癖者で自身の救済を求めているもの及びその社会に対する最大の侮辱が自身の嗜癖であるものを、すみやかに、公正に効果的に医療保護及び後保護監督に移す方法を定めることを目的としている。

第 201 条 薬物嗜癖審議会 (Council on drug addiction)

1. ここに薬物嗜癖審議会を設置する。審議会は、職務上当然なるべき (ex affico) 常任委員として、精神衛生局長、矯正局長、保健局長、産業局長 (industrial commissioner)、法務局長 (attorney general)、予算局長 (director of the budget)、仮釈放審査会議長

(chairman of the board of parol) 及び青少年局長 (director of the division for youth) 並びに知事が州政府外部から任命する 9 人の委員をもって組織する。州政府外からの委員のうちの 1 人は議長として 1 人は副議長として、知事が随時指名とするとともに従ってその職を行なう。職務上当然なるべき委員は、その代りに審議会において職を行なうべき局の代理人を指名することができる。

2. 審議会の任命委員の任期はおのおの 3 年とする。ただし、最初に任命された委員のうち 3 人は、1963 年 12 月 31 日、3 人は 1964 年 12 月 31 日、3 人は 1965 年 12 月 31 日までの任期とする。欠員は、残任期間についての任命によって補充する。任命委員は、後任者が任命され資格審査が終るまで在任するものとする。

3. 審議会は、毎年少なくとも 2 ヶ月ごとに開くものとし、議長の招集によって特別の会議を開くことができる。局の薬物嗜癖室 (drug addiction unit) は、審議会の庶務及び調査業務を行なう。

4. 審議会の委員は、報酬を受けないが、予算の範囲内において、公務執行中に生じた必要な実費の弁済を受ける。州政府外から任命された審議会の委員は、これを州の雇員とみなしてはならない。

5. 審議会は、執行又は命免の義務を有しない。審議会は、次の事項について局長に助言を行なう。

(a) 薬物嗜癖の予防及び管理、薬物嗜癖者の診断、治療及び管理のため連邦、州、地方及び私立の適当な事業及び施設の利用による広範囲に亘る発展のための大規模な計画の企画並びに状況に応じ当該計画の改正。

(b) 他の連邦、州、地方及び私立の機関と協力して薬物嗜癖の分野における教育、予防、診断、治療、リハビリテーション及び管理についての統一計画の増進、発展、建設、統合及び指導。

第 202 条 局の薬物嗜癖室；局長の特別補佐

局長は、局に薬物嗜癖室を置き、この法律に基づく局長の権能及び義務を行使させる。局長は、局の薬物嗜癖室の長に特別補佐を任命する。特別補佐の唯一の責任は、局長の指揮を受けてこの法律による薬物嗜癖及び薬物嗜癖者に関する局長の権能及び義務を行使し又は行使させることにある。局長は、この法律の規定を実施するため薬物嗜癖の分野に関して教育、訓練及び経験において資格を有する補佐、顧問その他の者を薬物嗜癖室に雇用することができる。局長は、薬物嗜癖室の職員を特別薬物嗜癖官 (special drug addiction officer) に指名することができる。その任務は、局長又は局の薬物嗜癖室長の命令を受けて、この法律の定めるところにより、薬物嗜癖者を後保護監督から入院治療に復帰させ、薬物嗜癖者を訪問監督し、又は薬物嗜癖者を裁判所に引き渡し若しくはその管理から受け取ることにある。特別薬物嗜癖官の職にある前記の職員は、その公務遂行中保安官のすべての権能を有する。

第 203 条 薬物嗜癖及び薬物嗜癖者に関する局長の権能及び義務

局長は、次の権能を有する。

1. 州の需要を観察分析し、この法律に基づいて認められた薬物嗜癖審議会の助言を得て、薬物嗜癖の予防及び管理、薬物嗜癖者の診断、治療及びリハビリテーションのため、連邦、州、地方及び私立の事業及び施設を利用しての広範囲に亘る発展のための大規模な計画を企画し、並びに状況に応じてこれを改正すること。

2. この法律に基づいて設置された薬物嗜癖審議会の助言及びこれまでに設置された若しくは今後設置される局内の審議会若しくは委員会で薬物嗜癖の局内協力及び計画発展の責任を課せられたものの援助を得て、前項において企画された大規模な計画に基づき、必要な他の連邦、州、地方又は私立の機関と協力して、薬物嗜癖の分野における教育、予防、診断、治療、後保護、地域社会付託、リハビリテーション及び管理の統一計画を推進し、発展させ、制定し、調整し、指揮し、予算の範囲内において、当該計画を実施し執行すること。

3. 単独に又は他の公私機関と共同して、薬物嗜癖の基礎的、臨床的、疫学的、社会学的研究及び統計調査を指揮し、実施すること。

4. 単独に又は他の公私機関と共同して、薬物嗜癖に責任ある医学生、医師、看護婦、ソーシャル・ワーカーその他に対し、薬物嗜癖の予防、診断、治療、リハビリテーション及び管理について教育及び訓練を行なうこと。

5. 公衆の理解、関心及び援助を促進するために薬物嗜癖の性質及び結果並びに予防及びリハビリテーションの可能性について公衆教育を行なうこと。

6. 薬物嗜癖者及び潜在薬物嗜癖者 (potential drug addicts) を助けるため州内において利用できる公立及び私立の事業及び施設に関する情報を普及すること。

7. 州における薬物嗜癖者及び薬物嗜癖に関する情報を集め、統計その他の記録を続けること。医師、歯科医師、獣医師その他麻薬の管理及び職業上の施用を許された者、又は薬剤師、病院、診療所、薬局その他麻薬の調剤を認められた者及び麻薬若しくは麻薬施用者に関する義務を遂行するすべての公務員は、局長が規程、規則又は命令によって要求するこれに関する情報を報告し、提供する義務がある。

8. 21才未満の思春期 (adolescent) 及び若年成人 (young adult) の薬物常用者 (drug users) の治療、訓練及びリハビリテーションのための特別の施設を設け、当該特別の施設へ上記へ薬物常用者を入院させ又は転院させ並びに条件付退院 (conditional release) 及び退院について規則を定めること。

9. モルヒネ、ヘロイン又は類似の麻薬を常用している又は常用していた在監者 (prisoner) 及び仮出獄者 (parole) に関して矯正局 (department of correction)、仮出獄部 (division of parole) その他州のこれに類似した部局に対し、精神医学的、医学的及び心理学的役務を提供すること。当該在監者及び仮出獄者に関して矯正局及び仮出獄部に提供する上記の業務は、この法律の第1条の規定に基づいて行なわなければならない。

10. 予算、贈与、下賜金、不動産又は動産遺贈により利用できる金額の範囲内で、この章の目的を達成するために必要な、望ましい又は適当なことを行ない又は行なわせるため公共又は私立機関との結び協定を含むがこれに限らない協定を行なうこと。

11. この章の規定に基づく特別な施設への入院手続に関する諸規則を制定し、その様式を定めて配付すること。入院は、当該諸規則に従い、かつ当該様式によつてのみ許可される。

12. 裁判所その他この章によつて認められた公共機関の治療、後保護、監督又はその管理下にもどすため薬物嗜癖者の輸送を行ない、又はこの章の定めるところによつて局長が証明した特別な病院施設の長にこれを輸送することを許可すること。

第 204 条 薬物嗜癖者のための特別な病院施設

局長は、この法律の第60条に列挙した施設の中に病棟又は病室を設け、又は特別な病院を設け、これをこの章の規定に基づいて入院させた麻薬常用嗜癖者の研究、保護、医療、治療及びリハビリテーション専用にあてなければならない。局長は、この章が規定する入院方法のおのおの中から当該施設への入院に対する優先権を定めることができる。

第 205 条 薬物嗜癖者の特別施設への任意入院

薬物嗜癖者の保護及び医療の特別施設として局長が証明した州立病院又は施設の長又は管理に当たる医師は、局長の定める諸規則に従つて、保護及び医療に適した薬物嗜癖者で任意入院を申し込んだものをこれに患者として収容留置することができる。その者が21才未満で未婚であり、かつ、扶養家族又は両親、法定後見人若しくは近親者の管理を受けているものであるときは、前記の申し込は、当該両親、法律上の後見人又は近親者がその者に代つてこれを行なうことができる。当該病院又は施設の長又は管理に当たる医師は、当該薬物嗜癖者にとって最も利益になると認めるときは、保護及び医療のため30日をこえない期間、及びその後、その者が21才以上のときは本人から、その者が21才未満のときは入院のとき本人に代つて申込をした者から、当該病院又は施設を退院する意思について書面による通知を受け取つてから15日後までは留置することができる。施設の長又は管理に当たる医師は、当該薬物嗜癖者の入院の日から10日後はいつでも局に書面による証明を提出して当該薬物嗜癖者で回復したもの又は回復はしていないが施設における治療に適しないものを退院させることができる。

第 206 条 裁判所の証明又は執行猶予（probation）による薬物嗜癖者の入院

1. 薬物嗜癖と申し立てられた者で精神病でないものが居住する郡若しくは地区の記録裁判所の判事又はいずれの記録裁判所の判事も、その者は21才以上であり、モルヒネ、ヘロインその他類似の麻薬嗜癖の理由によつて当該施設における保護及び医療を受ける必要がある旨を示す、第2条の定義による少なくとも2人の鑑定医が行なつた書面による証明に基づき、下記に定める方法によつて、局長が薬物嗜癖者の保護及び医療のための特別施設を有するものと証明

した州立病院又は施設にその者を証明することができる。上記の証明書には、各鑑定医の鑑定の根拠となった事実及び状況を特別に述べ、当該診察の結果を示さなければならない。当該証明書の文面には、これを作成する各鑑定医が薬物嗜癖と申し立てられた者を直接検査した旨及び当該検査は証明に対する申請の10日以内前に行なわれた旨を明らかにしなければならない。

2. 薬物嗜癖と申し立てられた者と同居し若しくは同一家屋にいるかもしれない者、夫、妻、父、母、兄弟、姉妹若しくは子、有効な最も近い親族、又は薬物嗜癖と申し立てられた者自身は、命令を申請する理由となった事実についての陳述を含めた簡単な申請書 (brief petition) を提出することによって、その者を当該病院又は施設に証明する命令を申請することができる。当該申請書には、本条第1項に定める鑑定医の証明書及び施設の長の同意書を添付しなければならない。薬物嗜癖と申し立てられた者が申請を行なう場合を除き、当該申請を行なう日時及び場所についての通知は、その中に申請が行なわれると明記した日の少なくとも1日前に、薬物嗜癖と申し立てられた者に交付送達するものとする。申請書の謄本は、当該通知とともに送達するものとする。当該申請を受けた判事は、その裁量によって、同様の通知を薬物嗜癖と申し立てられた者の夫、妻、父、母又は近親者に交付送達又は郵便送達するよう命じなければならない。薬物嗜癖と申し立てられた者から又はその者のために審判の申請が行なわれない場合において、その者がこの章の第209条の定義にいう嗜癖者であり、その者を当該施設に抑留することがその者の利益を助長し、その健康を増進させると確信したときは、判事は、直ちに、この章の定める方式によってその定める期間当該施設に抑留するためその者をこれに証明する命令を発することができる。当該判事は、その裁量によって、申請書及び鑑定医の証明書のほかに他の証拠を要求することができる。判事は、その者又はこれに代る者の請求があったときは、当該命令の日から5日以内に当該申請の審判を行なうべき命令を発しなければならない。判事は、職権によって前記の命令を発することができる。この命令は、申請に利害関係のある当事者及び判事がその裁量で指定する者に送達するものとする。前記の判事又は最高裁判所判事は、当該通知に示された日時及び場所又は判事又は最高裁判所判事が指定した日時及び場所において、当該申請に対して行なわれる証言を審理しなければならない。又、適当と認めるときは、薬物嗜癖と申し立てられた者を鑑定することができる。審理、提出された証拠、並びに提出された申請書及び証明書に基づいて確められた事実から、その者がこの章の第209条の定義にいう嗜癖者であり、その者を当該施設に抑留することがその者の利益を助長し、その健康を増進させると確信したときは、判事は、その者を当該病院又は施設に証明する命令を与えなければならない。その抑留期間は、回復期の保護 (convalescent care) を含めて12ヶ月をこえない期間、又は当該施設の長若しくは管理に当たる医師がその者の適当な治療のため必要であると判断する12ヶ月以内の期間、又は次に定めるところにより当該期間の経過前に退院するまでの間とする。施設の長又は管理に当たる医師は、局長が定める規則に従って、薬物嗜癖者に対して仮退院 (convalescent status) を認めることができる。

申請書、鑑定医の証明書、本条に定めるところにより審理続行を命ぜられたときはその命令

書、判事の決定書、証明の命令書は、当該薬物嗜癖者が入院する際、入院すべき病院又は施設の長又は管理に当たる医師に提出するものとし、謄本は、施設の長又は管理に当たる医師が薬物嗜癖者の居住する郡の書記の事務所に整理保管のため送付するものとする。ただし、判事は、前記により郡の書記事務所に整理保管されたすべての当該書類及び当該手続のすべての書類を封印し、改めて裁判所の命令があったとき、手続の当事者又は当然利害関係を有する者に限り閲覧させるよう命令しなければならない。

3. 本条に基づいて証明された者又はその代理の親族若しくは友人は、本条第2項に定めるところによって証明の命令が与えられてから30日以内に、証明を行なった最高裁判所判事以外の最高裁判所の最高裁判所判事に対して当該命令の再審を申請することができる。当該最高裁判所判事は、これに基づき、精神病患者の補佐人を任命する手続の場合に準じて陪審員を招集させ、上記補佐人を任命するため法律に定めた手続と同じ方式によってその者の薬物嗜癖についての争点を審判しなければならない。陪審員がその者は薬物嗜癖者であると評決したときは、申請を受けた最高裁判所の当該最高裁判所判事は、その事実を証明し、その者を当該病院又は施設の保護及び拘束に証明しなければならない。証明に基づく手続は、控訴の係属中中止されることはない。ただし、必要と認められる薬物嗜癖と申し立てられた者の一時的保護及び監禁についての条項を付して、最高裁判所判事の命令によって、通知が行なわれ、かつ、審理の後に行なわれる場合を除く。薬物嗜癖と申し立てられた者の証明の申請を拒否した場合においては、判事は、当該拒否の理由を書面で述べなければならない。又、申請を行なう者は、申請が薬物嗜癖と申し立てられた者に代って行なわれる場合において本条に明記する方式により最高裁判所の最高裁判所判事に申請することができ、証明書は、本項に定める陪審員の評決後に提出することができる。

4. 当該病院又は施設に証明された者のために人身保護令状が出され、当該令状に戻す審理の際、その者は適当に釈放されることが明らかになったときは、審理を行なう判事又は最高裁判所判事は、その旨命じなければならない。ただし、その者の状態が更に治療を受けることが望ましいことが明らかになったときは、再び当該病院又は施設の保護及び拘束に戻さなければならない。

5. 精神衛生局長は、施設の長又は管理に当たる医師の書面による要求に基づき、命令により、本条に従って当該病院又は施設に証明された薬物嗜癖者を薬物嗜癖者の保護及び医療のための特別な施設を有する他の州立病院又は施設に移送することができる。当該命令及び当該移送は、当初の証明の期間を延長するものと解釈してはならない。

6. この法律に従って薬物嗜癖者を精神病院に入院させ又は証明することは、合衆国又はニューヨーク州の市民としての当該薬物嗜癖者の権利を喪失させ、又はこれを奪うものではない。精神病院に入院させられ又は証明された者の登録又は投票の権利を奪い又は制限する選挙法の規定も当該嗜癖者には適用しない。又、当該薬物嗜癖者の入院、証明又は医療に関する事実又は手続も、裁判所における訴訟において本人に不利に又は本人の同意なくして用いることがで

きない。

7. 施設の長又は管理に当たる医師は、薬物嗜癖者の入院の日から10日後はいつでも、局に対して書面による証明を提出して、当該薬物嗜癖者で回復したもの、又は回復していないときは当該特別の施設における治療に適しないものを退院させることができる。

8. 本章のいかなる規定も、薬物嗜癖者の保護及び医療のための特別施設を有する州立病院への入院についての資格を、本条に従って拘置され又は拘置を証明された者に対して制限するものと解釈してはならない。

9. 法律上刑事管轄権 (competent criminal jurisdiction) を有する裁判所は、当該裁判所が薬物嗜癖者に課する執行猶予 (probation) 又は宣告猶予 (suspending sentence) の期間中の条件として局長の書面による同意を得、定員に余裕があるときは当該嗜癖者を局内の特別施設に拘置することができる。局長は、当該薬物嗜癖者に対し執行猶予期間中の医療計画 (監禁から解放して後保護を行なうことを含む。) を定めることができる。執行猶予又は宣告猶予期間中の嗜癖者についての刑事裁判所を通じての拘置に関しては、本条前項の規定は適用しない。局長によるその者の管轄権及び管理は、裁判所が課する執行猶予の最大期間と同一期限とする。局長は、その保護下にある嗜癖保護観察者の経過に関して裁判所が要求する報告書を裁判所に送付し、当該医療計画のため設けられた諸規則に従うこと、定められた医療を受けること又はその者が入るべき後保護計画を引き続き受けることについて嗜癖者が履行を怠り又はこれを拒んだときは、直ちに裁判所にこの旨報告しなければならない。当該特別施設に当該薬物嗜癖者を拘置した日から10日後は、いつでも、局長は、当該薬物嗜癖者で回復したもの又は回復していないが当該特別施設における治療に適しないものをその管轄権を有する裁判所に戻すことができる。

第 207 条 特定の薬物嗜癖者の後保護 (aftercare) 及び監督 (supervision)

局長は、入院医療の定められたコースを終了した薬物嗜癖者が監督及び後保護医療によって利益を受けると認めるときは、当該薬物嗜癖者を対象とする当該保護及び監督の計画をたて指導しなければならない。私立機関及び州の内部部局機関による上記監督及び後保護のための施設及び計画は、局長の定める基準に合致するか否かについて局長がこれを審査し承認しなければならない。局長は、薬物嗜癖者を解放して後保護を受けさせる規則及び基準を制定しなければならない。局長は、局の管轄下にある他の患者に適用される手続に従って薬物嗜癖者を後保護監督から入院医療に戻す権能を有する。保安官は、局又は当該薬物嗜癖者を戻すべき入院施設の代理者の要求に基づいて、当該薬物嗜癖者を拘置するため当該代理者を援助する義務がある。

第 208 条 麻薬嗜癖逮捕者拘置法 (The arrested narcotic addict commitment law) ; 標題

この法律の第208条から第215条までを、「麻薬嗜癖逮捕者拘置法」と呼ぶ。

第 209 条 定 義

この法律において、「麻薬嗜癖者 (narcotic addict)」とは、検査の時、阿片、ヒロイン、モルヒネ又はこの種の合成薬物 (synthetic drug) に頼っている者、又は逮捕の当時これらに頼っていた者をいう。「麻薬嗜癖者」には、医師の合法的な処方箋に従ってこれらの麻薬のいずれかを使用し又は受け取る者を含まず、又、前記の麻薬のいずれにも頼っていないが、バルビツル酸塩 (barbiturates)、大麻 (cannabis) 又はコカインを使用し又はこれに頼っている者を含まない。

第 210 条 抑 留 (detention)

1. 刑法上の罪で逮捕された被告人 (defendant) で、拘束中に麻薬の常用嗜癖者であると述べ、若しくはその症状を示すもの、又は麻薬の罪で逮捕されたもので、その者が本当に嗜癖者であるか否かを決定するため医学的検査を要求し又はこれに反対しないものは、当該医学的検査を受けなければならない。この検査は、被告人を警察の拘束から、通例逮捕された者の保護及び拘束の責を有する裁判所、矯正局その他抑留する官吏又は施設の保護に移した後できるだけ早く行なわなければならない。局長は、当該被告に面会し並びにこの法律による決定に至るすべての記録、検査及び報告を入手することを許されるものとする。

2. 被告人の罪状認否 (arraignment) 及びこれに付随する手続以外の、当該被告の参加が求められるすべての訴訟手続及びこの法律に定められた手続は、この検査、診断及び医学的に必要なときは解毒 (detoxification) が終るか、又は当該検査が始まった日から10日の期限が過ぎるかいずれか早い日までこれを延期する。

3. 検査、診察及び解毒を行なう任務を有する適当な医学当局者の要求があったときは、警察又は拘束をする者が行ない、かつ、診断の目的に関係がある被告に関する記録又は観察は、そのためにこれを利用させるものとする。一般に認められた医学的手続、検査及び治療 (抗麻薬剤 (narcotic antagonists) の使用その他一般に認められた技法を含むがこれに限らない。) は、検査、診察及び治療の期間中利用すべきである。被告人は、この期間又はここに明記した医学的監督の10日の期限のいずれか早い方が終るまで保釈 (bail) を許さないものとする。

4. 被告人が麻薬嗜癖者でないと診断されたときは、医学当局者は、直ちに被告の罪が係属中である裁判所に対して、証明された報告においてその事実を支持した所見を伝えなければならない。被告人が麻薬嗜癖者であると診断されたときは、被告人は、直ちにこれを解毒するため治療の医学的監督のコースを受け、医事当局は、直ちに、被告人の罪が係属中である裁判所に対して、証明された報告の中でその事実を支持した所見を伝えなければならない。当該被告人の解毒が10日の期限前に完了したときは、医事当局は、直ちに、その事実を裁判所に通知しなければならない。被告人及び地方検事には、ここに詳記した証明された報告の謄本を与えなければならない。

5. いかなる場合においても、本条による解毒の要求、又はその者の検査又は解毒に関連してその者が医事当局者に対して行なった陳述は、いかなる刑事手続においても本人に不利となるように使用することができない。又、本条に従って行なわれたすべての訴訟手続、訴訟、尋問、観察、記録又は報告は、被告が麻薬嗜癖者であるか否か、及びその者をこの法律の規定に基づいて嗜癖者として民事拘置すべきであるかを決定する場合には裁判所は、これを利用しなければならず、これを考慮に入れることができる。

第 211 条 特定の麻薬犯罪のため逮捕された被告人についての裁判前の手続

1. 1963年1月1日以後逮捕され、麻薬所持若しくは販売の意図を持った麻薬所持、又は当該犯罪の未遂若しくは共同謀議を含む罪を問われた者は当該犯罪が人をこの法律にいう麻薬嗜癖者にするような薬が係りがあるとき、又は皮下注射筒若しくは注射針の所持若しくは所持未遂の罪を問われた者が、本条第6項にあげる場合を除き、予審判事 (committing magistrate) の前で行なう罪状認否に当り、その者が問われている未決の罪について告げられる際、麻薬嗜癖者として、病院施設へ 民事拘置 (civil commitment) を裁判所が考慮してくれるよう要求することができる旨を告げなければならない。

この外、その者が前記の要求を行なったときは医学的検査に付し、麻薬嗜癖者であると診断されたときは強制民事拘置及び後保護監督 (aftercare supervision) に付される旨及び裁判所がこれを命令しその者がこの医学的監督入院患者及び後保護計画を好成績で完了したときはその者にかけられた刑法上の罪は除却される (abate) 旨を告げなければならない。

2. 被告人は、裁判所の裁量によって、この要求を行なうため罪状認否後最大限5日の猶予を与えられるが、当該要求は、その間に、被告人が保釈その他で拘束をとかれたときは、裁判所はこれを受理しない。被告人には、5日をこえない上記の正当な遅延に対するその権利について知らせるものとする。被告人がこの法律の第210条に定めるところにより医学的検査、診断又は解毒を受けているときは、この期間は、ここに定めるところにより10日までは延長することができる。保釈を許され、若しくはその他拘束をとかれ、又は期日までに要求をしなかったときは、被告人は、この法律の規定によって麻薬嗜癖者として病院施設へ民事拘置することを禁ぜられる。たゞし、要求を期日までに行なわなかった有効にして十分な理由を示した場合を除く。

3. 被告人が、麻薬嗜癖者として病院施設に民事拘置するよう裁判所に考慮を求め、検査又は解毒を受ける要求の時期に間に合わないときは、裁判所は、この法律の第210条に定めるところによる検査、診断が医学的に必要なときは解毒、及び証明をたゞちに手配するよう拘束している当局に指示しなければならない。

4. 本条による民事拘置を要求した被告人が麻薬嗜癖者でない旨医事当局が証明した所見を反論したときは、裁判所は、すみやかに審判を命じなければならない。当該審判に当り、裁判所は、証明された報告の内容を考慮するほか、被告人について申し立てられた嗜癖に関して提出

されるその他の関係情報を考慮することができる。証明された報告に含まれた所見に基づき、又は当該報告に含まれる信頼できる証拠の優勢に基づく審理の場合において、裁判所は、被告人が麻薬嗜癖者であるか否かいずれかを決定しなければならない。

5. 裁判所が被告人は麻薬嗜癖者でないと決定したとき、又は被告人が病院施設への民事拘置を要求しないか若しくは本条第2項の規定によってこれを要求することを禁じられているかいずれかのとき、又は被告人は裁判所によって麻薬嗜癖者であると決定されたが本条第6項及び第7項の規定に従って民事拘置を拒否されたときは、被告人は、刑事問責に應ずる（answer the criminal charge）ためこれを拘留しておくものとする。これらのいずれの場合においても、被告人にはこの決定がおりるまで監禁されて過す時間に対して全期間通算が認められる（be given full credit）。被告人は麻薬嗜癖者である旨裁判所が決定したその他すべての場合においては、被告人は、入院治療及び後保護監督のため民事拘置を命ぜられるものとする。

6. 裁判所が被告人は麻薬嗜癖者であると決定した場合においても、裁判所は、次の場合には当該被告人を民事拘置にすることができない。

(a) その者に対する以前の重罪の嫌疑が係属中であり、当該訴追手続が最終的判決に至らないか、又は未だ残っている仮釈放の時期を含めて当該事件に対する判決が完了していないとき。ただし、仮釈放審査会の管轄下にある仮出獄者は、当該審査会の要求があったときは、民事拘置を受ける資格がある。

(b) その者が以前二つ以上の重罪について有罪とされたことがあるとき。

(c) その者が以前3回別件で逮捕された結果3回以上麻薬嗜癖の理由で本法により民事拘置されたことがあるとき。

(d) 被告人に対して係属中の事件において申し立てられた薬の量が、被告人自身の麻薬常習を支えるに必要であるよりも非常に大量であるとき。

(e) 麻薬嗜癖者の病院保護及び医療又はその後保護監督のため精神衛生局長が証明した施設が拘置を求められた時に不適當であるとき。当該施設の不適當が続く限り、民事拘置の決定を行なう裁判所は、重罪の薬物の嫌疑で逮捕された麻薬嗜癖者に対する当該拘置を拒否しなければならない。又、その裁量の範囲内において、軽罪の嫌疑（misdemeanor charges）で逮捕された麻薬嗜癖者に対してこれを拒否することができる。

(f) 被告人を民事拘置することが正当な主張（interest of justice）にならないとき。

7. 裁判所は、被告人が麻薬嗜癖者であり、本条前項の規定によって民事拘置を禁じられていないと一旦決定したときは、被告人を民事拘置する前に、精神衛生局長から薬物嗜癖者の保護及び医療の特別の病室を有するものとして局長が証明した施設に被告人を受け入れることに同意する旨の書面による証明を入手しなければならない。当該証明をする局長は、治療から利益を受ける被告人の能力及び適当な施設の利用価値に対して考慮を払わなければならない。

第 212 条 非麻薬犯罪のため逮捕された被告人についての裁判前の手続

1. 逮捕された者の保護及び拘束に任ずる官吏及び施設は、被告人に対する告訴が係属中である裁判所に対し、その者が嗜癖者であるか否かを決定するため医学的検査を受けている被告人及び犯罪のため逮捕されたがこの法律第211条第1項に示した犯罪のいずれにも該当しない被告人について、直ちに報告しなければならない。

2. 前項の報告を裁判所が受け取った後当該被告人の最初の罪状認否の際、被告人に対しては、麻薬嗜癖者として病院施設に民事拘置することを裁判所が考慮するよう要求することができる旨を告げなければならない。ただし、被告人が保釈その他拘束をとかれていないことを条件とし、本条第6項に列挙する場合を除く。被告人に対しては、この外、被告人が前記の要求を行なって麻薬嗜癖者であると診断された場合において裁判所が命じたときは、強制民事拘置に付される旨、及びこの医学的監督下の入院及び後保護計画を好成績で完了したときはその者について係属中であつた刑法上の罪は除却される旨を告げなければならない。

3. 当該被告は、裁判所の裁量によって、この要求を行なうため罪状認否後最大限5日の猶予を与えられるが、当該要求は、その間に、被告人が保釈その他で拘束をとかれたときは、裁判所はこれを受理しない。被告人には5日をこえない上記の正当な遅延に対するその権利について知らせるものとする。被告人がこの法律の第210条に定めるところにより医学的検査、診断又は解毒を受けているときは、この期間は、ここに定めるところにより10日までは延長することができる。保釈を許され、若しくはその他拘束をとかれ、又は期日までに要求をしなかったときは、被告人は、この法律の規定によって麻薬嗜癖者として病院施設へ民事拘置することを禁ぜられる。

4. 本条による民事拘置を要求した被告人が麻薬嗜癖者でない旨医事当局が証明した所見を反論したときは、裁判所は、すみやかに審判を命じなければならない。当該審判に当り、裁判所は、証明された報告の内容を考慮するほか、被告について申し立てられた嗜癖に関して提出されるその他の関係情報を考慮することができる。証明された報告に含まれた所見に基づき、又は当該報告に含まれる信頼できる証拠の優勢に基づく審理の場合において、裁判所は、被告人が麻薬嗜癖者であるか否かいずれかを決定しなければならない。

5. 裁判所が被告人は麻薬嗜癖者でないと決定したとき、又は被告人が病院施設への民事拘置を要求しないか若しくは本条第3項の規定によってこれを要求することを禁じられているかいずれかのとき、又は被告人は裁判所によって麻薬嗜癖者であると決定されたが本条第6項及び第7項の規定に従つて民事拘置を拒まれたときは、被告人は、刑事問責に応ずるためこれを拘留しておくものとする。これらのいずれの場合においても、被告人にはこの判定がおりるまで監禁されて過す時間に対して全期間の通算を認められる。被告人は麻薬嗜癖者である旨裁判所が決定するその他すべての場合においては、被告は、入院治療及び後保護監督のため民事拘置を命ぜられるものとする。

6. 裁判所が被告人は麻薬嗜癖者であると決定した場合においても、裁判所は、次の場合は

当該被告人を民事拘置にすることができない。

(a) その者に対する以前の重罪の嫌疑が係属中であり、当該訴追手続が最終的判決に至らないか、又は未だ残っている仮釈放の時期を含めて当該事件に対する判決が完了していないとき。ただし、仮釈放審査会の管轄下にある仮出獄者は、当該審査会の要求があったときは、民事拘置を受ける資格がある。

(b) その者が以前二つ以上の重罪について有罪とされたことがあるとき。

(c) その者が以前3回別件で逮捕された結果3回以上麻薬嗜癖の理由で本法により民事拘置されたことがあるとき。

(d) 麻薬嗜癖者の病院保護及び医療又はその後保護監督のため精神衛生局長が証明した施設が拘置を求められた時に不相当であるとき。当該施設の不相当が続く限り、民事拘置の決定を行なう裁判所は、重罪の薬物の嫌疑で逮捕された麻薬嗜癖者に対する当該拘置を拒否しなければならない。又、その裁量の範囲内において、軽罪の嫌疑で逮捕された麻薬嗜癖者に対してこれを拒否することができる。

(e) 被告人を民事拘置することが正当な主張にならないとき。

(f) その者が以前死刑が科せられる犯罪 (capital crime) について有罪であったとき。

(g) その者が現在重罪 (felony) の罪を問われており、その罪が有罪とされ収監されることになれば判決において強制的な最少限度の期間を課される場合。

(h) その者が現在罪を問われている重罪について有罪とされ収監されるべきものとすれば、以前の重罪の有罪判決のため法定の強制的な最少限度の期間服役するよう宣告を受けるべきであるとき。

(i) 地方検事が被告人を民事拘置することに同意せず、この法律の定めるところにより、最終的な棄却 (ultimate dismissal) を条件として刑事上の罪が未決 (in abeyance) のままであるとき。

7. 裁判所は、被告人が麻薬嗜癖者であり、本条前項の規定によって民事拘置を禁じられていないと一旦決定したときは、被告人を民事拘置する前に、精神衛生局長から薬物嗜癖者の保護及び医療の特別の単位を有するものとして局長が証明した施設に被告人を受け入れることに同意する旨の書面による証明を入手しなければならない。当該証明をする局長は、被告人が治療から利益を受ける能力及び適当な施設の利用価値に対して考慮を払わなければならない。

第 213 条 麻薬嗜癖者の拘置、後保護及び棄却

1. この法律の規定による麻薬嗜癖者であると分り、これに基づいて順当に民事拘置された者は、直ちに、精神衛生局長が定める規則に従って、その定める様式により、局長が麻薬嗜癖者の保護及び医療の特別の単位を有するものとして証明した施設に移送しなければならない。民事拘置の命令は、麻薬嗜癖者を医療施設に送るものとする。この法律においてこれまでに定められた場合を除き、逮捕から上記の移送の間に遅延があってはならない。ただし、精神病、病気

又は虚弱の如き止むを得ない理由がある場合には、裁判所は、必要最少限の延期を認めることができる。ただし、当該期間中は、被告人に保釈その他拘束をとくことを許してはならない。

2. 民事拘置された麻薬嗜癖者は、局長がその者は当該入院保護及び医療から最大限の給付を受けたと確信しない限り入院保護及び医療から後保護監督に解除してはならない。この方法で入院保護及び医療から解除されたときは、旧麻薬嗜癖者は、旧嗜癖者を助けこれが麻薬使用に戻ることを救うため立案された計画を管理するのに適していると精神衛生局長が証明した後保護施設に定期的に報告することを求められるものとする。この後保護の期間中、旧嗜癖者は、家庭訪問に付され、又精神衛生局長の定める規定によって機能を果している後保護施設の定める旧嗜癖者の指導に関する妥当な規則に従わなければならない。旧嗜癖者は、適当な医学的処置、試験及び治療（抗麻薬物その他一般に行なわれている技法の使用を含むがこれに限らない。）に付されるものとする。

3. いかなる場合においても、唯一回の逮捕の結果としてこの法律によって民事拘置された麻薬嗜癖者が入院保護及び医療並びに後保護監督に付される合計期間は、全部で36月をこえることができない。

4. 麻薬嗜癖者がこの法律によって民事拘置することを命ぜられた場合においては、その者の逮捕に至った刑法上の罪は未決のままとする。裁判所が以前の嗜癖状態からして最大の期限に先立ち被告人を後保護より解放することが精神衛生局長の判断によりを正当と認められる旨の証明書を受け取ったときは、によれば最大の期限に先立って被告人の解放を正当と認める旨とする。前記の棄却は別として、当該刑事上の罪は棄却され、入院及び後保護監督は終るものと有罪であったことがなくかつ、未決の刑法上の罪が軽罪であり、被告人がかって重罪についていときは、刑法上の罪は、最初かってこの法律の規定による別件逮捕され収監されたことがな裁判所が精神衛生局長から被告の民事拘置から1年後には棄却されるものとし、当該棄却は、旨を示す証明書を受け取ったこ人はその期間中ずっと入院患者又は後保護監督に付されていた精神衛生局長が入院患者又はとにより自動的に行なわれるものとする。ただし、当該棄却は、ものではない。嗜癖者若しくは後保護患者として引き続き旧嗜癖者の監督を行なう権能を減ずるし若しくは後保護監督から失は旧嗜癖者が裁判所に戻された場合又はこれが入院保護から脱走初の民事拘置から3年後に棄却した場合を除いた、その他のすべての場合、刑法上の罪は、最期間中ずっと入院患者又は後却される。当該棄却は、裁判所が精神衛生局長から被告人はそのり自動的に行なわれるものと保護監督に付されていたことを示す証明書を受け取ったことによる。

5. 後保護監督の期間中に、旧嗜癖者が麻薬の使用に戻ったか又は差し迫ってそのおそれがあると精神衛生局長が確信を持つに至ったときは、局長の裁量によって、旧嗜癖者を再び入院患者治療に付すことができる。又旧嗜癖者が明らかに矯正の見込がないか若しくは医療に対して感応がないためそれ以上医学問題として処理できないと局長が確信したときは、これを民事拘置を命じた裁判所に身柄を返さなければならない。入院保護及び医療の期間中に、嗜癖者の

ためにも他の者のためにも、それ以上は入院保護医療又は後保護監督の必要がないと局長が認めるときは、嗜癖者の身柄を民事拘置を命じた裁判所に戻さなければならない。麻薬嗜癖者が入院保護医療から脱走し、又は後保護監督から失踪したときは、局長は、その旨を嗜癖者の民事拘置を命じた裁判所に証明しなければならない。当該証明は、嗜癖者の民事拘置を命じた裁判所にその者の身柄を戻したと同じ効力を有する。

6. 前項に規定するところにより、嗜癖者がこれを民事拘置することを命じた裁判所に戻されたときは、停止中であった刑事訴訟手続は再開される。停止中であった刑事訴訟手続が再開されたときは、被告人は、その民事拘置中及びそれ以前監禁されていた時期については課せられるいかなる宣告に対しても全期間通算を認められるが、後保護監督に付されたい時期については通算を認められない。

第 214 条 決定は有罪宣告ではないこと

被告人がこの法律にいう麻薬嗜癖者であると裁判所が決定を行なったことは、有罪決定とみなしてはならないし、又当該被告人はその決定によって犯罪者と呼ばれることはない。たゞし、その者が麻薬を使用していたかは、その者の信ぴょう性に関係あるものとして反対尋問で質問する適当な題目として残る。

第 215 条 適用年月日

1963年1月1日以後逮捕された者のみが、刑事訴訟手続に代る民事拘置を認めるこの章の規定を利用することができる。たゞし、その者のすべての以前の罪は、この法律による民事拘置の資格を決定する際、裁判所がこれを考慮するものとする。

第 216 条 分離条項

権限のある裁判所がこの法律のいずれかの部分、条項又は節句を無効であると決定したときは、当該決定は、残余の部分に及び、これをそこない、又は無効にするものではなく、当該決定が行なわれた論争に直接含まれるその部分、条項又は節句についての運用に限られるものとする。

第 11 条

雑 則

- 第 220 条 精神医学研究所 (Psychiatric Institute)
- 第 221 条 Syracuse 精神病院
- 第 222 条 精神薄弱研究所 (Research Institute for Mental Retardation)
- 第 223 条 アルコール中毒者 (inebriates) の証明
- 第 224 条 私立施設の認可
- 第 225 条 局長の勧告
- 第 226 条 人身保護令状 (Habeas corpus)
- 第 227 条 保護のため人を州内に不法に連れこむこと
- 第 228 条 精神衛生施設内患者の出産及び同施設内患者の子供の保護

第 220 条 精神医学研究所

1. 局長が以前設置した精神医学研究所は、ニューヨーク州精神医学研究所として存続する。当該研究所の目的は、精神障害者の数を減らすため、精神障害の予防、処遇及び治療についてより有効な方法を発見して適用するため、精神、脳及び神経系統をおかす疾病の原因、性質及び治療を研究し、今後設けられるべき外来部を通じて予防及び治療の方法の発展のため、患者の処遇及び治療の方法を改善するため医師その他の正規及び特別の指導講習を行なうことにある。当該研究所は、局長の指揮監督及び管理の下に置く。局長は、研究所を Wards 島の現在の位置から今後定めるべき建物に移転させなければならない。

2. 当該研究所は、そのため割り当てられた予算で、州立病院組織の一部として、局長が維持する。

3. 当該研究所の所長は、そのための特別公務員試験の後局長がこれを任命するものとし、精神医学を研究する資格がある専門家でなければならない。研究所長は、局長の指揮を受けて、本条の目的を達成するため局長が要求する義務を遂行しなければならない。研究所長は、この法律の定めるところにより、局長の指揮、監督及び管理を受けて、当該研究所並びにその中の医師その他の職員及びその任命について監督及び管理を行なう。研究所長は、議会がそのために割り当てた金額内で局長の定める年俸を受ける。州立施設は、局長が場合に依りて要求する方法で研究所と協力しなければならない。当該研究所の幹部職員たる住込医師 (Resident physician of the staff) 並びに官吏及び雇員は、局長が要求するときは、当該施設に居住しなければならないが、州立病院の官吏及び雇員に対しこの法律の定めるところにより居室及び生活手段を支給される。

4. 局長が命令したとき、研究所は、Wards 島の現在の位置から1926年の法律に定める建物にこれを移転し、その後は、当該研究所の一部として適当な患者の収容、研究及び治療のため病院部及び外来診療部を経営するものとする。患者は、局長が必要に依りて定める諸規則に

従って、これを入院させ、退院させ、仮退院させ、転院させるものとする。上記の施設において治療中の当該患者の扶助並びにその保護及び医療の費用は、研究所の維持のためあてられた金でまかなうものとする。私費患者は、医務局長 (medical director) の同意があったときは局長が定める割合でこれを入院させることができる。研究所長は、この法律が州立病院の長について定めたところと同様に、病院部の管理並びにその中の患者の保護及び医療に関して一般的権能及び義務を有する。

第 221 条 Syracuse 精神病院 (Psychiatric Hospital)

1. 1926年法律第346号によって設立された Syracuse 大学の州立精神病院は、Syracuse 精神病院として存続する。これは、局長の指揮、監督及び管理の下に置き、議会の予算割当を受け、精神衛生局の施設組織の一部として維持する。

2. この法律に定められた州立病院及び精神病院の経営の手続方法 (患者の入院、退院、仮退院及び転院を含む)は、Syracuse 精神病院に適用されるが、局長は、妥当かつ必要と認める如き病院経営の追加規則を定める権限を有する。局長は、法律及び州公務員委員会 (state civil service commission) の規則で適用できるものによって、院長を任命することができる。院長は、病院の管理に関して局の州立施設の長の権能及び義務を有し、当該管理について局長に責任を負う。私費患者は、院長の同意があったときは局長が定める割合で入院させることができる。

第 222 条 精神薄弱研究所 (Research Institute of mental retardation)

1. 精神薄弱 (mental retardation) に起因する人間の苦悩並びに社会的及び経済的損失は、州民にとって重大関心事であり、毎年精神薄弱者の施設治療及び地域治療のために何百万ドルという金が費されている。精神薄弱を予防し、その状態を改善する希望は、基礎的研究の強力な計画にある。本条は、かかる研究に焦点を注ぎ、上記の目的のため専門的な努力を集中することを企図している。

2. 精神衛生局は、精神薄弱の研究のための施設として、ニューヨーク州精神薄弱研究所と呼ぶ施設を置く。当該研究所は、局長の命令によって Staten 島の Willowbrook 州立学校の島の外にその目的のため指定された島に所在し、前記の島が当該研究所の島になったときは局及び州の書記に登録するものとする。当該研究所の目的は、精神薄弱の原因、性質及び治療を研究し、当該状態の予防、治療及び保護のより有効な方法を発見して適用することにある。当該研究所は、局長の指揮、監督及び管理の下に置き、そのため割り当てられた予算で局が維持する。

3. 研究所長は、そのための特別の公務員試験後局長が任命するものとし、医学を研究する資格がある専門家でなければならない。所長は、局長の指揮を受けて、本条の目的を達成するため局長が要求する義務を遂行しなければならない。研究所長は、この法律の定めるところに

より、局長の指揮、監督及び管理を受けて、当該施設並びにその中の医師その他の職員及びその任命について監督及び管理を行なう。研究所長は、そのため割り当てられた金額内で局長の定める年俸を受ける。患者は、局長が必要に応じて定める諸規則に従って、これを入院させ、退院させ、仮退院させ、転院させるものとする。研究所長は、この法律が局の施設の長について定めたと同様に、その中の患者の保護及び医療に関して一般的権能及び義務を有する。

第 223 条 アルコール中毒者の証明

1. アルコール中毒と申し立てられた者が居住する郡又は地区における記録裁判所の判事又はいずれの記録裁判所の判事も、適当な申請があり、管理に当たる医師の書面による同意があったときは、その者は18才をこえており、アルコールその他の飲料、又は阿片、モルヒネその他の麻薬、若しくは中毒性若しくは麻醉性の物（intoxicating or stupefying substance）を使用することからおこる定期的、頻繁な又は不断の酩酊（periodical, frequent or constant drunkenness）のため適当に自己を制御することができないか若しくは不適であるか、又は本人若しくは危険である旨の、第2条の定義による少なくとも2人の鑑定医が書面で行なった証明書に基づいて、その者を精神障害者のための公認の私立施設に証明することができる。前記の証明書には、この外、その者は実際特別の保護及び医療の必要がある旨及びその者の健康状態に照してその者の当該施設への抑留、保護及び医療は治ゆの効果が期待できる旨を証明しなければならない。上記の証明書には、又、各鑑定医の鑑定の根拠となった事実及び状況を詳細に述べ、当該検査の結果を示さなければならない。上記の証明書の文面には、これを証明する各鑑定医が、アルコール中毒者であると申し立てられた者を直接検査し、当該検査は、証明の申請前10日以内に行なわれたことを明らかにしなければならない。

2. アルコール中毒と申し立てられた者と同居し若しくは同一家屋にいるかもしれない者、アルコール中毒と申し立てられた者の夫、妻、父、母、兄弟、姉妹若しくは子、補佐人、有効な最も近い親族若しくは友人、又はその者がいるかもしれない著名な慈善団体若しくは施設の役員、町の公共福祉官若しくは郡の公共福祉部長、又はアルコール中毒と申し立てられた者自身は、命令の申請を行なう理由となる事実の陳述を含む簡潔な申請書を提出することによって、その者を精神障害者のための公認の私立施設に証明する命令を申請することができる。前記の申請書には、本条第1項の規定による鑑定医の証明書及び管理に当たる医師の同意書を添付するものとする。アルコール中毒と申し立てられた者が申請を行なう場合を除き、当該申請を行なう日時及び場所についての通知は、申請がその日に行なわれる旨その中に指定した日の少なくとも1日前にアルコール中毒と申し立てられた者に交付送達しなければならない。前記の申請を受けた判事又は最高裁判所判事は、その裁量によって、同様の通知を当該アルコール中毒者と申し立てられた者の夫、妻、父、母、又は近親者に交付送達又は郵便送達することを命じなければならない。前記の通知に示した日時及び場所又は判事若しくは最高裁判所判事が指定するかもしれない日時及び場所において、判事又は最高裁判所判事は、当該申請に対する賛成

又は反対の証言を審理する手続を進めるものとし、適当と認めるときは、アルコール中毒と申し立てられた者を鑑定することができる。当該判事又は最高裁判所判事は、その裁量によって、申請書及び鑑定医の証明書ほかに証拠を要求することができる。審理に基づいて確かめた事実、提出された証拠並びに提出された申請書及び証明書から、その者はアルコール中毒者である旨、又はその者は阿片、モルヒネその他の麻薬若しくは中毒性若しくは麻酔性の物を使用する嗜癖があり、かつ、その状態に照して前記の施設にこれを抑留することがその者の利益を増進し、健康をよくすることになると決定したときは、判事又は最高裁判所判事は、12ヶ月をこえない期間、若しくは前記の施設の管理に当たる医師がその者を適当に治療するために必要であると判断するかもしれない12ヶ月より少ない期間、又は以下定めるところにより前記の期間の経過以前にそこから退院させるまで、その中に抑留するため、その者を前記の施設に証明する命令を与えなければならない。管理に当たる医師は、局長の定める規程に従って、患者に仮退院を認めることができる。

申請書、鑑定医の証明書、本条に定めるところにより継続審理が命ぜられたときはその命令書、判事の決定書及び証明の命令書は、患者の入院の際、アルコール中毒者を入院させた施設の管理に当たる医師に整理保管のため提出し、その謄本は、当該管理に当たる医師が局の事務所及びアルコール中毒者が居住する郡の書記の事務所に整理保管のため提出するものとする。たゞし、判事は、前記により郡の書記の事務所に整理保管された書類には封印を施し、裁判所から更に命令があったとき、訴訟手続の当事者その他適当な利害関係人に限り閲覧させるよう命じなければならない。

3. 本条によって証明された者又はその代理の親族若しくは友人は、前項に定めるところにより証明の命令が与えられてから30日以内に、証明を行なった最高裁判所判事以外の最高裁判所の最高裁判所判事に対して当該命令の再審を申請することができる。当該最高裁判所判事は、精神病患者の保佐人を任命する場合の手続に準じて陪審員を招集させ、当該補佐人の任命について法の定める方式によりその者のアルコール中毒の争点を裁かなければならない。陪審員がその者はアルコール中毒である旨評決したときは、前記の申請を受けた最高裁判所の当該最高裁判所判事は、その事実を証明し、その者を前記の施設の保護及び管理に証明しなければならない。証明に基づく手続は、その控訴の係属中停止されることはない。たゞし、必要と認められるアルコール中毒と申し立てられた者の一時的保護又は監禁についての条項を付して、最高裁判所判事の命令によって、通知が行なわれ、かつ、審理の後に行なわれる場合を除く。アルコール中毒と申し立てられた者についての証明申請を拒否したときは、判事は、当該拒否の理由を書面で述べるものとし、申請を行なう者は、アルコール中毒と申し立てられた者に代って申請を行なう場合の本項の規定による方法で最高裁判所の最高裁判所判事に申請し、証明はここに定めるところにより陪審員が評決した後これを得ることができる。

4. 前記の病院又は施設に証明された者のための人身保護令状を得た場合において、その者を適当に解放してもよいことが当該令状の執行報告書に基づく審理において明らかであるとき

は、審理を行なった判事又は最高裁判所判事は、その旨命じなければならない。その者の状態に照して更に治療を行なうことが望ましいことが明らかであるときは、その者は前記の病院又は施設に送り返されてその保護及び拘束を受けるものとする。

5. 前記施設の管理に当たる医師の書面による要求があったときは、精神衛生局長は、その命令に基づき、本条に従って前記の施設に証明されたアルコール中毒者を他の精神障害者の公認私立施設に移すことができる。前記の命令及び移送は、当初の証明の期間を延長するものと解してはならない。

第 224 条 私立施設の認可

1. この法律において他に別段の定がある場合を除き、いかなる人、団体又は法人も、最初にこれに関する局長の承認を得ないで、有償又は賃貸のために (for compensation or hire)、精神障害者 (mental disorders) 若しくは精神薄弱者 (mental defect) の保護、拘束又は医療のための施設、又はてんかん患者 (epileptics) のための施設を設立し又は維持することができない。前記の認可を与えるときは、期限を定めることができる。

2. 前項の障害又は欠陥を有する患者は、精神以外の障害者又は欠陥者の保護及び医療のための施設における有償又は賃貸としての医療のため収容留置することができない。

3. 認可の申請には、占有する予定の敷地の計画、建物及び使用予定の概要、その従属する土地の範囲及び位置、及び収容予定人員その他局長の要求する情報をその要求する様式によって添付しなければならない。局長は、最初に認可予定の敷地の検査を行ない、又は行なわせないからでなくては、当該認可を与えてはならない。又、局長は、敷地が大体記載されたとおりであり、さまなければ使用予定の目的に適しており相応である旨及び当該認可を与えるべきであると確信しない限り当該認可を与えてはならない。

4. 局長又はその代理者は、いついかなる場合でも、公認の施設がどの程度その認可に従って経営されているかを検査確認することができる。又然るべき通知を施設に行ない。これに審理の機会を与えた後、当該審理に基づく手続について記録を作成した後、局長は、施設の患者の利益のため必要であるときは、その時明らかになった正当にして相当な理由により、かつ、これをその命令に記載して、その送達後局長が定める日時に認可に効力を及ぼす命令によって、これまでに与えられ又は今後与えられるべき当該認可を修正し又は取り消すことができる。

5. 本条は、局の州立施設又はここに定めるところにより認可された施設への証明のための検査が終るまで精神障害者、精神薄弱者又はてんかんと申し立てられた者を一時的に抑留し、検査し、保護し及び治療すること、並びに次の場所においてこれに反対しない精神障害者、精神薄弱者又はてんかん患者を保護し及び治療することを妨げるものではない。

(a) 局長が承認した一般病院又は非営利の公認の私立施設でそのために適当な職員及び施設を有するもの。

(b) 局長が承認した「地域居住地 (community residence)」といわれる居住地で、これ

に直接入居させ又は州立施設若しくは本条に定めるところにより認可された施設から受け入れた精神障害、精神薄弱若しくはてんかんの者の保護及び医療のためのリハビリテーション計画を持ち、かつ、そのために適当な職員及び施設を有するもの。

第 225 条 局長の勧告

局長又は局の立入検査を受ける必要のある各施設当局は、当該当局が参考とし、又局長及びその代理者が立入検査の際これが参考とするため、局長又は当該代理者が立入検査を行なった結果局長が行なった勧告を、局の事務所に整理保管しておかなければならない。

第 226 条 人身保護令状 (Habeas corpus)

精神病患者、精神薄弱者又はてんかん患者として拘束されている者、又は第210-a条により薬物嗜癖者として拘束され若しくは第211条によりアルコール中毒者として拘束されている者は、その者又はその代理の親族若しくは友人が適当な申請を行なったときは、人身保護令状を受ける権利を与えられるものとする。当該令状の執行報告があったときは、その精神病、精神薄弱、てんかん、薬物嗜癖、又はアルコール中毒の事実を調査し決定しなければならない。施設の記録に載せられた患者の病歴その他の経歴はこれを証拠に出し、その者が拘束されている施設の長又は管理に当たる医師は、その者の健康状態に関して宣誓して証言しなければならない。その者の拘束を解除するため第2回又はその後の申請があったときは、手続の当事者は、前回の審判 (hearing) 又は裁判 (trial) の際認められた証言を行なった証人を呼ぶことなく、当該証言を、当該証言に関連して前記の審判又は裁判の際証拠として提出された証拠物件とともに、その者の健康状態に関する証拠として持ち出すことができる。当該証拠は、証人が呼ばれたときと同様の効力及び効果を有する。

当該第2回又はその後の申請の際の申請書には、他にいかなる令状が与えられていたか及びそれについて行なわれた決定を記載し、決定又はその適当な参考資料の謄本を添付しなければならない。又、当該命令又は決定は、当該命令が他に明記しない限り、それに記載された事実の最終的な証拠となる。ここにあげたすべての人身保護令状は、最高裁判所の判事又は無能力者が留められている郡の郡判事に報告できるようにしなければならない。その時郡内に当該職務を行なうことのできる官吏がないときは、令状は、最寄りの到達しやすい最高裁判所の判事又は隣接郡の郡判事に報告できるようにしなければならない。

第 227 条 保護のため人を州内に不法に連れこむこと

扶養の手段なく人を州の外からこの州に故意に連れこみ、又は連れこませ、州の費用で局の州立施設の保護及び医療を受けさせるためその患者にするか又は患者にすることを要求する目的のためにその者を州内に引き留め若しくは遺棄し又は引き留め若しくは遺棄しようとする者は、軽罪について有罪とする。

第 228 条 精神衛生施設内患者の出産及び同施設内患者の子供の保護

1948年4月1日以後精神衛生局の州立施設内の患者に子供が生れたときは、施設の長は、その子供をそこから移すことができ、以下に定めるところによりそのような子供のための規則をつくらなければならない。施設の長は、何らかの理由によって、そのような子供をその父、祖母、姉妹、兄弟、伯叔母又は伯叔父の許に置くことができないときは、当該患者が入院前にいた郡の公共福祉局長又はその他の官吏若しくは委員会の子供に関連して公共福祉局長の権能を行使するものの保護に委ねることができる。当該公共福祉局長その他の官吏又は委員会は、郡の扶助を受けるようになった子供の場合に法が定めるところによりその子供を保護し又は預けることができる。

一 般 命 令

ニ ュ ー ヨ ー ク 州 精 神 衛 生 局 (規 程 及 び 規 則)

州立病院, 州立学校, クレイグコロニー病院
及 び
公認施設の経営に関するもの

精 神 衛 生 法

第7条第2項に基づいて精神衛生局長が制定した

一 般 命 令 序 文

精神衛生法第7条第5項には、局長が患者の安楽を確保し福祉を増進するため精神衛生法の規定を実施するために必要と認める、精神病患者、精神薄弱者及びてんかん患者の収容及び保護を法により認められた公立及び私立のすべての施設の経営を規制する規程及び規則を採択することができる」と定めている。

第12条第4項には、局長が局のすべての州立施設の官吏及び雇員の任命及び義務を規制する、並びに施設の内部管理、規律及び経営についての内規、規程及び規則を必要に応じて制定しなければならないと定めている。同項には更に、前記の公式規程及び規則の修正若しくは廃止、又はすべての州立施設に均一に適用される施設の内部管理、規律若しくは経営に関する局長の規程若しくは規則、又は前記の規程若しくは規則の改正若しくは廃止は、これを公布する前に、精神衛生法第35条の定めるところにより施設の長の四半期会合に、局長がこれを提出しなければならないと定めている。

下記の改訂一般命令は、廃止された旧一般命令に代えるため1959年10月に開かれた施設の長の四半期会合に提出して採択されたものである。

1959年改訂の目的は、公けに適用されるものと内部管理に関するものを分離することにあった。後者は、一般命令の本文から除かれて局の基本通達系統の中に含まれることになった。局及び局の施設の内部管理にのみ関係のあるものから区別された公けに適用される一般命令は、1944年法律第618号(1945年法律第735号により修正されたもの)に基づいて、州務局に整理保管された。この法律は、「局、部、課、審議会、委員会その他州の機関の組織若しくは内部管理にのみ関するものを除き」、いかなる法典、規程若しくは規則、又は法典、規程若しくは規則の改正若しくは廃止も、これを採択する局の長が証明して州務局の事務所に整理保管することを要求している。この法律は、又、当該法典、規程又は規則を「ニューヨーク州法令公定書」に公表することを要求している。

精神衛生局長の一般命令は、精神衛生法第2章第7条及び第12条に基づいて発せられた公式の規程及び規則である。

各一般命令の適用は、命令の頭書に註記してある。「すべての施設」とあるときは、命令は4つのグループ——州立病院、州立学校、クレイグ・コロニー病院及び公認の私立施設に適用される。命令の適用を制限し又は拡張するときは、その施設、機関又は官吏を指定する。

第1号 施設 の 管 区

(すべての州立施設)

a. 各種州立病院の管区を次のとおり定め、患者はその居住する地区を受け持つ病院に入院させるものとする。

(省 略)

b. 人をその居住する地区外の州立病院に証明しようとする場合は、すべて、局長に対し当該入院を許可する公式命令を申請しなければならない。申請には、地区外の病院に入院させなければならない理由を説明しなければならない。

c. 精神薄弱者を入所させるべき施設を決定するために、各種州立学校の管区を次のとおり定める。

(省 略)

d. 人をその居住する地区外の州立学校に証明しようとする場合は、すべて、局長に対し当該入所を許可する公式命令を申請しなければならない。申請には、地区外の学校に入所させることを希望する理由を説明しなければならない。いずれの施設でも、任意入院所の場合は、患者の居住地がその施設の管区内にあるか否かにかかわらず、これを入院所させることについての制限はない。

第2号 任 意 患 者

(すべての施設)

適当な精神病患者の任意入院は、患者の医療並びに家族及び地域社会とのよき関係の樹立のため最適の条件を与えるものとして奨励すべきである。前記の者は、入院医療の任意申込を行なうことによって、州立病院又は公認私立施設に収容することができる。病院保護及び医療の必要がある者は、これを認識して出頭し、自分のしていることを認識して自発的に適当な様式に署名したときは、これを任意入院させることができる。

患者が病院からの退院通知を提出した時の本人の状態が、局の意見では、本人が自分の精神状態を認識しておらず、本人又は他人に危険であると思われるときは、裁判所の証明を取得すべきである。

18才未満の者は、その者の両親、法定後見人又は近親者が適当に作成した未成年任意申込書に基づいて収容することができる。その者がまだ施設の居住者である間に18才になった場合は、

様式第41-a-Med によって適当な入院申込書を作成して提出すべきである。

精神薄弱又はてんかんの患者は、精神病者の任意入院について定められたと同様の条件で適当な施設に収容し、治療することができる。

上記の患者を収容する施設は、特別の病室、個室、自由その他の特権を与える義務を有しない。居住及び睡眠の取極及び特権の付与は、任意の身分とは関係なく精神状態に基づくべきである。任意患者は、局の一般命令の規定の適用を受ける。

緊急に短期間の保護を要する精神病患者を除いて、ニューヨーク州の居住者のみを州立施設の任意患者として収容することができる。

第4号 入院に際し患者に知らせるべき事項

(すべての施設)

局内の施設及び公認の私立施設に入れられた者には、すべて、入院の際、施設の長又は医官が、施設の性格及び本人を抑留する理由を告げなければならない。

各種の入院形式で入れられた者は、すべて患者が要求したときは、親族、友人又はその患者が入院前にいた地区の弁護士に、1回に限り無料で電話することが許されるものとする。通話の長さは、できるだけ、通常の3分間に限るべきであるが、いかなる場合にも5分をこえて延長してはならない。このようにして入れられた者は、親族、友人又は弁護士と郵便で通信する機会を与えられ、郵便料金を含め必要な資材は、施設がこれを供給しなければならない。

第5号 略式入院

(すべての州立施設)

a. 精神衛生法第71条の規定によって、州立病院又は施設の長は、保護及び医療に適し者で書面による申込を行なうことなく入院を求めものの入院を許可することができる。その患者である間、その者は、施設の規程及び規則を守らなければならない。

b. 本条に基づく入院は、18才以上のニューヨーク州の居住者で、施設管区内に居住し、患者の状態を直接知っている医師が病院に委託したものに限られる。当該委託は口答又は書面で行なうことができる。口頭の場合は、その後書面で確認すべきである。略式入院に患者が適しているかどうかの判定は、施設の長が行なう。

c. この規定に基づいて入院させた患者は、通常開放病室に置くのに適している。たゞし、病室配置、居住及び睡眠の取極め及び治療は、その入院の身分に関係なく患者の状態に基づかなければならない。

d. 上記の入院を許された者は、施設の長の規程に従って午前8時から午後4時までの間随時自由に施設から出ることができる。上記の者は、何らか他の根拠でその者を引き留めるに適した措置がとられない限り要求に基づいて解放しなければならない。

e. 各患者は、退院前に医師がこれを検査すべきである。

第10号 施設及び患者に対する執行令状 (legal processes) の送達並びに患者による証書 (Instruments) の作成

(すべての施設)

1. (a) 精神病患者, 精神薄弱者又はてんかん患者の保護及び医療のための各施設の長又は管理者は, ニューヨーク州記録裁判所又は連邦裁判所 (federal court) の判事の命令に基づく場合を除き, 精神病, 精神薄弱又はてんかんの患者に対する執行令状の送達を許可してはならない。前記の命令には, 送達を受けるべき者が命令の当日当該施設にいるという事実を判事が通知を受けている旨を示すこと。前段の規程は, 裁判所の命令なしで患者に行なわれることのある次の法的書類には適用しない。

(1) 遺言 (probate of will) 及び遺産管理状 (letters of administration) の検認並びに最終決算のために検認後見裁判所 (Surrogate's Court) が発する出頭命令。

(2) 補佐人任命の申請の通知及び補佐人の最終決算の通知。

(b) 患者に対する執行令状の送達の際は, 施設の長若しくはその補佐の1人又は担当官が立会い, 患者の病症記録に註訳を記入しなければならない。送達した手続の謄本は, 判事の命令書があるときはその謄本とともに患者に関する書類と一緒に整理保管しなければならない。更にその書類の謄本一部を説明書とともに, 直ちに, 患者の補佐人がいるときはこれに, 補佐人がないときは, 最寄りの既知の親族又は友人に送付しなければならない。更に謄本一部を, 州立施設の場合には施設の弁償代理人に, 公認の私立施設の場合には精神衛生局長に送付しなければならない。州立施設の場合には法務局に送るため最後の謄本が必要である。施設の長又は管理者は, 施設及び又は患者に送達される法律上の書類を配布する責任がある。

(c) 前号の要求に応ずるため, 執行令状送達人は, 州立施設の患者に対する送達を行なう場合は謄本を5部, 公認の私立施設の患者に対する送達を行なう場合は謄本を4部を準備しなければならない。

(d) 公認の私立施設は, 施設又は患者に対して送達される患者に関する法律上の書類の謄本を精神衛生局長に送付しなければならない。

2. この命令において別段の定めがある場合を除き, 精神病, 精神薄弱又はてんかんの患者に, 遺言を行なうため, 又は契約 (contract) 法律行為 (deed), 譲渡抵当 (mortgage) その他の不動産譲渡 (legal conveyance) を履行するため, 証券, 小切手, 手形その他負債の証拠物件に署名することを許可してはならない。ただし, その署名を求められている者は命令の当日精神病患者, 精神薄弱者又はてんかん患者の保護及び医療の施設の患者であるという事実について判事が通知を受けている旨を記載した局長の命令, 又はニューヨーク州記録裁判所若しくは連邦裁判所の判事の命令に基づく場合を除く。患者は, 患者が使用できるようにするため施設の事務所に預金をするときは, この命令に関係なく小切手の裏書をする事ができる。施設の長又は管理者は, 金額が200ドルをこえない時は, その裁量によって, 局の承認を得ることなく患者に小切手を振り出し又は裏書させることができる。施設の長又はその指定する補佐の

1人は、患者が小切手その他の法律上の書類に署名する時立会わなければならない。

3.(a) 施設の長又は管理者は、その裁量によって、局長、又はニューヨーク州記録裁判所若しくは連邦裁判所の判事の命令なくして、補佐人又は後見人のいない患者にその財産、権利又は義務に関する証書を作成させ又は発行させることができる。ただし、施設の長又は管理者は、患者が作成すべき書類を含め、当該取引をめぐる事実及び事情を細かく調査し、次のことを判定するため患者と面接し又は幹部職員の医師に面接させる必要がある。

(1) 患者は、取引を理解するに十分な精神能力を有しており、かつ、証書を作成し発行する行為の性質及び結果を理解していること。

(2) 患者は、証書に署名してこれを作成する意思があること。

(b) 施設の長及び管理者は、取引及び面接した医師がその意見として次のことを証明したことについて、患者の病状記録に註釈を書き込み又は書き込ませなければならない。

(1) 患者は、証書の署名及び作成の行為の性質及び結果を理解したこと。

(2) 患者は、証書の署名及び作成の意思があったこと。

4. 施設の長又は管理者は、この命令の謄本を各施設の一般受付室、面会室及び事務室並びにその他一般公衆の目にふれるような場所に目立つように掲示しなければならない。

第11号 謄本の手数料

(すべての州立施設)

ニューヨーク州公衆衛生法第4173条(人口統計)には次のように規定している。州立病院、慈善又は刑務施設における人口統計の記録係(registrar of vital statistics)は、要求があったときは、申請書に交付すべき死亡記録の認証謄本1枚につき1ドルの手数料及び本人のとじ込みの調査に対して1ドルの手数料を課することができる。ただし、入学、雇用証明、又は公共救済若しくは政府補償のため、又は退役軍人保護院がその給付を受ける者の資格決定に使用するため要求したときは、調査、出生証明又は出生若しくは死亡記録の認証謄本に対しては手数料を課さない。更に次のように規定している。「州立病院、慈善又は刑務施設の人口統計記録係が徴収した調査、証明及び認証謄本の手数料は、すべて、当該病院又は施設の管轄権、経営及び管理を行なう行政局にこれを送付し、州財政法第121条に定めるところにより州出納役に払い込むものとする。」

公衆衛生法によって与えられた権限に基づいて、精神衛生局及びその施設は、当該業務に対する手数料を徴する権利を与えられ、要求があったときは、死亡記録の認証謄本1部につき1ドルの手数料を課す。証明(拘置)又はその他入院許可書の認証謄本一部につき1ドルの手数料とする。各患者に関するのとじ込みの調査については更に1ドルの手数料を徴する。保険会社で使用するための医師の死亡診断書の手数料は1ドルとする。同様に、患者に対する法律上の書類の送達は1ドルとする。申し出があった時は、1ドルをこえる支払を受け取ることができる。前記の手数料は、すべて州の出納役に払い込まなければならない。

第21号 保護拘禁 (Protective Restraint) 及び隔離 (Seclusion)

(すべての施設)

a. 保護拘禁又は隔離は、十分な外科的若しくは内科的理由によるか、又は患者が自身若しくは他人を傷けないためにのみ採用すべきである。

b. 保護拘禁又は隔離は、その使用に関する理由を述べた医師の命令による場合に限り採用するものとする。拘禁及び隔離の完全な記録 (理由を書いた医師の署名した命令書を含む。)は、毎日これを整備して置き、権限ある者の検査に供しなければならない。

c. 保護拘禁は、患者の自由な動作を妨げる器具で、患者が容易にははずすことができないものによる。保護拘禁で許される唯一の方式は、拘禁用上着 (camisole) 及び拘禁用シートとする。

d. 患者を継続的に保護拘禁しておくことができる時間は日中で最大2時間とする。当該患者は、指示されるところにより頻繁にこれを巡視するものとする。夜間は、患者は眠っている時を除いて、2時間ごとに拘禁をとかなければならない。

e. 患者は、日中においても夜間においても、患者が内側から開くことのできない扉を閉ざされて1人で1室にいる時は、隔離されているものとみなされる。

f. 継続して隔離する時間は最大限3時間をこえてはならない。又、日中及び夜間、1時間ごとに患者を巡視しなければならない。

g. 患者の治療には乾布 (dry packs) を使用してはならない。

h. 湿布 (wet packs) は治療用具としてのみ使用し、治療用具とみなさなければならない。

i. 適当な老人又は小児科患者の保護及び看護のため局が承認した如き安全チョッキ (safety vest) 又は軽い材料でできた類似の衣服及び5インチより短かくない柔いしなやかな材料でできた胴帯 (body bands) は、拘禁とはみなされないが、その使用は医師が命じなければならない。

第22号 患者の仮退院 (Convalescence Status, Community Status) 及び患者の脱走 (すべての施設)

患者を仮退院させるのは治療の目的のためであり、これに関するすべての決定は、公共の安全に相当の注意を払ってこの原則に従わなければならない。

a. 施設の長又は管理者が、殺人的、自殺的、破壊的又は本人自身若しくは他人に危険であると判断した精神病患者、精神薄弱者又はてんかん患者は、施設に拘束している間、仮退院させてはならない。

b. 前項の仮退院に関して次の事項を患者の病状記録に記入しなければならない。仮退院の日付、健康状態、及び保護する者がいるときはその者の続柄、氏名及び住所。

c. (1) 施設を脱走し又は無断で外出し、これを施設に戻すため適当な措置がとられたにもかかわらず離れたままにいる患者は「脱走 (Escaped)」又は「無断外出 (Left without Consent)」の扱いを受ける。脱走し又は無断外出した患者が適当であることが分ったときは、局又はその施

設のうちの一つの医師が相応の検査を行なった後に限り仮退院とすることができる。1年目の終り及びその後毎年報告書を局長に提出し、これに基づいて、脱走又は無断外出の扱いを続けるかどうかを決定しなければならない。

(2) 脱走中又は無断外出中の患者が、州の外に居住していることが分った場合には、その旨ニューヨーク市業務部 (Division of New York City Services) に通報し、局長が退院に関して適当な決定を行なう。

d. 刑事訴訟法第658条以下若しくは第870条に基づいて行なわれた検査の命令、又は刑事訴訟法第662-b条に基づいて行なわれた拘置の命令によって拘束されている患者又は当該患者に対する刑事訴訟手続に関連して地方検事はその者に対する令状を局長に提出した患者が脱走したときは、直ちに、その旨担当判事及び患者が拘置された郡の地方検事に通報しなければならない。当該命令に基づいて拘束されている患者又は上記の如く令状が提出された患者は、当該患者に対して係属中の刑事訴訟手続の権限を有する裁判所の判事から事前の許可を得なければ、これを仮退院、家族ケア、外出、家庭訪問 (home visit) 又は退院にしてはならない。刑事上の命令によって拘束された者又は合衆国政府の代表者が国外追放の準備として逮捕令状を送達した者で、施設から脱走して名簿から除かれたものが逮捕されたときは、当初の証明の命令によって当該施設に再入院させることができる。

e. 患者に、治療目的のために引き続き6日をこえない期間病院から離れて友人又は親族を訪問することを許すことができる。この家庭訪問は、局に報告する必要はない。患者に30日までの外出を許すことができる。これは局に報告しなければならない。6日目の終りまでに家庭訪問から施設に戻らない患者は、これを状況に応じて外出、無断外出、脱走又は仮退院として局に報告しなければならない。30日目 (夏休み中の学童は90日目) の終りまでに外出から戻らない患者は、これを状況に応じて無断外出、脱走又は仮退院として局に報告しなければならない。

f. 患者を仮退院させた施設は当該期間中の費用を負担しない。その責任は、親族、保佐人若しくは患者の保護を委ねられた者又は患者が入院する前にいた町若しくは郡の適当な公共福祉官に課せられる。

g. この一般命令の1項に規定する場合を除き、すべての未回復の患者に対する仮退院の期間は、施設の長の意見で、患者の福祉及び/又は地域社会の安全に必要とされるだけ続けなければならない。仮退院を正規の退院にするには、適切な情報及び患者がニューヨーク州にいるときは、局又はその施設の一つの医師による検査に基づかなければならない。危険な性向を示していない患者で診療所に出かけることは本人に非常に難儀であると施設の長が判断したときは、検査を延期することができる。仮退院中の患者が州を離れ、帰って来る見込みがほとんどないときは、施設の長は、州を出てから3ヶ月たった時に患者を正規の退院にする権限を与えられる。3ヶ月の終りに正規に退院させることがよいかどうかについて疑問がある場合には、その決定をニューヨーク市業務部に委ねるべきである。同部では、退院に先立って患者の所在及び精神状態を決定するため相当の努力をしなければならない。

h. ニューヨーク州の居住者である患者が、ニューヨーク州の外で仮退院となり、又は退院となった時は、次に該当する場合を除いてニューヨーク市業務部に事前通知する必要はない。

(1) 退院した患者がワシントン州、ウイコンシン州及びオハイオ州に居住する場合。

(2) 他の州において後追い保護 (follow-up care) が必要とされる場合。

j. 地方福祉官の措置 (action) 又は申請によって入院させられた患者が州立施設から脱走し、無断外出し、仮退院になり、又は退院になったときは、当該患者が当初の入院前にいた郡の公共福祉局長に対して、直ちに、当該脱走、無断外出、仮退院又は退院について通報しなければならない。ただし、ニューヨーク市の公共福祉局長に対しては前記の通知を送付する必要がない。

j. 仮退院中の患者で相当期間の間連絡がなかったものは次のように区分する。

(1) 危険な性向を持つと考えられるときは、脱走の扱いとし、警察への通報を含めて脱走患者に適用される規定の取締りを受ける。

(2) 危険な性向がないと思われるときは、連絡がとだえた仮退院の患者の扱いとする。患者の所在を明らかにするため相当の契力を払わなければならない。連絡がとだえてから1年間は仮退院の扱いとする。

k. 仮退院中の患者が、施設の長の命令に基づいて施設に帰ることを拒み、別に帰って来ないときは、脱走とする。

l. 精神衛生法第201条及び第201-a条の規定により、局長は、これらの規定に基づいて入院させたアルコール中毒者又は薬物嗜癖者に与えるべき仮退院の期間を定める権限を与えられている。局長は、入院期間及び仮退院保護の期間を併せて12ヶ月をこえるべきでないと決定した。

第23号 事故、傷害、脱走、自殺及び急死

(すべての施設)

軽微なものであってもすべての事故及び傷害、すべての脱走又は脱走未遂、すべての急死、すべての自殺又は自殺未遂、及びすべての殺人及び殺人未遂は、直ちに調査しなければならない。このため、施設の長は、十分な調査、搜索の妥当性、及び必要な報告書の提出について責任をもつべき先任医官を指名しなければならない。

局は、すべての重大な事故及び傷害、軽微なものであっても職員の過失によるすべての事故、患者が傷害を蒙ったすべての自殺未遂、及びすべての暴行致死 (homicidal attacks) について、様式第159-Admにより報告を受けなければならない。更に、局は、すべての脱走及び患者が48時間以内に帰らない時は無断退去について、様式第161-Admによって報告を受けなければならない。これは、仮退院の患者にも適用される。

自殺、事故死、自殺又は疑わしい状況による死亡の場合においては、たゞちに検死官 (coroner) に報告しなければならない (郡によっては医学検査官 (medical examiner) が通報を受けるべき官吏であり、ニューヨーク市においては常に警察局に通知しなければならない)。

指示されたときに、地方検事その他の警察官吏に通報するのは検死官の義務である。重傷による死亡又は入院後24時間以内に発生した死亡については、検死官に通知することが望ましい。

患者が脱走した場合においては、施設の職員が活潑な捜索を行わなければならない。患者の最寄りの親族又は友人には電話又は電報で知らせなければならない。施設の長の意見では患者又は他人に危険のおそれがある時は、警察当局に対して脱走の通報を行なうこと。通報した者その他事故の詳細については、完全な記録を作成すべきである。

他に別段の定めがある場合を除き、事故、傷害、脱走及び自殺についてここに要求されているすべての報告書は、患者が事故の当時雇われているとき、又は職員が関係しているときは、すべての施設が、様式第159— Adm 号又は第161— Adm 号によって、発生後できるだけ早くこれを2部又は3部作成すること。記載事項は次のとおりとする。

- a. 傷害又は脱走が発生した経緯の詳細。
- b. 職員又はその証言が信頼できると思われる患者が事件を目撃したか否か、目撃者の氏名をあげて詳細に。
- c. 傷害の正確な性質、施した治療及び予想される結果の詳細。脱走に関しては、用いられた手段、施設がとった措置及び見込まれる結果の詳細。
- d. 通報した親族及び友人又は補佐人の住所及び氏名。
- e. 不幸な結果となった傷害（injuries with untoward results）の場合、及び脱走した患者の帰院に関しては所在が放任しておくときはその住所をあげ、又はあらゆる相当の努力をしたが施設でその者を見付けることができなかつたことについて追加の報告を送付しなければならない。最後の場合においてはとった措置について十分詳細に報告すること。

傷害又は脱走について職員が関係しているときは、施設の長の認定及び判定についての特別報告書を3部局に送付し、1部は職員の記録につづり込まなければならない。

第24号 患者の入院及び移送

（すべての施設及びすべての関係公務員）

局の州立病院長は、裁判所が証明した患者をその自宅から局の州立病院に護送するため必要な数の職員を送ることをここに指令する。ただし、親族又は友人は、自費で当該患者を護送し又はこれに付き添うことができる。

すべての州立施設及び公認施設の長、すべての郡、市及び町の官吏、並びに公務員が付き添っている時親族及び友人は、精神病、精神薄弱及びてんかんの患者を州立施設に移す際並びにこれがある州立施設から他に移す際次の規則を守らなければならない。

- a. 精神衛生法の規定に従って作成した適当な入院許可書を同時に提出しないときは、施設で患者を受け入れてはならない。一定の事情があるときは、施設の長は、仮退院の又は他の施設から脱走した患者が患者の入院の事実を立証した時は、これを一時保護として受け入れることができる。

- b. 患者は、身体を清潔にしておかなければならない。
- c. 患者は、郡の養育院 (county home) に適当な病院施設がないときは、その精神状態に関する検査のためにその住居から郡の養育院に連れて行ってはならない。
- d. 州の正式の居住者でない患者は、患者の福祉のために即時入院を必要とする緊急の場合を除いて、ニューヨーク市業務部の同意なくしてこれを州立施設に移してはならない。
- e. 精神衛生法第77条の規定に基づいて、患者には、下着を一揃、洋服を一揃、帽子、靴、及び適当な寝間着を支給しなければならない。10月末日から3月末日までの間は、更に適当なオーバー及び手袋を支給しなければならない。伝染病の侵入を防ぐため、施設の長が別段の承認をしない限り、上記の被服は常に新品でなければならない。
- f. 患者を局のある施設から他に移す時、患者の状況、季節、及び患者が移される施設の地区に適した被服を支給しなければならない。団体移送の場合においては、被服に関する特別の問題は、局に考慮を任せなければならない。
- g. 鉄道旅行の場合、患者を小荷物車で輸送してはならない。できるだけ最短経路を選ぶべきである。出発の時刻は、できる限り、旅行途中で宿泊する必要がないよう、又施設に不当な時間に到着することがないようにこれを定めるべきである。狂暴な患者の場合においては、ひも、ロープ、チェーン、手錠などのような道具を使用する拘禁に訴えることなく、その行動を統制するため十分な数の付添を用意すべきである。途中で一夜又は相当時間駅に留まる必要があるようになったときは、患者を刑務所又は警察署に連れて行ってはならない。患者に対しては適量の食事を、かつ、5時間をこえない間隔で支給しなければならない。婦人の患者には、その父、兄弟、夫又は息子が付き添う場合を除いて女性の付添をつけないなければならないという規定は、厳格に励行しなければならない。
- h. この命令の要求に違反したときは、患者を受け入れる施設の長が、たゞちに、局に報告しなければならない。
- i. 局の管轄下の施設の患者は、次の条件及び状況による場合を除き、他の施設に移してはならない。
- (1) 局長がその職権によって移送を命令した場合を除き、移送を要求し又は行なわんとする施設の長又は管理者が局に対して、当該移送の理由を説明した書面による申請を行なわなければならない。
 - (2) 局からその書記又は書記補佐が証明した書面による移送命令を2通入手しなければならない。
 - (3) 移送する施設の長の要求に基づき局の他の施設に移送された患者の場合は、患者の移動の少なくとも3日前に最寄りの親族に通知しなければならない。
 - (4) 移送命令の副本は、移送元の施設に整理保管し、その原本は、当初の入院許可書類及び病状記録とともに、Matteawan 州立病院を含めて、移送先の施設でこれを整理保管しなければならない。

(5) 移送先の施設の長は、患者を受け取った週が終ってから1週間以内にその旨及びその日付を局に通知しなければならないが、入院許可書類の謄本は、通知に添付する必要はない。

(6) 伝染病にかかっている患者又は伝染病の保菌者であることが分っている患者は、局長の特別命令によって移送を命じない限り、受け入れ施設の長の同意なくして一つの施設から他の施設にこれに移してはならない。

第25号 患者への面会

(すべての州立施設)

患者への面会は、一般に親族又は最近親者が患者と面会することを認めた者に限らなければならない。

施設の長は、その面会が患者の利益となり又は法の目的にかなうと判断した時は、親族又は親族が認めた者以外の者に面会を許すことができる。

患者の補佐人又はその弁護士、局の官吏及び記録裁判所の判事は、その公的資格において患者と面会することができる。

各施設の長は、土地の便宜のよいように、毎週2回(うち1回は日曜日)の定期的面会日を指定し、又、面会時間も定めなければならない。面会の時期及び回数は、施設の長の判断において患者の福祉如何による。

面会される患者の健康状態が良好であり、特別面会の特権の必要がないとした場合においては、局の施設の患者は2週間に1回以内その親戚の面会を受けることを勧告する。

メトロポリタン地区を受け持つ州立病院長は、次の事項を守ることを要求されている。

a. 法定の休日を除き、面会日は上記の如く週2回に限ること。

b. 面会日に多数の人を収容する問題があるため、施設の長は、各患者に対する面会者を2週間に1度に制限する必要があること。

c. 市に最も近い三つの病院(Brooklyn, Creedmoor及びManhattan州立病院)では、面会は、各面会日の午後2時間の間許されること。大ニューヨークを直接受け持つその他のすべての州立病院は、面会は、午前10時から午後4時の間に限られること。

d. 最適の監督を容易にするため、面会人は1人の患者につき一時に2人までとする。

第26号 患者の通信

(すべての施設)

a. 局の管轄内の施設の患者には、親族及び友人に手紙を書くことを許すべきである。何らかの理由で手紙を書くことができない患者の場合においては、施設の長は、患者が希望するときは、2週間に1回、又、施設の長又は管理者が必要と認めるときは更に多く、その患者に代つて手紙を書く誰か適当な者を求めなければならない。

b. 患者にあてた郵便物は、施設の長に渡さなければならない。施設の長は、安全であると

判断したときは、これを封をしたまま患者に渡し、又、その郵便物をその患者に渡すことは不安又は不得策であり、かつ、患者又は施設の利益を損なうと信ずるに足る充分な理由があるときは、施設の長は検閲及び、必要と認めるときは、留置のためその郵便物を渡さずにおくことができる。この場合、常に郵便物不可侵に関する優先規定（prevailing rule as to the inviolability of mail matter）に正当な注意を払い、実行できる時又はそうすることが適当である時はいつでもこれを支持するよう努力すること。

c. わいせつ（obscene）、卑俗（profane）、判読しがたい（illegible）、とりとめもない（incoherent）その他反対すべき（objectionable）手紙は、これを局、患者の身体若しくは財産の後見人若しくは補佐人に転送し、又は当該後見人若しくは補佐人若しくは最も近い親族の指図に従って処分し、又は当該行為の理由を示して患者に戻さなければならない。患者が希望するときは、それぞれの場合において手紙を局に転送することを患者に許可しなければならない。

d. 郵政局の意見では、施設当局が患者から外部の仲間にあてた郵便物を伝達することを防止するために正当に行使することができる「適当な裁量（proper discretion）」は、たとえ誤っても各個人の場合について自由な観点から、充分忠実にかつ公正な判断をもって行使すべきである。局長は、差し止めるべき患者の手紙は、比較的ないものとする。又、伝達に対する反対が明らかで、争う余地がない場合のみに限ると考える。

e. 知事、法務局長、記録裁判所の判事、地方検事、局の官吏又は州で開業許可を有する弁護士にあてたすべての手紙は、これを検閲することなく、直ちに、転送しなければならない。上記の公務員及び弁護士からの返事の手紙は、患者に渡さなければならない。

f. 人身保護令状の申請を行なう患者にはその承認を受けるため公証人（notary public）の送達を許さなければならない。当該訴答（pleadings）は、検閲なしで、直ちに、裁判所に転送しなければならない。

第27号 被告人の検査のため局長が証明する病院

刑事訴訟手続法第659条には、ニューヨーク市以外で被告の精神状態に関する検査は、裁判所の要求に基づき、州又はその内部部局が維持する病院で、精神衛生局長が当該検査に適当な施設を有するものとして証明したところで、これを行なわなければならないと規定している。

局長は、このために次の病院を証明する。

（病院名省略）

一般命令第41号 危険な患者の証明の申請

（すべての施設）

任意で又は衛生官の証明で抑留した危険な患者を留める権限の期限が切れそうになり他に適当な者が措置をとる意志がない時は、施設の長は、法的証明に必要な申請を行なわなければならない

らない。

一般命令第42号 特別解放審査会 (Special Release Committee)

(すべての施設)

各施設の長は、解放を考慮されている問題の症例を審議するため3人の経験ある精神科医をもって組織する委員会を設置しなければならない。准院長又は院長補佐 (associate or assistant director) は、最終判定のため病院長に勧告を提出する委員会の委員となる。

この委員会が審議すべき症例は次のとおりとする。

- a. 自身若しくは他人に危険であることが分った、又は危険になったようだと思われるすべての患者。
- b. 逮捕及び／又は有罪判決 (convictions) の重要な記録を持ったすべての患者。
- c. 性犯罪 (sex offenses) , 若しくは放火 (fire - setting) の重要な記録を持った、又は現にその傾向を有する (active trends) , 若しくは幻覚 (hallucinations) を有するすべての患者。

委員会は、院長に書面によるその勧告を提出し、局長は、解放に関する最終決定を行なう。

私立の施設においては、手続及び委員指名は、できる限り、前記の要求に近いものに行なければならない。

第51号 精神病患者、精神薄弱者及び精神的無能力のてんかん患者のための私立施設に対する認可及び規則

(すべての公認施設)

統一法第27号は、精神衛生局に精神病患者、精神薄弱者及び精神的無能力であるてんかん患者の施設保護及び医療を監督する責任を課している。精神衛生法第202条は、最初に認可を得ないで施設を設置することを禁じており、刑法の3ヶ条にもその問題にふれている。第1121条では、法の認める場合を除き精神障害者を監禁することは軽罪とし、第1122条では、最初に認可を得ることなく施設を設置することを禁じており、第1123条には、己の用を弁じ得ない無能力者を手荒く (harsh) むごく (cruel) , 不親切 (unkind) に取り扱うこと及びこれを顧みないことは、軽罪であるとしている。

従って、法の規定により、局長は、ここにニューヨーク州において、有償として精神病患者若しくは精神薄弱者の保護、拘束及び医療並びに精神的無能力者たるてんかん患者のための施設を設置して維持しようとするすべての個人、団体又は法人が守るべき規定を定める。施設は、認可を行なう前にこれを検査する。

- a. 認可の申請書は、局長が定める様式によって提出しなければならない。申請書には、財産の範囲、すべての現存する建物の所在及び計画を示した計画概要を、建設するすべての建物の計画及び仕様書、並びに下水処理、給水及び光熱系統の明細書と共に添付しなければならない。予定している模様替及び新築は、事前に局の承認を得なければならない。各施設の病床収

容能力は、局が定め、その承認がなければ超過又は増加してはならない。火災予防の適切な方法は、一般命令第53号に従って準備しなければならない。

b. 施設が精神障害者の保護を行なうものであるときは、「主任医師 “physician in charge”」に指名された十分訓練を受けた住込医師が常時これを管理していなければならない。主任医師は、法定の法人組織の医学校を卒業し、ニューヨーク州における医師開業の受許を有し、精神病者の保護及び医療の施設において医師として2年の実地経験を有しなければならない。主任医師及びすべての補佐医師 assistant physicians の任命については、書面で局長の承認を得なければならない。この項の規定は、施設が軽い精神障害者のみを保護するものであり、付添の精神科医 attending psychiatrist がいつでも利用できるものであるときは、局長の裁量によって適用しないことができる。主任医師及び付添医師は局長が認める経験がなければならない。

c. 各公認の施設は、看護婦長 head nurse として、精神障害者の病院の養成所を卒業した者又は一般病院の養成所を卒業して精神障害者の施設保護の経験のある者で、ニューヨーク州において看護に従事する免許を有するものを雇わなければならない。当該看護婦長の任命は、局長の承認を受けなければならない。各公認施設の看護の陣容は、現代の基準に従って施設内で治療を受けている患者の保護に適当なものでなければならない。当該看護の陣容は、局長が適当でないと思えたときは、増やさなければならない、患者を世話する者を雇うにあたっては、その者が善良な道徳的性格を有しており、かつ、そうでないことを示す前歴を有していないことを決定するのにあらゆる努力を払わなければならない。

d. 精神薄弱者のみを保護する施設においては、第b項及び第c項は局長がこれを修正し又は適用しないことができるが、当該施設の管理者は、局長が認める精神薄弱者の保護、訓練及び教育の経験を有しなければならない。

e. 公認施設に関する精神衛生法並びに規程及び規則は厳格に遵守しなければならない。

第52号 公認の私立施設に関する医療検査官 Medical inspector の義務

(すべての公認施設)

a. 医療検査官は、年2回、局長の要求するときはそれ以上、公認の私立施設の立入検査を行なわなければならない。

b. 調査及び報告の範囲は次のとおりとする。

(1) 施設名及び検査当日の性別患者統計。

(2) 勤務医師の氏名、施設が雇用している付添人及び有資格看護婦の数。

(3) 検査官は、前回の医療検査以後入院して残っているすべての患者に会いその名簿を作成し、任意又は医師の証明で収容された患者の場合にはその身分に適しているか否かを決定しなければならない。検査官は、面接を希望する患者に会わなければならない。

(4) 検査官は、拘禁が行なわれているときは、その性質及び程度並びにこれを使用する理由を確かめ、拘禁又は隔離が行なわれているときはこれを書き留めなければならない。検査官

は、又、患者の分類を調査し、男女が十分に分離されているかを判定しなければならない。

(5) 検査官は、患者及び職員いずれもの保護及び治療に使用する麻薬の貯蔵、処方及び調剤の方法及び記録に関する報告を行わなければならない。

(6) 検査官は、前回の検査後の患者に対する事故及び傷害、自殺又は自殺未遂並びに脱走に関して検査の度に報告しなければならない。

(7) 検査官は、一般命令第53号が要求する如き火災予防及び火災の際の患者の防護のためとられる措置が妥当であるかを調査して報告しなければならない。

(8) 検査官は、毎年少なくとも1回は施設のすべての部分を巡視し、建物、調度品及び庭の一般的状態を報告し、毎回の検査ではできる限り患者の病室を巡視し、昼間室(dayrooms)、夜間寮(dormitories)、浴室の衛生状態並びにマット及び寝具の状況を報告しなければならない。下水処理、給水及び牛乳給付に関して質問を行わなければならない。

(9) 検査官は、飲食の規定(dietary)、患者に対する給食並びに調理室及び食堂の衛生状態について報告しなければならない。

(10) 検査官は、入院書類、病状記録並びに入院、移送、退院及び退院の記録簿を検査しなければならない。検査官は、前回の医療検査の報告を含めて局長の通達集を読み、その中で行われた勧告が実行されているかを注意する。

(11) 検査官は、作業療法(occupational therapy)、レクリエーション及び教育活動に注意して、施設の精神医学、医療及び検査の業務の能力について調査し、報告しなければならない。検査官は、又、入浴回数を含めて、患者に対して一般的な注意が払われているかを注意しなければならない。

(12) 検査官は、伝染病の徴候に注意して、患者の一般的な健康について報告しなければならない。

(13) 検査官は、前回の検査後の新規建設及び改善について書きとめなければならない。

(14) 検査官は、その検査について報告書を3部作成し、2部を局長の事務室に提出し、1部は検査した施設の事務室の局長通達集につづり込まなければならない。

第53号 すべての公認施設における火災予防

(すべての公認施設)

すべての公認施設は、火災予防及びその保護を託されている患者の生命の防護のためには下記の子防策を請じなければならない。

a. すべての地方の規程及び条令は、局長の承認するところによりこれを守ること。

b. 保険業審議会(Board of Underwriters)の要件に合致した携帯化学消火器を、局が要求し承認するところにより患者が使用する各建物の各階に備え付けること。又、給水系統に結合し、ホース掛け、消火ホースなど完備した直径2インチ以上の立上りパイプも局が要求するところに従い、患者が居住する各建物の各階に設置すること。職員に対しては、消火器材の使用

訓練を行なうこと。消火器材は、すべて、6ヶ月ごとに検査及び試験を行ない、日付及び状態について記録を保管しておくこと。

c. 局が要求し、承認するところに従い、歩行平面から7フィート以内の高さまでの丈夫な金網をつけ、1階以上のすべての階に床面の入口をつけた外部鋼鉄製非常階段及び同一平面の出口を設けること。

d. すべての内部階段は、局が要求し承認するところに従い、囲いをし、耐火材料でつくること。

e. 内部階段及び非常口の両方を使った消防演習を少なくとも毎月1回行ないその記録をとっておくこと。

f. 照明は電気を使用し、配線は、金属線渠にするか又は金属で包むこと。(ガス又は灯油を照明用に使用してはならない。)調理室は、すべて、局が要求し承認するところに従い、火災予防に適当な構造にすること。

g. 暖房は、別段特別の承認がない限り、中央ボイラー室からの蒸汽又は温水を使用し、適当な防火を施すこと。燃料油を使用する時の設備は、保険業審議会の要件にあったものとする。550ガロンをこえる油の貯蔵は建物の境界から離れた地下タンクに行なうこと。

h. 施設内及び附近では、安全マッチ又は特別の表面でのみ発火するもの以外は許可しないこと。マッチはできるだけ使わないようにすること。

i. 患者が使用する建物内には、カンテラを置かないこと。

j. 患者が使用する建物内には、必要な薬剤のほかは、患者の支給品及び可燃性の液体又は物を貯蔵しないこと。

k. 屋根裏及び地階は、すべてがらくたをなくし整頓しておくこと。

第54号 すべての私立公認施設における記録及び報告

(すべての公認施設)

すべての私立公認施設は、局長が指示する記録を作成し、報告を提出しなければならない。私立公認施設行政報告年報を最新のものにして置くことは、私立公認施設の責任である。年報若しくは追録の請求又は案内の請求は精神衛生局にあてて行なうこと。

付 録

精神疾患分類の集約表

1942年5月アメリカ精神医学協会改訂

1943年7月1日

ニューヨーク州精神衛生局において有効

梅毒性脳膜炎による精神病（進行麻痺）

中枢神経系の他の形の梅毒による精神病

脳膜血管型（脳梅毒）

頭蓋内ゴム腫によるもの

その他の型（特記すること）

流行性脳炎による精神病

その他の伝染病による精神病

結核性脳膜炎によるもの

脳膜炎によるもの（特記しない）

急性舞蹈病によるもの（Sydenham's）

他の伝染病によるもの（特記すること）

伝染病後の精神病（伝染病を特記すること）

アルコール精神病

病的中毒

震顫譫妄

コルサコフ精神病

急性幻覚症

その他の型（特記すること）

薬物その他外因的毒物による精神病

金属によるもの

ガスによるもの

阿片又はその誘導剤によるもの

その他の薬物によるもの

外傷による精神病

外傷による譫妄

外傷による性格異常

外傷による精神荒廃

その他の型

脳動脈硬化による精神病

その他の循環障害による精神病

脳塞栓によるもの
心臓腎臓病によるもの
その他の型

けいれん障害による精神病（てんかん）
てんかん性荒廃
てんかん性朦朧状態
その他のてんかんの型

老年精神病
単純な荒廃
PRESBIOFRENIE型
譫妄及び錯乱型
抑うつ及び興奮型
妄想型

初老期精神病
うつ病
妄想型
その他の型

その他の代謝機能等の疾患による精神病
内分泌障害によるもの
疲憊譫妄
アルツハイマー氏病（初老期硬化症）
ペラグラによるもの
その他の身体の疾患によるもの

新生物による精神病
頭蓋内新生物によるもの
その他の新生物によるもの

不明又は遺伝的原因によるが器質的変化と関連あるもの
多発性硬化によるもの
振顫麻痺によるもの
ハンチントン舞踏病によるもの
その他脳又は神経系統の疾患によるもの

躁うつ病
躁型
うつ型
循環型

混合型

困惑型

昏迷型

その他の型

早発性痴呆（精神分裂病）

単純型

破瓜型

緊張型

妄想型

その他の型

パラノイア及び妄想状態

パラノイア

妄想状態

精神病質人格を伴う精神病

精神薄弱を伴う精神病

精神神経症

ヒステリー（不安ヒステリー、転換ヒステリー及びその亜型）

精神衰弱又は強迫状態（及びその亜型）

神経衰弱

心気症

抑うつ反応（単純な立場反応、その他）

不安状態

混合精神神経症

診断未定の精神障害

精神障害を伴わないもの

てんかん

アルコール嗜癖

薬物嗜癖

精神薄弱

流行性脳炎による性格障害

精神病質人格

病的性欲を伴うもの

病的情緒を伴うもの

非社会的又は非道徳的傾向を伴うもの

混合型

一次性行動異常

単純な成人の不応

児童の一次性行動異常

習癖障害

行動障害

神経症傾向

ノルウェー 精神衛生法

精神健康の保護に関する法律

1961年4月28日

第1章 目的及び機構

第1条 この法律に基く精神健康の保護には、次のことが含まれる。

- (イ) 第12条記載の精神健康の予防措置 *Precaire*。
- (ロ) 精神病院、精神科相談所及び同外来患者相談所、幼児及び児童の精神科施設、精神科昼間診療所、及び同アフター・ケア・ホーム、精神療養所、その他の精神科施設等における診察、医療、看護、また私立療養院における精神病の医療。
- (ハ) 第13条記載の精神障害者のアフター・ケア。

第2条 県は県内の市と合同で第1条記載の諸施設を設置し、これを運営して管内の住民が必要な精神健康の保護を受けられるようにしなければならない。オスロ及びベルゲンでは、この義務は市の単独負担とする。2つ以上の県が県内の市も含めて合同で、第1条記載の義務を遂行してもよい。要請があればある地域の精神健康の保護効果を促進するために国王はこのような合同を命じることができる。

関係地方公共団体は第1節または第2節に基いて、義務遂行のための案を起草しなければならない。この案は国王の承認を受けなければならない。

第1条に記載された医療施設または療養院は国王の承認を受けなければならない。国王はこれ等の施設の設置、増築、改造、設備、管理及び運営について指示を与えることができる。

第2章 診察、入院、退院

第3条 精神障害のために本人が必要な診察及び精神医学的治療を受ける措置を講ずることができず、最近親族もこれを講ずることができないときは、関係官吏は当該患者が医師の診察や保護を受けるのに必要な措置を講じなければならない。

診察の結果医師が必要を認めれば、当該患者に最近親族または関係官吏の要請により病院または病院以外の適正な医療を受けることのできる場所に収容することができる。しかし第5条に規定する条件が存在しないときは、本人の同意が表明されなければ、三週間以上収容することはできない。

医師は当該患者が医師の判定に不服があれば、管理委員会に訴願できることを患者に通告しておかなければならない。

管理委員会は医師が判定を変えない限り、訴願の裁定を直ちに行わなければならない。

第4条 本人の意志によって精神病院に入院することを申請するときには、精神障害のため

に当該患者には入院が最善の処置であり、かつ、当該患者自から判定を行なう能力があると医師がみなせば、入院を認められる。入院申請は文書によって行ない、本人自身の署名がなければならない。

本人の申請によって入院した者は、入院後3週間を経過すれば、退院を申請することができる。このことは当該患者の入院にさいし、通告して注意を喚起しておかなければならない。

衛生局長 health director は請願があれば、この患者をこの法令の規定に従って精神病院以外の病院に収容することを許可することができる。

第5条 顕著な精神障害者は本人の同意がなくても、その最も近い親族または関係官吏の申請があり、かつ、入院を申請された病院の主任医師が、入院は当該患者に対して最善の処置であり、または公共の秩序を維持するために必要であり、または他人の生命、健康に著しい危険を与えることを避けるために必要であるとみなせば、病院に収容することができる。

当該患者の最近親族が入院に異議をとるならば、第1節の規定によって病院に収容することはできない。ただし、関係病院の主任医師が、当該患者は精神障害のために危害を受けるおそれがあるか、全快ないし全快に近く治癒するみこみは全く失なわれているか、または患者が自身を傷け他人に害を与えるおそれがあるときとは、最近親族が異議をとるまでも、病院に収容することができる。

主任医師は、この法令により病院に収容することが正当かどうかを判定するために必要と思われる証言の確保及び記録を、管理委員会を通じて要請することができる。

第9条第2節第2行及び第10節第3行の規定は、本条に適用する。

病院に収容した患者は、本人の同意がなくても、第1節並びに第2節に基く条件が認められれば、病院に保留することができる。ただし、第4条により病院に収容したときには、この規定は適用できない。

当該患者、その近親者または病院に収容することを申請した官吏は、主任医師の決定に不服があれば、管理委員会に訴願することができる。主任医師が当該患者の収容を拒否した場合にも同様である。管理委員会が別に裁定しないかぎり、訴願は直ちに行なわなければ無効となる。

この条項によって病院に収容される者があるときには、主任医師は直ちにそのことを管理委員会に報告しなければならない。関係官吏の要請により当該患者を収容するときにも、主任医師はそのことを患者の近親者に通報しなければならない。また患者及び患者の近親者が入院または退院に関して疑義をもつときには、管理委員会にただす権利があり、また患者の治療に不服があれば管理委員会に訴える権利のあることを、常に患者及びその最近親族に通告しておかなければならない。

第6条 第5条の規定により病院に収容された患者の退院に関する申請は患者自身が行なうことができる。もし患者自身に申請する能力がなければ、その最近親族が行なうことができる。

退院の申請があれば当該患者を継続して病院に入院させておくことはできない。ただし、主任

に近い治癒を得ることが全く望めなくなるおそれがあるか、当該患者が精神障害のため医師が患者が独力では自身の安全を保持することができないか、退院すると全快もしくは全快に危害をうけるおそれがあるか、または退院すると他人の生命もしくは健康を害するおそれがあるとみなせば、継続して病院に入院させておくことができる。

退院が法令に基いて正当であるかどうかを、主任医師が判定しなければならないときには、第5条第3節の規定が適用される。

主任医師が退院を拒否すれば医師の判定に対し、管理委員会に不服を訴えることができる。医師は管理委員会にいかなる場合にも拒否に関する報告を行わなければならない。

第1節に掲げる申請がなくても、当該患者を継続して病院に入院させるための、第2節の規定に基く条件が認められなければ、主任医師の判定によって退院させることができる。主任医師の判定に不服があれば、患者自身またはその最近親族、または患者を病院に収容することを申請した関係官吏は、管理委員会に不服を訴えることができる。

この訴願は直ちに行なわなくても無効とはならない。

第7条 病院以外の場所で行われる本人の同意を得ない精神健康の保護にも、第5条及び第6条の規定を適用することができる。既述の各規定において病院の医師に適用される規定は、この病院以外の場所の医師にも適用される。

第3章 監督、管理、証言

第8条 この法律に基いて精神健康の保護を受ける者がいるときには、管理委員会が設置されなければならない。この委員会は関係省の指示した細部規定に従い、法令により特に委員会に課せられた業務を行なう。すなわち原則として患者の福祉に必要と思われる管理を行なう。

管理委員会の委員は関係省によって任命される。また関係省は各委員会の管轄区域を決定する。管理委員会は管轄区域内で、本人の同意がなくて保護を受けている者、及び患者自身の申請によって保護を受けている者のすべてに対し、適正な医療、保護が行なわれるように監督しなければならない。

管理委員会は現職の判事1名、医師1名、他2名の常任委員より成り、各1名の代任者を置く。管理委員会の委員長は判事とする。1回の任期は6年とする。この法律の適用により初めて委員会が設置されるときには、委員のうち2名の任期は3年とする。

本人自身が精神健康の保護に関し、職務上責任の1半をになっている場合には、その者は、その関係する管理委員会の委員には任命されることはできない。

委員は、職務上知った私事に関して、秘密を守らなければならない。これに違反する者は公務員の処罰規定により処罰される。

第9条 本人の同意がなくても、病院または病院以外の場所に収容または拘束することが、法令に基いて正当であるかどうかを管理委員会が判定するのに先だって、当該患者またはその代理人が意見を述べることを許されなければならない。

委員長は原則として関係事例に関する情報をできるだけ多く得られるような処置を講じなければならない。いかなる人も委員会の要請があれば、郡または市の裁判所における先決事項に適用される規定によって、証人または学識経験者として、委員会の聴聞に応じなければならない。

証人が委員会の聴聞に対し義務を果さないとき、または委員会の聴聞に応じさせるために、委員会が著しく多額の費用を負担しなければならないときもしくは聴聞に応じさせることによって障害が生ずるときまたはその他の理由によって郡または市の作製する当該患者に関する調書のほうが特に実利的であると認められるときは、このような調書の作製を郡または市に要請することができる。

委員長は必要があると認めるときは、患者を弁護するために弁護士1名を任命することができる。任命または私選の弁護士は、関係事例に関するあらゆる情報を知らされる権利が与えられ、また関係人及び証人の聴聞会に立ち合うことを許される。右の規定は、管理委員会が必要と認める範囲内で、患者自身及び患者の代理人にも適用される。

管理委員会は関係事例が委員会に提出されてから、なるべく2週間以内に判定を行なわなければならない。2週間以内に判定を行なうことができないときには、判定にあたってその理由を説明しなければならない。

判定を行なう委員会には全委員が出席していなければならない。委員の意見が半数づつに分れて互に対立するときには、委員長の意見によって決定する。裁判官法 The law for the judge 第6章の資格停止に関する規定は管理委員会の委員にも適用される。委員長が任命した弁護士の報酬は委員長が決定する。

判定には理由がなければならない。判定結果について、直ちに当該患者またはその代理人に通知しなければならない。

国王は、関係事例の処置に関しさらに細部に亘る規定を指示することができる。

管理委員会に対する訴願が却下されたときには、却下されてから少なくとも6ヶ月を経過しなければ、新たな訴願を行なうことはできない。

管理委員会または郡もしくは市が提供する写本及び証明書には手数料は支払われない。また第3節に基いて作製される調査にも手数料は支払われない。この条例の規定に基いて管理委員会の聴聞に応じる者は、証人または学識経験者のために定められた報酬を要求することができる。

第4章 病院以外の場所の患者

第10条 精神病院は退院措置に至らない患者を、私立療養院、精神療養所、精神障害者昼間診療所、病院に付属し病院の管理下にあるアフタ・ケア・ホーム等に移すことができる。病院のこのような処置は関係省の同意を必要とする。

当該患者の最近親族及びその療養費を負担する関係者はこのような処置に関して直ちに通報

されなければならない。

第11条 第10条に掲げる事例以外の事例で私立療養院で精神健康の保護を受ける者がいるときには、公務員たる医師 Public Doctor または衛生局長 health director により承認された医師がその保護にあたらなければならない。

公務員たる医師は、療養院におもむいて、療養の場所と医療契約に適正を欠く点のないことを確認しなければならない。その他については国王の定める療養管理に関する指示に従って行なわなければならない。

第12条 第1条(ロ)記載の場所のいずれかで、精神健康の保護を受けたいと申請する者があるとき、申請の場所に収容されるまで、または保護されることが承認され、もしくは他のなんらかの方法で保護されるみとおしがつくまでの間、必要と思われる精神医学的予防措置 psychiatric fore defence をその者に講じなければならない。

予防措置を受けている者が他の保護措置を受けることに関して疑義があれば、当該患者自身またはその最近親族、または当該患者の保護を申請した関係官吏によって、関係管理委員会に疑義をただすことができる。

第13条 第1条(ロ)記載の場所のいずれかで、精神健康の保護を受けている者については、退院措置をとらないで、精神障害者のアフタ・ケアに移すことができる。

第1条(ロ)記載のいずれかの場所で受けていた精神健康の保護が解除されるときに、もし当該患者自身またはその最近親族が要請すれば、望ましいと思われるアフタ・ケアの措置を講じなければならない。

アフタ・ケアに関するさらに細部の規定は国王が指示する。国王は国会の同意を得てアフタ・ケアの限度について次の規定を設ける。

アフタ・ケアをどこまで行なうかについては、個々の事例については、アフタ・ケアを担当した医師が判定する。この判定に不服があれば、患者自身、その最近親族または患者の保護を申請した官憲が、管理委員会に不服を訴えることができる。

アフタ・ケアの期間が一ケ年を経過すると、期間の延長に管理委員会が同意しないかぎり、退院措置が講じられる。期間延長は1回に1年とする。

第5章 医療費

第14条 (イ) 県及び市は必要な公共施設(第1条及び第2条参照)の設置及び建設費を、第1条及び第2条の規定に指示される国の要求に基づいて支出する。

(ロ) 精神健康の保護の運営に要する経費は、傷病保険に関する法律の規定または患者輸送費 transportation to the doctors の補助に関する法律の規定にていしくしない範囲内で、第15条より第20条までの規定に基づいて支出されなければならない。

第15条 精神健康の保護を受けている者が、自身傷害者保険に関する法律または老年保険に関する法律に基く年金を受け、または受ける権利を有するときは、関係省が設定した細部規定

に基く範囲内で、この年金の中から保護費の支払に充当する。この年金の受取人をだれにすべきかは、関係省が決定する。

精神健康の保護に要するその他の経費は、当該精神障害者の出生地である市、または出生地が郡部にあるときには県が支出する。これ等の地方公共団体に対しその支出する経費の $\frac{4}{10}$ を国が補助する。ただし、第19条に示される経費に対しては、関係省は国の補助分担額を限定することができる。当該精神障害者の出生地が不明なとき、またはその国籍がノルウェーにないときには、その経費はことごとく国が支出する。

右と同じ規定により当該精神障害者が、精神健康の保護を受けるために必要な旅行の経費、予防措置期間中の経費、及びこの法律に基いて関係官吏が保護を実現するための活動に要する経費も支出される。この節に含まれるべきその他の経費については、国王が設定した細部規定のなかに指示される。

第16条 当該精神障害者の出生地が明らかでないときには、精神健康の保護を受ける問題が生じたときに滞在していた市または県が、出生地が明らかになるまで第15条に基いてその経費を支出する。居住地の地方公共団体が支出した経費は、出生地の市または県が弁償する。また、当該精神障害者の出生地が明らかにはならないとき、またはその国籍がノルウェーにないときには国が弁償する。

第17条 精神障害者の出生地の所在に関し、または滞在地をどこと考えるべきかという論争があるときは、1900年5月19日の細民に関する法律の規定に基いて判定する。第1条に示された施設と、国または地方公共団体との間に、当該精神障害者の施設入院費をいづれが支払うべきかにつき論争があるときにも、同様にして判定する。

第18条 当該精神障害者の出生地を管轄する地方公共団体を包括する県の知事、またはこの者の出生地が明らかでない場合においては精神健康の保護を受ける問題が生じたときに居住していた県の知事は、他に合法的な方法がないことが明らかなきときは、公費の全額または一部につき、当初より10年間に支出された経費の額を限度として、当該精神障害者の遺産から弁償することを要求することができる。

この県知事の決定は関係省が変更することもある。

第19条 精神病院、及び関係省の規定の範疇に属する、第1条に示した精神病院以外の医療機関の入院費（医療費及び消耗費）について、その運営が地方公共団体または民間の出資によって行なわれているときは、関係省の承認を得なければならない。

関係省は、第1条に示された諸施設が、業務に要する経費及び業務の範囲に関して、あらかじめ関係省の承認を得るときに限り、この章の規定に基いてその経費を弁償する規定を設けることができる。

関係省は、療養院またはその他の関係施設の運営に関し、収支計算書その他の報告の提出をもとめることができる。

第20条 国は次の経費を支出する。

- (イ) 管理委員会の委員の報酬及び委員会事務所の維持費
 - (ロ) 証人、及び指名により聴聞した学識経験者に対する報酬、また公告 announcement、及び召喚に要する経費
 - (ハ) 任命弁護士⁽¹⁾の報酬。
- 関係省は(イ)における報酬額を設定する。また委員会事務所維持費も規定する。

第6章 権 利

第21条 この法律において当該患者の最近親族とは、当該患者との間に常に接触のある両親、配偶者、成年に達した子ども、兄弟姉妹、祖父母または後見人を意味する。当該患者に右に掲げた関係者が2群以上あるときには、特別の理由がない限り、右に掲げた順位によって保護義務者を決定する。この法律のそれぞれの規定において、だれを最近親族とみなさなければならぬかということに関して、国王はさらに細部にわたる指示を与えることができる。同一群内に属する2人以上の人の間に、右の問題について論争が生ずるときにも、このような国王の指示によって解決する。

この法律において官吏が何を指示するかについて、及びこの官吏に課せられる義務に関しても国王は細部にわたる指示を与える。

第22条 この法律の施行に必要な細部に亘る規定は国王が定める。

第23条 この法律は国王の裁可を得た時に発効する。

この法律の発効とともに、次の法律は発止される。

- (イ) 1848年8月17日の精神障害者の医療と処置に関する法律。
- (ロ) 1898年4月30日の犯罪精神病患者収容所 criminal asylum に関する法律
- (ハ) 1922年7月7日の精神病院の使用権 law about protected right to use asylum. に関する法律
- (ニ) 1848年8月17日の精神病患者の医療及び処置の法律に追加、改訂した1925年6月5日の法律。
- (ホ) 1935年6月25日の、本人の希望による入院許可に関する法律。

精神衛生法以外の法律においても次のような改正が行なわれる。

(1) 1934年6月1日の優生保護法の次の各条を改正する。(訳註、傍点が改正部分)

第2条 第1条の実施には衛生局長の許可を受けなければならない。

未成年者または精神病患者、または精神薄弱者、または精神病質者に優生手術を行なおうとするときには、衛生局長を委員長とし、衛生局長及び国王に任命された他の4名の委員よりなる学識経験者の協議会の許可を受けなければならない。委員の中には少なくとも婦人が1名、また判事1名、医師2名が含まれなければならない。

第3条 本人が優生手術を行なうことを申請するとき、行なうことが適当と認められる理由があれば許可される。当該申請者が20才以下であるとき、または精神病患者、精神薄弱者、また

は精神病質者であるときは、保護者または第6条記載の後見人の同意も得なければならない。

第4条第1節 精神病者、顕著な精神薄弱者、または顕著な精神病質者が、優生手術を受けることの適否を判定する能力がなく、またその全快または全快に近くまで治癒する望みは全くなく、またさらに自身及び子孫を扶養する能力がないとみなされる理由があり、または遺伝性精神病か顕著な遺伝性身体疾患があり、または性欲異常によって風俗をびんらんする虞れがあるとき、その保護者または第6条記載の後見人の申請によって、当該患者に優生手術を行なうことができる。

第5条 衛生局長は優生手術を行なうことの適否を決定し、手術を行なう場所、及び行なう人を指定する。時によって優生保護審議会が右の決定及び指定を行なうこともある。手術は一般に国立またはその他の公立の病院か、または手術のために審議会が承認した私立の病院で行なわれる。

第6条第1節 顕著な精神病者、または精神薄弱者、または精神病質者が、未成年者でないとき、第3条または第4条に基いて優生手術を行なうことに異議が生じ、衛生局長の要請があれば、郡または市は当該精神障害者の後見人1名を任命しなければならない。未成年者の精神障害者に対しては、その保護者が優生手術の適否に関し意見を述べる資格がないと認められるときは、優生保護審議会が郡または市に後見人1名を任命するように命ずることができる。

(2) 1898年11月28日の未成年法のうち次の規定を改正する。(訳註、傍点が改正部分)

第3条第3節 病院の主任医師は精神健康の保護に関する法律第5条に基いて、精神病院に精神障害のために患者を収容するに際し、法廷に対し、後見人の指名の申請が行なわれているかどうか分からないときには、必要に応じて申請の手續をとることができるように、患者の出生地の警察署長に入院に関して通報しなければならない。

第5条第1節第2行 もし当該患者が精神病院に収容されていて、精神病のために、自身を扶養し、または自身の財産を管理する能力がない旨の主任医師の証明があれば右と同様の規定が適用できる。

第7条第3行 当該患者が精神病であるかどうかについて、管理委員会の審議が結論を出し得ないときには、法廷は当該患者を精神鑑定のために病院に収容させることができる。

第32条第2節最終行 第5条最終節の規定は、当該患者が治癒したという関係病院の主任医師の証明に基き、保護措置解除の申請があるときに、必要である。

(3) 1927年4月22日の未成年の保護措置に関する法律において、第90条(i)1. を次のように改正する。

成年者が精神病またはその他の精神障害のために、自身の業務 his affair を行うことができないならばその保護の任にあたる者1名を任命することができる。任命された者は任命によって、当該患者の業務全般またはある特定の業務に限って、管理する権利が与えられる。任命を行なうに先だって、可能であれば、また特に不適当と思われる理由がある場合を除いて、当

該患者の任命に対する同意を得なければならない。

精神衛生法注解

精神健康の保護措置ともなう入院及び退院に関する規定の注解（この規定は1961年6月16日に国王の裁可を得て設定された）

精神健康の保護とは、精神障害のある者に対して講じる保護措置のあらゆる形態、すなわち医師によってまたは医師の監督下に行なわれる、診察、治療、看護等を意味する。

精神健康の保護を行なうには次の措置がある。

1. 精神障害の予防措置

2. 精神病院、精神科クリニックまたは一般病院の特別部門、精神科昼間診療所、幼児及び年少者の精神障害者施設、精神療養所、私立療養院等に収容、または外来患者精神科クリニックにおける初診及び治療。

保護措置の解除には、大別すると次の三種がある。

1. 精神障害者予防措置の解除

2. 前記第2項記載の治療の廃止及び療養所から退院

3. 精神病アフター・ケアの解除

(1) 精神健康の保護を受ける義務に関して（同法第3条）

精神健康の保護を受ける必要があると思われる理由があつて、本人が保護を受ける措置を講じることができないときには、その最近親族のうち保護義務を行なうべき第1順位にある者が、その措置を講じなければならない。この措置を講ずる義務には当該精神障害者の精神を正常にするために、必要な治療及び保護を受けさせる権利及びそのために必要な助力を医師または関係官憲に要請する権利が附随する。

このような助力を要請された医師または関係官吏は、こうした要請を行なう者が当該患者の最近親族であると認められるときは、できる限りその治癒に助力しなければならない。助力を要請した者が最近親族でなければ、関係官憲または医師はその要請について最近親族に通報しなければならない。また、正当な理由がなければ、特に当該患者の同意がないときには、いささかでもこの要請に応じることのないように注意しなければならない。

ここにいう最近親族とは、常に接触のある当該患者の両親、配偶者、成年に達した子ども、兄弟姉妹、祖父母または後見人を意味する。

当該患者に右に掲げる最近親族が二群以上いるときは、特に理由のない限り右に掲げた順位によって保護義務者を決定する。

右の規定に基く権利または義務をもつ者が一人もいないときには、当該患者の関係官吏が義務を果さなければならない。ここにいう関係官吏とはすなわち左記の通り。

(イ) 衛生審議会または審議会によって承認されたもの — これは当該精神障害者が既に医療を受けはじめているとき、または先づ第一に当該精神障害者の診察と治療が要望されるときに該当する。衛生審議会が審議会の委員長または常任委員または精神科専門医以外のものを承

認するときには、承認前に衛生局長の同意を得なければならない。

(ロ) 社会福祉事務所——これは当該精神障害者が予め社会福祉法による保護を受けているとき、または、まず当該精神障害者の生活を保護し、欠乏や損傷から救うことが要望されるときに該当する。

(ハ) 警察——これは精神障害以外の理由で警察の監督下（逮捕、勾留）に当該精神障害者が既におかれているとき、または他人の生命及び健康に著しい危害を与える恐れがあり、社会秩序を破壊する恐れがあつて、これの予防を要望されるとき、または精神健康の保護を受けさせるために、警察の保護が必要なときに該当する。

(ニ) 刑務所——これは当該精神障害者が刑務所内の診療所に入所しているときに該当する。

当該精神障害者に最近親族がいても、この最近親族が正当な呼び出しに応じないでその義務を怠るとき、または当該精神障害者の保護責任を果す資格に欠けていることが明らかな理由があるとき、または最近親族が正当な理由によって義務の解除を申請するときには、関係官吏が保護の任にあたらなければならない。関係官吏は原則として予め医師の意見を聴取して、最近親族に対し文書により十分な根拠を示して、保護措置に関する報告をしなければならない。

本人の同意がなくても、精神健康の保護を受けさせることが必要ならば、または精神障害を治療することが必要ならば、精神衛生法第3条に基いて、病院に収容することができる。

収容する場所が精神病院（既述の精神病療養所または精神病院）であるとき、または当該患者が入院を希望しないときには、入院に関する文書による申請書を、その近親者または関係官吏が提出しなければならない。

口頭による同意を得たときには、医師は報告書に同意を得たこと、及び同意を与えた者の氏名を明記しなければならない。この医師の報告は当該患者を自身で診察した結果に基いて行なわなければならない。報告は詳細に行なわなければならない。医師はまた精神衛生法第3条に基いて、診察後3週間以内に、入院の必要度に対する評価も行なわなければならない。

病院に患者を収容する余地がなく、収容することが不可避の必要事であるときには、正当な保護を与えることのできる病院以外の場所に収容することもできる。

病院に収容されている患者を、本人の同意を得ないで病院に抑留することに異議が生ずるときにも、第3条の規定が適用できれば、継続して収容することができる。

収容期間が3週間を経過しても、精神衛生法第5条に基いて病院に収容することが、この患者に適當であるかどうか明らかにならないときには、患者の要請があれば退院させてもよい。この場合には、この患者の治療を担当した医師は、退院に先だつてその最近親族またはこの患者の病院収容を申請した関係官吏に通報しなければならない。

(2) 本人の申請に基いて病院に収容する事例について（精神衛生法第4条）

本人の申請に基いて精神病院に患者を収容することは、医師または患者の最近親族の報告に基いて、病院の主任医師が、患者の精神の状況からみて、患者には入院が最も適當であるとみ

なし、また患者自身に入院の適否を判定する能力があるとみなせば、許可される。入院申請は文書により、本人の署名がなければならない。主任医師は、この患者がこのような入院の事例に適用される法律を知っているかどうか、及び入院に対する希望は明確に本人の意志によって表明されたかどうかには注意しなければならない。

本人の申請があっても主任医師が、病院の医療審議会の答申に基いて、この患者の精神が正常に復帰することは、恐らく終生期待できないとみなし、またこの患者の入院が長期に亘れば、他の患者の便宜を妨げるとみなせば、入院を拒否することができる。

本人の申請によって精神病院に入院した患者が退院を希望するならば、主任医師は患者に文書により退院を申請するように要求することができる。この場合には退院申請が提出されてから、3週間以上病院に収容することはできない。

(3) 本人の同意がなくて病院に収容する事例について（精神衛生法第5条）

第3条に基いて患者の診察を依頼された医師が、この患者は顕著な精神病患者であると診断し、そのために病院に収容することが、本人のために最も適当であり、または社会秩序維持のために、または他人の生命・健康に危害を与える虞れがあるためこれをさけるために必要であると認めるときは、第3条（及びこの注解の第1項）に基く入院申請の権利者または権利を与えられている官吏が、入院を申請することができる。本人の同意がなくて患者を入院させる場合に、その最近親族が入院に異議をとなくても、第1項記載の関係官憲から既に入院申請が提出されていて、次の理由のいずれかが認められれば、入院させることができる。すなわち、患者が精神障害のために不利益をこうむるのを防止するために必要であるか、もしくは患者が全快ないし全快に近く治癒するみこみが全く失なわれているか、または患者が自身を傷け他人に危害を与える虞れがあるか（法第5条）のいずれかである。入院申請を行なう者は規定の様式に従って、定められた病院に申請しなければならない。申請は文書によるか、またはできれば医師に直接提出しなければならない。医師は、申請者が申請の裏づけとなる法の内容に精通しているかどうかには注意しなければならない。患者が既に入院中であれば、入院継続に対して申請が行なわれる。右の申請があっても本人の同意によって入院させることが適当とみなされる事例では、医師は先ず患者が入院を希望しているかどうかを確かめなければならない。

精神病院、クリニックまたは第1条(ロ)記載のその他の医療施設に患者を収容することができないときには、患者を第5条に基いて精神病院以外の病院または、患者に必要な医療を与えることのできるその他の場所に収容または抑留することができる。このような場合にも、退院、管理委員会、及び不服に関する規定はそのまま適用される。

精神病院入院の申請書にはノルウェーで医師の業務を行なう権利をもち、かつ、当該患者を自身で診察した医師の文書による報告が添付されなければならない。この報告は少なくとも、病院に入院させるときよりさかのぼって、30日以内に行なわれた診察に基かななければならない。報告を行なう医師が精神病の専門家であれば、この医師が関係病院に所属している場合でも、入院の根拠となる報告として受理される。この報告は、関係病院の主任医師が入院の適否を判定

する十分な資料となるように、細部に亘って記載されていなければならない。

また、法第5条に基き、本人の同意を得ないで入院させることの必要度に対する診察医自身の評価も書き添えられなければならない。医師が診察の参考として患者に関する情報の提供を得たときには、医師は報告書にその提供者の氏名と、患者と提供者との関係について付記しなければならない。またこの報告は、報告する医師自身の観察に基いて行なわれたことが明らかにされなければならない。入院の申請者がこの情報提供者と同一人でないときは、提供された情報について知らなくてはならない。

緊急に入院を要するときは、患者に関する医師の報告及びその他の報告は、電話で病院の主任医師に、現在患者をあつかっている医師が行なってもよい。遅くもこの患者が病院に収容されるときまでに、文書による報告と入院申請書が病院に提出されるならば、右の方法によって入院を許可することもできる。

(4) 経費の支払に対する保証

精神健康の保護措置を講ずることが確定すると直ちに、当該患者の診察、治療及び看護を担当する関係医療機関は、患者が治癒するみこみがあり、また傷病保険に加入することが患者の利益になると思われれば、入院中の患者の入院費保証に関する保険に、患者を加入させなければならない。

傷病保険の費用を当該患者が支払うことができないときは、右の保証に関する措置は患者の出生地の県または市が負担しなければならない。もし出生地が直ぐには明らかにならないときは、精神健康の保護の問題が生じたときの滞在地の県、または市が負担しなければならない。

地方公共団体法の改正に関する法律

1963年3月8日 第1号

第15章

1961年4月28日の精神健康の保護に関する法律において、次のように規定の改正を行なう。

第2条第1節第1行 県は第1条記載の諸施設を設置し、これを運営して管内の住民が、必要な精神健康の保護を受けられるようにしなければならない。

第2条第2節第1行 2つ以上の県が合同で、第1条記載の義務を遂行してもよい。

第14条 (イ)県及び、オスロまたベルゲンでは市が、必要な公共施設(第1条及び第2条参照)の設置及び建設費を、第1条及び第2条の規定に指示される国の要求に基いて支出する。

第15条第2節第1行 精神健康の保護に要するその他の経費は、当該精神障害者の出生地がある県が支出し、オスロあるいはベルゲンに出生地があるならば市が支出する。

第16条 当該精神障害者の出生地が明らかでないときは、精神健康の保護を受ける問題が生じたときに滞在していた県が支出し、その滞在地がオスロまたはベルゲンにあるときは出生地が明らかになるまで、市が第15条に基づいてその経費を支出する。この居住地の地方公共団体が支出した経費は、出生地の県が弁償し、出生地がオスロまたはベルゲンにあるときは、市が

弁償する。当該精神障害者の出生地が明らかでないとき、またはノルウェーの国籍がないときには、国が弁償する。

第32章

この法律は1964年1月1日より発効する。

1961年4月28日の精神的健康の保護に関する法律の改正

1964年6月5日

(1) 1961年4月28日の精神健康の保護に関する法律の規定を、次のように改正する。

第15条第2節 精神健康の保護に要するその他の経費は、当該精神障害者の居住地がある県が支出し、居住地がオスロまたはベルゲンにあるときには、市が支出する。居住地が明らかでないときは、精神健康の保護を受ける問題が生じたときに当該精神障害者が滞在していた県が、滞在地がオスロまたはベルゲンであれば、市がその経費を支出する。県または右の市に対しその支出した経費の $\frac{4}{10}$ を国が補助する。ただし、第19条に示された経費に対しては、関係省は国の補助分担額を限定することができる。当該精神障害者にノルウェーの国籍がないときには、その経費はことごとく国が支出する。

第16条 当該精神障害者の居住地が明らかでないときには、精神健康の保護を受ける問題が生じたときに滞在していた県が、滞在地がオスロあるいはベルゲンであったときには、市が——居住地が明らかになるまで——その経費を第15条に基いて支出する。

第17条 精神障害者の居住地がどこであるかということ、または滞在地をどこと考えるべきかという問題に関しては、社会福祉法の規定に基いて決定する。第1条に示された施設と、国または地方公共団体との間の、当該精神障害者の施設滞在費をだれが支払うべきかという問題に対しても同様にして判定する。

第18条 当該精神障害者の居住地を管轄する地方公共団体を包括する県の知事、または居住地が明らかでない場合においては精神健康の保護を受ける問題が生じたときに滞在していた県の知事は、他に合法的な方法がないことが明らかなきときは、公費の全額または一部につき、当初から10年間に支出された経費の額を限度として、当該精神障害者の遺産のなかから弁償することを要求することができる。

(2) この法律は1965年1月1日より発効する。

フィンランド精神衛生法

1952年 187～192号

精神衛生法 第187号 1952年5月2日 ヘルシンキにおいて
議会の決議に基き制定さる。

第1章 精神障害者看護治療組織

第1条 精神障害者の看護治療の最高管理ならびに監督には、精神障害者の看護治療とともに、精神障害の発生予防活動が含まれる。

第2条 精神障害者の看護治療の最高管理ならびに監督は、中央医務庁の所掌とする。

第3条 精神障害者の看護治療の実施機関は、第1に地方公共団体とする。そのために全国を精神障害者看護治療地区に分割する。以下それらを看護治療区と称する。

看護治療区の境界は、中央医務庁が提案し、閣議でこれを定める。

複数の地方公共団体が1看護治療区に属するときは、精神障害者の看護治療はそれら地方公共団体が形成する地方公共団体連合が行う。

第4条 各看護治療区には、閣議で決定される中央精神病院および厚生福祉事務所を設置する。永続的自治権を有する地方公共団体もしくは地方公共団体連合は、その設置にかゝる厚生福祉事務所および中央精神病院を運営しなければならない。それらの支部は、当該地方の事例により必要があれば、中央精神病院のみならず他の地区にも設置できる。

中央精神病院の医療部長は、看護治療区を指揮監督する医師としての職務を行う。

看護治療区内で行う大学の精神医学の教育については政令でこれを定める。

第5条 精神障害者を看護治療するために、中央精神病院のほか国立精神病院を置くが、その他に公立（地方公共団体）および私立の精神病院を設置することもできる。精神病院には、閉鎖病棟の治療に適さない精神障害者のために、解放病棟または特殊な患者を集めた特殊病棟を設けることができる。また、精神障害者看護の見地から院外に特殊の作業療法室を設けることもできる。

精神障害者の診察および一時的看護治療のために、看護治療区に、地方公共団体精神病院に関する規則が適用される公立（地方公共団体）診療所を設置することができる。

第1項に規定する精神病院を除き、前記の目的のために、地方公共団体ホームの精神科を設ける。

地方公共団体および個人は、精神障害者看護治療のために精神障害者看護治療ホームを設置することができる。

精神障害者は、精神病院から連絡指導をうけている家庭での看護治療または当局の監督下にある私立ホームでの看護治療に付することができる。

この法律において、地方公共団体精神病院および精神障害者看護治療ホームとは、地方公共団体および地方公共団体連合もしくはその他の公共団体が運営しているか、または主として公共団体が主要株主となっている法人が運営しているものをいう。前第1項にいう地方公共団体精神病院には、地方公共団体病院の精神科も含まれ、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、地方公共団体精神病院に関する規定が適用される。精神病院、地方公共団体ホーム精神科および精神障害者看護ホームは、以下精神障害者看護治療施設と称する。

精神障害者看護治療施設は、認可を受けないで看護治療のため精神障害者を収容してはならない。

第6条 精神病院には、院内における患者の看護治療に関し、病院の最高責任者としての責任を負う医師を置く。厚生福祉事務所の活動に関する責任者は、当該事務所を指揮する医師とする。地方公共団体ホームの精神科は当該医師の別に定める指揮監督を受ける。

精神障害者看護治療ホームにおける患者の看護治療は中央医務庁によって公認された医師の監督のもとに行う。家庭における看護は、それが看護治療施設の連絡指導をうけて行われるときは、当該施設の医師が監督する。

第7条 中央精神病院および厚生福祉事務所の医師は、地方公共団体および地方公共団体連合によって選ばれる。中央医務庁は、選挙された医師をその官職に任命する。中央医務庁は、選挙された者がその任務に適さない場合または専門知識技術その他の熟練技術もしくは以前の勤務実績において同僚の候補者達よりも劣っていると考察される場合は、新たに選挙を行うべきことを命ずる権限を有する。中央医務庁は、候補者中に当該官職に適する者がいないと認めるときは、新たに当該官職が補充さるべき旨を告示しなければならない。

第8条 看護治療区に属する各地方公共団体の中央精神病院は、当該公共団体もしくは公共団体連合が運営する中央精神病院の収容能力が問題のときは、当該公共団体連合の意見を聴取し、看護治療のために、中央医務庁が提案し、閣議で決定する一定数の治療病棟を設置しなければならない。

しかしながら閣議は、2ヶ国語もしくはその他特別な事情があると認めるときは、他の公共団体に対して別の看護治療区の中央精神病院に治療病棟を設置させることができる。ただし当該地方公共団体が、当該中央精神病院に関し、その運営を行なっている地方公共団体連合の加盟団体であるときにかぎる。

第9条 中央精神病院は、看護治療区に属する地方公共団体において、貧困者救済援助を受ける居住者であって、かつ、その診察ならびに治療に特殊の知識を必要とする精神障害者を収容する。

中央精神病院は、診察および一時的治療を目的とするときは、看護治療区外に居住する精神障害者も収容することができる。

中央医務庁は、地方公共団体または地方公共団体連合との間に、第12条の規定により国立精神病院において看護治療または診察を受けている患者を、中央精神病院に転院させることにつ

いて契約を結ぶことができる。任意転院契約が成立しないときは、内閣は、国立精神病院もしくは中央精神病院の治療病棟数ならびに当該看護治療区自体の精神障害者看護治療の必要性を考慮し、合理的に国全体の精神障害者治療の必要性も勘案し、中央精神病院への転院決定に伴う費用について国の看護治療費から補償を与え、精神障害者を収容すべきことを命ずることができる。

第10条 看護治療区の厚生福祉事務所は、次の事務を行う。

- 1) 精神障害者の発生予防活動の育成と監督
- 2) 患者に対する精神医学的治療および奉仕 ならびに
- 3) 第11条第2項に規定する施設の活動、地方公共団体ホームの精神科に関してはその看護治療活動のみの監督および第5条第4項および第5項に規定する私立精神障害者治療ホームならびに私立ホームの治療の監督。

中央医務庁は、厚生福祉事務所に対して、中央精神病院の連絡指導をうけて行われる在宅治療を育成せしめ、監督させることができる。

厚生福祉事務所は、精神障害者看護治療施設から、その活動のために必要な情報を求めることができる。

第11条 地方公共団体精神病院の位置、院内調度、諸設備および診療方法に関しては、中央精神病院に準ずるものとする。中央医務庁は、特に第9条に規定する患者を看護治療する地方公共団体病院については中央精神病院と同じ程度とすべきことを命ずることができる。

看護治療が簡単で、本人ならびに他人にも危険がなく、特殊の治療を必要とせず、かつ、本人を家庭での看護に付することが病気の性質もしくはその他の理由で適当でない者は、第1項に規定されている地方公共団体精神病院のほか、地方公共団体ホームの精神科および地方公共団体診療ホームに収容することができる。

しかし前第2項に規定する諸治療施設は、同施設に関する法令で定められた条件のもとに、第9条に規定する治療を必要とし、かつ、直ちに精神病院に入院できない精神障害者を臨時に看護治療する場合は、それらの者を収容することが許される。

第12条 国立精神病院は、国防軍もしくは国境警備隊に所属する精神障害者、刑務所に入所中の精神障害者もしくはその他の者で直ちに国の保護を必要とする者、第33条の規定により精神病院において精神状態の検査を受ける者、第34条および第35条の規定により保護すべき者、国の公務に従事している者および第25条もしくは第31条の規定により精神病院でその精神状態の検査を命ぜられた者を収容する。

国立精神病院の特別重症病棟には、中央医務庁によって、その看護治療が特に危険であり、かつ、困難であると認められた精神障害者を収容する。

国立精神病院は、その収容能力に余力があるかぎり、看護治療のため、第1項および第2項に規定された者以外の精神障害者を収容することができる。

第13条 この法律において、私立精神病院または私立精神障害者看護治療ホームとは、第5

条第6条に規定されている法人以外の機関に属する施設、財団もしくはそれらに準ずる基金または個人に属する施設をいう。

中央医務庁は、治療看護のため、第1項に規定する施設が、如何なる種類の精神障害者を収容することができるかを決定する。

家庭で看護することができる患者は、穏やかな精神障害者で、本人および他人に対して危険でない者でなければならない。

第14条 厚生福祉事務所、健康管理委員会、社会福祉委員会もしくは当該委員会の議長または警察当局が、ある者に精神障害の徴候があらわれたことを知り、かつ、当該患者の配偶者、直近親族、後見人または当該患者を保護する義務のある者が、その者の看護を行わないときは、上記官公署当局は直ちに看護活動を開始しなければならない。

国防軍もしくは国境警備隊に所属している者、または刑務所、公立教育機関、労働機関もしくは類似の機関に在籍している精神障害者は、検査または看護をうけるため当該所属機関の長の保護を受けねばならない。

第15条 地方公共団体もしくは都市の医師ならびに地方公共団体保健婦に対しては、法令で精神障害発生予防活動を行うことを義務づけることができる。

第2章 個人に関する規定

A. 治療のための精神病院への入院および精神病院からの転退院。

第16条 精神病院または地方公共団体ホームの精神科への入院の申請は、当該本人が満15才に達しているときは本人自身またはその配偶者、直近親族、後見人もしくはその他保護を行う義務のある者ならびに健康管理委員会または社会福祉委員会もしくは当該委員会議長、警察当局が、また、第14条第2項に規定される精神障害者にあつては、同条項にいう機関の長が行なう。

第17条 第16条に規定する申請は、文書で、当該精神病院の責任者である医師に、また当該申請が地方公共団体ホームの精神科になされるときは当該施設の精神障害者を扱う責任者である医師に対して行わなければならない。

申請書には、公証官吏の発行する証明書もしくは第14条第2項にいう機関の長もしくは雇い主が発行する身分証明書および同申請書が当該病院に提出される30日以内に行われた正規の資格を有する医師による当該本人の精神障害の検査またはその治療の必要性を証明した診断書を添付しなければならない。この診断書は、当該精神障害者が入院する病院の医師によって作成されたものであつてはならない。ただし、地方公共団体ホームで、患者を唯一人で治療看護する医師は、地方公共団体ホームの精神科に精神障害者を入院させる診断書を発行することができる。診断書を発行したときは当該医師は直ちに看護治療区の責任者である医師に通報しなければならない。刑務所にいる因人が精神病院に移されるときは、当該刑務所の医師は意見書を提出することができる。

文書による申請もしくは第2項に規定する書類を得るまでに長時間を要すると認められる場合は、それらの書類がなくても正規の資格を有する者が発行する証明書があり、かつ、その患者が、社会一般および当該本人自身にも危険であると認められる場合または直ちに治療を必要とすることが明らかな場合には、当該精神障害者を病院に収容することができる。患者を看護する義務ある前記の書類を、当該患者の入院後遅くとも14日以内に提出しなければならない。患者は、定められた期間内に、申請時不足していた書類を病院に提出しないときは、その者の費用をもって直ちにそれら必要書類を提出させなければならない。

患者自身が申請者である場合、その署名は2名の行為能力者によって証明されねばならない。この場合、当該患者は前記医師の診断書がなくとも治療を受けることができる。

第1項に規定する医師は、申請書を受取りすべきか否か、または当該患者を精神病院に入院させるべきか否か、もしくは地方公共団体ホーム精神科に入れるべきか否かを決定する。

第18条 治療のために収容された者は、精神病院で受けたその治療に要した費用を支払わなければならない。第三者もしくは第14条第2項に規定されている当該精神障害者に代って当該機関の長が治療費をその者のために支払ったときは、当該機関の長がその費用を支払う最終的責任があるか、またはその費用を国が支払うという特別の規定がないかぎり、これらの者は当該患者から病院に支払った金額の補償を受けることができる。

生活困窮者である精神障害者の治療費の支払については別に定める。

第19条 治療のために精神病院に収容された者は、法令の定めるところにより、同様な他の施設に移すことができる。

第20条 精神病院もしくは地方公共団体ホーム精神科に入院した者の精神状態を検査した結果、その者が精神病の治療を必要としないことが判明した場合は、施設の責任者である医師はその入院者に対し、直ちに当該施設からの退院を指示しなければならない。また当該施設で治療を受けた精神障害者が健康になった場合、もしくはその精神状態が十分健康と判断されるまでに回復し、責任者である医師が治療の継続を必要としないと判断した場合も同様とする。

精神病院もしくは地方公共団体ホーム精神科に患者を入院させ治療を受けさせたい旨の申請を行った当該患者の後見人、財産管理人、配偶者または治療費を支払う義務のある者から、治療を受けている患者を精神病院もしくは地方公共団体ホーム精神科から退院させたい旨の要求があったときは、責任者である医師は同意しなければならない。ただし、医師は、その退院が社会一般および本人自身に危険であると判断した場合もしくは危険がないことの保証がない場合または、当該患者を他の精神病院に治療のため転院させようとするときは、それを中央医務庁の決定に付託しなければならない。

責任者である医師が精神病院あるいは地方公共団体ホーム精神科からの退院要求を認めないときは、前項の関係者は、中央医務庁に文書で当該者の退院を要求することができる。

病院の責任者である医師が、患者の入院および退院に際して行う指示は法令によって定める。

第21条 病院の責任者である医師は、精神病院で治療を受けている囚人がその刑期満了前に

病気が回復したときは、刑務所に移送しなければならない。

精神病院に入院している囚人が恒常的精神病者であることが判明し、そのために、刑期満了前に釈放する必要がある、その者を病院から退院させようとするときは、中央医務庁の決定に付さなければならない。条件つきで囚人を退院させる場合は、責任者である医師がこれを行う。

精神病院で治療をうける囚人に関する第1項および第2項の規定は、刑務所に収容されている危険な常習犯人にも適用される。

B. 精神状態検査のための精神病院への入院

第22条 精神病院においてその精神状態の検査を受けようとする者は、その検査を受けるために病院へ入院することができる。

第23条 ある者に、その行動から判断して、明白に社会一般の安全もしくは当該本人自身に対して危険であると疑うに足る理由があるときは、警察当局は、その者の精神状態を検査させるためにその者を精神病院に保護収容しなければならない。

第24条 国防軍もしくは国境警備隊に所属している者あるいは第14条第2項に規定されている機関に雇用されている者で、その精神状態に疑わしい理由があるときは、当該機関の長は、その者の精神状態を検査するために、その者を精神病院に送致しなければならない。

第25条 関係当局が、当該公共機関等の職務に従事している者の精神状態に関し中央医務庁にその診断を要求したときは、中央医務庁はその者がその精神状態が異常のために職務の遂行が不可能であるか、またはその精神状態が健全である確証が得られない理由があると認められる場合には、その者に対し精神病院においてその精神状態の検査を受けることを命ずることができる。

第26条 第22条の規定により精神状態のため精神病院に入院しようとする者は、自筆で作成し、それを2名の行為能力者が証明し、かつ、その申請を必要とする理由を記載した申請書および公証官吏が発行するその身分証明書を必要とする。

第23条および第24条に規定する者は、医師の診察の結果精神障害者であると疑うにたる理由がある旨の当該医師の診断書が添付された、当局の当該者が精神障害者ではないかを示唆した文書に基き、精神状態の検査のために入院させることができる。

医師の診断書を発行する権限に関する第17条第2項の規定は、本条第2項に規定する場合にも適用する。

第27条 精神状態の検査を受けるために入院した者の検査は、直ちに行なわなければならない。またこの検査は、第23条、第24条または第25条に規定する者については、中央医務庁が行なう。特別の理由に基き、検査期間を延長する許可が与えられないかぎり、この検査のためその者を病院内に留める期間は1ヶ月をこえてはならない。

第28条 自己の申請に基きその精神状態検査のために入院した者は、要求すれば直ちに退院することができる。ただし、責任者である医師が、その者を退院させることが、社会一般および被検査者自身の安全にとり危険であると判断し、その者を他の病院に転院させようとするときは、中央医務庁の決定に付託しなければならない。

第29条 病院の責任者である医師は、第23条の規定に基づき、検査のため精神病院に入院した者につきその検査終了後、精神病の治療を必要としないと判断したときは、直ちにその旨を、その者の精神状態検査を指示した関係当局に通知しなければならない。また関係当局がその検査結果に関して如何なる措置も要求しないときは、その者は直ちに精神病院から退院させることができる。なお、医師が、精神病院において治療する必要があると判断したときは、それを中央医務庁の決定に付託するために中央医務庁に通報するとともに、当該被検査者を病院に更に止まらせるか否かをその者が所属している機関に確かめなければならない。

第30条 第24条の規定により、検査のために精神病院に入院し、検査の結果、責任者である医師が精神病院において治療する必要がないと判断したときは、その者を直ちに当該刑務所、機関または軍隊に移送しなければならない。ただし、医師がかかる治療が必要であると判断した場合は、当該医師はそれを中央医務庁の決定に付託しなければならない。

第31条 第25条の規定により、検査のために精神病院に入院した者は、検査の結果、病院の責任者である医師が、精神病の治療の必要がないと判断したときは、その者は病院から直ちに退院することができる。ただし、医師がかかる治療が必要であると判断した場合は、当該医師はそれを中央医務庁の決定に付託しなければならない。

第32条 第23条の規定により、精神状態の検査のために精神病院に入院し、精神病院での治療を必要としないことが判明した場合の検査のため当該病院に入院していた期間に要した費用は、国庫から支払われる。精神状態の検査に要した費用および第25条の規定に基づく精神病院の診断に関する費用については、その者の精神状態の検査を依頼した機関の負担とする。検査終了後、引き続き精神障害の治療が必要であると判断されたときは、第18条の規定を適用する。

C. 犯罪の嫌疑および放浪の罪により逮捕された者もしくは生活困窮者救済施設で懲戒罪を犯した者の精神状態の検査および検査期間後の措置

第33条 裁判所法第17章第45条の規定により、裁判所が犯罪を犯し逮捕された者の精神状態を検査するために、精神病院に収容することを命じた場合、当該事件に関するすべての書類を直ちに中央医務庁に移送しなければならない。中央医務庁がその書類を受理したときは、どの病院でその者の精神状態の検査を行うかを決定し、検査終了後、被告の精神状態に関する診断書を裁判所に提出しなければならない。

県庁当局は、浮浪者として逮捕された者もしくは生活困窮者救済施設で懲戒罪を犯し、当局の処分をうけるために送致されてきた者のうち、精神障害者であると疑うに足る理由があるときは、当該事件を判定する前に、中央医務庁に当該被疑者の精神状態に関する鑑定書を求めねばならない。中央医務庁は、必要があると認めるときは、その精神状態を検査するために精神病院に収容することを命じなければならない。

本条に規定する中央医務庁の鑑定書は、直ちに交付しなければならない。

第34条 第33条に規定されている者で精神状態の検査のために精神病院に入院し、検査終了後、中央医務庁の鑑定により精神病の治療を必要としないと認められた者は、直ちに退院させ

なければならない。当該者が逮捕されている者であるときは刑務所に移送しなければならない。特別の理由があるときは、中央医務庁の許可を得て、被検査者を刑務所に移送することができる。ただし、中央医務庁でその者に関する意見が既に聴取され、病院の責任者である医師が自身で行なった診察により、逮捕された被検査者が精神病の治療を必要としないと認めたとときに限る。

精神状態の検査を受けた者が前項の場合と逆に引き続き精神病の治療が必要であると認められたときは、その者の処分が決定されるまで精神病の治療を受けさせるために当該病院もしくは他の精神病院に入院させる。中央医務庁は、当該者をその治療上の理由で労働作業場に移送することができず、もしくは重労働を免除しまたは命ずることができないときは、退院できるまで精神病の治療を受けさせねばならない。被疑者が精神状態以外の理由で、刑罰を課されず、または労働作業場に移送されずもしくは重労働を課されず、または起訴されないときであって、かつ、責任者である医師が精神病の治療を必要としないと判断し、それを中央医務庁の決定に付託しないときは、県庁当局はその者を病院から退院させることができる。

裁判所もしくは県庁当局の決定書の写は、その精神状態のために実刑を宣告されずまたは労働作業場へ送致されずもしくは強制労働を課されずに、被告の精神状態の検査が要求されている場合には、すみやかに中央医務庁に送付されねばならない。また、有罪とされ、労働作業場への移送を命ぜられ、もしくは強制労働を課された者で中央医務庁がその者が精神病の治療を受ける必要があると認めたとときも、同様の手続をとらねばならない。

第35条 裁判所が被告の精神状態を検査するための第34条に規定されている手続をとることなく、当該被告を意思能力を欠くことを理由に刑罰を課しないと判決したときは、中央医務庁は裁判所の提案により前条の規定により当該被告に精神病の治療を受けることを命じなければならない。

裁判所は、第1項に規定する者に対して本件に関する中央医務庁の決定があるまで刑務所に安全に収容することを命ずることができる。

本件に関して、中央医務庁が行なう決定の実施は同庁の所掌とする。

第36条 第33および第34条に規定されている精神状態の検査に関する費用は、同検査終了後、第34条の規定により、第35条に規定されている精神病院での治療費用とともに、国によって支払われる。

D. 共通規則

第37条 精神障害者は親切に注意深く看護されなければならない。精神障害者看護治療施設に入院した者に対しては、看護の目的または患者もしくはその周囲の人々の安全のために必然的に必要とする場合のほか、いかなる強制力も行使してはならない。

第38条 精神障害者看護治療施設の責任者である医師は、施設に入院した患者が送付もしくはその者宛に来る書簡あるいは発送物を検査し、または検査を行わせる権限を有する。治療、検査、院内秩序または安全のために必要と認めるときは、これらを没収することができる。また責任者である医師は、公共機関宛にではなく罪を犯した者宛に送られまたはその者が発送す

る文書、もしくは物品で治療を妨げまたは犯罪捜査の進展を妨げるようなものを配達させない権限を有する。

施設にいる者が、中央医務庁、最高検察官事務局もしくは議会が任命する法律顧問宛に出す書簡、またはこれらの者からの書簡および施設にいる者がその後見人に宛てた書簡もしくは後見人から当該本人宛の書簡は、第1項に規定する犯罪の嫌疑で起訴されている者を除き、当該者に届けなければならない。

第3章 治療費用および国の援助

第39条 国の援助を受ける地方公共団体精神障害者看護治療施設の1日当りの費用は、中央医務庁の提案により、社会省がこれを定める。

中央精神病院の1日当りの費用は全国等額とする。所轄看護治療区外の患者が病院に支払う1日当りの費用は、当該者が第9条第3項により同施設に移送された者でない場合、区域内の患者が支払う規定額を最高50%迄増額することができる。

第40条 厚生福祉事務所の行う看護、奉仕および証明は無料とする。

第41条 地方公共団体精神障害者看護治療施設は、国から受ける援助によりA級およびB級の2グループに分けられる。A級とは、中央精神病院および第11条第1項の規定により中央精神病院に準ずる精神病院とする。その他の地方公共団体精神病院、地方公共団体ホーム精神科ならびに地方公共団体精神障害者看護治療ホームはB級とする。

第42条 A級の精神障害者看護治療施設に対し与えられる国の援助は、設立費、年間維持費、運営費および家庭看護治療費とする。

厚生福祉事務所に対し与えられる国の援助は、設立費、年間維持費および運営費とする。

B級の精神障害者看護治療施設に対して与えられる国の援助は、第11条第2項および第3項により、それら施設で治療を受ける患者に要する年間看護治療費とする。

第43条 A級の精神障害者看護治療施設および厚生福祉事務所の設立費用に対しては、その $\frac{1}{2}$ を国が援助する。この援助は、中央医務庁の提案により、内務省が、政府の援助に関する総合計画に含まれる設立事業として受理し、それが完成したときに与えられる。

施設の拡大または基本的修理費用は設立費用とみなす。

第44条 A級の精神障害者看護治療施設に対する国の援助は、その年間維持費および1看護治療日当り費用より算出した各中央病院における維持費および運営費の実支出額の平均額の $\frac{1}{2}$ 相当額、ならびに家庭における年間看護治療費の実支出額の $\frac{1}{2}$ 相当額とする。

第45条 厚生福祉事務所に対する国の援助は、維持費および運営費の実支出額の $\frac{1}{2}$ とする。

第46条 B級の精神障害者看護治療施設で、第11条第2項および第3項の規定に基づく施設に対する国の援助は、1看護治療日当り算出したB級に属する精神病院の維持費および運営費の実支出額の平均額の $\frac{1}{2}$ 相当額とする。

第47条 内閣は、人口が希薄であり、かつ、経済力が弱い遠隔地区の地方公共団体に対し、

第43条から第46条の規定により、当該地方公共団体が支出を予定される費用に対して、国庫からの援助を与えることができる。

第48条 この法律に規定されている国の援助およびこの援助を受ける条件に関しては、法令でこれを定める。

第4章 特別規定

第49条 他の看護治療区の中央精神病院に治療病棟を設置する権限を内閣から与えられなかった地方公共団体は、同看護治療区に属し、第50条の規定による補償を受けて、第8条の規定に基づき一定数の治療病棟をその中央精神病院に持たない地方公共団体のために、それらの治療病棟を設置する権利を放棄しなければならない。内閣は、受け戻し権の行使を欲する若干の地方公共団体には、治療病棟を必要とする当該地方公共団体の財政状態を考慮して、どの地方公共団体に同権利を与えなければならないかを決定する。

第50条 地方公共団体が支払わなければならない、受け戻し権によって設置される治療病棟に対する補償は、地方公共団体側が負担する治療病棟の設置費用から、第49条の規定により、受け戻し時に、合理的に減額して定める。補償額について合意が成立しないときは、仲裁者の決定に従わなければならない。

第51条 地方公共団体は、第59条第1項に規定されている中央医務庁の監督下にある看護治療区に関する命令を受け、第8条に規定されている看護治療区の中央精神病院に一定数の治療病棟を確保する措置をとるものとし、当該地方公共団体は、それらを12年間運営しなければならない。

第52条 内務省は、中央医務庁の提案により、中央精神病院もしくは厚生福祉事務所に、またはそれらが地方公共団体連合に属するときは、その連合の代表に対し、当該病院および厚生福祉事務所の運営事項に関する規定の遵守を命ずることができる。

第53条 国から設立費の援助を受けた中央精神病院もしくは厚生福祉事務所は、援助を受けた際、国が要求した諸条件を履行しないときは、内閣は、中央医務庁の意見を聴取し、当該中央病院または厚生福祉事務所をその理由が存する期間、その監督下に置き、さらに内閣は援助を与えた際要求した諸条件を履行させるために、それら施設を監督する特別監督官を任命することができる。義務不履行の状態がさらに継続するときは、内閣は国の援助の停止もしくは援助額の減額またはその職務を履行しない責任者の更迭もしくは事態を改善するために必要な手段のいずれかをとることを決定することができる。

第54条 中央医務庁は公立（地方公共団体）もしくは私立の精神障害者看護治療施設の運営に不都合な事態が生じたとき、またはそれらの活動に関する規則等が遵守されないときは、特別の規定がないかぎり、それら施設の閉鎖を命ずることができる。

第55条 精神障害者が入院中に行った自己の作業から得た収入は、精神病院の収入となる。ただし、病院の責任者である医師は、治療上必要と認めるときは患者に、患者自身もしくはそ

の家族の収入とする目的で作業させることを許可する権限を有する。病院の収入となる作業に対しては患者の健康増進を計る一手段として奨励金を支払うことができる。

患者は、第1項に規定されている収入で本人に属する金額を責任者である医師の許可を得て、自己の需要のために使用し、またはそれを貯蓄することができる。退院の際、患者は自己に属する金額を、自己宛もしくはその後見人宛に支払いを受けることができる。ただし退院後1年以内にその支払い請求を行わないときは、病院の財産となる。

第56条 この法律に基き、精神病院もしくは地方公共団体ホーム精神科に入院しなければならない者が、かかる施設への入院に反対するときは、警察当局、またはその者が軍人であるときは国防軍が、必要な公的援助を行わなければならない。

警察当局は、精神病院もしくは地方公共団体ホーム精神科の入院患者が許可なくして退院した場合、当該患者をかかるとして復帰せしめるために公的措置をとらねばならない。

第57条 この法律の施行に当って、中央医務庁に精神障害者を監督するために基本給与の支払いを受ける官職を設けることができる。

第58条 この法律を実施もしくは適用するために必要な事項は、法令によって定める。

第59条 この法律は1953年1月1日から効力を発するが、何時どこで各看護治療区がその活動を開始するかを決定するのは中央医務庁の所掌とする。1937年6月18日付精神障害法(286/37)および1889年5月28日の精神障害者の治療に関する法令、ならびに1929年5月31日付の地方公共団体精神病院および結核患者治療施設ならびに結核予防活動の助成に対する国の援助に関する法律(269/29)で、未だ効力がある規定は廃止する。この法律と抵触するその他の規則も廃止する。

病院の設立事業が、本法施行前の法律に基き、もしくは総合施設増強計画により、国の援助を受けることが認められ、すでに開始されているときは、同援助は前法に基き行われる。

第60条 本法の条項と抵触する法律または政令があるときは、本法の条項が遵守されなければならない。

1952年5月2日

ヘルシンキにて

共和国大統領 J. K. PAASIKIVI

内務大臣 V. J. SUKSELAINEN

あ と が き

まえがきにのべた意図にもとづいて、ここに諸外国法例集の第1巻を皆様にお届け致します。予算的な制限、人員の不足などもあって、必ずしも満足すべき状態にできあがらなかった点は、われわれも申し訳けなく思っております。ことに期日に迫られて、十分校正できなかつたため、あるいは読みづらい所があるかもしれません。次の機会には十分気をつけるつもりであります。

今回第1集に収めました法令は、ニューヨーク州の精神衛生法を主体とし、それにフィンランド、ノルウェーの法律を加えました。当初の予定ではイギリスの精神衛生法も加える予定でしたが、予算の関係上次号にまわすことに致しました。ニューヨーク州の法律は1965年につくられた最も新しい精神衛生法の一つであり、第1巻として意味があると考えたわけです。この法律は東京大学の秋元教授がお持ちで、教授の御好意でお借りすることができました。厚くお礼申し上げます。

なお邦訳にあたってご指導賜った東大法学部団藤教授、藤木助教授、北欧文化協会高井会長、上智大内田助教授にお礼申し上げるとともに、直接翻訳に当られた山下実氏、鈴木徹郎氏および川部康隆氏のご努力に感謝します。なお、この校正には編集委員及び柏木昭、鈴木浩二所員が当りました。

次の第2巻はイギリス、カナダ、西独、アメリカのイリノイ州などの法律を予定しております。

この法令集をつくるに当って、本年度及び昭和41年度に厚生科学研究費を受けておりますことを附記します。

編集委員 加 藤 正 明
後 藤 悠 司
高 臣 武 史

精神衛生資料

—第 12 号—

発行人

井村恒郎

発行所

精神衛生問題研究会

千葉県市川市国府台 1-7-3

電話 市川 (0473) ㊚ 0141

印刷所

株式会社 弘文社

千葉県市川市真間 4-5-7

電話 市川 (0473) { ㊚4007
㊚3157

